県有施設・県出資団体等調査特別委員会

調査結果報告書

令和6年10月

茨 城 県 議 会

茨城県議会議長 半村 登 殿

県有施設・県出資団体等調査特別委員会 委員長 田山 東湖

県有施設·県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

令和5年7月31日に開催された臨時会において本委員会に付託された「人口減少 社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の 在り方、経営改善方策等」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報 告する。

目 次

— はじめに — ···································	1
第1章 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した地方議会の役害	ij
1 地方議会の役割を巡る近年の動向 ······	2
2 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等	
に関する地方自治法の一部改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章 調査方針及び調査経過	
1 調査方針	6
(1)調査目的	O
(2) 調査の視点 ····································	6
(3)調査期間	_
2 調査経過	6
	O
第3章 県有施設 (公の施設等) の課題、今後の対応方針、取組状況等	
1 調査対象県有施設 (公の施設等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 調査対象施設数	8
3 過去の提言に対する審議前における取組状況	8
4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等	
1 調査対象県出資団体等	12
2 調査対象団体数	13
3 過去の提言に対する審議前における取組状況	13
4 各団体の概要、課題及び今後の対応	18
第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言	
1 県有施設 (公の施設等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1) 各施設に広く共通する県有施設(公の施設等)の全般に係る携	言
ア 議会と執行部の役割について	19

イ 県有施設(公の施設等)の設置	置目的・利用状況の再確認につい	
ζ	20	
ウ 県有施設(公の施設等)の売去	却等処分の妥当性や影響及び対応	
について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	
エ 県有施設(公の施設等)の管理	理(指定管理等)について 21	
(2) 同種施設等に共通する提言	22	
(3) 個別施設に係る提言	24	
ア 重点的に議論した施設 ・・・・	24	
イ その他、個別の施設	25	
2 県出資団体等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26	
(1) 県出資団体等全般に係る提言	26	
ア 過去の調査特別委員会におけ	る提言に対する取組状況等の評	
価	26	
イ 本委員会の議論を踏まえた提	言 … 27	
(2) 個別の県出資団体等に係る提	言 … 28	
ア 重点的に議論した県出資団体等	等 … 28	
イ その他、個別の県出資団体等	28	
第6章 県議会による県有施設(公の	施設等)の運営状況等に対する継続的	関与
1 県有施設(公の施設等)の運営	状況等の定期報告 ・・・・・・ 29	
(1)経緯	29	
ア 第3回調査特別委員会におけ	る意見29	
イ 第5回調査特別委員会におけ	る検討結果報告 ・・・・・・・ 29	
(2) 県有施設(公の施設等)の運	営状況等の定期報告 ・・・・・・ 32	
ア 定期報告の対象とする県有施	設 (公の施設等) ・・・・・・ 32	
イ 定期報告の内容等	32	
ウ 定期報告の実施状況 ・・・・・・	33	
2 常任委員会を通じた県有施設(2	公の施設等) の運営状況等に対す	
る継続的関与	33	
(1) 県有施設(公の施設等)の在	り方や運営方針等 … 33	
(2) 本委員会による提言の常任委員	員会への承継 ・・・・・・・ 34	
- おわりに - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35	

別紙一	-覧(別紙1~	~別紙9)	 	 	36
参考資	資料		 	 	37
\bigcirc	調査に当た	った委員	 	 	38
\bigcirc	活動経過		 	 	39
\bigcirc	関連資料		 	 	46

一 はじめに 一

- ・ 年号が令和に変わって以降の時代や社会情勢の大きな変化とともに、社会全体における価値観やニーズ、意見等が多様化していくことが想定される中、令和4年1月 14日、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会において、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方」について調査審議が開始された。
- ・ また、これに先立って、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村 議会議長会においては、「議会についての住民の理解を深め、女性や若者など多様な 人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、地方議会の位置 付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動を、政府に対して継続的に行ってきた。
- ・ この結果、第33次地方制度調査会答申の冒頭において「地域の多様な民意を集約 し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論 する議会の役割がより重要となる」との認識が示され、令和5年4月26日、地方議 会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正に係る法律 案が参議院本会議において可決・成立し、同年5月8日付けで公布された。
- ・ このような地方議会の役割を巡る近年の動向、問題意識等については、令和5年7月31日に設置された本委員会の設立趣旨等に共通するものであり、本委員会は、県有施設・県出資団体等に係る運営方針の変更や決定について、執行部に対し、議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて意見するとともに、これら施設・団体に係る運営方針の変更や決定に当たっては、県民の理解を得るためにも、二元代表制の下での建設的かつ本質的な議論を尽くすべきであるとの認識に立って設置された。
- ・ 約1年2か月、全12回にわたる本委員会における審議に当たっては、執行部か ら、人口減少社会における県有施設(公の施設等)の今後の方向性や売却等処分の妥 当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、誠意ある説明をいた だいた。
- ・ また、洞峰公園、鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株))、国民宿舎「鵜の岬」 等、教育研修センター、堀原運動公園及び笠松運動公園の現地調査において、関係者 各位から丁寧な説明や意見等をいただくとともに、地方議会の役割及び議員の職務等 の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正については、全国都道府県議会議長会 議事調査部長から、貴重なご意見をいただいた。
- ・ 今般、本委員会における調査・検討の集大成として、委員会での審議結果等を踏ま え、人口減少社会における県有施設(公の施設等)の今後の方向性や売却等処分の妥 当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等についての調査結果を、ここに 報告するものである。

第1章 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した 地方議会の役割

1 地方議会の役割を巡る近年の動向

(1) 時代状況及び住民の価値観等の多様化

- ・ 我が国の人口は、平成 17 年に戦後初めて前年を下回った後、平成 23 年以降、減少の一途をたどっており、多くの地域において人口減少と少子高齢化が加速度的に 進展している。
- ・ このことは、議会とともに二元代表制の一翼を担う大井川知事による令和6年第 1回定例会の提案説明においても、「私たちが直視しなければならない最も重要な課 題」として認識が共有されているところである。
- ・ また、令和2年に国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、 令和5年5月に感染症法の規定に基づく5類感染症へと移行するまでの、いわゆる 「コロナ禍」の状況の中で、社会経済領域の全般にわたってオンライン化が著しく 進展・普及した。
- ・ さらには、令和5年7月に国連のアントニオ・グテーレス事務総長が用いた「地球沸騰化時代」という言葉に象徴されるような地球規模での温暖化が刻々と進展しており、これに伴い発生していると考えられる自然災害の頻発・激甚化、電気料金やガス料金の高騰などのエネルギー供給問題、食を支える農林水産漁業等への影響などは、地域住民の生活に直結する大変重要な課題である。
- ・ このように、令和6年現在、時代は、あらゆる領域において大きな変化の渦中にあり、これらの変化に呼応して、地域社会を構成する個々人の価値観や社会意識、これらに基づく行動様式等が多様化し、更なる変容を遂げていく様相を呈している。

(2) 住民の価値観等の多様化を踏まえた議会の役割

- こうした時代状況の下、議事機関たる議会は、執行機関の長である知事とともに、 県民から直接選挙により選任された二元代表制の一翼を担う存在として、多様化する地域住民の意思を県政に反映させるため、その果たすべき役割がますます増大してきているものと考えられる。
- ・ このため、平成24年12月に公布・施行され、直近では令和3年12月に一部改正がなされた茨城県議会基本条例第2条に謳われた「議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思決定を行う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す」という基本理念の下、各議員は、選挙によって選出された県民の代表として、その負託にこたえるため、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を果たしていく必要がある。

・ とりわけ、同条例第20条に規定された「議会運営並びに政策の立案及び決定等について、県民に対して説明する責務」を果たしていくことが、議事機関として二元代表制の一翼を担う議会の権能の源泉を踏まえた、その役割として肝要であると考えられる。

(3) 全国都道府県議会議長会等を通じた中央政府に対する要請等

・ このような地方議会の役割の重要性についての認識の高まりと、議会への多様な人材の参画の推進については、近年、全国的に広く共有されている問題意識であり、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の3つの議長会(以下「全国議長会」という。)においては、「議会についての住民の理解を深め、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくため、地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動を、中央政府に対して継続的に行ってきたところである。

2 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等に関する地方自治法の一部改正

(1) 第33次地方制度調査会(内閣総理大臣諮問機関)による答申

- ・ 令和4年1月14日、内閣総理大臣から「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度の在り方」についての諮問を受け、第33次地方制度調査会が発足し、全国議長会による「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請内容についても、その審議項目の1つとして取り扱われることとなった。
- ・ 令和4年12月28日、当調査会は、発足から約1年にわたる議論、審議等を経て、内閣総理大臣に対し、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を示し、地方議会の役割等について、以下の内容が明記された。

(第33次地方制度調査会答申における地方議会の役割等に関する主な事項)

- ・ 全国的に人口減少と高齢化が進行するとともに、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大することが見込まれるが、そのような中で、資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる。
- このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に

開かれた議会を実現していくことが重要である。

・ 議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる。

(2) 地方議会の役割の明確化等を内容とする地方自治法一部改正の概要等

- ・ 全国議長会による「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定すべき」との要請活動、第33次地方制度調査会による「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる」ため、「議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。」との答申などを踏まえ、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部改正に係る法律案が令和5年4月26日に参議院本会議において可決・成立し、同年5月8日付けで公布された。
- ・ 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化を内容とする地方自治法の一部改正の 新旧条文については、下表のとおりである。

(地方自治法一部改正の内容)

改正後	改正前
(第89条)	(第 89 条)
普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公	普通地方公共団
共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。	体に議会を置く。
② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところによ	
り当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決	
し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使	
する。	
③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普	
通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にそ	
の職務を行わなければならない。	

※ なお、その他、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正 化を図るため、請願書の提出等のオンライン化、会計年度任用職員に対する勤勉 手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見

(3) 地方自治法の趣旨を踏まえた本委員会における議論の意義

- ・ 全国議長会等による政府に対する継続的な要請活動の結果として実現した、地方 自治法の一部改正の内容のうち、地方議会の役割及び地方議員の職務の明確化に関 する文言の追記部分については、改正に先立って、第33次地方制度調査会の答申冒 頭に明記された「地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場 の違いを包摂する地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要となる。」とい う問題意識を踏まえたものと考えられる。
- ・ また、この問題意識については、改正地方自治法が公布された令和5年5月8日から約3か月後、同年7月31日に設置された本委員会の設立趣旨等に共通するものに他ならない。
- ・ 本県議会は、県の意思決定を行う議事機関として、県有施設(公の施設等)・県出資団体等に係る運営方針の変更や決定について、執行部に対し、議会の関与の仕方に不十分な点があったことについて意見するとともに、これら施設・団体に係る運営方針の変更や決定に当たっては、過去の調査特別委員会における提言とこれに対する取組状況、施設・団体の運営の実態と今後の見通しなどについて議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要であることを相互に再認識した上で、二元代表制の下での建設的かつ本質的な議論を尽くすべく、本委員会を設置したものであり、このことは、まさに地方自治法改正の趣旨と軌を一にするものである。

第2章 調査方針及び調査経過

1 調査方針

(1)調査目的

少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、コロナ禍を経て、オンライン 化が進んだことなどにより、各種県有施設の利用者の減少が見込まれ、今後の施設 の老朽化対策や維持管理経費の確保などが、県財政上の大きな課題となりつつある。 また、県出資団体等についても、こうした施設管理を担う団体を中心に、経営環 境の変化への対応方針によって、県財政にも少なからず影響を与える可能性がある。 社会情勢が大きく変化し、県民のニーズが変化する中において、県有施設の売却 等の処分や県出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているが、執行 に当たっては、これまでの調査特別委員会での提言とその対応、利用実態と今後の 見通しなどについて、議会等において十分な議論を行い、県民の理解を得ることが 重要である。

このため、人口減少社会における県有施設(公の施設等)の今後の方向性や売却 等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について、重点的 に調査検討を行う。

(2)調査の視点

- ・ 県有施設(公の施設等)の設置目的・利用状況の再確認
- ・ 県有施設(公の施設等)の売却等処分の妥当性や影響及びそれへの対応
- ・ 県有施設(公の施設等)管理(指定管理等)の今後の対応[長寿命化の推進、 資産総量の適正化、資産活用の視点]
- ・ 県出資団体等の経営状況や課題
- ・ 経営改善方策や事業の在り方等、今後の方向性 等

(3)調査期間

令和5年7月31日~令和6年9月30日

2 調査経過

- ・ 本委員会は、令和5年7月31日に開催された臨時会で設置され、同年8月2日の 第1回委員会において調査方針を決定して以降、12回にわたり委員会を開催し、調 査対象とした県有施設(公の施設等)・県出資団体等の調査、審議等を行ってきた。
- ・ 第1回から第12回にわたる主要な審議事項等については、参考資料のとおりである。

第3章 県有施設(公の施設等)の課題、今後の対応方針、 取組状況等

1 調査対象県有施設(公の施設等)

・ 県及び県出資団体等が所有し、県民の利用に供している施設(公の施設(※)等)の数は、表1のとおり。このうち、県が所有する施設から学校、道路、河川を除いた 111 施設に、県出資団体等が所有し県民が一般利用する 9 施設を加えた施設数は、120 施設となっている。

表1)県有施設の数(R5.7現在)

j	所有者	区分	数量		
県	県管理	学校	134 施設		
		道路	329 路線		
		河川	216 本		
		上記以外 (例:笠松運動公園、県民文 化センター等)	98 施設		
		うち企業会計	15 施設	県	
	その他	県が市町村や団体等に貸し付けなど により管理を委任している施設 (例:竜神大吊橋、袋田の滝 観瀑施設等)	13 施設	111 施設	公の 施設等 120 施設
県	出資団体等	県民が一般利用する施設 (例:鹿島セントラルビル、茨城 空港旅客ターミナルビル等)	9施設	県出資 団体等 9施設	
		上記以外 (事務所、道路等を除く)	12 施設		

※ 地方自治法(抜粋)

第 244 条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設 (これを公の施設という。)を設けるものとする。

第244条の2

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公 の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 調査対象施設数

- ・ 調査対象とする施設については、県及び県出資団体等が所有し、県民の利用に 供している施設とし、このうち、譲渡等の方向性が提示された施設や在り方の検討 が進められている施設について重点的に調査を行うとともに、その他の施設につい ても、今後の管理の方向性等の観点から調査を行うこととした。
- 120 施設(うち重点的に議論した施設 18 施設)
- ・ 調査対象施設については、別紙1のとおり。

3 過去の提言に対する審議前における取組状況

(1)過去の提言と審議前における取組実績

- ・ 平成9年から5回にわたる出資団体等調査特別委員会、平成10年の行財政改革調査特別委員会、平成20年の財政再建等調査特別委員会などから、県出資団体等の見直し、廃止等に加え、県有施設(公の施設等)の在り方に関し、民間活力の積極的な活用及び適切な事業手法の検討、指定管理者制度の一層の導入など様々な提言を行った。
- ・ 執行部では、これらの提言を踏まえ、表 2 に記載のとおり、県民ニーズの変化、民間施設との類似性、地域振興、運営の効率化、運営団体の健全化などを考慮しながら、市町村や民間への施設の譲渡・廃止、再編・統合など、不断の見直しを進めてきた。
- ・ また、同表中の「その他」に記載のとおり、民間活力の導入による施設の活性化等の観点から、アクアワールド茨城県大洗水族館や茨城県フラワーパークのリニューアルなど魅力向上に向けた取組のほか、サイクリング拠点としてのりんりんスクエア土浦の開設など交流人口増加に資する取組を行うとともに、老朽化した「あすなろの郷」については官民の役割分担を明確化したうえで施設整備に着手している。

表2) 平成9年以降、調査特別委員会の提言に対する主な対応

所有者 内容 (カッコ内は対応年度)	
 ○施設の譲渡・廃止等 水海道産業技術専門学院(H13)、ひたちなか母子の家(H14)、 友部みどり学園(H14)、長生園(H15)、中小企業福祉センター(H1 吾国山洗心館(H20)、西山研修所(H24)、 県 こども福祉医療センター(H25)、リハビリテーションセンター(H2 鹿島セントラルモール(H30)、児童センターこどもの城(R2) ○施設の再編・統合 内原厚生園をあすなろの郷へ統合(H15)、 古河産業技術専門学院を筑西産業技術専門学院へ統合(H28) 	

		その他 アクアワールド茨城県大洗水族館(R2)、茨城県フラワーパーク(R3)、 偕楽園(R5)の魅力向上 りんりんスクエア土浦の開設 (H30) あすなろの郷の施設整備着手 (R5)
県出団体	資等	施設の譲渡・廃止等 鹿島ハイツ* (H15) ※雇用・能力開発機構所有、 老人母子休養ホーム「福寿荘」(H16)、砂沼サンビーチ (H20)、 余暇活用センター「やみぞ」(H21)、サンテーヌ土浦 (H21)、 ワープステーション江戸 (H23)、つくば国際貨物ターミナル(H24)、
	1	いばらき IT 人材開発センター(H28)

(2) 審議前における取組の方向性

ア 社会情勢の変化に伴う喫緊の課題としての「施設の在り方検討」

- ・ 執行部では、予想を上回る急激な少子化と人口減少、超高齢化など、今まさに変化の激しい「非連続の時代」を迎えているとの認識のもと、県有施設(公の施設等)については、喫緊の課題として改めてその在り方を精査する必要があるとしている。
- ・ 特に、施設の経営状況や利用実態によっては、将来の県財政に甚大な影響を及 ぼすことから、老朽化の進行など条件面の悪化により、民間活力の導入等の機を 逸することなく、先手、先手の対応を行っているところである。
- ・ 今後とも、調査特別委員会からの提言等を踏まえるとともに、利用する県民や 地元関係者等に対する丁寧な説明に努めながら、適時適切に見直し等の検討を進 めていくこととしている。

イ 審議前の時点で譲渡等の方向性を提示した施設と過去の提言の内容

・ 白浜少年自然の家など6施設に関する対応方針と平成20年以降の調査特別委員会での提言との対応状況は、表3のとおりである。

表3)施設別の審議前における方針と過去の提言

施設名	方針	過去の調査特別委員会での提言
白浜少年自然 の家		・少子化傾向を踏まえた施設廃止などの計画的 な余剰定員の解消。[H20 再建調特]
里美野外活動 センター	等	・指定管理業務など民間に任せることのできる 部門については、積極的な民間団体の参入促 進。[H22、H26 出資調特]
青少年会館	宿泊事業廃止	・県による青少年や若者への支援の総合的かつ 一体的な実施と併せて指定管理者制度の適用 の見直し等を含めて、施設の在り方を幅広く 検討したうえで、期限を定めて、抜本的に見 直し。[H22 出資調特]

		-
洞峰公園	市へ移管	・県と県民、企業、市町村、関係団体等が一体 となり、それぞれが持てる能力を最大限発揮 して、少子高齢化等への変化に挑戦。[R4 変 革期リード調特(全施設に対する総括的提 言)]
健康プラザ	管理手法 見直し	・健全な財政構造の確立・財政健全化に着実に 取り組むとともに、新たな成長の原動力とな る分野への重点投資、県有地をはじめ県有財 産の有効活用を進める必要。[R4 変革期リー ド調特(全施設に対する総括的提言)]
鹿島セントラルビル・マナントスペース浴施設等)(鹿島都市開発網所有)	民間譲渡	・当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。ホテル事業については、切り離して民間のノウハウを活用することも検討。[H22、H26 出資調特]

ウ 審議前の時点で在り方の検討を進めている施設

・ 今後の施設の在り方を検討するため、サウンディング調査等を実施している施設は7施設である(表4のとおり)。いずれも、過去の調査特別委員会等の提言を踏まえ、民間活力の導入等による施設の活性化を目指そうとするものであり、丁寧に対外的な説明に努めていくこととしている。

表4)施設別の審議前における状況

No	施設名	審議前における状況		
1	大洗マリンタワー 港中央公園	・ひたちなか・大洗リゾート構想の対象区域にあ り、施設の老朽化や利用者の減少、大洗マリーナ の民間譲渡の動き等を踏まえ、港中央公園を含め たサウンディング調査を実施。		
2	国民宿舎「鵜の岬」 カントリープラザ「鵜 の岬」	・利用者数の減少や旅行形態の変化等を踏まえ、より魅力ある施設として持続的に発展させるため、 サウンディング調査を実施。		
3	県民の森、植物園 (森 のカルチャーセンタ ー、きのこ博士館)	・観光誘客に向けて、民間のアイデアを取り入れた 魅力向上計画(基本構想)を策定。		
4	大洗公園	・ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向け、パーク PFI 制度の導入による民間事業者の募集を行うほか、その他のエリアについても利活用方法を検討。		

・ この他、施設の構成、管理手法の見直しを予定している施設や、在り方などを

検討している施設として、県立産業技術短期大学校、笠間芸術の森公園などの県営公園、あすなろの郷、カシマサッカースタジアムがある。

4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針

各施設の概要、課題及び今後の対応方針については、

別紙2-1 重点的に議論した施設(執行部から方針の変更が示されたもの)

別紙3-1 重点的に議論した施設(方針の変更がないもの)、

別紙4-1 その他、個別施設

のとおり。

第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等

1 調査対象県出資団体等

(1) 県出資団体等の定義と団体数

ア 県出資団体等の定義(「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」第2条)

- ① 県が出資を行っているすべての法人(=出資法人)
- ② 県は出資を行っていないが、県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている一般社団・一般財団法人(=援助法人:3期連続して収入総額に対する県の財政的援助の割合が4分の1以上かつ県職員の派遣)

イ 県出資団体等の数

- ・ 令和5年7月1日現在、県の指導監督基準の対象となる団体(県出資団体等) は33団体(財団法人18、社団法人2、特殊法人5、会社法法人8)。うち1団体 ((公社) 茨城県森林・林業協会) が援助法人
- ・ 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた平成 26 年と比較すると、 8 団体減少
 - ※ 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標: 平成 29 年度までに概ね 30 団体程度

表1) 年度別指導対象団体数の推移(各年7月1日現在) (単位:団体)

区分(年)	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法法人	計
H13	32	11	7	19	69
H17	29	7	7	17	60
H21	28	5	7	15	55
Н26	21	1	6	13	41
H27	21	1	6	12	40
H28	20	1	6	10	37
H29	19	1	6	10	36
Н30	19	1	6	10	36
R1	19	1	5	10	35
R2	18	1	5	9	33
R3	18	1	5	9	33
R4	18	2	5	8	33
R5	18	2	5	8	33
R5-H26	$\triangle 3$	1	$\triangle 1$	△5	△8

※ 令和6年7月1日時点においては、上記対象団体から、出捐金相当額が返還された茨城県社会福祉事業団 (R5.9) が削除され、新たに出資を行った笠間栗ファクトリー (株) (R6.5) が追加されて、計33団体となっている。

2 調査対象団体数

- ・ 調査対象とする県出資団体等については、令和5年7月1日現在、県の指導監督 基準の対象となる33団体(県の援助法人を含む。)とし、このうち、令和4年度の 経営評価上、「改善の余地あり」などとなっている9団体について重点的に調査を行 うこととした。
- ・ また、令和6年5月に新たに出資した笠間栗ファクトリー(株)についても調査対象とし、重点的に調査を行った。
- ・ 調査対象県出資団体等については、別紙3のとおり。

3 過去の提言に対する審議前における取組状況

(1)過去の提言と取組実績

ア 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会

提 言 の 内 容 (改革における基本的認識)

- 本県財政は依然として厳しい状況に あるため、引き続き、財政の健全化を県 出資団体等改革の根本に据えて取り組 むべきであり、県出資団体の一般財源依 存体質からの早期脱却を目指すべき。
- 真に財政再建につながる改革を実行するためには、県出資団体等に限らず、 県行政の役割の見直しや事業改善も常 に視野に入れ、改革を連動させていくこ とが重要。
- これまでの改革は、経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。県出資団体であれば、それだけで公共性・公益性を有するかのように誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として(自立性、独立採算性)、県の業務を補完・代替し、遂行すること(県行政補完・代替機能性)に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべき。

取 組 状 況

- 提言を踏まえ、県出資団体への財 政的関与の見直しに取り組んでい る。
 - ・県出資団体への財政的関与の状況 令和4年度(決算見込み):126億円 対平成21年度比△174億円(△59%)
- 第2次県総合計画における行財政 運営の基本方針「『挑戦する県庁』へ の変革」に基づき、県民本位・積極果 敢・選択と集中の3つの基本姿勢で 出資団体改革等を推進している。
- 提言を踏まえ、団体の「廃止」や「統合」、「民営化・自立化」に取り組んでいる。また、毎年度の経営評価により、経営の健全化や団体に対する県関与の必要性等について検証を行うとともに、人的・財政的関与の適正化を図るなど、抜本的見直しを推進している。

(実績は、14、15ページのとおり)

提 言 の 内 容

- 引き続き、人的・財政的関与の縮減に 取り組む一方、今後は、出資目的、設立 目的を時代に即したものに変えていく ことにより、実質的に県民に役に立つ団 体とするよう検討すべき。
- 事業完了後の状況を追跡し、明確化することが、県出資団体の役割や県関与の必要性を判断する上での重要な分岐点になるため、団体の行っている事業の成果を明確にすべき。
- 民間と競合する事業については、県関 与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出 資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整 理していくべき。
- 出資団体の改革に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべき。
- 特に、債務超過に陥り、今後経営改善 の見通しが立たない団体については、早 期に抜本的な対応策を検討すべき。

(削減目標と実績)

○ 県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成 26 年度現在の 41 団体を、平成 29 年度までには概ね 30 団体程度にするよう、目標達成に向けて最大限の努力をすべき。

取 組 状 況

- 毎年度の経営評価において、目的 適合性や計画性、効率性などの観点 で、県出資団体が行う事務事業の点 検評価を実施している。今後も時代 に即したものとなるよう見直しを推 進していく。
- 経営評価により団体の役割や県関与の必要性等について検証を行っているほか、改革工程表により改革の進行管理と事業の成果の明確化に努めている。経営評価結果や改革工程表は、議会に報告するとともに、県ホームページで公表している。
- 提言を踏まえ、団体の廃止や統合、 人的・財政的関与の縮減など、出資団 体改革を推進している。

<団体数>令和5年7月1日現在:33 団体(H26比△8)

(内訳)

【団体の廃止、統合・合併】△6団体

- ・(公財)グリーンふるさと振興機構: 廃止 (H28.3)
- (株)いばらき I T人材開発センター:廃止(H28.6)
- (株)いばらき森林サービス:廃止 (R2.3)
- · 茨城県漁業信用基金協会:合併 (H31.4)
- •(公財) 茨城県企業公社: 合併(R2.7)
- ·(公財)茨城県中小企業振興公社:合 併(R2.8)

【民営化・自立化】△4団体

- ・日立埠頭(株): 県保有株式の譲渡 (H27.3)
- ・筑波都市整備(株): 県保有株式の 譲渡(H28.4)
- ・(公財)つくば文化振興財団:県関 与の見直し(H29.4)
- ・茨城放送(株): 県保有株式の譲渡 (R4.3)

【設立】1団体

・(公財)いばらき中小企業グローバ

提言の内容

取 組 状 況

ル推進機構:(R2.4) 【援助法人該当】1団体

・(公社)茨城県森林・林業協会: (R4.4)

- 県出資団体への人的関与については、 県派遣職員を平成21年度現在の261名 から、早期に2分の1程度に削減すると ともに、これを上回ることのないよう努 めるべき。
- <人的関与の縮減>
 - ・県派遣職員数は、令和5年7月1日 現在110人(△151人)。平成21年 度の2分の1以下となっている。

○ 財政的関与については、引き続き自立経営を行っている営利法人への出資金を引き揚げるとともに、今後とも、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金(平成21年度合計額約300億円)が150億円程度を上回ることのないよう努めるべき。

<財政的関与の縮減>

- ・補助金・委託料・貸付金の合計額は、 令和4年度(決算見込み)で126億円 (△59%)。150億円以下となってい る。
 - *公社対策は平成 25 年度で終了。なお、委 託料は公共工業団地造成費等を除く。

(あらゆる機会を利用した削減の推進)

- 損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。
- 損失補償等の限度額について必要 な見直しを実施し、債務残高の削減 に努めている。
 - ■損失補償等の限度額と債務残高 (単位:百万円)

年度	限度額	債務残高
平成 26 年 度末 (A)	30, 195	2, 424
令和4年 度末 (B)	21, 531	194
(B)-(A)	△8, 664	△2, 230

(経営改善)

- 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、 財務基盤の強化や経営の健全化を図るべき。
- 改革工程表が財務基盤の強化等に 資するものであるかを毎年度精査す るとともに、目標の変更が生じた場 合にはこれを明記するなど、改革工 程表の適正性を確保しながら進行管 理に取り組んでいる。
- 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべき。
- 毎年度の経営評価において、目的 適合性や計画性、効率性などの観点 で、県出資団体が行う事務事業の点 検評価を実施している。今後も業務 運営の一層の簡素・合理化を図って いく。

提言の内容

取 組 状 況

○ 県出資団体の経営状況や県による支援内容等については、県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべき。

○ 県出資団体の決算状況や支援状況 などを記載した経営評価結果につい て、議会に報告するとともに、県ホー ムページで公表するなど、積極的な 情報開示に努めている。

(経営責任の明確化)

○ 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、事業運営の責任体制の明確化を図るべき。

- 法人の責任体制の明確化や意思決定の迅速化を図るため、知事・副知事の代表兼職を必要最低限に抑制。また、可能な限り経営責任者の常勤化を図り、改革工程表による経営目標の達成度を検証・評価し、経営責任の明確化を図っている。
- ・知事、副知事の代表兼職:7団体(令 和5年7月1日現在)
- 県出資団体の運営や経営に係る情報 は、不利益な情報であっても開示し、責 任の所在を明確にすべき。
- 経営評価や改革工程表により目標 の達成度を検証し、その結果を議会 に報告するとともに、県ホームペー ジで公表している。

イ 令和4年変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会

提言の内容

取 組 状 況

(出資団体改革)

○ 時代が大きく変化する中、県の政策展開を加速させるためにも、出資団体を戦略的に活用していく必要がある。

新たな総合計画が目指す将来像の実現に向けて、県が掲げる政策実現の担い手として、出資団体が果たす役割や政策・施策への関わりを明確に示すことが必要である。

漫然と団体ありきで仕事をつくることや、人的・財政的支援をするのではなく、 現在の県政との関連からその役割を見直して「地域振興や県民生活の向上」に向けた、中長期的な目標を明確に示す必要がある。

○ 経営評価において将来展望を評価する項目を設ける等、出資団体が取り組むべき課題や目標についての評価も必要である。

○ 第2次県総合計画に基づき、社会 経済情勢の変化や県民のニーズに的 確に対応するため、出資団体の県行 政における役割を明確にし、事業の 効果や経営状況等を踏まえ、将来を 見据えた在り方等の見直しを進めて いる。

また、経営評価において、目的適合性や計画性、効率性などの観点で、出資団体が行う事務事業の点検評価を実施するなど、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図っている。

○ 令和4年度の経営評価から、評価 書に「今後の事業展開の方向」に加 え、「法人の将来展望」を追加した。

提言の内容					
	+:=	<u> </u>		11.1	7.5
	471	=	(/)	ווע	/X:

○ 引き続き県派遣職員を必要最小限とするよう、人的関与の縮減を原則とする一方で、県及び出資団体の活性化につなげるため、必要に応じて県から若手職員を派遣する等、多様な知識やスキルを持つ人材育成に取り組んでいく必要があ

○ 出資団体のデジタル化の推進について、業務効率化と県民サービスの向上につながるよう、県が指導力を発揮すべきである。

取 組 状 況

○ 毎年度の経営評価により、団体に 対する県関与の必要性等について検 証を行い、人的関与の適正化を図っ ている。

また、県としても、県庁外での業務 経験は職員の能力向上や意識改革に つながることから、その推進の一環 として、必要に応じ派遣している。

- 県派遣職員数 (令和 5 年 7 月 1 日現 在): 110 人
- 茨城県公社等連絡協議会の研修会 や経営評価の機会等を通じ、出資団体 に対しデジタル化への取組について働 きかけている。

(2) 取組の方向性

る。

(第2次県総合計画「出資団体改革の推進」(令和4年3月策定))

- ・ 出資団体が効率的かつ効果的に運営され、その結果、地域の振興及び県民生活の向上を促進し、県民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資団体改革を着実 に推進する。
- ・ また、推進に当たっては、出資団体等調査特別委員会や変革期をリードする茨城づくり調査特別委員会の提言等を踏まえ、改革工程表の進行管理等により、計画的に行う。

【出資団体の在り方の見直し】

・ 社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行 政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据え た在り方等の見直しを進める。

【経営健全化の推進】

・ 経営評価による指導や改革工程表(保有土地等)の進行管理の徹底等を図る ことにより、出資団体の経営の健全化を推進する。 また、法人情報について県民に分かりやすく公開する。

【自立的な経営の推進】

- ・ 出資団体は、経営の結果責任を十分認識し、自立的な経営を推進するととも に、県は、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財 政的関与の適正化を図る。
- ・ また、出資団体におけるデジタル技術の活用を促進することにより、県民サービスの向上を図る。

4 各団体の概要、課題及び今後の対応

各団体の概要、課題及び今後の対応については、

別紙7-1 重点的に議論した県出資団体等(執行部から方針の変更が示されたもの)

別紙8-1 重点的に議論した施設 (方針の変更がないもの)、

別紙9-1 その他、個別施設

のとおり。

第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言

1 県有施設(公の施設等)

(考え方)

・ これまでの本委員会審議等(現地調査を含む。)の過程において、委員から発言 のあった施設に係る主な意見、適正な運営に向けた提言等について、以下の3つ に区分して整理した。

◆ 委員からの意見、提言等に係る3つの区分

- ① 各施設に広く共通する県有施設(公の施設等)の全般に係る提言
- ② 同種施設等に共通する提言
- ③ 個別施設に係る提言

(1) 各施設に広く共通する県有施設(公の施設等)の全般に係る提言

- ・ 県有施設(公の施設等)ついては、施設全般に共通する課題や複数の施設にまた がる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、特定の県有施設(公 の施設等)に対する委員からの意見や指摘を、その施設だけでなく、施設全般に共 通する課題として捉え、その意見や指摘の趣旨に基づいてまとめた施設全般に係る 提言を以下に示す。
- ・ なお、この提言は、今後、執行部における各施設の運営に当たって留意すべきものであり、個別具体的な提言がない施設についても、<u>原則として、</u>この提言に留意して今後の運営に当たるべきものである<u>(これらの施設全般に係る提言が、施設の設立趣旨や意義に鑑み、明らかに該当し得ない場合を除く。)</u>。

ア 議会と執行部の役割について

・ 議会は、知事と対等の機関として、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、県の重要な意思決定に関する事件を議決し、地方自治法に定める検査及び調査その他の権限を行使するとともに、積極的な政策提案を通して、執行部による政策形成を促す役割を有する。

執行部は、議会が、この車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設(公の施設等)の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。

イ 県有施設(公の施設等)の設置目的・利用状況の再確認について

(県民サービスを提供する施設運営の在り方)

・ 県有施設(公の施設等)の運営は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な事業であり、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものであることから、社会情勢の変化や利用者ニーズについて中長期的な展望を持ちつつ、地域住民や利用者にとって不便や不安が生じないよう、利用者のことを最優先に考えていくことが求められる。

(変化する住民ニーズに対応したサービスの見直し)

・ 時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設(公の施設等)が提供するサービスを改善していくことが求められる。

ウ 県有施設(公の施設等)の売却等処分の妥当性や影響及び対応について (運営方針の変更等に際しての十分な議論の必要性)

・ 県有施設(公の施設等)の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。

(県民への影響についての検討の必要性)

・ 県有施設(公の施設等)の廃止や再編を判断する際には、設置当初の目的や意義に照らして、当該施設が提供してきた公共サービスの内容等を踏まえ、その廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について検討することも重要である。

(最善の運営手法についての検討の必要性)

・ 県有施設(公の施設等)の運営については、経営状況の悪化や老朽化による維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法の見直しなどを含め、最善の運営手法について検討すべきである。

(サウンディング調査の留意事項)

- ・ 県有施設(公の施設等)のサウンディング調査については、民間譲渡や売却等 処分の方針を前提として実施すべきものではなく、例えば、収益構造の改善など、 個別の施設が抱える課題やその対応方針等について、議会に事前説明をしながら 実施することが、議会と執行部相互の信頼関係の構築にとって重要である。
- ・ 県有施設(公の施設等)のサウンディング調査については、収支が悪化し運営 が危機的な運営状態になってから実施するのではなく、当該施設の現状把握や代 替運営手法の検討段階から実施することも有効であることに加え、その中で施設 の在り方を検討するための必要な情報や判断材料等については、議会に報告すべ きである。

(県による所有継続の判断基準)

・ 県有施設(公の施設等)の収益と今後の大規模修繕にかかる費用等を含めた支 出を算出し、収支がマイナスの見通しとなる場合、県が所有の継続の適否を判断 するに当たっては、その財政的負担の程度と施設の公的な役割・設置意義を比較 し、その負担の程度が県として受け入れられるものかどうかということも一つの 判断基準となる。

エ 県有施設(公の施設等)の管理(指定管理等)について

<長寿命化の推進>

(適切な目標使用年数と柔軟な老朽化対策等)

・ 「茨城県公共施設等総合管理計画」における「茨城県県有建築物長寿命化実施 基準」に基づく目標使用年数の原則(80年)にこだわらず、県有施設(公の施設 等)を利用する地域住民の安心・安全の観点から、当該施設にとっての適切な目 標使用年数や、状況に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等について、個別 に判断していくことも必要である。

(更新に係る優先順位の検討や計画的な予算の確保)

・ 今後、同時期に建設された県有施設(公の施設等)が、一斉に更新時期を迎える ことも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の 平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。

(利用者目線に立った維持管理)

・ 目新しい事業に目が向きがちであるが、既存施設の健全な管理に必要な維持管理予算を確保するとともに、併せて、老朽化したトイレの改修を進めるなど、利用者目線に立った施設の改修等を進めるべきである。

<資産総量の適正化>

(利用状況の変化を見据えた最適な規模や機能の検討)

・ 県有施設(公の施設等)の在り方を検討するに当たっては、少子化等による利用者減少などの状況変化を見据え、利用実態に合った最適な規模や機能について検討した上で見直しを行い、役割を終えた施設の廃止に向けて検討する視点がある一方で、新たに必要となる施設について検討する視点も大切である。

(市町村等との役割分担等)

- ・ 県有施設(公の施設等)の利用者が広域的であることに鑑み、それぞれの地元 市町村が、自身に求められる役割を再認識した上で、施設運営等に主体的に関与 してもらうことも重要である。
- ・ 公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設(公の施設等)だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・ 集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。

<資産活用の視点>

(将来を見据えた資産活用策の検討)

・ 人口減少の進行に伴い、利用料収入の減少が懸念され、収益改善の努力がより 重要になるため、補修・維持管理費用の見通しや、多様なニーズの変化を踏まえ た中長期的な展望をもちながら、資産の有効活用策を検討すべきである。

(利用状況に応じた設備等の機能拡充)

設置当初と比べ、利用状況や利用形態が変化してきたことによる設備等の機能

が不十分となることが予見される場合には、施設利用者の快適性や効率的な運営 につなげていくため、当該設備等の機能拡充を検討することも必要である。

(PFI制度等の活用)

・ 県有施設(公の施設等)の運営に当たっては、将来的な維持管理・更新費用の確保も課題であることから、民間の資金やノウハウを活用するPFI制度等の導入も一つの選択肢となり得るものである。

(トータルコストを踏まえた施設の運営・管理)

・ 県有施設(公の施設等)には、指定管理料、委託料や補助金等の財源や、将来に わたる維持管理のために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正確 な実態把握に資する「公共的な経営感覚」に基づく運営・管理が求められる。

(指定管理についての定期的な状況確認)

・ 長期的に同一の指定管理者が管理している県有施設(公の施設等)もあることから、民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの質の向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に照らし、効果的な運営手法が行われているか、定期的に確認を行う必要がある。

(ネーミングライツ導入時の留意事項)

・ 県有施設(公の施設等)においてネーミングライツを導入する場合、収益確保 という経済的側面だけではなく、地域の利用者の視点に立って考えられる感性を 持って、その施設の名称が地域住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものと なるような検討が重要である。

なお、特定の県有施設(公の施設等)を対象とせずに、施設全般に対しての委員の 主な発言や執行部の説明、提言については、別紙5のとおり。

(2) 同種施設等に共通する提言

県有施設(公の施設等)には同様又は類似した設置目的や役割を持つ同種施設があり、これらには共通する課題があるため、複数の施設にまたがる委員からの意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、以下の提言は、特定の施設に対する委員からの意見や指摘を、その同種施設全般に共通する課題に基づくものとして捉え、その意見や指摘の趣旨をまとめた同種施設等に共通する提言である。

その施設が分類される同種施設等に対する提言に留意し、今後の運営に当たるべきものである。

ア 同種施設等に共通する考え方

・ 全ての県有施設(公の施設等)に対して一律に運営方針を示すことは困難とも 考えられるが、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、基本的な 運営方針を共有することなどについて検討していくべきである。

イ 公共インフラ施設に共通する留意事項

・ 公共インフラ施設の老朽化が危惧されているが、自然災害から住民を守るため

の国土強靭化が求められる中で、必要なことを先送りせずに、施設の更新を将来 への投資として捉えた予算の考え方を持つことが重要である。

ウ 福祉施設に共通する留意事項

・ 福祉施設は、県民生活に不可欠かつ直結する福祉サービスを提供する公的役割 を担っていることを踏まえ、常日頃からサービスの質を落とさないことを最優先 に考えて、適切な賃金や人員配置など職員の処遇にも配慮しながら、事業の継続 に努めるべきである。

エ 観光施設等に共通する留意事項

・ 観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図り ながら、より良い施設運営に努めるべきである。

オ 産業技術専門学院に共通する留意事項

- ・ 少子化の進行により高等学校等の卒業生が減少する一方、大学進学率の上昇や 企業における高等学校等の卒業生の採用増加などの理由により、新規入学者が 年々減少している現状を踏まえ、地元の工業系の高等学校等との連携強化や新た な入学者の掘り起こしなど、変化していく学生や企業のニーズを的確に捉えた学 院運営を検討していくべきである。
- ・ 産業技術専門学院は、地元企業側からは企業ニーズを的確に捉えた人材を輩出していくことが求められる一方で、利用者側からは企業ニーズに対応した教育カリキュラム修了後の進路や就職先が明示されることが求められていることを認識して、地域の産業界が求める知識や技能を身につけた人材輩出の拠点としての役割を担っていくことが重要である。

カ 都市公園に共通する留意事項

- ・ 都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえ、バランスの取れた管理運営を行うべきである。
- ・ 社会情勢の変化により、都市公園の位置づけが設置当初と変わってきている場合もあることから、それぞれの設置目的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理 すべきものか改めて検討することも必要である。

キ 下水道施設に共通する留意事項

・ 大規模地震等の災害時における県民の日常生活に支障が生じないようにするため、下水道施設の耐震化を着実に進め、可能な限り早期に完了できるよう努めるべきである。

ク 広域水道に共通する留意事項

・ 施設規模が増大することで、将来的に利用者負担が増えないよう、適正な規模 や配置に留意することに加え、耐震化の推進などにより災害に強い水道インフラ を整備し、必要水量を安定供給していくことが求められる。

ケ 県立病院に共通する留意事項

・ 施設の狭隘化や老朽化が進んでいることを踏まえ、地域医療構想調整会議での 議論を進め、県民に進歩的な医療技術やサービスが提供できるよう、病院の整備 や機能の充実に努めるべきである。

コ 教育庁所管施設に共通する留意事項

・ 教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、 中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。

サ 青少年教育施設に共通する留意事項

- ・ 青少年教育施設は、未来を支える子どもたちのために資するものであり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、将来、青少年が社会の担い手となっていくことを支援することが期待されている。この設立の意義や重要性を踏まえながら、適切な施設運営の検討に努めるべきである。
- ・ 民間譲渡については、地域振興に加え、従来の設置目的に資する施設となるような在り方を考えていくべきである。
- 施設の再編について検討するに当たっては、地域の良さや特徴を念頭に置いて、 各施設の特色を消さないように工夫するべきである。

シ 生涯学習センターに共通する留意事項

・ 生涯学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動の推進に欠かせない施設であることから、施設運営の現状分析や課題整理を行うに当たっては、コスト削減だけでなく機能充実の視点も持つべきである。

(3) 個別施設に係る提言

他の施設には当てはまらず、その施設のみに該当する提言を以下に示す。この提言は、今後の運営に当たって留意すべきものである。

ア 重点的に議論した施設

重点的に議論した施設に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙2-2 重点的に議論した施設(執行部から方針の変更が示されたもの) 別紙3-2 重点的に議論した施設(方針の変更がないもの) のとおり。

イ その他、個別の施設

重点的に議論した施設以外の施設に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙4-2 その他、個別の施設のとおり。

2 県出資団体等

(考え方)

- ・ 県出資団体等については、経営評価上、「改善の余地あり」などとなっている団体 について重点的に調査を行うとともに、その他の団体についても経営の健全化等の 観点から調査を行った。
- ・ 過去に行われた出資団体等調査特別委員会等における執行部に対する提言も含めて、県出資団体等の経営状況や課題、経営改善方策や事業の在り方、今後の方向性等の観点から審議等した結果について、各団体の経営評価書の記載内容等も参照の上、以下のとおり整理した。

◆提言の構成

- ①県出資団体等全般に係る提言
 - ○過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価
 - ・出資団体等調査特別委員会について
 - ・変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会について
 - ○本委員会の議論を踏まえた提言
 - ・県出資団体等の運営における重要な視点
 - ・県出資団体等全般に係る提言
- ②個別の県出資団体等に係る提言
 - ○重点的に議論した県出資団体等
 - ○その他、個別の県出資団体等

(1) 県出資団体等全般に係る提言

ア 過去の調査特別委員会における提言に対する取組状況等の評価

(ア) 出資団体等調査特別委員会について

- ・ 過去の出資団体等調査特別委員会(平成22年及び平成26年)は、当時の厳 しい県財政の健全化という視点の下、県出資団体等の抜本的改革等を求めて調 査・検討を行い、改革の方向性等について提言を行ったものである。
- ・ これらの委員会における「かつてない危機的状況にある県財政の健全化を、 県出資団体の改革の根本に据えて取り組むべき」との趣旨の提言に沿って、これまで執行部による取組が確実に進められてきた。
- ・ その取組状況を審議したところ、団体の廃止・統合や民営化、県による財政 的・人的関与の縮小などの具体的な削減目標に対し、おおむね目標を達成して いる状況であった。
- ・ また、団体の経営状況についても、経営評価等によると、十分ではないものの 改善が確認できる。
- 県財政の状況について、各財政指標等を確認すると、直近の約10年間は改善

傾向にあると見受けられ、提言を踏まえたこれまでの執行部の努力は評価に値 するものであり、財政の健全化に向けた提言に対しておおむね目標が達成され たものと思料する。

・ 執行部に対しては、今後も県財政のさらなる健全化に向けた、継続的な取組 を求めることとする。

(イ)変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会について

- ・ 変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会(令和4年)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル化等の進展など、社会情勢が大きく変容する中で、新たな県総合計画の策定に際して、「新時代の茨城づくりに向けた諸方策の在り方」について調査・検討を行ったものである。
- ・ この委員会において提言してきた、新たな時代の各種課題の改善に向けて求められている取組については、対応を進めているものも多く認められるが、執行部に対しては、引き続き、提言を踏まえた取組を求めることとする。

イ 本委員会の議論を踏まえた提言

- ・ 県出資団体等には、団体全般に共通する課題や複数の団体にまたがる委員から の意見や指摘が見受けられた。このことを踏まえ、特定の団体に対する委員から の意見や指摘を、団体全般に共通する課題として捉え、その意見や指摘の趣旨に 基づいてまとめた団体全般に係る提言を以下に示す。
- ・ なお、この提言は、今後、執行部における各団体の指導に当たって留意すべき ものであり、個別具体的な提言がない団体についても、<u>原則として、</u>この提言に 留意して今後の指導に当たるべきものである<u>(これらの団体全般に係る提言が、</u> 当該団体の設立趣旨や意義に鑑み、明らかに該当し得ない場合を除く。)。

(ア) 県出資団体等の運営における重要な視点

- ・ 今後さらなる運営の改善を行うに当たっては、執行部には、原則として過去 の出資団体等調査特別委員会等の提言やその趣旨、考え方を踏襲することが求 められる。
- ・ 一方で、時代や社会情勢が大きく変化している中においては、必ずしも過去 の提言のみに縛られることなく、その時代に合った施策を講じることにも留意 すべきである。
- ・ 県出資法人等経営評価において「改善の余地あり」などと評価された団体については、その評価及び指摘された課題に対して、引き続き改善に努めていくことが求められる。
- ・ 執行部は、県出資団体等が、地域振興や県民生活への向上など多様な行政目的を実施するうえで重要な役割を担っていることを改めて認識し、時代の状況の変化に対応しながら団体に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていくことが求められる。

(イ) 県出資団体等全般に係る提言

- ・ 県出資団体等が実施する事業は、公共性・公益性が高い重要なサービスが多く、長期にわたって持続的・安定的に実施されるべきものであることから、当該 団体の運営方針の変更等を検討する場合においても、質の高い持続的なサービス の提供を最優先に考えていくことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、地域振興に寄与する役割もあることを踏まえ、地域の活性 化の一翼を担う存在となるよう、地域の声に寄り添って取り組むことが求められ る。
- ・ 県出資団体等は、県の政策実現のための担い手でもあり、その施策や所有施設等は、県の政策を県民向けに実現する直接的な手段でもあることを再認識し、 県出資団体等のさらなる有効活用が求められる。

(2) 個別の県出資団体等に係る提言

他の団体には当てはまらず、その団体のみに該当する提言を以下に示す。この 提言は、今後の指導に当たって留意すべきものである。

ア 重点的に議論した県出資団体等

重点的に議論した団体に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙 7 - 2 重点的に議論した県出資団体等(執行部から方針の変更が示されたもの) 別紙 8 - 2 重点的に議論した県出資団体等(方針の変更がないもの) のとおり。

イ その他、個別の県出資団体等

重点的に議論した団体以外の団体に対しての委員の主な発言や執行部の説明、提言については、

別紙9-2 その他、個別の県出資団体等のとおり。

第6章 県議会による県有施設(公の施設等)の運営状況等 に対する継続的関与

1 県有施設(公の施設等)の運営状況等の定期報告

(1)経緯

ア 第3回調査特別委員会における意見

- ・ 令和5年9月25日に開催された第3回委員会において、洞峰公園、鹿島セントラルビルなど、重点的に議論するとした県有施設(公の施設等)に係る執行部の 運営方針について、それぞれ「総合的に見て妥当」と判断した。
- ・ 一方、本委員会として、妥当と判断するに当たっては、これらの施設の運営方 針の決定等に至る手続面において、議会への事前説明が不十分であったこと、方 針変更の判断が執行部のみで行われようとしたことなど、県の意思形成過程にお ける議会の関与について不十分な点があったことなどについて、執行部に対して 意見した。
- ・ 今後、県有施設(公の施設等)の譲与・譲渡手続等に係る類似案件に対しても、 議会が十分関与できる仕組みをつくる必要があることから、本委員会から執行部 に対し、現行の仕組みで不足している部分、例えば、「茨城県県有財産の交換、譲 与、無償貸付け等に関する条例」及び「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する 取扱基準」の改正、議会への報告の義務づけなど、早期に具体的な仕組みづくり について検討を進め、その結果を本委員会に報告するよう求めた。

イ 第5回調査特別委員会における検討結果報告

・ 本委員会からの第3回委員会における報告要求に対し、令和5年12月21日に 開催された第5回委員会において、執行部から、「今回、調査対象とする全ての県 有施設(公の施設等)について、毎年1回(第2回定例会時)、所管常任委員会に おいて定期報告を行う」旨の報告があり、本委員会は、これを了承することとし た。

[執行部からの検討結果報告の概要等]

検討事項	現行の対応	検討結果
①議会への説明に	・ 譲渡等の方針を検討した	◎ 今回、調査対象となった
ついて	施設については、直近の所	全施設について、毎年1回
	管常任委員会で報告を行っ	(第2回定例会) 定期的な
	ている。	報告を行う。
	その資料については、対	(理 由)
	応方針等の概要の分かる資	・ 譲渡等の方針を検討し
	料で説明を行っている。	た施設のみでなく、そうし
		た動きのない施設につい
		ても定期的な報告を義務
		づけることにより、全ての
		施設の現在の状況や動向
		を議会へ提供する仕組み
		とする。
		報告に当たっては、本委
		員会で使用した資料に基
		づき、施設の設置の経緯や
		利用状況等を説明するこ
		とにより、しっかりとした
		議論をするために必要な
		情報を提供する。
		・説明資料については、所
		管常任委員会の委員に説
		明するほか、全ての議員に
		提供し、情報の共有を図
		る。
		・ 定期報告後に譲渡等の
		方針を検討した施設につ
		いては、従来どおり直近の
		所管常任委員会で説明す
		ることとするが、その際、
		概要のみではなく、本委員
		会の資料のように、各施設
		の現状や課題に加え、周辺
		への影響等を整理した資
		料により、詳細に説明を行
		う。

検討事項

現行の対応

検討結果

- ・ 地方自治法において、地方 公共団体の財産を適正な対 価なくして譲渡するときは、 条例で定める場合を除くほ か、議会の議決によらなけれ ばならないとされている。
- ・ 本県では、国から示された 条例準則に基づき譲与条例 を定め、地方公共団体、その 他公共団体が公用若しくは 公共用、又は、公益事業の用 に供する場合には譲与でき るとしている。
- ・ 譲与できる財産について は、取扱基準において該当す る場合を例示して規定して いるが、これにより難い特別 な理由があるときは、総務部 長との協議により、特別な取 扱いをすることができると している。
- ・ なお、こうした特別な取扱 いについては、現状、同一目 的で市町村が施設を公解体予 に供する場合や、県で解体予 定の建物を市町村が譲運 定の建物を市町村が譲運 はる場合など、限定的な適 ける場合など、公有財産の としており、公有財産の を 理と効率的、統一的財産 の総括としている。 長の協議を必要としている。
- ・ また、一方で、公の施設の 廃止等の際には、施設の設置 及び管理に関する条例の改 正等の議案を上程し、その審 議の際に、譲与についても議 論されている。

◎ 現行のとおりとする。(理 由)

- ・ 同一目的で市町村が公 共用に供する場合でいる 限定した運用としての施設にる こと、また、公の設置及びに 理に関する条例の改正等 理に関する条例の際に、議 等を審議する際に、議 かにであることの 論がて、現行の規定のまる まえて、現行の規定のまま きるため。
- なお、譲与条例については、国が示している準則どおりの内容となっている。

検討事項	現行の対応	検討結果
③「議会の議決に付	• 地方自治法第96条第1項第	◎ 現行のとおりとする。
すべき契約及び	8号において、条例で定める	(理 由)
財産の取得又は	金額の財産処分について議	地方自治法及び同法施行
処分に関する条	会の議決が必要とされてお	令において売払いに当たっ
例(昭和39年茨城	り、その金額は地方自治法施	ての基準を予定価格として
県条例第3号。以	行令において、都道府県、指	おり、財産条例においても政
下「財産条例」と	定都市等ごとに、売払いの予	令で基準とする取引実例等
いう。)」の改正	定価格の最低基準が定めら	から定めた予定価格を採用
	れている。	しているため。
	・ この施行令に基づき、本県	
	においては、財産の処分に関	
	し財産条例を定め、その第3	
	条において、予定価格7,000	
	万円以上、かつ土地について	
	は2ヘクタール以上のもの	
	を議決の対象としている。	
	・ なお、譲与など適正な対価	
	によらない譲渡は、地方自治	
	法第96条第1項第6号に該	
	当するため、財産条例の適用	
	外となっている。	

(2) 県有施設(公の施設等)の運営状況等の定期報告

ア 定期報告の対象とする県有施設(公の施設等)

本委員会で調査対象とした全ての県有施設(公の施設等)(別紙1参照)

- ※1 調査対象とした全 120 の施設のうち、既に譲渡、廃止された施設等については、定期報告の対象外とした。
- ※2 執行部による施設の在り方や方針の変更など、報告すべき事項があった際には、随時、議会(直近の所管常任委員会)へ報告を行うこととした。

イ 定期報告の内容等

- ・ 本委員会で調査対象とした全ての県有施設(公の施設等)について、毎年1回、 利用状況や運営状況、方針等を取りまとめた運営状況報告書により、第2回定例 会の所管常任委員会において定期報告を行う。
- ・ 運営状況報告書については、所管常任委員会における報告終了後、全議員に対 して情報提供する。

施設の在り方の検討開始や譲渡等の方針変更があった場合には、定期報告を待たずに、随時、議会(直近の所管常任委員会)へ報告を行う。

ウ 定期報告の実施状況

- ・ 上記(1)の経緯を踏まえ、本委員会委員長は、令和6年5月31日付けで、県 議会議長に対し、「県有施設・県出資団体等調査特別委員会における調査、審議等 の経緯を踏まえ、執行部が、毎年1回、県有施設(公の施設等)に関する運営状況 報告書を作成し、第2回定例会の常任委員会において定期報告を行うこととなっ た。」旨の報告を行った。
- ・ 県議会議長は、この報告を受けて、令和6年6月4日に開催された令和6年第 2回定例会議会運営委員会において、「県有施設・県出資団体等調査特別委員会に おける審議等を踏まえ、今定例会から、執行部による県有施設(公の施設等)の運 営状況等の定期報告が実施されることとなった。」旨の報告を行い、同月12日に 行われた各常任委員会において、第1回目となる県有施設(公の施設等)に関す る運営状況報告が行われた。

2 常任委員会を通じた県有施設(公の施設等)の運営状況等 に対する継続的関与

(1) 県有施設(公の施設等)の在り方や運営方針等

- ・ 全12回にわたる本委員会における議論、審議等を振り返ったとき、特に、重点的に議論した施設に関する審議等において、共通して議論の俎上に上った論点は、「今般、執行部における「県有施設(公の施設等)の運営を民営化すれば、サービスの合理化、収益増等が図られる」との考え方は、これらの施設・団体が有する公共的な意義や設立目的に鑑みたとき、あまりに短絡的に過ぎるのではないか。」という趣旨のものであった。
- ・ この論点に関し、本委員会としては、「県有施設(公の施設等)の在り方や運営方 針等について検討を行う際には、まず、その施設の本来の意義や設立目的等について 改めて見つめ直し、議会や地元住民、利用者等を含めた議論を尽くすべきである。」 という考えが、おおむねの総意であった。
- ・ こうした考えの下、本委員会としては、「それぞれの施設について、例えば、ある 施設については収益増を求める必要性からその運営に民間の活力を活用する一方、 別の施設については県民の生活や福祉の向上のために持続的かつ安定的な公共サー

ビスの提供が最優先であることから、県が予算確保や投資をした上で運営に関与していくといった、各々の施設について県としての基本的な考えを持っておくことが必要不可欠であり、また、大変重要である。」という旨の総括的な見解を示した。

(2) 本委員会による提言の常任委員会への承継

- ・ 本委員会を立ち上げる以前にも、常任委員会において、県有施設(公の施設等)の 在り方や運営方針等について議論、審議等がなされてきたが、本委員会における執行 部との議論、審議等を通じ、改めて、今後の常任委員会においては、<u>県民の意思を県</u> 政に反映させるべく、これまで以上に緊張感のある公正かつ公平な議論、審議等を行 う必要があると思料されるところである。
- ・ このため、この調査結果報告書において取りまとめた提言については、本委員会における調査、審議等を踏まえて制度化された毎年1回(第2回定例会時)の県有施設(公の施設等)の定期報告の内容について議論、審議等する際の指針や視点等として、各常任委員会において承継されるべきものと考える。
- ・ <u>各常任委員会における県有施設(公の施設等)の定期報告に当たって、議事機関としての議会においては、例えば、特定の課題を念頭に選定した施設を重点的に審議</u>するなど、建設的かつ質の伴った議論を行うことが求められる。
- ・ 執行部には、丁寧な説明を求めるとともに、二元代表制の下、これまで以上に緊 張感のある公正かつ公平な議論、審議等が可能となるよう取り組むべきであると考 える。

— おわりに —

- ・ 本委員会は、令和5年7月31日の臨時会において設置された。
- ・ 臨時会を開いて調査特別委員会が設置されるのは、昭和39年以来、約60年ぶりの ことであり、本委員会は、県民から直接選挙により選任された二元代表制の一翼を担 う存在として、議会の権能を最大限に発揮しながら、県民の負託に的確にこたえると いう役割を果たすべく、12回の委員会審議及び3回の現地調査を進めてきた。
- ・ この間、県執行部からは、120の県有施設(公の施設等)の今後の方向性や売却等処分の妥当性、34の県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等に係る資料の提出や誠意ある説明がなされ、活発な議論を交わすことができた。ここに感謝申し上げる。
- ・ また、洞峰公園、鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株))、国民宿舎「鵜の岬」 等、教育研修センター、堀原運動公園及び笠松運動公園の現地調査においてご協力い ただいた関係者の方々、地方自治法の改正と地方議会の活性化についてご講義いただ いた全国都道府県議会議長会議事調査部長の下田正幸様には、審議に資する貴重なご 意見をいただき、厚く御礼を申し上げる次第である。
- ・ 県有施設(公の施設等)・県出資団体等は、県民生活に直結する公共サービスを提供 する重要な主体として、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものである。
- ・ その運営方針を検討するに当たっては、経済的な合理性だけではなく、設置当初の 目的や意義を再認識しながら、人口減少社会における利用実態と今後の見通し、地域 住民の生活や福祉に与える影響などについて、議会等において十分な議論を重ね、県 民の理解を得ることが重要である。
- ・ こうした問題意識の下での本委員会審議を通して、執行部から、議会による継続的 な関与が可能となる仕組みとして、毎年、第2回定例会において県有施設(公の施設 等)の運営状況を定期報告することが提案され、実施されることとなった。
- ・ 本委員会としては、この調査結果報告書において取りまとめた提言が、県有施設(公 の施設等)の在り方や運営方針等について議論、審議等する際の指針や視点として承 継され、今後、各常任委員会を通じて、執行部による県有施設(公の施設等)に係る運 営状況等に対する継続的関与が維持されていくことを切に求めるものである。
- ・ 結びに、執行部においては、毎年実施されることとなった定期報告を待つことなく、 今後とも、必要に応じて、適時適切に議会への説明を行い、議論、審議等を尽くすべ きであることを申し添えて、本委員会の報告とする。

別 紙 一 覧

第3章 2 調査対	村象施設
【別紙1】	調査対象施設
第3章 4 各施討	段の概要、課題及び今後の対応方針
【別紙2-1】	重点的に議論した施設
	【執行部から方針の変更が示されたもの】
【別紙3-1】	重点的に議論した施設
【別紙4-1】	その他、個別施設
第4章 2 調査対	村 <mark>象県出資団体等</mark> 「一
【別紙6】	調査対象県出資団体等
第4章 4 各団体	ҍの概要、課題及び今後の対応
	重点的に議論した県出資団体等
【別紙7-1】	【執行部から方針の変更が示されたもの】
【別紙8-1】	重点的に議論した県出資団体等
【別紙9-1】	その他、個別の県出資団体等
第5章 県有施設・	・県出資団体等の適正な運営に向けた提言
第5章 1 (1) 名	外施設に広く共通する県有施設(公の施設等)の全般に係る提言
Emilia -	県有施設(公の施設等)の全般に係る提言 「場合施設等」の全般に係る提言
【別紙 5】	【特定の施設を対象とせずに、施設全般に対して議論したもの】
第5章 1 (3) 個	固別施設に係る提言
【別紙2-2】	ア 重点的に議論した施設
	【執行部から方針の変更が示されたもの】
【別紙3-2】	ア 重点的に議論した施設
【別紙4-2】	イ その他、個別の施設
第5章 2 (2) 個	固別の県出資団体等に係る提言
	ア 重点的に議論した県出資団体等
【別紙7-2】	【執行部から方針の変更が示されたもの】
【別紙8-2】	ア 重点的に議論した県出資団体等
【別紙 9 - 2】	イーその他、個別の県出資団体等

参考資料

\bigcirc	調査に当た	った委員	• • • • •	 • • • • • •	 	38
\bigcirc	活動経過			 	 	39
\bigcirc	関連資料			 	 	46

〇 調査に当たった委員 (令和5年7月31日~令和6年9月30日)

委員長 田山東湖

副委員長 星田弘司(※)

委員 葉梨 衛

委 員 飯塚秋男

委員森田悦男(~令和5年12月22日)

委 員 川 津 隆 (令和5年12月22日~)

委員下路健次郎(※)

委員 鈴木 将 (令和6年9月4日~)

委員 豊田 茂

委 員 村田康成

委員 小松﨑 敏 紀

委 員 小泉周司

委員 村本修司

委 員 二川英俊

委員 中山一生

委員 江尻加那

委員 長田麻美

※ 令和6年9月4日付けで星田弘司副委員長が議員辞職したことに伴い、 当日付けで下路健次郎委員が副委員長に就任。

〇 活動経過

<u> </u>	伯勒性吧	
口	開催日	審議事項等
		○ 調査方針及び活動計画の決定
1	令和5年	○ 県有施設及び県出資団体等の全体概要に係る説明聴取
1	8月2日(水)	及び審議
		○ 指定管理更新対象施設の協議・決定
		○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針
		に係る説明聴取及び審議
		[県有施設]
		・ 青少年教育施設(中央青年の家、白浜少年自然の家、さ
		しま少年自然の家、里美野外活動センター)
		洞峰公園
2	8月30日(水)	・ 鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株))
	0月30日(水)	・ 健康プラザ
		· 青少年会館
		・ あすなろの郷
		[県出資団体等]
		・ 鹿島都市開発(株)
		· (社福) 茨城県社会福祉事業団
		○ 県有施設・県出資団体等の方針の協議・決定
		○ 洞峰公園
		視察概要:現地視察、概要説明、つくば市意見聴取、質疑応
_	【現地調査①】	答
	9月13日(水)	〇 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))
		視察概要:現地視察、概要説明、参考人意見聴取(西条昌良・
		元県議会議員)、従業員意見聴取、質疑応答
		〇 継続審議
		• 洞峰公園
		・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株))
		○ 県有施設の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取 R 10001111
		及び審議
		[県有施設]
3	9月25日(月)	・ 国民宿舎「鵜の岬」等(国民宿舎「鵜の岬」、カントリー
		プラザ「鵜の岬」)
		・大洗マリンタワー
		・ 茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設 (港中央
		・ 大洗公園 ・
		・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンタ
		ー、きのこ博士館)

口	開催日	審議事項等
4	11月8日(水)	 ○ 取組状況報告 ・ 鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株)) ○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設]
_	【現地調査②】 12月5日(火)	国民宿舎「鵜の岬」視察概要:現地視察、概要説明、支配人意見聴取、質疑応答

口	開催日	審議事項等
5	12月21日(木)	 ○ 公の施設等の譲与・譲渡手続に係る議会の関与に関する説明聴取及び審議 ○ 取組状況報告 ・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館) ○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 「県有施設] ・ カシマサッカースタジアム ・ つくば国際会議場 ・ 矢田部サッカー場 ・ 茨城県健康管理センター ・ 竜神大吊橋 ・ 袋田の滝観瀑施設 ・ 茨城県下部連場 ・ いこいの村園沼((公財) 茨城県開発公社) ・ 茨城空港監事場 ・ いこいの村涸沼((公財) 茨城県開発公社) ・ 茨城空港旅客ターミナルビル((公財) 茨城県開発公社) 「県出資団体等] ・ (公財) 下域県国際交流協会 ・ (公財) 茨城県開発公社 ○ 継続審議 ・ 国民宿舎「鵜の岬」等(国民宿舎「鵜の岬」、カントリープラザ「鵜の岬」)
_	【現地調査③】 令和6年 2月7日(水)	 ○ 教育研修センター 視察概要:現地視察、概要説明、質疑応答 ○ 堀原運動公園 視察概要:現地視察、概要説明、質疑応答 ○ 笠松運動公園 視察概要:現地視察、概要説明、質疑応答

口	開催日	審議事項等
6	令和6年 2月13日(火)	 ○ 取組状況報告 ・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館) ・ 里美野外活動センター ○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設] ・ ホテルレイクビュー水戸 ・ 県立図書館 ・ 生涯学習センター(水戸、県北、鹿行、県南、県西) ・ 美術館、博物館(近代美術館、陶芸美術館、自然博物館) ・ 県立歴史館 ・ 教育研修センター ・ 運動公園(堀原運動公園、笠松運動公園) ・ 県営ライフル射撃場 [県出資団体等] ・ (公財) 茨城県スポーツ協会
7	3月25日(月)	 ○ 継続審議 ・ 国民宿舎「鵜の岬」等(国民宿舎「鵜の岬」、カントリープラザ「鵜の岬」) ○ 取組状況報告 ・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株)) ・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館) ・ 笠間栗ファクトリー(株)への出資 ・ 里美野外活動センター ・ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 「県有施設] ・ 県立産業技術短期大学校 ・ 県立産業技術専門学院(水戸、日立、鹿島、土浦、筑西) ・ つくば創業プラザ ・ 県立笠間陶芸大学校 ・ いばらき量子ビーム研究センター

口	開催日	審議事項等
		・ (株) つくば研究支援センター・ (公財) 茨城カウンセリングセンター・ (一財) 茨城県科学技術振興財団
8	5月10日(金)	 ○ 取組状況報告 ・ 鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株)) ・ 大洗鹿島線 (鹿島臨海鉄道 (株)) ○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設] ・ 波崎漁港海岸休憩施設 ・ 漁港施設 (那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設) ・ 自然観察施設等 (奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手まき記念の森) ・ 園芸リサイクルセンター ・ 米平公共育成牧場 ・ 広域水道 (県南西、鹿行、県中央) ・ 工業用水道 ・ 中央病院 ・ こころの医療センター ・ こころの医療センター ・ こども病院 「県出資団体等」 ・ (公社) 茨城県農林振興公社 ・ 茨城県農業信用基金協会 ・ (公社) 茨城県森林・林業協会 ・ (公財) 茨城県北海業協会 ・ (公財) 茨城県防犯協会 ・ (公財) 茨城県暴力追放推進センター
9	6月19日(水)	 取組状況報告 ・ 県立産業技術専門学院(水戸、日立、鹿島、土浦、筑西) ・ 県民の森等(県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館) ・ 笠間栗ファクトリー(株) ・ 洞峰公園 ・ 里美野外活動センター

口	開	催	日	開催日
				 ・ 白浜少年自然の家 ○ 県有施設及び県出資団体等の現状、課題及び対応方針に係る説明聴取及び審議 [県有施設] ・ 都市公園(偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園) ・ 茨城港大洗港区の港湾環境整備施設(港中央公園(中央地区)及び大洗海浜公園(大洗マリーナ地区)) ・ 茨城港(常陸那珂港区、日立港区、大洗港区)及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港 ・ 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道(那珂久慈、霞ケ浦湖北、霞ケ浦常南、霞ケ浦水郷、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部) ・ 県営住宅及び共同施設 ・ 大洗港フェリーターミナルビル((株)茨城ポートオーソリティ) [県出資団体等] ・ (一財)茨城県建設技術管理センター ・ 鹿島埠頭(株) ・ (株)茨城ポートオーソリティ
10	7月2	2 日	(月)	 ○ 有識者意見聴取(オンライン) 地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割、議員の職務等の明確化等に関する地方自治法の一部改正に係る経緯、趣旨、概要等について全国都道府県議会議長会議事調査部長 下田正幸 氏 ○ 継続審議 ・ 笠間栗ファクトリー(株) ○ 調査結果報告の章立て及び項目(案)の検討、県有施設・県出資団体等に係る総括的審議、提言等

口	開催日	審議事項等
11	9月3日(火)	 ○ 継続審議 ・ 笠間栗ファクトリー(株) ○ 取組状況報告 ・ 国民宿舎「鵜の岬」等(国民宿舎「鵜の岬」、カントリープラザ「鵜の岬」) ・ 鹿島セントラルビル(鹿島都市開発(株)) ・ 土浦港 ○ 調査結果報告(最終提言案)の検討
12	9月30日 (月)	○ 取組状況報告・ 鹿島セントラルビル (鹿島都市開発 (株))○ 調査結果報告 (最終提言案) の決定

関連 資料

<u>1</u>	具有施設(公の施設等)に関する資料_
(1)	県有施設の施設数・利用者数・維持管理費の推移(H26~R5)・・・・・・47
(2)	令和5度末期限の指定管理更新対象施設 ・・・・・・・・・・5
(3)	茨城県公共施設等総合管理計画(概要) ・・・・・・・・・・55
<u>2</u>	県出資団体等に関する資料 <u></u>
(1)	県出資団体等(指導監督基準対象法人)一覧(令和5年7月1日現在)、出資団体削減一覧、経営評価結果の推移・・・・・・・・・・・・・57
(2)	県の人的支援状況、県の財政的支援状況、出資団体等の経営評価状況につい
	<u> </u>
(3)	令和4年度県出資法人等経営評価結果一覧(法人形態別) ・・・・・・7
(4)	本県財政の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
3 3	<u>委員会に関する資料</u>
(1)	本委員会の設立趣旨・審議経緯・調査結果報告等(イメージ図)・・・・・・74
(2)	
(3)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・でを 委員長から議長に対する公の施設等に係る運営状況報告について
_ (0)	(令和6年5月31日付け)・・・・・・・・・・・・・・97

県有施設·県出資団体等調査特別委員会資料 第1回

公の施設等について ~公の施設等の概要(参考資料)~

(総務部)

令和5年8月2日(水)

1 施設数の推移について

- 公の施設等を、「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」(総務省、3年毎に実施)の分類に基づき、学校、 道路、河川を除いて分類すると、区分毎の施設数の推移は下表のとおりとなっている。 〇 公の施設等の施設数は、令和5年7月現在、111施設。

表1) 施設数

\	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										
	施設区分	H26	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5
エリケリエ	レクリエーション・スポーツ	10	10	6	6	10	10	10	10	6	6
産業振興		10	10	10	10	10	6	6	6	6	6
中的	公園	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16
財	インフラ	31	31	31	31	31	31	30	30	29	27
文教		26	26	26	26	26	26	25	25	25	25
社会福祉		14	14	14	14	13	13	13	12	12	12
その街※		17	17	17	17	17	16	14	14	13	13
	111111111111111111111111111111111111111	125	125	123	123	123	121	117	116	113	111

県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設 *

利用者数等の推移について S

- 主な公の施設(年間利用者数 10 万人以上、過去の調特での提言施設等)の利用者数は下表のとおり。
- 平成 26 年度と令和 4 年度で比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい貸館を行っている施設(つくば国 他施設と 比べて利用者数の減少率が高い傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大以前から低減傾向となっている施設もある。 県西生涯学習センター) は、 や社会教育施設(さしま少年自然の家、 際会議場、県民文化センター、総合福祉会館) \bigcirc
- なお、県民の森・植物園については、無料も含めた全利用者数を計上しているが、コロナ禍による三密回避等の理由により、 利用者数を維持している。

利用者数 麦

3 0.53 1.03 0.82 0.73 20 0.80 0.91 R4/H26 131,525 454,913 58, 177 357 339, 509 444,059 234, 420 R4153, 72,76977,987 41,560384, 512 237, 272 317, 198 178,981 R340, 566 60,864 709 235, 193 194, 111 129,695 246, 230 R269, 68, 466 200,027 267,695 528, 514 674, 547 513, 727 115,021 \mathbb{R}^{1} 74,679170,415 211,545609, 734 625,941 269,929 609, 241 H30 75, 124 422, 441 265,934 224, 748 597,622 634,877 164,727 H29 74,205 521,404 547,019 270,543 212,047 604,882 190,699 H28 75, 208 186 772, 510 268, 513 634, 242 528, 700 176, 520 H27 218, 70,893 257, 265 635, 752 439, 782 890, 174 164,447 211,030 H26 の考え方 全利用者 有料のみ 全利用者 全利用者 利用者数 有料のみ 有料のみ 有料のみ つくば国際会議場 カシマサッカースタシ゛アム 笠松運動公園 県民文化センター 施設区分 国民宿舎「鵜の岬」 洞峰公園 偕楽園

1.24 0.56

264, 314

257, 275

214, 564 13, 514

254,815 72, 715 121,964

239,992

237, 742 74,023 170,265 175,023

227, 483 74,365 170, 112 172,840150,365

215, 445 784

212,944

全利用者 全利用者

県民の森・植物園

82, 168,

85,060

さしま少年自然の家

72,516

170,530 183,928 131,503

927

169,985

全利用者 全利用者 全利用者 入所者

県西生涯学習センタ、

県立歴史館

総合福祉会館 あすなろの郷

47,599

21,42066,609 1.02 0.40 0.89

432

442

454 871

464

474

482

484

487

487

151,816

177, 385

169, 195 149,919

147, 460

719

59,

34, 470

29,

108,813

112,009

90, 716

173, 714

0.59

100,167172,324

419

52,

きの利用者の合計。	
ントリープラザの利	
とカントリー	
、国民宿舎の宿泊者とカン	
は、国民宿	
ら、利用者数は、	
)岬」を含む。	
プラザ「鵜の	
カントリープ	
申」には、	
:「鵜の山	
国民宿舎	
*	

偕楽園の利用者数は、好文亭利用者数のみ。

きのこ博士館を含む。 森のカルチャーセンター、 県民の森・植物園には、 *** ***

維持管理費の推移について ო

- 主な公の施設の維持管理費は下表のとおり。 \bigcirc
- 平成26年度と令和4年度で比較すると、多くの施設では新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、利用者数が大き く減少しているものの、維持管理費について大幅な低減は見られない。 \bigcirc

表3)維持管理費										(百万円)
施設区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H26
カシマサッカースタジ・アム	230	243	305	291	392	360	358	398	380	1.65
国民宿舎「鵜の岬」	282	952	725	751	774	781	626	631	721	0.92
笠松運動公園	479	453	460	463	475	453	427	476	519	1.08
偕楽園	527	488	535	537	192	949	612	290	620	1.18
洞峰公園	298	309	303	298	297	299	292	291	271	0.91
つくば国際会議場	521	492	480	494	515	517	305	324	420	0.81
県民文化センター	300	302	282	282	276	293	251	569	291	0.97
県民の森・植物園	128	125	128	121	122	113	109	118	120	0.94
さしま少年自然の家	26	28	98	91	91	92	68	88	92	0.97
県西生涯学習センター	135	134	128	129	127	126	123	119	122	06.00
県立歴史館	292	264	277	288	307	326	331	351	346	1.32
総合福祉会館	117	116	118	115	118	114	107	106	107	0.91
あすなろの郷	3,041	2, 963	2,780	2,994	2, 903	2, 908	2,817	2,879	2,852	0.94

維持管理費は施設の運営に必要な人件費、管理費(光熱水費、施設管理費等)、修繕費(大規模な修繕費等は除く。

国民宿舎「鵜の岬」の維持管理費は、カントリープラザ「鵜の岬」を含んだ費用。

偕楽園の維持管理費は、弘道館公園外4公園等を含んだ費用。

洞峰公園の維持管理費は、赤塚公園を含んだ費用。R4 は洞峰公園の一部にパーク PFI を導入。 **** ** ***

県民の森・植物園の維持管理費は、森のカルチャーセンター、きのこ博士館を含んだ費用。

資料の一部を抜粋のうえ掲載

第1回 県有施設·県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について~対応状況~

(総務部)

令和5年8月2日(水)

今年度末期限の指定管理の更新について 4

(1) 提言及び取組状況

民間活力の導入の観点から、県が管理運営を行っている 98 施設中、60 施設に指定管理者制度を導入。

表5) 提言の内容と取組状況

	1,111			
	を設における指 え	直営施設	47 (43.1%)	38 (38. 8%)
取 組 状 況	に比べ、公のħ : 3%増加。	指定管理	62 (56.9%)	60 (61.2%)
取組	は 22 年度割合は約4	公の施設	109	86
	提言のあった平成 22 年度に比べ、2 管理者制度の導入割合は約 4.3%増加。	区分	H22: A	R5: B
提言の内容	○ 外部委託等の民間活力導入については、県の基本方針に ○ 提言のあった平成 22 年度に比べ、公の施設における指定 沿って具体的な経費削減の取組を一層進めるべき。 管理者制度の導入割合は約 4.3%増加。	 	て、原則公募など県改革案の方向に沿って適切な運用を図	<u>る</u> とともに、未導入の県有施設についてはより一層の導入

 $\triangle 9 (\triangle 4.3\%)$

 $\triangle 2 (+4.3\%)$

注)カッコ内は、公の施設全体に対する割合

差引 (B-A)

県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除 き、指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い 手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を <u>図るべき</u>である。県有施設の管理を主な目的とする県出資 団体については、担い手の育成・参入状況を睨みながら、 廃止の時期を判断していくべき。[H22 出資調特] 0

			,						
	施設数	24		4	_	22	9	8	09
現在の指定管理の期限	区分		555更新予定	うち更新なし	R6 年度末期限	R7 年度末期限	R8 年度末期限	R9 年度末以降期限	-1 11111
\bigcirc									

を検討すべき。[H20 再建調特]

(2) 指定管理の更新に向けた手続き

- 指定管理を更新する予定の 20 施設については、令和 5 年第 2 回定例会の各常任委員会において、指定管理の指定方針を 説明しているところ。
- これらの施設については、今後速やかに公募の手続きを開始し、次期指定管理者の選定を進め、令和5年第4回定例会に おいて指定管理者の指定に関する議案を提出する予定である。

表 6) 指定管理更新対象施設

-	4 'u= +7"	古子子子子子子	募集条件	条件
No	施設名	現在の指定管理者	区分	期間
1	県民文化センター	(公財) いばらき文化振興財団	公募	5年
2	一 多 八 入 滑 曽	(公社) 茨城県農林振興公社	公募	5年
3	あすなろの郷	(社福) 茨城県社会福祉事業団	非公募	1年
4	青少年会館(ユースホステルを除く。)	ユース・アイマネージメントグループ	公募	5年
2	グトハ・ゲーラ	(社福) 茨城県母子寡婦福祉連合会	公 募	5年
9	大洗マリンタワー	大洗町	非公募	1年
2	奥久慈憩いの森	大子町	公 募	5年
8	県民の森			
6	植物園	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、		Ħ
10	森のカルチャーセンター	(公仁) 灰级乐质怀彼畔公仁	K K	<u>+</u>
11	きのこ博士館			
12	水郷県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5年
13	波崎漁港海岸休憩施設	神栖市	公 募	5年
14	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	非公募	1年
15	赤塚公園	橋本造園土木 (株)	公 募	1年

				l	l									
条件	期間	5年	1年	5年	5年	5 年								
募集条件	区分	公募	非公募	公募	公募	公募								
日本・おかば 日本	現在の有足官姓名	筑西広域市町村圏事務組合	绘間 市	茨城県造園業協同組合	NPO 法人日本スポーツ振興協会	(公財) 茨城県教育財団		事	針の説明(関係常任委員会)	(約2分月間)	指定管理者候補の選定(外部有識者等を交えた選定委員会の開催)	理者の指定議案の提出	運営の開始	
<i>th</i> = 1. <i>t</i>	加設名						ź.		第2回定例会において指定方針の説明	指定管理者候補の募集(約2	指定管理者候補の選定 (外部	第4回定例会において指定管理者の指定議案の提出	新たな指定管理者による管理運営の開始	
		5 県西総合公園	7	8 大洗公園	9 中央青年の家	0 さしま少年自然の家	指定管理の更新スケジュール	時期	令和5年6月	8月~9月	10 月	12 月	令和6年4月	
- '	NO	16	17	18	19	20	4		Ų₽				<\P	

茨城県公共施設等総合管理計画の概要

R4.3 改訂

計画の策定

計画策定の目的

全ての公共施設等(※)の現状及び将来の見通しを把握し、 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

※公共施設等・・・庁舎等建物系施設のほか、道路等インフラ系施設を含む。

対象施設

- 県が保有する全ての施設
- 约3,780 千m² 総延床面積 < 建物系施設>

(教育施設 45.0%、 庁舎等 25.3%、 県営住宅 23.3%、 警察施設 6.4%)

<インフラ系施設、

 \exists 橋りょう 2,786 橋 道路 4,144 k m、

橋りょう 2,757 橋→2,786 橋

4, 176 km \rightarrow 4, 144 km

121 校→118 校

・学校 • 道路

· 庁舎等 346 施設→330 施設

 $(H25(2013) \rightarrow R2(2020))$ 施設保有量の推移

誾懶匣捍

令和 16 (2034) 年度まで 平成 27 (2015) 年度から (20年間)

施設の多くが、高度経済成長期等に

公共施設等の現状 (施設の老朽化)

公共施設等の現状

<建物系施設>

※社会情勢の変化等に

より適宜見直し

整備されている。

約6割 建築後30年以上

<インフラ系施設

30年後更新時期を迎える施設 約8割

8 対策に要する費用の増加が見込まれ 今後、更に老朽化等が進行し、

将来の見通

県内人口の見通し(人口減少の進行)

公共施設等については、今後の人口減少 の進展等による人口構造の変化に伴い、利 用需要等の変化が予測される。

 $(R2 (2020) \rightarrow R32 (2050))$

255 万人 (▲11.1%) 287 万人 → • 県内人口

(6.1%)

35 万人

↑

・若年者人口 33 万人

- (5.9%)90 万人 · 高齢者人口 85 万人
- ※R32 推計は、第2次茨城県総合計画による推計値

(試算) 今後 30 年間の経費見込

< 2021 (R3) \sim 2050 (R32) >

	単純更新	長寿命化対策実施後	効果額	現在要している経費	現在要している
			(B-A)	*	経費との差
	A	В	С	D	D-B
1年47年	1兆4,517億円	6,308億円	▲8,209億円		
E物 术 മു	(484億円/年)	(210億円/年)	(▲274億円/年)	(116億円/年)	(▲94億円/年)
いしいを指述	2兆0,016億円	1 兆 2, 794 億円	▲7,222億円		
イノノボ畑政	(667億円/年)	(426 億円/年)	(▲241 億円/年)	(286 億円/年)	(286 億円/年) (▲140 億円/年)
iii	3兆4,533億円	1兆9,102億円	1 兆 9,102 億円 ▲ 1 兆 5,431 億円		
Ē	(1,151億円/年)	(636億円/年)	(▲515 億円/年)	(402億円/年)	(▲234億円/年)
:「現在要してい	「現在要している経費」は、維持管理・更新等の H27~R2 の過去 6 年実績額平均	里・更新等の H27~R2	! の過去6年実績額平	[表	

※試算の考え方

単純更新A

80 年(建物系(庁舎等)) 長寿命化対策実施後B 60 年(建物系(庁舎等)) 事後保全型 維持管理・更新等の考え方 目標使用年数

財政状況

歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う税収の減が見込まれる一方、歳出面では、少子 高齢化の進展による高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費の増加が見込まれる。

そのため、本県財政は、より一層厳しくなっていく見込み。

※有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率(減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標) 54.5%53.3% 有形固定資産減価償却率の推移】 52.3% 有形固定資産減価償却率

 \mathbb{R}^2

- 55

管理に関する基本的な方針

更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化 日指す ことを日 公共施設等の最適な配置を実現する 公共施設等の安全・安心な利用を基本としながら、 ともに、 · 図ると 2 *1*

「長寿命化の推進 基本方針1

まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスが長期間・持 インフラ系施設それぞれの特性に応じ、計画的な維持 管理等を進めることで、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数 続的に提供できるよう取り組む。 建物系施設、

	0
	適切な点検及び劣化状況等の把握(有資
①点檢·診断等	格者による法定点検、施設管理者による
	日常点検)
②維持管理・修繕・改修	計画的な修繕等(予防保全)の実施
	危険箇所の早期修繕、老朽化施設等の解
の女士権不	体·撤去
④耐震化	防災拠点等建築物の耐震化 (H27 まで)
	目標使用年数・予防保全対象建築物など
() 自事人()	の基準の整備、使用年数延長によるライ
	フサイクルコストの低減、改修等費用の
	縮減に資する工法、材料の採用
⑥ユニバーサルデザイン化	⑥ユニバーサルデザイン化 誰もが利用しやすい環境の整備

「資産総量の適正化」 基本方針2

- 人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を 検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化に取り組む。
- 施設類型ごとの役割、特性等も考慮しながら資産総量の適正 化を推進していく。 0

縮小できる施設や必要がなくな	の統合、廃止等を検討
11 월 • 夕季(4)	•

った施設

「資産の有効活用の推進 基本方針3

- 民間活力の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組 むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収 入増加を図る。
- ・未利用財産の売却促進 8資産の有効活用
- エネアギーの推進 受益者負担の見直 碘

(計

有効活用の検討(ネーミングライツ

(PFI等)

民間資金等の活用

取組体制

全庁的な取組体制の整備

組織:公共施設等総合管理

進行 計画推進委員会 ○計画の推進、 役割

管理、調整

○技術支援等の推進 糠 体制づくり

今後の課題 課題

〕財政負担の調整

- ・長寿命化対策・更新時期の分散化による財政負担の軽減・平準化
- 更新費と新規整備費との予算配分の調整 県債残高の抑制と補助金等による財源の確保
- 公共施設長寿命化等推進基金の積み立てによる将来の財政負担 長寿命化対策の計画的な実施 の軽減、
- 財源の確保に向けた国への働きかけ

2情報の一括管理

維持管理費を最適化・効率化 施設情報の一括管理を図り、

フォローアッフ

フォローアップの実施方針

- 進捗管理、取組評価、計画の 10 · PDCAサイクル等によ 見直し
- 時代に合わせた行政サービ ス水準の検討及び整備
 - 県民の理解を得るための情

- 56 -

第1回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

出資団体改革等の推進について ~ 出資団体一覧等(参考資料) ~

(総務部)

令和5年8月2日(水)

(令和5年7月1日現在)
(指導監督基準対象法人)
◆出資団体

ŀ			ŀ					100	5									l		l	l	į
梅	High right	t t	#	# ₩ * + +	田倉: (R5.7.1	状況 1現在)	¥ ~	FOJ人的例子 役員数	サの状況 第	(KD. /. I	現仕) 職員数			県の財政	県の財政的関与の状況	況 (R4)			沙算状況 (R4)	4) 経営評価結果		精查団体
nlo	Radia = 171	<u>ŧ</u>	5	₭ • • • H	出資総額 県	県出資額 比本 (%)	総数 編	第 連 回 単	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	が 単雄 が 単端 が が が が が が が か が か か か か か か か か か か	選 選の 日 選 選 日 日 田 別 田 別 田 別 田 別 田 別 田 別 田 別 田 別 田 別	表	争	泰託料 指3	指定管理料	华 四 本 4	記述 計・描 算 失補質 発剤	重な金 (日) (日) (日) (日)	超過報 正味財 債務 管権減	信務超過額 ※		请查团体
 	地域振興課政策	興熙 鹿島都市開発(株)	華	神栖市 <u>開島セントラルビルの賃貸及び磨島セントラルホテルの経営</u> 専鹿島下水道事務所等の施設管理受託等	1, 481	693 46.	8% 14 0	2 2	2 0 204	0 40	0	0 0	0	313	946	1, 259	0 6,	980	321	4, 295 D		精查団体
名	企画部 交通政策課	策課 鹿島臨海鉄道(株)	¥	貨物及び旅客の運送、JR貨物及びJR東日本からの業務受大港町 託等	1, 226	362 29.	5% 20 0	2 3	0	81 1	0 0	0 0	8	0	0	8	0	0	₽ 29	В		
es	生活文化課	化課 (公財) いばらき文化振興財団		本戸市 芸術文化活動団体等への助成及び各種公演事業の実施 東民文化ツル、大洗水族館の管理受託等	30	30 100 0%	0% 14 0	2 1	9 0	0 29	0 0	0 0	154	43	193	390	0	0	438	A		
4 新年	県民 生活 職権部	(一財) 表域県環境保全事業団		整開市 産開市 次期最終処分場の整備に係る調査等	768	768 100 0%	0 6 %0	2 2	က	16 2	1 4	5	0	0	0	0	0	0	947	A		準精査団体
10	N. SKOREN PRODUCTION	鹿島共同再資源化センター(株)		神栖市 路乗物等の処理、廃棄物等を燃料とした発電及び蒸気等の供 給 給	3, 308	500 15.	1% 13 0	0	0	31 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	△ 240	0		
6 額	防災· 危機管理 消防安全課 部	全膜 (公財) 表媒果消防協会	¥	水戸市 消防思想の普及啓発、消防職団員の福利厚生等	318	116 36.	6% 33 0	1 0	0	1 0	0	0	12	2	0	14	0	0	0	A		
7	医療人材課	村課 (公財) 莪城県看護教育財団	報	結城市 結城看護専門学校の運営	1,000	750 75.	0% 11 0	1 4	0	13 1	0 4	0	56	0	0	56	0	0	△ 25	В		準精査団体
∞ ₩	医療部薬務課	(公財)いばらき腎臓財団	Ç I	くば 臓器移植の普及促進と慢性腎臓病の予防対策 市	418	281 67.	3% 13 0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	A		
題 6	福祉部 障害福祉課	社職 (社権) 兼城県社会福祉事業団		水戸市 限立あすなろの郷の指定管理業務受託等	10	10 100 0%	0 6 %0	1	2 232	32 3	0	0 0	48	=	2, 852	2, 911	0	0	22	8		精查団体
10 憲	営業 戦略部	ゲーム (公財) 美城県国際交流協会	*	水戸市 在県外国人に対する支援、グローバル交流・協力の推進等	491	300 61.	1% 22 0	-	е —	4 2	0	0 0	82	10	0	96	0	0	0	A		
11 番	立地 佐進部 立地整備課	備課 (公財) 莪媒県開発公社	¥	水戸市 土地開発事業、宿泊施設事業、茨城空港旅客ターミナル事 業、水道事業等	130	80 61.	5% 16 0	4	0	169 2	-	6 12	29	1, 380	0	1, 447	0 1,	. 842	19	A		精壶团体
12		美城県信用保証協会	¥	水戸市 中小企業者等の借入れに際しての債務保証等	38, 614	3, 809 9.	9% 16 0	2 1	6 0 -	0 86	0	0 0	349	0	0	349	0	0	2, 243	A		
13	産業政策課	策課 (公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	ı	水戸市 ・ 中小企業の海外展開支援、販路拡大支援、いばらきチャレン が直かる事業等	38	38 100 0%	0% 12 0	1 3	-	21 1	0	0 0	309	48	0	357	0	0	9	A		
14	***	(株) ひたちなかテクノセンター	ı	ひたち なか市 産業高度化のための研究支援及び研究開発室の賃貸等	100	41 41.	2% 18 0	2 3	0 8	7 0	1	0 0	0	104	0	104	0	0	40	A		
	戦略部 技術革新課		(,	くば 産学官連携による新事業創出支援及び試験研究室等の賃貸等 市	2, 800	513 18.	3% 16 0	- 1	-	0 8	0 0	0 0	0	59	6	32	0	0	54	A		
16	労働政策課	策職 (公財) 状域カウンセリングセン ター		本戸市 期労者等の心の悩みに対するカウンセリング、各種講座・セ ミナーの開催等	88	10 11.	3% 17 0	-	0	2 0	0	0 0	ю	8	0	9	0	0	-	A		
17	科学技術振興課	ERRE (一財) 表域県科学技術振興財団	l,	くば 科学技術振興事業や江崎時於会賞等の研究開発奨励事業及び 市 つくば国際会議場の管理運営等	32	35 98.	0% 12 0	1 2	0	5 1	0 1	-	80	16	0	24	0	0	4	A		
19	畜産課	(株) 表城県中央食肉公社	**	紫帝のと沓解体、食肉市場の開設運営及び食肉の処理加工販 売等	1, 901	538 28.	3% 20 0	2 3	0	0 0/	0	0 0	-	0	0	-	0	0	11 \(\triangle \)	В		
20	田中 水化 乙次 化子 湖岸	(公社) 表城県農林振興公社	*	水戸市 農地中間管理業務、野菜価格安定業務、自然観察施設管理運 水戸市 営業務等	15	15 100 0%	0% 21 0	4 0	2	33 1	6 0	0 6	029	187	142	666	16	0	-	A		準精査団体
21	原本 原本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	表域果農業信用基金協会	¥	木戸市 農業者等の借入れに際しての債務保証等	4, 531	689 15.	2% 12 0	-	-	16 0	0	0 0	-	0	0	-	0	0	6	A		
¥	産部株政課	(公社) 莪媒果森林・林樂協会		木戸市 林業労働力の確保・育成、林業事業体の雇用改善指導等 森林・林業・木材利用等に関する普及啓発		0	- 23 0	2 0	22	12 0	-	0	31	63	0	94	0	0	75	A		援助法人
22	水産振興課	興課 (公財) 狹城県栽培漁業協会	鹿	鹿嶋市 水産動物種苗の生産・放流、放流効果の実証、 水産動物種苗の生産・放流に関する技術開発等	127	56 44.	1% 18 0	-	0	0 8	0	0 0	19	150	0	201	0	0	Ξ	A		
23	農地整備課	編課 (公財)那珂川沿岸土地改良基金 協会		_{水戸市} 	009	300 50.	0% 18 0	1 3	0 8	1 0	0 0	0 0	7	0	0	7	0	0	△ 22	A		
24	田原子大学			水戸市 建設に関する調査、設計、積算及び工事施工管理の受託 建設に関する技術研修会等の開催等	74	10 13.	5% 11 0	3 1	2 8	82 1	1 (0 0	0	1, 353	0	1, 353	0	0	119	A		準精査団体
25	19KHLTH M	(一財) 英城県建設技術管理センター		本戸市 建設技術者に対する建設技術講習会等の実施等	112	28 25.	0% 16 0	2 2	1	32 0	1	0 0	0	12	0	12	0	0	22	A		
56	道路維持課	排課 表域果道路公社	*	水戸市 有料道路の建設、維持管理 道路に関する巡回調査等の受託	10, 040	8, 309 82.	8% 4 0	2 2	0 2	9	0 0	0 0	0	174	0	174	178	299	5	0	掛	精查団体
27	11年	鹿島埠頭(株)	神	神橋市 鹿島港における曳船・通船事業、倉庫事業、港湾施設の管理 神橋市 受託等	300	150 50.	0% 13 1	1 2	0	122 0	0 0	0 0	0	118	0	118	0	0	350	A		
58		(株) 表棋ポートオーソリティ		東海村 茨城港における港湾施設の管理受託、船舶代理店業、商業施 設用地等の賃貸、物流倉庫の運営等	2, 948	1, 561 53.	0% 19 0	3 2	-	27 2	0	0 0	0	537	0	537	0	0	239	A		
59	都市計画課	画課 表媒果土地開発公社	*)	水戸市 公共用地等の取得、管理及び処分等	30	30 100	0% 8 0	3 2	0	20 1	0 10	0 0	0	0	0	0	0 7,	. 630	303	0		精盃団体
30	総務課	(公財) 莪城県教育財団	*	社会教育施設等の管理受託 水戸市 埋蔵文化財の発掘調査等の受託等	10	10 100	0% 10 0	2 0	1	71 7	1 36	0	0	591	712	1, 303	0	0	7	В		精查团体
31	月/1 保健体育課	育課 (公財) 兼城県スポーツ協会	*	水戸市 各種体育大会及び指導者講習会等の開催 県立運動公園の管理受託等	69	35 50.	9% 34 0	1 3	2	18 2	2 10	0 0	192	80	545	745	0	0	△ 23	A		
32	生活安全総務職 警察			水戸市 路等 連等	148	30 20.	3% 19 0	1 0	0 2	2 0	-	0 0	0	-	0	-	0	0	0	A		
33	K部 組織犯罪対策課	(公財) 英城県暴力追放推進セン ター		水戸市 暴力団員の不当行為予防に関する知識の普及及び相談 東力団員の不当行為による被害者教授等	804	300 37.	3% 10 0	1 0	0 0	4 0	0 0	0 3	0	8	0	3	0	0	D 10	А		
		∢□	軸	(中 均)	72, 564	20, 400 28.	1% 521 1	54 55	5 27 1, 482	82 27	10 82	18	2, 024	5, 157	5, 392	12, 573	194 16,	114	4, 891	4, 295		
~ ×	県の財政的 経営評価結5	関与の状況 (R4) 」は、公共工業団型 単:	日地造成「増わる	では、「数学の対数の関係の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	一子格が開	@+/42+	中年排品分	1 TE W 11														

- 58 -

出資団体削減一覧

○ 平成 26 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 1 日までに削減した団体の内訳は、以下のとおり。

(41 団体 → 33 団体)(※10 団体削減、1 団体設立、1 団体援助法人追加)

■ 出資団体削減一覧

	団 体 名	削減理由 () は削減年月日
1	日立埠頭(株)	㈱茨城ポートオーソリティ等に株式譲 渡(H27.3.24)
2	(公財)グリーンふるさと振興機構	解散(H28.3.31)
3	筑波都市整備(株)	UR関連会社の持株会社化による株式 譲渡(H28.4.1)
4	(株)いばらき I T人材開発センター	解散(H28. 6. 30)
5	(公財)つくば文化振興財団	県関与の見直し(H29.4.1)
6	茨城県漁業信用基金協会	全国漁業信用基金協会との合併 (H31.4.1)
7	(株)いばらき森林サービス	解散(R2.3.31)
8	(公財)茨城県企業公社	(公財)茨城県開発公社に吸収合併 (R2.7.1)
9	(公財)茨城県中小企業振興公社	(公財)いばらき中小企業グローバル推 進機構に吸収合併(R2.8.1)※
10	(株)茨城放送	(株) 茨城ロボッツ・スポーツエンター テインメントに株式譲渡(R4.3.24)

- ※令和2年4月1日、(一財)いばらき中小企業グローバル推進機構設立 令和2年8月1日、同機構が(公財)茨城県中小企業振興公社を吸収合併し、公益 財団法人に変更
- ※令和4年4月1日、(公社) 茨城県森林・林業協会が援助法人として追加 援助法人: 出資法人以外の法人であって県が財政的・人的援助を行うことにより その運営に多大な影響を及ぼしているもの

■ 経営評価結果の推移

番号	団 体 名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1	鹿島都市開発(株)	大いに改善	•	•	*	•	•	•	•	•
2	鹿島臨海鉄道(株)	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	改善の余地	\Rightarrow
3	(公財)いばらき文化振興財団	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
4	(一財) 茨城県環境保全事業団	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
5	鹿島共同再資源化センター(株)	改善の余地	\Rightarrow	\Rightarrow	▲ 改善措置	⇒ ,	ズ改善の余地	\Rightarrow	▲ 改善措置	\Rightarrow
6	(公財)茨城県消防協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
7	(社福) 茨城県社会福祉事業団	改善の余地	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
8	(公財)茨城県看護教育財団	改善の余地	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
9	(公財)いばらき腎臓財団	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
10	(公財)茨城県国際交流協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
11	(公財)茨城県開発公社	改善措置	ズ 改善の余地	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	▼ 概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
12	茨城県信用保証協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
13	(公財) いばらき中小企業グロー パル推進機構 (旧(公財)茨城県中小企業振興公社)	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	** 大いに改善 を 要 す る	概ね良好	\Rightarrow
14	(株)ひたちなかテクノセンター	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	改善の余地	\Rightarrow	改善措置	▼ 概ね良好
15	(株)つくば研究支援センター	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
16	(公財) 茨城カウンセリングセンター	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
17	(一財)茨城県科学技術振興財団	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
18	(株) 茨城県中央食肉公社	改善の余地	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	⇒ 1	改善措置	\Rightarrow	▼改善の余地	\Rightarrow
19	(公社)茨城県農林振興公社	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
20	茨城県農業信用基金協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
21	(公社)茨城県森林・林業協会									概ね良好
22	(公財)茨城県栽培漁業協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
23	(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
24	(一財)茨城県建設技術公社	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
25	(一財) 茨城県建設技術管理センター	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
26	茨城県道路公社	大いに改善	•	•	•	•	↑ 改善措置	⇒	⇒	\Rightarrow
27	鹿島埠頭(株)	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
28	(株) 茨城ポートオーソリティ	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
29	茨城県土地開発公社	改善措置	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
30	(公財) 茨城県教育財団	改善の余地	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
31	(公財) 茨城県スポーツ協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
32	(公財) 茨城県防犯協会	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
33	(公財)茨城県暴力追放推進センター	概ね良好	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow
	概ね良好	26 63%	26 65%	27 73%	27 75%	27 75%	26 74%	23 70%	22 67%	24 73%
評価	改善の余地	8 20%	8 20%	7 19%	5 14%	5 14%	5 14%	5 15%	6 18%	5 15%
区分	改善措置	5 12%	4 10%	1 3%	2 6%	2 6%	3 9%	3 9%	4 12%	3 9%
ガ	大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	2 5%	2 5%	2 5%	2 6%	2 6%	1 3%	2 6%	1 3%	1 3%
	計	41	40	37	36	36	35	33	33	33

^{※ ⇒}評価変わらない ブ評価プラス ↓評価マイナス ◆大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要

^{※ (}公社) 茨城県森林・林業協会を援助法人として追加 (R4年度)

第1回 県有施設·県出資団体等調査特別委員会資料

出資団体改革等の推進について ~ 出資団体等の概要(参考資料)

総務部)

令和5年8月2日(水)

県の人的支援状況について

(1) 団体の役員数

- 令和5年7月1日現在の役員数は、総数521人(常勤76人、非常勤445人)
 - 常勤役員 76 人のうち、県派遣職員は1人、元県職員は 54 /
- 平成 26 年と比較すると、総数で 83 人減少(常勤△12 人、非常勤△71 人)
- 常勤役員のうち県派遣職員及び元県職員の数は、平成26年の54人から55人と1人増加

日本人公司券(5世界 (4年1月11日) ı

出出)

					常勤					非 常 勤	1	
区区	区分(年)	総数	県派遣	元県	1=1/	その他	1111	県職員	元県	十章\1/	その他	-1 1111
			職	職員		\	<u> </u>	兼務	職員	ПП, Г	—————————————————————————————————————	_
	会社法											
	法人以外	405	1	36	37	12	49	36	19	22	301	356
H26 (A)	会社法	0	7	,	1	Ċ.	O O	Ö	7	Ö	1	7
	法人	199	→	10	Lí	7.7.	39	.72	- 1	23	137	160
	į											
	1-11111111	604	7	52	54	34	88	28	20	78	438	516
	会社法											
	法人以外	388	0	41	41	∞	49	39	25	64	275	339
(a) 2d	会社法											
(D) (S)	法人	133	П	13	14	13	27	16	2	18	88	106
	:											
	111111111111111111111111111111111111111	521	1	% 2 54	55	21	26	55	27	82	363	445
世	(V) = (V) = (V)			1					1			
三	(Y) (Y)	$\triangle 83$	\supset 1	7	—	$\triangle 13$	$\triangle 12$	$\triangle 3$	2	4	$\triangle 75$	$\triangle 71$

※1「その他」は、プロパー職員、企業 OB、企業等からの派遣職員など

※2 常勤役員における元県職員の実人数は、茨城県開発公社3人と茨城県土地開発公社3人が併任となっているため51人(平成26年: 50 人(2人併任)) である。

					内票		
<u> </u> ×	区分(年)	総数	県派遣職員	元県職員	† † † † † † † † † † † † † † † † † † †	プロペー	か 多 続
	会社法法人以外	953	135	15	150	743	09
H26 (A)	会社法法人	876	10	0	10	797	69
	1111111	1,829	145	15	160	1,540	129
	会社法法人以外	932	106	27	133	742	57
R5 (B)	会社法法人	550	S.	1	4	503	43
	11111111	1, 482	109	28	137	1, 245	100
掃	增減(B)-(A)	\ \ 347	98\	13	¥6 V	206 V	66 V

再雇用者、市町村・企業等からの派遣職員など ※ 「その他」は、

(3) 県派遣職員数

令和5年7月1日現在の県派遣職員は、110人(常勤役員1人、常勤職員109人)。平成26年の147人から37人減少

(4) 常勤職員数の規模別団体数

- 令和5年7月1日現在、10人以下が12団体、11人~30人が8団体、合計20団体で全体の約61%
 - 平成 26 年と比較すると、30 人以下の団体の割合は同程度 (H26:約61%)

$\widehat{\ldots}$
(各年7月1日現在)
Ш
\vdash
Щ
<u></u>
\mathbb{H}
参
- 1≤X
岦
6
常勤職員数の規模別団体数の比較
黑
逐
想
数の
買

新

(単位:団体)	111	1 <u> </u>	28	13	41	25	8	33	8
	151 人	以上	1	2	3	2	1	3	0
	101 人	~150 人	0	1	1	0	1	1	0
	51人	~100 人	9	3	6	4	2	9	$\triangle 3$
	31人	~50 人	2	1	3	2	1	3	0
1 日現在)	11人	~30 人	2	2	2	7	1	8	1
較(各年7月	子 01	以下	14	7	18	10	2	12	97
常勤職員数の規模別団体数の比較(各年7月	(年) (年)		会社法法人以外	会社法法人	111111111111111111111111111111111111111	会社法法人以外	会社法法人	+ #□	增減(B)-(A)
■常勤職員		<u>*</u>]		H26 (A)			R5 (B)		栗

(5) 知事・副知事の代表兼職団体数

令和5年7月1日現在の代表兼職は、知事が1団体、副知事が6団体。平成26年と比較すると、副知事が3団体増加 内訳:4団体増加((公財)茨城県看護教育財団、(公財)茨城県開発公社、(株)茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社)

1団体減少 ((株) 茨城ポートオーソリティ)

知事・副知事の代表兼	知事・副知事の代表兼職団体数の比較(各年7月	1 日現在)		(単位:団体)
区分	区分(年)	知 事	副知事	1111111
	会社法法人以外	1	1	2
H26 (A)	会社法法人	0	2	2
	111111111111111111111111111111111111111	1	3	4
	会社法法人以外	1	4	2
R5 (B)	会社法法人	0	2	2
	111111111111111111111111111111111111111	1	9	7
増減(增減(B)-(A)	0	3	3
	*/			

※ 知事・副知事の代表兼職団体

・知 事:茨城県スポーツ協会 ・副知事:茨城県看護教育財団、茨城県開発公社、いばらき中小企業グローバル推進機構、ひたちなかテクノセンター、茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社

県の財政的支援状況について N

(1) 出資状況

令和4年度末の出資総額が約726億円、うち県の出資額は約204億円(決算見込み)で全体額の28.1%

平成26年度末と比較すると、県の出資額は約14億円の減少、出資比率は2.1%の減少

■ 出資状況の比較				(東)	(単位(金額):百万円)
区分(区分(年度末)	団体数	出資総額	県出資額	県の出資比率
	会社法法人以外	28	54, 081	16, 795	31.1%
H26 (A)	会社法法人	12	18, 122	5, 029	27.8%
	- 1	(*1) 40	72, 203	21,824	30. 2%
	会社法法人以外	24	58, 501	16,041	27.4%
R4 (B)	会社法法人	8	14, 063	4, 359	31.0%
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(3%) 32	72, 564	20, 400	28.1%
	会社法法人以外	$\triangle 4$	4, 420	△754	△3. 7%
增減(B)-(A)	会社法法人	$\triangle 4$	$\triangle 4$, 059	029∇	3. 2%
	- 1	8▽	361	$\triangle 1$, 424	△2. 1%

※1日立埠頭(株)が出資法人等指導監督基準の対象外となったことにより、平成26年度末の団体数は40 (平成 27 年 3 月 24 日に株式を茨城ポートオーソリティ等に譲渡)

※2 援助法人 ((公社) 茨城県森林・林業協会)を除く。

- (2) 出資比率別団体数・ 令和4年度末現在で県が50%以上出資している団体が17 団体、25%以上50%未満の団体が8 団体、あわせて25 団体で全体の約78%・ 平成26年度末と比較すると、25%以上出資している団体の割合は6%増加(H26:約72%)

■ 出資比率別団体数の比較	での比較				(単位:団体)
区分(年度末)	出資比率	財団法人 社団法人	特殊法人	会社法法人	11111111
	平/1/202	14	8	8	20(50%)
	25%以上~50%未満	4	1	4	9 (22%)
H26 (A)	25%未満	4	2	5	11 (28%)
	111111111111111111111111111111111111111	22 (55%)	6 (15%)	12 (30%)	40 (100%)
	平/17%09	12	8	2	17 (53%)
``	25%以上~50%未満	4	0	4	8 (25%)
R4 (B)	25%未満	3	2	2	7 (22%)
	1 11111111111111111111111111111111111	19 (59%)	2 (16%)	8 (25%)	% 32 (100%)
	平77%05	$\triangle 2$	0	$\triangle 1$	$\triangle 3$
(1) 一(日) 针/苯十	25%以上~50%未満	0	$\triangle 1$	0	$\triangle 1$
, 自/顷 (D) 一(A)	25%未満	$\triangle 1$	0	\triangle 3	$\triangle 4$
	111111111111111111111111111111111111111	$\triangle 3$	$\triangle 1$	$\triangle 4$	∇
(1+11/) 1 1/(11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

※援助法人((公社) 茨城県森林・林業協会)を除く。

県の財政関与状況 (B)

- 令和4年度に県が財政関与したものは、延べ41団体で公共工業団地造成費等を除いて約126億円(決算見込み)
- 平成 26 年度と比較すると、約4億円減少(主な減少:貸付金約11億円等)
- 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会において提言された削減目標(150 億円程度を上回らない)を達成

県の財政関与状況の比較

10, 176 1,6961,07012,942 2,024 17,10010,549 10,857 13,623(単位(金額)):百万円) 韜 金 17 \mathfrak{C} 18 49 29 23 団体数 1,775 1,7752,050 30 1,5451,545200 6 額 金 会社法法人 က 10 ablaLO 14 団体数 2,015 11,1671,6669, 312 870 11,848 15,0508, 499 8,631 麴 会社法法人以外 金 14 $^{\circ}$ 16 19 35 18 団体数 公共工業団地造成費等を除く 公共工業団地造成費等を除く 菜 金 致 金 金 11111 171 11111 11111 # 田 田 無 奏 舞 奏 区分(年度) (A)H26

				等を除いた 会類	S 田 州 浩	* 表計料及び計の下段は、公共工業用批告は費	※ 季幹料及7階
$\triangle 369$				$\triangle 653$	$\triangle 1$	L in	
5, 501	0 <	284	\ \	5, 217	\ \	<u>-1</u>	
$\triangle 1,070$	∇	$\triangle 200$	$\triangle 1$	∨870	$\triangle 2$	貸付金	(Y) (U) Y()目1
373	077	202	c 🗆	$\triangle 132$	$\triangle 1$	(公共工業団地造成費等を除く)	(V) — (B) — (V)
6, 243	<i>3</i> ∨		LI <	5, 738	· <	委託料	
328	1	$\triangle 21$	$\triangle 1$	349	2	補 助 金	
12, 573	41	2, 059	,	10, 514	04	<u>L</u>	
19, 124		2,059	7	17,065	V 6	<u>-1</u>	

0

0

0

0

0

金

乜

竺

(B)

R4

公共上来回地回及其中各族4、1、定策

※ 多託や及い計の下段は、※ 団体数の計は、延く数

※「損失補償等」とは、損失補償及び債務保証 (4) 損失補償等の状況

令和4年度末の債務残高は、2団体約2億円。平成26年度末と比較すると、1団体、約22億円減少

区分 (年度末) 会社法法人以外 会社法法人 区分 (年度末) 団体数 金額 団体数 金額 団体数 金額 日本数 金額 H26 (A) 3 3 3 3 3 4 4 R4 (B) 2 3 3 4 194 4 194 増減(B)-(A) 1 1 2 3 4 1 1 1 1 4 1 2 1 3 4 1 2 1 3 4 1 2 1 3 4 1 1 2 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 4 1 3 4 4 1 4<	■ 債務残高の比較)東)	(単位(金額)):百万円
団体数金額団体数金額金額111<	(十世 丛) 〈12	会社	法法人以外	徐	士法法人		111111111111111111111111111111111111111
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	A分 (平及木)	団体数		団体数		団体数	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	H26 (A)	3	2, 424	0	0	3	2, 424
$\triangle 1$ $\triangle 2,230$ 0 $\bigcirc 0$	R4 (B)	2	※ 194	0	0	2	194
	增減(B)-(A)	$\triangle 1$	$\triangle 2,230$	0	0	$\triangle 1$	$\triangle 2,230$

※ 内訳:(公社) 茨城県農林振興公社 16 百万円(損失補償)、茨城県道路公社 178 百万円(債務保証)

3 出資団体等の経営評価状況について

(1) 決算状況

令和4年度末の当期損益では、黒字が25団体、赤字が8団体、累積損益では、黒字が30団体、赤字が3団体

平成26年度末と比較すると、当期損益の黒字団体の割合は76%で2%減少(H26:78%)、累積損益の黒字団体の割合は91%で6%増 九川 (H26:85%)

■ 決算	決算状況の比較						(単位:団体)
<u>×</u>	区分 (年唐末)	当期損益	員益(正味財産増減額)	答頁)	累積損益	累積損益(正味財産期末残高)	(恒温
<u>1</u>		黒字	赤字	111111111111111111111111111111111111111	手	赤字	111111111111111111111111111111111111111
	会社法法人以外	20	8	28 (70%)	27	1	28 (70%)
H26 (A)	H26 (A) 会社法法人	11	1	12 (30%)	<i>L</i>	2	12(30%)
	111111111111111111111111111111111111111	31 (78%)	9 (22%)	40 (100%)	34 (85%)	6 (15%)	40(100%)
	会社法法人以外	20	5	25 (76%)	25	0	25 (76%)
R4 (B)	会社法法人	5	3	8 (24%)	5	3	8(24%)
	+ 1111111	25 (76%)	8 (24%)	33 (100%)	30 (91%)	3 (9%)	33 (100%)
T	增減(B)-(A)	9∇	$\triangle 1$	\Box	$\triangle 4$	$\triangle 3$	\Box

収支状況 (2)

- 利益額で約53億円、損失額で約4億円、差し引き約49億円の利益を計上 令和4年度末の当期損益は、
- 令和4年度末の累積損益は、利益額で約1,321億円、損失額で約84億円、差し引き約1,237億円の利益を計上 平成26年度末と比較すると、1団体当たりの当期損益は41百万円の減少(H26:189百万円の利益)、累積損益は約13億円の増加(H26: 約 24 億円の利益)

■ 収支状況の比較	の比較						(単位:百万円)	
ì	1		損益(正味財産増減額)	或名〔〕	累積排	累積損益(正味財産期末残高)	(残高)	
<u> </u>	区分(牛医木)	手	赤字	11111111	专置	赤字	1111111	
	会社法法人以外	7, 035	△331	6, 704	97, 131	△52	97, 079	
H26 (A)	会社法法人	964	△105	859	7, 460	△8, 015	△555	
	- 	7, 999	△436	7, 563	104, 591	$\triangle 8$, 067	96, 524	
	会社法法人以外	4, 277	\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	4, 196	122, 831	0	122, 831	
R4 (B)	会社法法人	1,005	△310	969	9, 257	∆8, 389	898	
	111111111111111111111111111111111111111	5, 282	△391	4, 891	132, 088	∆8, 389	123, 699	

※1 団体数当たりの当期損益:平成 26 年度は約 189 百万円 (40 団体)、令和4年度は約 148 百万円 (33 団体)※1 団体数当たりの累積損益:平成 26 年度は約 2, 413 百万円 (40 団体)、令和4年度は約 3, 748 百万円 (33 団体)

(3) 経営評価の状況

- 於3団 令和4年度(令和3年度決算)は、「概ね良好」が24団体 (73%)、「改善の余地あり」が5団体 (15%)、「改善措置が必要」 体 (9%)、「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」が1団体 (3%)
 - 平成 27 年度(平成 26 年度決算)と比較すると「概ね良好」は8 %増加(H27:65%)
- なお、対応状況については、毎年第1回定例会の関係常任委員会で報告

経営評	経営評価の比較					(単位:団体)
			計(世)	評価結果		
, j	区分(実施年度)	概ね良好	改善の余地あり	改善措置が必要	大いに改善を要する又は緊急の改善 措置が必要	1 11111111111111111111111111111111111
	会社法法人以外	20	5	2	1	28
H27 (A)	会社法法人	9	3	2	1	12
	111111111111111111111111111111111111111	26 (65%)	8 (20%)	4 (10%)	2 (5%)	40 (100%)
	会社法法人以外	20	3	2	0	25
R4 (B)	会社法法人	4	2	1	1	8
	111111111111111111111111111111111111111	24 (73%)	% 1 5 (15%)	% 2 3 (9%)	* 3 1 (3%)	33 (100%)
	会社法法人以外	0	$\triangle 2$	0	$\triangle 1$	$\triangle 3$
増減(p) (v)	会社法法人	$\triangle 2$	$\triangle 1$	$\triangle 1$	0	$\triangle 4$
(B) = (A)	- <u>1</u> 1111¤	$\triangle 2$	$\triangle 3$	$\triangle 1$	$\triangle 1$	$\triangle 7$

※1「改善の余地あり」:鹿島臨海鉄道(株)、(公財)茨城県看護教育財団、(社福)茨城県社会福祉事業団、(株)茨城県中央食肉公社、 (公財) 茨城県教育財団

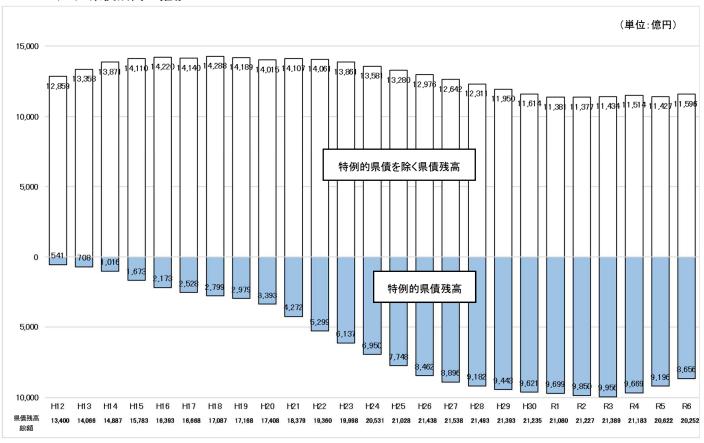
※2「改善措置が必要」:鹿島共同再資源化センター(株)、茨城県道路公社、茨城県土地開発公社 ※3「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」:鹿島都市開発(株)

令和4年度県出資法人等経営評価結果一覧(法人形態別)

111111111	24		ល	33	1	33
特殊法人	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会	(2)	(社福) 茨城県社会福祉事業団 (1)	茨城県道路公社 茨城県土地開発公社 (2)	(0)	5
会社法法人	(株) ひたちなかテクノセンター(株) つくば研究支援センター 鹿島埠頭(株)(株) 茨城ポートオーソリティ	(4)	鹿島臨海鉄道(株) (株)茨城県中央食肉公社 (2)	鹿島共同再資源化センター (株) (1)	鹿島都市開発(株) (1)	8
公益社団・財団法人	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県消防協会 (公財) 水ばらき腎臓財団 (公財) 茨城県開発公社 (公財) 茨城県開発公社 (公財) 茨城県開発公社 (公財) がばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城県農林振興公社 (公財) 茨城県農林振興公社 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 茨城県和河川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県東泊市、協会	(14)	(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団 (2)	(0)	(0)	16
一般社団・財団法人	(一財) 茨城県環境保全事業団 (一財) 茨城県科学技術振興財団 (一財) 茨城県建設技術公社 (一財) 茨城県建設技術管理センター	(4)	(0)	(0)	(0)	4
世 公	瀬な貞卒		改善の余地あり	改善措置が必要	が必要 他の改善相置 要する又は難 大いに改善を	1-11111111

本県財政の現況

(1) 県債残高の推移



- (注) 1 R5 までは決算額、R6 は当初予算時見込額。
 - 2 「特例的県債」は、地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や、減収補塡債など。
 - 3 「特例的県債を除く県債」は、公共投資に充てた県債や、退職手当債、第三セクター等改革推進 債など。
 - 4 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

(2) プライマリ―バランスの推移



(注) R5 までは決算額、R6 は当初予算時見込額。

(参考) プライマリ―バランス

現在の行政サービスに必要な歳出(過去の借金(県債)の元利償還金を除いた歳出)が、現在の世代が 負担している歳入(県債・基金繰入金等を除いた県税収入などの歳入)で賄えているかどうかを示す財 政収支。

算式:プライマリーバランス=

{(県債を除いた歳入) - (一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入)} - (元利償還金を除いた歳出)

県有施設・県出資団体等調査特別委員会 設立趣旨・審議経緯・調査結果報告等

	◆ 地方議会・議員の役割の明確化等に係る地方地自法一部改正
	背景:地域の多様な民意を集約する議会の役割の重要性、成り手不足の解消と議会運営への多様な人材の参画など
	地方自治法 第八十九条 (改正前)※全文 普通地方公共団体に議会を置く。
5.5.8公布	(改正後)※関連主要条文・抜粋 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。 ② 普通地方公共団体の <u>議会は</u> 、この法律の定めるところにより <u>当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決</u> し、並びにこの法律に定める <u>検査及び調査その他の権限を行使</u> する。 ③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。
R5.6月	(茨城県における議会と執行部との役割を巡る事案及び課題) 議会や地元住民等に対する説明・議論等の手続が不十分な状態で、
	執行部による鹿島セントラルビルの民間譲渡や洞峰公園の市への譲渡などの方針決定が公表。
[設置]	 ◆ 県有施設・県出資団体等調査特別委員会の設置 【本委員会設置の趣旨等 [第1回委員会議事録・委員長発言抜粋要約] 】 ・ 現在、執行部から、県有施設の売却等の処分や出資団体等の事業の一部譲渡などの方針が打ち出されているところだが、具体の執行に当たっては、議会を含めた十分な議論を行い、県民の理解を得ることが重要。また、県民に対し十分な説明を果たすことも重要。 ・ こうしたことから、今般、議会において、人口減少社会における県有施設の今後の方向性や売却等処分の妥当性、県出資団体等の事業の在り方、経営改善方策等について調査、検討を行う本委員会が設置されたことは、誠に時宜を得たもの。
	(調査特別委員会における審議等の経緯、成果等)
	① 9回にわたる委員会審議等の実施
第1回]	
R5.8.2 ~ 第12回]	 ◆ 調査結果報告書(案) ※主要項目抜粋 O 時代状況の変化、地方分権の進展等に呼応した地方議会の役割 ・ 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正
R6.9.30	 ・ 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の政定 ○ 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言 ・ 全般に係る提言 ・ 重点的に議論した施設・団体に対する提言 ・ 個別の施設・団体に対する提言 ○ 県議会(常任委員会)による県有施設(公の施設等)の運営状況等に対する継続的関与 ・ 執行部からの県有施設(公の施設等)の運営状況等の定期報告 ・ 常任委員会を通じた継続的な関与
員長報告] R6.3定	令和6年3定:委員長による調査結果報告
	◆ 常任委員会による県有施設(公の施設等)の運営状況等に対する継続的関与

資料の一部を抜粋のうえ掲載

茨城県議会

県有施設·県出資団体等調査特別委員会全国都道府県議会議長会説明資料(令和6年7月22日)

地方自治法の改正と地方議会の活性化

全国都道府県議会議長会

井田 田 議事調査部長

汉 Ш

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 2 ③	4	
地方自治法改正までの議論の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	m	′6 -
地方分権改革から地方自治法改正まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	- 7
地力戦策の役割及の戦員の戦務の明確化寺を内谷へ9る地方自治法の政止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	∓ ⊣	

地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正

地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正について

国会提出日:令和5(2023)年3月3日成立日:令和5(2023)年4月26日

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の 職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委 託に関する制度の見直し等を行う。

1.地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

- ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化
- ○多様な層の住民の地方議会への参画を促進 する観点から、地方議会の役割や議員の職 務等について、法律上明確化する。

- 78 -

- ② 請願書の提出等のオソライン化
- ○地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続(※)について、一括してオンライン化を可能とする。
- ※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報 通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14 年法律第121号)の適用対象外。

- 2.会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給
- 3.公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

[施行期日]

- 1①:公布の日(令和5年5月8日)
 - 1②、2及び3: 令和6年4月1日

地方自治法改正後の地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に係る規定

地方議会に係る憲法の規定

その議事機関として議会を設置する。 地方公共団体の (略) 議会の議員 (略) は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。 第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、

地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。



第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当 該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織され る議会を置く。

- ② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- 創項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(太字下線が改正により条文に新たに追加された部分)

国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

(解)

2 地方分権改革から地方自治法改正まで

地方分権改革から地方自治法改正まで

- - 地方分権推進委員会

ı

(平成8年) 中間報告

- 分権改革の効用を提示
- ②地方自治の本旨の実現 ①民主主義の徹底
- ③公金の有効利用
- 地方議会の役割強化を指摘

(平成8年) 第1次勧告

- 地方議会の権限拡大
- 地方分権時代を担う地方公共 団体の行政体制の整備
- 住民参加の拡大の文脈で議会 活性化に言及

(平成9年) 第2次勧告

- 議会の機能強化策を具体的に提示
 - 議会運営の改善(公開性向上等) 議会の組織・構成の見直し
- クリーンな自 その他(町村総会、 治運営等)

平成11年

~令和2年 (平成21年 第29次~第32次

- 議会制度の自由度の拡大
- 議決事件の追加等の議会の機 能強化

なが

(令和4年) 第33次

- 議員のなり手不足の深刻化 多様な人材の参画促進
- 議会の位置付け等の明確化
 - 議会のデジタル化
- 開かれた議会、立候補環境の整備等

ı

1

Ш

ij

ij

ij

地方自治法改正 **令和5年**

- 地方議会の役割及び議員の職務等の 明確化
 - 地方議会に係る手続のオンライン化

(平成18年) 第28次

- 議会の監視機能や政策形成 機能の強化を提言
- 議会の招集権の見直しを検 討すべきとした

jı

li

į.

Ц

'n

μ

る地方自治法改正

- 専門的事項に係る調査制度の創設 (平成18年)
- 議決事件の範囲の拡大(平成23年)
- 議長への臨時会招集権の付与(平成24年)

- 81 -

地方分権改革

ポイント

▶ 分権改革—明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革

の国と地方の質的関係の転換、上下・主従から対等・協力へ

事務権限の移譲ではなく、事務の自律性の確保

機関委任事務から自治事務、法定受託事務へ

地方自治の本旨を実現するために、団体自治と住民自治を拡充

・民主主義の徹底

ポイント

首長と議会それぞれが公選・代表。二元代表制(それぞれが民意を受 けて活動)

監視、検査等を行う 議会は議決による意思決定、政策立案、

与野党ではない関係、緊張関係

議員同士の議論の重要性

不信任・解散

ポイソト

- 地方議会の特徴
- 「議事機関 住民の代表による合議制の
- 議会と執行機関の抑制均衡(監視機能)
- 議決を通した地方公共団体の重要な意思決定(条例、予算議決、 要な財産の取得・処分など) \bigcirc

删

- 政策提案 4
- 議会への住民参加の推進(住民とのコミュニケーション能力) 議会情報の発信強化(議会報に加え、動画、SNSなどの活用)
- 議員の活動・本質、支持基盤。誰の代表か。意見・利益の集約と実現 **情報**発信
- 議会への批判(広範な機能への期待)に対して活動の活性化でこたえる

3 地方自治法改正までの議論の経緯

- これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要
- 自由民主党総務部会地方議会の課題に関するPT提言
- ·第33次地方制度調查会

これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要① (地方分権一括法(平成11年)以降)

内容	機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。	機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあっては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあっては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。	・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。	・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。	・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた(18区分から11区分に変更)。・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人~2人ずつ減少させることとされた。	・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。	・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。	・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。
項目 (条文)	条例制定権の拡大 (14条)	百条調査権の対象 拡大(100条)	議案の提出要件 及び修正動議の 発議要件の緩和 (第112条第1項)	議員定数の 法定定数の廃止 (第90条)	市区町村議会に 係る議員定数の 人口区分大括り化と上限数の 設定 (第91条)	国会に対する地方議会の意見 書の提出 (第99条)	政務調査費制度の 創設 (第100条 第14項)	常任委員会数の 制限廃止 (第109条)
改正年	平成11年 分権一括法					平成12年 自治法改正 ※議員立法		

これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要② (地方分権—括法(H11)以降)

	・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。	・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができる こととされた。	・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査の ために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとさ れた。	・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。	・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。	・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整 を行うための場を設けることができることとされた。	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分 離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。
項目 (条文)	議員派遣制度の創設 (第100条第12項)	定例会の招集回数の 自由化 (第102の2)	専門的事項に係る 調査制度の創設 (第100条の2)	議長への 臨時会の招集請求権 の付与 (第101第2~4項)	委員会制度の改正 (第109、110条)	専決処分の要件の 明確化 (第179条第1項)	議会活動の範囲の 明確化 (第100条第12項)	議員の報酬に関する 規定の整備 (第203条)
改正年	平成14年 自治法改正	平成16年 自治法改正	平成18年 自治法改正				中成20年自治法改正※議員立法	

これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要③ (地方分権—括法(H11)以降)

内容	・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において 条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。	・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。	・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。	・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、 議長は臨時会を招集することができることとされた。・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。	・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。	・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。	・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。	・ 地方公共団体の長等は、決算の認定に関する議案が否決された場合に、当該議決(不認定)を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、その措置の内容を議会等に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。
項目 (条文)	議員定数の法定上限 の撤廃 (第90、91条)	議決事件の範囲の 拡大 (第96条第2 項)	通年会期制の導入 (第102条の2)	議長への 臨時会招集権の付与 (第101条第5、6項)	委員会に関する 法定事項の簡素化 (第109条第9項)	公聴会、参考人招致 の本会議実施の 法定化 (第109条、 第115条の2)	政務調査費から 政務活動費への改正 (第100条第14項)	決算不認定の場合の 長から議会への報告 (第233条第7項)
改正年	平成23年自治法改正		平成24年 自治法改正					平成29年 自治法改正

これまでの地方議会に関する地方自治法改正の概要4 (地方分権—括法(H11)以降)

	 規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額(300万円)を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされたこと。 	招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができるものとされたこと。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないものとされたこと。		
項目 (条文)	請負禁止の範囲の明確 化・緩和 (第92条の2)	災害等の場合の招集日 の変更 (第101条)	地方議会の役割及び議 員の職務等の明確化 (第89条) 令和5年5月8日施行 オンライン化 (第100条第15項、 第123条第4項、第 138条の2等)	令和6年4月1日施行
改正年	令和4年 自治法改正 ※議員立法		令和5年 自治法以 可以 可以	

議会の役割に係る基本規定等をめぐる議論の経緯 (令和2年3月第4次都道府県議会制度研究会報告書取りまとめ~令和5年4月地方自治法改正)

令和2年	3月	■ 本会「第4次都道府県議会制度研究会」が報告書を取りまとめ	議会の位置付け等を地方自治法において 明確化すべき
	日9	■ 第32次地方制度調査会が「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を総理に提出	議員の位置付けの法制化について検討を 行っていく必要がある
3年	日4	■ 自民党総務部会「地方議会の課題に関するPT」 (座長:石田真敏 衆議院議員)が「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ(12頁)	政府において、議会の位置付け等について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すべき
4年	1月	■ 第33次地方制度調査会が発足、第1回総会	
	4	■ 第33次地方制度調査会第3回専門小委員会、地方六 団体への意見聴取	, 議会の位置付け等について、柴田会長から早急に審議等を行うよう要請
	6月	■ 第33次地方制度調查会第2回総会	
	8~ 11月	■ 第33次地方制度調查会第6回~9回専門小委員会	・議会について集中的に審議
	12月	■ 第33次地方制度調査会が「多様な人材が参画し住民 に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関す る答申」を総理に提出(15-17頁)	議会の位置付け等を地方自治法に規定することが考えられるとし、具体的な規定のイメージを提示
5年	3月	■ 地方自治法改正案が閣議決定され国会に提出	議会の位置付け等の明確化、議会に係る 手続のオンライン化等
	4月	■ 地方自治法改正案が成立(4-5頁)	・議会の位置付け等の明確化に係る規定 (第89条) は5月8日施行

※上記期間中、議会の位置付け等の明確化を求める決議を計13回行い、様々な機会を捉えて政府・政党に対して要請

自民党総務部会地方議会の課題に関するプロジェクトチーム(PT)提言

地方議会PTでの議論

三議長会や総務省からの報告聴取、学識経験者からのヒアリング等を実施し、

「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめ。 令和3(2021)年4月7日、

石田真敏衆議院議員 <PTの主な役員> 孫馬

橋慶一即衆議院議員 幹事長

あかま二郎衆議院議員 事務局長



地方議会PT提言事項(令和3(2021)年4月7日)

(1) 地方制度調査会で議論し結論を得るように政府に申入れ



和5年法律第19号)により実現(4-5頁) 「地方自治法の一部を改正する法律」



「地方自治法の一部を改正する法律」 和4年法律第101号

(2)議員立法、各党・各会派で協議

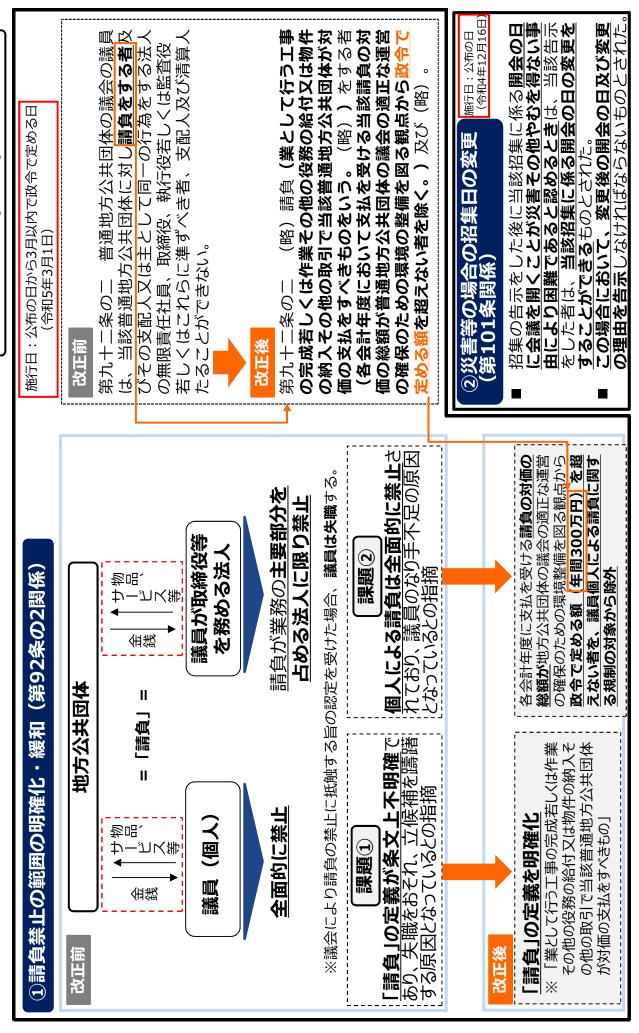
請負禁止の範囲の明確化・緩和及び災害等の場合の招集日の変更

3)地方議会、全国議長会が自ら実施

- 全国 議長会を中心に、シンクタンク機能・議会図書館・研修・立候補者育成等の充実を図るべきである。国 **渚育成等の充実を図るべき**である。国 こうした取組に対して支援を行うべき 議会活動をサポートする体制を強化するため、 においても、 らある。
- 若者や女性をはじめとする多様な人材の立候補を促 すため、各議会・各政党において育成の場作りを行 うべきである。
- 議会として、住民に向けて仕事の周知と理解促 進のための活動を活性化すべきである。
- 政務活動費の使 途の明確化、視察の充実と結果報告の充実・公 表、研修活動・日常の議員活動の充実など、住 民から見える活動の活発化を図り、議員活動へ の理解と信頼を高めるよう努めるべきである。 議員として、議会報告の充実、

議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和等に係る地方自治法の改正

| 成立日:令和4(2022)年12月10日



第33次地方制度調査会について

地方制度調査会とは

- 〇内閣総理大臣の諮問に応じ、**地方制度に関する重要事項を調査審議**するため、内閣府の附属機関として設置
- ○委員は、国会議員、**地方六団体代表者**、地方制度に関し学識経験のある者等で構成(30人以内)
- ○委員の任期は2年(令和4(2022)年1月~令和6(2024)年1月

ーバハメ

8名(専門小委員会委員 学觀経験者 住友林業(株)代表取締役【**会長**】 眯 中三

- 93 -

駒澤大学教授【**副会長**】 礼子 H H

隆司

日子

伸幸 衆議院議員 江島 他15名 東京大学教授【委員長】

66 地方六団体

全国知事会会長 平井 伸治

本会会長 柴田 圧敏

哲志 衆議院議員

坂本

和彦 衆議院議員

重徳

あかま二郎 衆議院議員

6名

国会議員

全国市長会会長 立谷 秀清 全国市議会議長会会長 宣雄 清水

全国町村会会長 泰田 斯米

全国町村議会議長会会長 出 南骠

真紀子 参議院議員

业

潔 参議院議員

(令和4年12月現在)

(令和4年12月現在)

- · 2022年4月 第3回専門小
- 2022年8-11月 第6-9回専門小 ▶三議長会ヒアリング
- 2022年12月 答申取りまとめ ➡地方議会に係る集中審議

岸田内閣総理大臣からの諮問事項

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相 **度のあり方**について、調査審議を求める。 互間の関係その他必要

1.議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【**60歳以上の議員の割合】**都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9% 【無投票当選者割合<u>】都道府県26.9%</u>、指定都市3.4%、市2.7%、<u>町村23.3%</u>

※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約 する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
 - しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対す る関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2.議会における取組の必要性

各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

①多様な人材の参画を前提とした議会運営

勤労者等の議会参画

→夜間・休日等の議会開催等

女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

●ハラスメント相談窓口の設置

会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

小規模市町村における処遇改善

◆議員報酬の水準のあり方を議論

▶ハラスメント対策に関する議長会の調査

デジタル技術を活用した情報発信の充実

◆SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化

住民が議会に参画する機会の充実 にあわせた情報公開の充実等

(例:政策サポーター、議会モニター) ◆住民と政策や議会運営を考える場

サデジタル化について技術的・財政的課題を抱え る小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

全ての議会に 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、 共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるとい う位置付けを追記
- 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を 明確に規定
- 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を 行わなければならない旨を規定(職務を行う上での心構えを示すもの)

4.立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う 休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を 可能とすること等について要請を検討すべき。 ※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙と の均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- ける対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。 ▼本会議へのオンライン出席について、国会にお
- どのような場合に可能とするか。
- ①事由を問わず幅広く可能
- ②原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
- 3引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和し て、オンテインで「参加」
- ことの担保等をどのように行うか。その際、委員会 ・本人確認、議事の公開、第三者の関与がない へのオンライン出席の課題を検証。

※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)

意見書の提出等の手続について、一括して、 議会への請願書の提出や議会から国会への オンライン化を可能とすべき。 A

(総務省作成資料から引用)

「第2 議会における取組の必要性」

. 多様な人材の参画を削提とした議会連写

- 現在は、平日の日中の会議開催が一般的であることや、議員や有権者からのハラスメントが指摘される等、必ずしも女性や若者、勤労者等が参画しやすい状況にはなっていない。各議会において議会運営上の工夫を行い、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるような環境を整備することが必要である。
 - 勤労者等が議会に参画しやすくなるようにする等の観点から、一部の 議会では夜間・休日等の議会開催や通年会期制の活用等により、柔軟 に会議日程を設定する取組が見られるが、こうした取組を含め、各地 域の実情を踏まえて会議運営上の工夫を行っていくことが考えられる。 また、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での 障壁を除去する方策としては、議員活動等を行う上でのハラスメント 防止のため、第三者による相談窓口を設置し、性別や年齢を問わず幅 広く相談を受け付けることや、会議規則において育児・介護等の取扱 いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めること等の対 応が考えられる。

年用に開かれた議会のための取組

- 住民に開かれた議会を実現するためには、各議会において、議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要である。こうした取組は、多様な人材を議員のなり手として長期的・継続的に涵養していくことにもつながる。
- その際は、**デジタル技術等を活用し、住民への情報発信を多様化し、更に充実させていくことも重要である。**近年、SNSを活用した議会情報の発信や字幕付き映像等による議会中継の配信等を行っている事例や、住民との意見交換会等をオンラインにより行っている事例も見られる。また、タブレットによる審議のペーパーレス化も進んでいるが、議会資料の住民への情報公開の契機にしていくことも考えら

議長の全国的連合組織等との連携・国の支援

多様な人材の参画を促すための議 会運営上の工夫や住民の議会に対 する理解を促進する取組について は、一部の議会において取組が進 んでいるものの、未だ広がりが限 定的なものも多い。取組を広げて いく上では、議長の全国的連合組 織において、人的支援や先進的な 事例・手法の共有、研修等の取組 を積極的に進めていくことが重要 である。。

また、経済的・社会的つながりが深い地 方公共団体の議会間においても連携・交 流を進めることも必要である。都道<mark>府県 議会において第三者を交えたハラスメント相談体制を整備し、管内市町村議会の 事案を含めて相談を受け付ける事例も出 てきており、広域連携による専門人材の 共同活用や共通する地域課題に関する共 同研修の取組を進めていくことも有効と 考えられる。</mark>

■ また、議会におけるデジタル技術の活用 を進めていくためには、技術的・財政的 な課題があるとの指摘があり、特に小規 模団体において取組が進んでいない状況 にあることから、国や議長の全国的連合 組織において必要な支援を行い、デジタ ル化の取組を促すことも検討すべきであ

許な

近年、我が国では、様々な分野で多様な人材の社会への参画を進めることの必要性が指摘され 教育機関、自治会、消防団 ている。例えば、男女共同参画の観点からは、官公庁のほか、企業、 などにおいて女性の登用・採用を進めるための取組が行われている。

か 多様な人材が参画し 議長の全国的連合組織や国において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。 住民に開かれた議会の実現に向けた対応方策について調査審議を行った。本答申を踏まえ、 当調査会では、議会についての現状認識と課題を踏まえ、 このような中、

り巻く環境が更に厳しさを増す中で、住民自身が地域社会のあり方について十分に考えることが という住民自治の根幹をなす存在であり、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現するの 住民の基本的な役割である。今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会を取 議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において団体の運営を行う 求められ、その関心と注視と責任の下で、議会が役割を発揮していくことが望まれる。 もそも、

めに導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよ デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。議会運営の合理化や利便性の向上のた う積極的に活用されることが期待される。 茨城県議会議長 半村 登 殿

県有施設・県出資団体等調査特別委員会 委員長 田山 東湖

公の施設等に係る運営状況報告について

このことについて、令和5年7月31日に設置された県有施設・県出資団体等調査特別委員会における審議等を踏まえ、下記のとおり、執行部から議会への報告が行われることとなりますので、御報告いたします。

記

1 報告の概要

毎年1回、執行部において「公の施設等に関する運営状況報告書」を作成し、第 2回定例会の常任委員会において定期報告を行う。

2 経 緯

- ・ 第3回調査特別委員会(R5.9.25)において、執行部に対して「県有施設の運営方 針の見直し等について、今後きちんと議会として関与していけるよう、早期に具体 的な仕組みづくりの検討を進めること」との意見があった。
- ・ この意見を受けて、第5回調査特別委員会(R5.12.21)において、執行部から「調査対象となった全施設について、毎年1回、第2回定例会時に定期的な報告を行う」旨の検討結果の説明があり、これに基づき議会(常任委員会)への報告が行われることとなった。

3 対象施設

当調査特別委員会で調査対象とした全施設(別紙)

※ 上記施設のうち、既に譲渡、廃止された施設については、定期報告の対象 外とし、施設の在り方や方針の変更など、報告すべき動きがあった際に、随 時、議会(直近の所管常任委員会)へ報告を行うこととする。

4 報告の内容等

- ・ 公の施設等の利用状況や運営状況、方針等を取りまとめた運営状況報告書により、 所管常任委員会に報告する。
- ・ 運営状況報告書については、所管常任委員会における報告終了後、全議員に対し て情報提供する。

報告対象となる公の施設等一覧

がいる。	典	父			所管常任委員	王委員会		
	Ka Haran		総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	上 立 古 が 推 推 進	文数警察
1 カシマサッカースタジアム	地域振興課	フクリエーション・スポーシ施設	0					
2 りんりんスクエア土浦	スポーツ推進課	"		0				
3 大洗マリンタワー	営業企画課	"				0		
4 国民宿舎「鵜の岬」	"	"				0		
5 カントリープーザ「鵜の犀」	"	"				0		
6 液崎漁港海岸休憩施設	水産振興課	"				0		
7 堀原運動公園	保健体育課	"						0
8 笠松運動公園	"	"						0
9 ライフル射撃場	"	"						0
10 県立産業技術短期大学校	産業人材育成課	産業振興施設		0				
11 県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	"	"		0				
12 県立日立産業技術専門学院	"	"		0				
13 県立鹿島産業技術専門学院	"	"		0				
14 県立土浦産業技術専門学院	"	"		0				
15 県立筑西産業技術専門学院	"	"		0				
16 つくば創業プラザ	技術革新課	"		0				
17 県立笠間陶芸大学校	"	"		0				
18 いばらき量子ビーム研究センター	科学技術振興課	"		0				
19 茨城空港公園	空港対策課	基盤施設(公園)				0		
20	都市整備課	"					0	
21 弘道館公園	"	"					0	
22	"	"					0	
23 霞ヶ浦総合公園	"	"					0	
24 赤塚公園	"	"					0	
25 北浦川緑地	"	"					0	
26 芸大緑地	"	"					0	
27 空間芸術の森公園	"	"					0	
28 大子広域公園	"	"					0	
29 砂沼広域公園	"	"					0	
30 県西総合公園	"	"					0	
31 鹿島灘海浜公園	"	"					0	

						正管堂在悉昌	1. 玉昌仝		
ON	施設名	所管課	- 分類				1 1 1 1		
		i I	{	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	上木企業 立地推進	文数警察
32 派	32 洞峰公園	"	"					廃止	
33 活	33 港公園	"	"					0	
34 ≯	34 大洗公園	"	"					0	
35 渎	35 茨城空港駐車場	空港対策課	基盤施設(インフラ)				0		
36 割	36 那珂湊漁港駐車場	水産振興課	"				0		
37 别	37 那珂湊漁港水門	"	"				0		
38	38 液崎漁港浄化施設	"	"				0		
39 津	39 茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設	港湾課	"					0	
40 茶	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)	"	"					0	
41 ±	土浦港の港湾施設	"	"					0	
42 秀	42 茨城港常陸那珂港区公共埠頭	"	"					0	
43	43 鹿島港公共埠頭	"	"					0	
44 茨	44 茨城港日立港区公共埠頭	"	"					0	
45 茨	45 茨城港大洗港区公共埠頭	"	"					0	
46 沂	46 沢渡川緑地	都市整備課	"					0	
47 栈	47 桜川緑地	"	"					0	
48 県	48 県庁東公園	"	"					0	
49 県	県営住宅及び共同施設(157団地)	住宅課	"					0	
20	つくば国際会議場	科学技術振興課	文教施設		0				
51 県	県民文化センター	生活文化課	"		0				
52 鳥	鳥獣センター	環境政策課	"		0				
53 膏	53 青少年会館	青少年家庭課	"			0			
54 県	県民の森	林政課	"				0		
55 框	55 植物園	"	"				0		
56 表	56 森のカルチャーセンター	"	"				0		
57 ₹	57 きのこ博士館	"	"				0		
58 檿	58 奥久慈憩いの森	"	"				0		
59 才	59 水郷県民の森	"	"				0		
± 09		生涯学習課	"						0
61 库	白浜少年自然の家	"	"						廃止
62	さしま少年自然の家	"	"						0
63 博	63 県立図書館	"	"						0

	E 1	L			所管常任委員	E委員会		
NO. 施設名	小官 課	分類		防然暗墙	保健海池		十十个举	1
			総務企画	の 産業	不使相化 医療	吕米 表 是 林 水 産	ム 立 が 推 進	文教警察
64 水戸生涯学習センター	"	"						0
65 県北生涯学習センター	"	"						0
66 鹿行生涯学習センター	"	"						0
67 県南生涯学習センター	"	"						0
68 県西生涯学習センター	"	"						0
69 県立歴史館	文化課	"						0
70 近代美術館(五浦分館、つくば分館含む)	"	"						0
71 陶芸美術館	"	"						0
72 自然博物館	"	"						0
73 教育研修センター	高校教育課	"						0
74 里美野外活動センター	保健体育課	"						聚止
75 健康プラザ	健康推進課	社会福祉施設			0			
76 総合福祉会館	福祉政策課	"			0			
	障害福祉課	"			0			
78 視覚障害者福祉センター	"	"			0			
79 聴覚障害者福祉センターやすらぎ	"	"			0			
80 あすなろの郷	"	"			0			
81 ラーク・ハイツ	青少年家庭課	"			0			
82 若葉寮(婦人保護施設)	"	"			0			
83 茨城学園(児童自立支援施設)	"	"			0			
84 矢田部サッカー場	地域振興課	その他	0					
85 アクアワールド茨城県大洗水族館	生活文化課	"		0				
86 花貫ふるさと自然公園	環境政策課	"		0				
87 狩猟者研修センター	"	"		0				
88 茨城県健康管理センター	疾病対策課	"			0			
89	営業企画課	"				0		
90 袋田の滝観瀑施設	"	"				0		
91 筑波海軍航空隊記念館	"	"				0		
92 茨城県フラワーパーク	観光戦略課	"				0		
93 園芸リサイクルセンター	産地振興課	"				0		
94 米平公共育成牧場	畜産課	"				0		
95 お手まき記念の森	林政課	"				0		

					正管堂任圣	1米目令		
NO.	所管課	分類				K		
		{	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	上 大 立 地 推進	文数警察
96 ホテルレイクビュー水戸	教育庁総務課	"						0
97 鹿島臨海都市計画下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0	
98 那珂久慈流域下水道	"	"					0	
99 霞ケ浦湖北流域下水道	"	"					0	
100 霞ケ浦常南流域下水道	"	"					0	
101 霞ケ浦水郷流域下水道	"	"					0	
102 利根左岸さしま流域下水道	"	"					0	
103 鬼怒小貝流域下水道	"	"					0	
104 小貝川東部流域下水道	"	"					0	
105 県南西広域水道	企業局	"					0	
106 鹿行広域水道	"	"					0	
107 県中央広域水道	"	"					0	
108 工業用水道	"	"					0	
109 中央病院	病院局	社会福祉施設			0			
110 こころの医療センター	"	"			0			
111 こども病院	"	"			0			
		県所有施設 所管計	2	16	14	22	37	17
							合計	108
く団体所有施設>					•			
112 鹿島セントラルビル(ホテル、テナントスペース、温浴施設等)	地域振興課	出資団体等所有施設	0					
113 大洗駅ほか13駅	交通政策課	"	0					
114 いこいの村涸沼	立地整備課	"					0	
115 茨城空港旅客ターミナルビル	"	"					0	
116 みらい平駅前駐車場	道路維持課	"					0	
117 筑波山つつじケ丘駐車場	"	"					0	
118 友部駅北口駐車場	"	"					0	
119 水戸北スマートIC駐車場	"	"					0	
120 大洗港フェリーターミナルビル	港湾課	"					0	
		団体所有施設 所管計	2	0	0	0	7	0
							中二	6
		世級計	4	16	14	22	44	17
		H2# 🗆 177	•		-	1		

【別紙1】第3章2 調査対象施設

NO.	施設名	所管課	分類			所管常信	£委員会		
NO.		別官誌	刀規	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
1	カシマサッカースタジアム	地域振興課	レクリエーション・スポーツ施設	0					
2	りんりんスクエア土浦	スポーツ推進課	レクリエーション・スポーツ施設		0				
3	大洗マリンタワー	営業企画課	レクリエーション・スポーツ施設				0		
4	国民宿舎「鵜の岬」	営業企画課	レクリエーション・スポーツ施設				0		
5	カントリープラザ「鵜の岬」	営業企画課	レクリエーション・スポーツ施設				0		
6	波崎漁港海岸休憩施設	水産振興課	レクリエーション・スポーツ施設				0		
7	堀原運動公園	保健体育課	レクリエーション・スポーツ施設						0
8	笠松運動公園	保健体育課	レクリエーション・スポーツ施設						0
9	ライフル射撃場	保健体育課	レクリエーション・スポーツ施設						0
10	県立産業技術短期大学校	産業人材育成課	産業振興施設		0				
11	県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		0				
12	県立日立産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		0				
13	県立鹿島産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		0				
14	県立土浦産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		0				
15	県立筑西産業技術専門学院	産業人材育成課	産業振興施設		0				
16	つくば創業プラザ	技術革新課	産業振興施設		0				
17	県立笠間陶芸大学校	技術革新課	産業振興施設		0				
18	いばらき量子ビーム研究センター	科学技術振興課	産業振興施設		0				
19	茨城空港公園	空港対策課	基盤施設(公園)				0		
20	借楽園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
21	弘道館公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
22		都市整備課	基盤施設(公園)					0	
23	霞ヶ浦総合公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
24	赤塚公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
25	北浦川緑地	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
26	芸大緑地	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
27	笠間芸術の森公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
28	大子広域公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
29	砂沼広域公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
30	県西総合公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
31	鹿島灘海浜公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	

1

NO.	施設名	所管課	分類			所管常何	£委員会		
NO.	/他 政 1 □	別官誌	刀块	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
32	洞峰公園	都市整備課	基盤施設(公園)					廃止	
33	港公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
34	大洗公園	都市整備課	基盤施設(公園)					0	
35	茨城空港駐車場	空港対策課	基盤施設(インフラ)				0		
36	那珂湊漁港駐車場	水産振興課	基盤施設(インフラ)				0		
37	那珂湊漁港水門	水産振興課	基盤施設(インフラ)				0		
38	波崎漁港浄化施設	水産振興課	基盤施設(インフラ)				0		
39	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
40	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設(港中央公園に限る。)	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
41	土浦港の港湾施設	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
42	茨城港常陸那珂港区公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
43	鹿島港公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
44	茨城港日立港区公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
45	茨城港大洗港区公共埠頭	港湾課	基盤施設(インフラ)					0	
	沢渡川緑地	都市整備課	基盤施設(インフラ)					0	
47	桜川緑地	都市整備課	基盤施設(インフラ)					0	
48	県庁東公園	都市整備課	基盤施設(インフラ)					0	
49	県営住宅及び共同施設	住宅課	基盤施設(インフラ)					0	
50	つくば国際会議場	科学技術振興課	文教施設		0				
51	県民文化センター	生活文化課	文教施設		0				
52	鳥獣センター	環境政策課	文教施設		0				
53	青少年会館	青少年家庭課	文教施設			0			
54	県民の森	林政課	文教施設				0		
55	植物園	林政課	文教施設				0		
56	森のカルチャーセンター	林政課	文教施設				0		
57	きのこ博士館	林政課	文教施設				0		
58	奥久慈憩いの森	林政課	文教施設				0		
59	水郷県民の森	林政課	文教施設				0		
60	中央青年の家	生涯学習課	文教施設						0
61	白浜少年自然の家	生涯学習課	文教施設						廃止
62	さしま少年自然の家	生涯学習課	文教施設						0
63	県立図書館	生涯学習課	文教施設						0

NO. 施設名	所管課	分類			所管常何	壬委員会		
他設有	刀目跡	刀規	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察
64 水戸生涯学習センター	生涯学習課	文教施設						0
65 県北生涯学習センター	生涯学習課	文教施設						0
66 鹿行生涯学習センター	生涯学習課	文教施設						0
67 県南生涯学習センター	生涯学習課	文教施設						0
68 県西生涯学習センター	生涯学習課	文教施設						0
69 県立歴史館	文化課	文教施設						0
70 近代美術館(五浦分館、つくば分館含む)	文化課	文教施設						0
71 陶芸美術館	文化課	文教施設						0
72 自然博物館	文化課	文教施設						0
73 教育研修センター	高校教育課	文教施設						0
74 里美野外活動センター	保健体育課	文教施設						廃止
75 健康プラザ	健康推進課	社会福祉施設			0			
76 総合福祉会館	福祉政策課	社会福祉施設			0			
77 点字図書館	障害福祉課	社会福祉施設			0			
78 視覚障害者福祉センター	障害福祉課	社会福祉施設			0			
79 聴覚障害者福祉センターやすらぎ	障害福祉課	社会福祉施設			0			
80 あすなろの郷	障害福祉課	社会福祉施設			0			
81 ラーク・ハイツ	青少年家庭課	社会福祉施設			0			
82 若葉寮(婦人保護施設)	青少年家庭課	社会福祉施設			0			
83 茨城学園(児童自立支援施設)	青少年家庭課	社会福祉施設			0			
84 矢田部サッカー場	地域振興課	その他	0					
85 アクアワールド茨城県大洗水族館	生活文化課	その他		0				
86 花貫ふるさと自然公園	環境政策課	その他		0				
87 狩猟者研修センター	環境政策課	その他		0				
88 茨城県健康管理センター	疾病対策課	その他			0			
89 竜神大吊橋	営業企画課	その他				0		
90 袋田の滝観瀑施設	営業企画課	その他				0		
91 筑波海軍航空隊記念館	営業企画課	その他				0		
92 茨城県フラワーパーク	観光戦略課	その他				0		
93 園芸リサイクルセンター	産地振興課	その他				0		
94 米平公共育成牧場	畜産課	その他				0		
95 お手まき記念の森	林政課	その他				0		

NO.	施設名	所管課	分類		所管常任委員会						
NO.	心政 在	刀目跡	刀块	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業 立地推進	文教警察		
96	ホテルレイクビュー水戸	教育庁総務課	その他						0		
97	鹿島臨海都市計画下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
98	那珂久慈流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
99	霞ケ浦湖北流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
100	霞ケ浦常南流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
101	霞ケ浦水郷流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
102	利根左岸さしま流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
103	鬼怒小貝流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
104	小貝川東部流域下水道	下水道課	基盤施設(インフラ)					0			
105	県南西広域水道	企業局	基盤施設(インフラ)					0			
106	鹿行広域水道	企業局	基盤施設(インフラ)					0			
107	県中央広域水道	企業局	基盤施設(インフラ)					0			
108	工業用水道	企業局	基盤施設(インフラ)					0			
109	中央病院	病院局	社会福祉施設			0					
110	こころの医療センター	病院局	社会福祉施設			0					
111	こども病院	病院局	社会福祉施設			0					
			県所有施設 所管計	2	16	14	22	37	17		
								合計	108		

<団体所有施設>

		団体所有施設 所管計	2	0	0	0	7	0
大洗港フェリーターミナルビル	港湾課	出資団体等所有施設					0	
水戸北スマートIC駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					0	
友部駅北口駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					0	
筑波山つつじケ丘駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					0	
みらい平駅前駐車場	道路維持課	出資団体等所有施設					0	
茨城空港旅客ターミナルビル	立地整備課	出資団体等所有施設					0	
いこいの村涸沼	立地整備課	出資団体等所有施設					0	
大洗駅ほか13駅	交通政策課	出資団体等所有施設	0					
鹿島セントラルビル(ホテル、テナントスペース、温浴施設等)	地域振興課	出資団体等所有施設	0					
3 4 5 6 7 8	2 鹿島セントラルビル(ホテル、テナントスペース、温浴施設等) 3 大洗駅ほか13駅 4 いこいの村涸沼 5 茨城空港旅客ターミナルビル 6 みらい平駅前駐車場 7 筑波山つつじケ丘駐車場 8 友部駅北口駐車場 9 水戸北スマートIC駐車場 20 大洗港フェリーターミナルビル	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 4 いこいの村涸沼 立地整備課 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 出資団体等所有施設 4 いこいの村涸沼 立地整備課 出資団体等所有施設 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 出資団体等所有施設 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 10 大洗港フェリーターミナルビル 港湾課 出資団体等所有施設	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 出資団体等所有施設 4 いこいの村涸沼 立地整備課 出資団体等所有施設 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 出資団体等所有施設 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 10 大洗港フェリーターミナルビル 港湾課 出資団体等所有施設	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 出資団体等所有施設 4 いこいの村涸沼 立地整備課 出資団体等所有施設 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 出資団体等所有施設 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 10 大洗港フェリーターミナルビル 港湾課 出資団体等所有施設	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 出資団体等所有施設 4 いこいの村涸沼 立地整備課 出資団体等所有施設 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 出資団体等所有施設 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 10 大洗港フェリーターミナルビル 港湾課 出資団体等所有施設	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 出資団体等所有施設 4 いこいの村涸沼 立地整備課 出資団体等所有施設 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 出資団体等所有施設 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 10 大洗港フェリーターミナルビル 港湾課 出資団体等所有施設	3 大洗駅ほか13駅 交通政策課 出資団体等所有施設 〇 4 いこいの村涸沼 立地整備課 出資団体等所有施設 〇 5 茨城空港旅客ターミナルビル 立地整備課 出資団体等所有施設 〇 6 みらい平駅前駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 〇 7 筑波山つつじケ丘駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 〇 8 友部駅北口駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 〇 9 水戸北スマートIC駐車場 道路維持課 出資団体等所有施設 〇 10 大洗港フェリーターミナルビル 港湾課 出資団体等所有施設 〇

所管総計	4	16	14	22	44	17
					総計	117

			教行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
32	洞峰公園	に学園都市の中心部、つくば市二の宮地内(当時の谷田部町)に整備された総合公園(※)である。※総合公園とは、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園(都市公園法施行令第2条) ②公園内には、体育館や屋内温水プール、テニスコートなどの運動施設をはじめ、子ども向けの遊具などを配置した広場、既存の自然環境を生かした洞峰沼などを有している。 ③昭和55年7月1日開園 ④洞峰わくわく創造グループ※が指定管理者として管理している。	年間約1億5千万円、施設の修繕費として年間平均約8千万円程度の費用を要している。 ・県税の負担軽減を図るパークPFI事業の実現を目指す一方で、総合公園の性格に鑑み、その効果を一番に享受している地元つくば市自らが、現在の公園環境と同様に管理する意向があれば、公園全ての無償譲渡(移管)について協議することも選択肢の一つとして市に提案。 ・つくば市から、「洞峰公園の良好な環境を市として引き継ぐことが地域にとっても、市全体にとっても望ましいと判断し、現在の環境が継続される形での無償譲渡となるよう協議を開始したい」旨の申出があり、移管に向けた協議を開始することとした。	・県と市における移管に向けた調整はおおむね整っており、県が行っている修繕工事の進捗や調査特別委員会の審議状況、つくば市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会に都市公園条例改正に関する議案を上程し、審議をお願いしたい。 ・市においても時期を同じくして、都市公園条例の改正等の関連議案を上程予定である。 【今後の予定】 ・県が行っている修繕工事の進捗や調査特別委員会の審議状況、市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会及び市議会に都市公園条例改正に関する議案を上程する。
53	青少年会館	長年寄与している。会館には、入居団体の事務室、青少年等の研修や活動の場となる研修室、青少年に対して健全な旅行を奨励する宿泊施設を設置している。平成8年10月に「低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させること」を目的とし、「偕楽園ユースホステル」の運営を開始した。令和4年度までの27年間で累計10万5千人が利用している。このユースホステルは、平成8年9月に当時県内唯一の県営ユースホステルであった筑波山ユースホステルが閉鎖となり、代替の県営ユースホステルとして開業した。 ②鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階 ③昭和55年開設	・青少年会館の宿泊事業は、当初は多人数利用の和室が中心となる会館利用者の宿泊施設として始まったものを、平成8年から偕楽園ユスホステルとして運営しているところ。 ・このため、和室の大部屋であることに加え、風呂・トイレが共同であり、ユースホステルでは一般的に設置されている調理スペースが大の本では一般的に設置されている。 ・この交流スペースがない。このような施設の特色が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷していることから、ユースホステルとしての継続は難しい。 ・利用率の自上のため、宿泊予約サイトへの登録とPR、浴室及びトイレ改修、入居団体への利用促進依頼に取り組んできたが、風呂、トイレの個室化などは大規模な工事が必要となるため実施が難しく、抜本的な改善には至っていない。 【宿泊室の利用が低迷していること】・昨今の旅行需要の追い風を受け、利用率は改善してきているが、ピーク時と比べて依然半数程度である。 ・一般客の利用が75%を占めており、青少年等の利用が伸び悩んでい	されており、引き続き県において運営を継続する。 ・一方、宿泊事業(ユースホステル)については、社会教育施設を参考にした低廉な価格設定により運営を継続してきた結果、受託者は過去9年間で総額6,142千円の赤字額を負担しており、経営努力のみでこの状態を改善することは困難であるため、運営を終了することとする。 ・なお、研修室等については近隣の大学などに対する広報啓発に努め、引き続き利用率の向上を図っていく。 【今後の予定】 ・令和5年8月~10月:次期指定管理者公募・令和5年10月:次期指定管理者の選定・令和5年12月:第4回定例会において指定管理者の指定議案の提出

	_		<u>執行</u> 部の説明	
No	. 施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
			【宿泊室の利用料金が低廉で収益確保が困難なこと】 ・本県以外の公営ユース6施設の料金の平均は、児童生徒2,880円、 青少年4,111円、一般4,265円である。 ・本県の宿泊料金は、県内の社会教育施設を参考とした価格設定のため安価に設定されており、他県施設と比較すると、児童生徒2,440円、青少年3,231円、一般1,345円の差がある。 ・利用料金を他県平均並みに値上げすることについては、他の公営ユースと比べて宿泊施設としての魅力に乏しく、利用者のさらなる減少につながる恐れがあったことから、これまで実施していない。	
	青少年教育施設	活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成をはじめ、学校や青少年団体等の利用に低廉な料金で供するために設置される社会教育施設であり、自然体験や宿泊体験などの場を提供する中心的な役割を担うとともに、青少年が社会の担い手となることを支援することが期待されている。中央青年の家・白浜少年自然の家・さしま少年自然の家は、主に学校の宿泊学習に利用され、学習指導要領に示されている集団宿泊活動による人間形成に寄与している。里美野外活動センターは、自然を十分に味わうことので		・少子化や社会情勢の変化、議会からの提言を踏まえ、時代に応じた施設の適正規模・機能とするため、利用実態に見合った施設規模に再編する。 ・主に宿泊学習に利用される3施設(中央・白浜・さしま)については、利用者や施設の状況、地理的環境等を考慮し、宿泊利用者が最も多いさしま少年自然の家及び県内各方面からのアクセスが容易な中央青年の家の2施設に再編する。 ・白浜少年自然の家及び主にキャンプ場として一般の方に利用される里美野外活動センターは、県立青少年教育施設
60	①中央青 年の家	きる環境を有し、低廉な利用料金で安心して利用できる施設として、レジャー目的のキャンプ利用のほか、子ども会やボーイスカウト、中学校や高等学校が野外体験活動の場として利用している。 ②中央青年の家、白浜少年自然の家、さしま少年自然の家、里美野外活動センターの4施設。		としては廃止し、引き続き地域のにぎわいに寄与できるよう、地元市・関係機関等と協議しながら、民間譲渡等を検討する。 ・民間への有償譲渡については、プロポーザル方式による公募を実施予定としている。
61	②白浜少 年自然の 家	③本県においては、昭和13年に1施設、昭和43年から57年にかけ5施設が設置された(吾国山洗心館の廃止(平成20年度末)及び西山研修所(平成24年度末)の譲与により、現在は4施設)。		【今後の予定】 ・現在の指定管理期間が満了する令和5年度末の再編を内容とする条例改正等関連議案を、年内を目途に議会に上程予定としている。 ・条例改正後、民間への有償譲渡に係る公募をプロポーザル方式により実施予定としている。
62	③ ③ さしま 少年自然 の家	④中央青年の家は(NPO)日本スポーツ振興協会が、 白浜少年自然の家は(NPO)ひと・まちねっとわーく 、さしま少年自然の家は(公財)茨城県教育財団、里美野外 活動センターは(一社)茨城県キャンプ協会が指定管理者と して管理している。		
74	④里美野 外活動セ ンター			

	_		<u> </u>	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
75	健康プラ	防並びに健康の保持及び増進を図るために設置された施設である。会議室の施設を団体等へ貸し出すほか、健康づくりに携わる団体や行政職員を対象とした研修や、シルバーリハビリ体操の指導士養成など、県民の健康づくりの中核拠点としての役割を果たしてきた。 ②中央保健所や衛生研究所といった県の行政機関とともに、いばらき予防医学プラザ(鉄筋コンクリート造、地上3階建)という名称の建物の一部に属している。 ③いばらき予防医学プラザは平成3年3月に建築された。	る。 ・会議室の外部利用者に対する有料貸出しについては、現在、休止しているが、今後、再開後の利用ニーズを踏まえると、会議室がWi-Fiで無線接続できる環境になっていないことから、Web 対応設備の整備が必要となる。 ・今後、会議室の有効利用を進めていくに当たっては、有料での利用と併せ、県主催の研修や会議の開催等により、利用促進を図っていく	・指定管理を終了して施設を県直営とし、中央保健所が施設管理に係る業務を一括して行うことにより、業務の簡素化を図るとともに、情報システムを県の行政情報ネットワークシステムに統合すること等により、事務の効率化や経費の節減等を図っていく。 ・会議室の貸出し等の施設管理については、健康プラザを含めた予防医学プラザ全体の施設管理者である中央保健所が実施することで、予防医学プラザの施設管理業務に従事する既存人員を活用した効率的な施設管理を行っていく。・会議室の稼働率向上に向け、Web対応設備を整備したうえで、有料での利用と併せ、県主催の研修や会議の開催等により利用促進を図るなど、会議室の有効活用に努めていく。
		ける知的障害者福祉施設の中核施設としての役割を果たしてきた。障害者支援施設及び病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所等の運営のほか、在宅の障害児者及びその家族、関係機関に向けて地域生活を続けるために必要	【あすなろの郷の再編整備】 ・開設当初に建設された施設の老朽化・狭隘化が進んでいることから、今後の施設の在り方について検討を行い、令和元年10月にあすなろの郷再編整備計画を策定した。 ・同計画では、県と民間の役割分担の考え方に基づき、県は民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方への支援に特化し、それ以外の方の支援には民間活力を導入するとして、規模や基本的機能など	・あすなろの郷再編整備計画に基づき、令和7年度にセーフティネット棟の供用開始ができるよう、事業の進捗管理を行っていくとともに、現指定管理者である事業団と連携

	-	とはいって、一般には、「大人」」「はなって、「大人」」	<u>0) </u>	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
80	あすかス	の障害者の自立支援、人材の育成及び情報提供等を行うなど、利用者ニーズに沿った専門的サービスの提供に努めている。 ②入所施設や病院、療養介護事業所などがある。 ③多くの施設が昭和48年に建築された。新棟は平成14年に建築された。 ④(社福)茨城県社会福祉事業団が指定管理者として管理している。	・なお、当初計画では、民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方が入所する施設(セーフティネット棟:定員200人)を県が新たに整備し、それ以外の方が入所する施設(既存施設:定員130人)について民間活力を導入するとしていたが、令和2年12月に同計画の一部を変更し、既存施設については事業団の自主事業として運営(当初定員200人)することとなった。・新たに整備する県立施設(セーフティネット棟)は、令和7年度からの供用開始を予定しており、令和5年7月から建築工事を開始した。 【あすなろの郷再編整備計画に基づく新たな県立施設の整備促進】・あすなろの郷再編整備計画に基づき、新たに整備する県立施設(セーフテイネット棟)について、令和3年度に基本設計を、令和4年度に実施設計をそれぞれ実施し、令和5年度から建設工事に着手した。・令和5年度から令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備し、令和7年度に供用を開始する予定であることから、整備に向けて事業の進捗管理を行っていく必要がある。 【入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援】・あすなろの郷の入所者が、新たに整備される県立施設等に円滑に移行できるよう支援していく必要がある。	・あすなろの郷の入所者が、新たに整備する県立施設(セーフティネット棟)及び事業団の自主事業として運営する既存施設等に円滑に移行できるよう、入所相談支援センターを設置し、保護者等からの相談等に丁寧に対応していくとともに、あすなろの郷から他の民間施設等への移行を希望する入所者への相談・支援等を行っていく。・あすなろの郷の入所者については障害の程度が重い方が多く、新たな施設への移行には時間をかけて丁寧に対応していく必要があることから、円滑な移行に向けた、事前に入所者のグループ分けを実施するなど移行に向けた準備を進めていく。 【今後の予定】 ・令和5年度から令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備していく。令和7年度に供用を開始する予定である。
11:	鹿トルルンペ温等 とファイン・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ネスセンターとして商業、業務の核の形成などを目的として、鹿島都市開発㈱が建築した鹿島セントラルビル本館と、その後建築した鹿島セントラルビル新館、温浴施設の総称である。このうち、建物の一部は、テナントスペースとしてオフィスや店舗の目的で賃貸するなど、鹿島地域における都市機能の拠点として役割を担ってきた。 ②ビル本館(地上14階、地下1階、オフィス・店舗等を含	・改革工程表や中期経営計画に基づく取組を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、特にホテル事業の客室稼働率低下や婚礼・宴会の大幅な減少が継続している状況である。なお、新型コナウイルス感染症の5類移行後も、引き続き客室稼働率やレストラン等利用客数は、コロナ禍前の水準には回復していない。・現在の経営状況では、今後見込まれる新館の大規模修繕費用の捻出が困難であることに加え、将来的には従業員への給与や退職金の支払など経営に必要な運転資金の確保が困難となるおそれがあるなど経営状況が厳しく、抜本的な改革が求められている。・近年の社会情勢による原材料費及び光熱水費等の価格高騰の影響で収益が悪化している。また、収支改善のため、人件費の合理化等を実施しているものの、待遇面や労働環境の悪化に伴い、退職者の増加や新規雇用の確保が困難となるなど人手不足も深刻化している。	・ホテル機能の維持や地域共生、従業員の雇用継続、高速 バスターミナルとしての機能維持等を条件に、鹿島都市開 発㈱のホテル事業等を譲渡し、それに合わせて鹿島セント ラルビルとその敷地である県有地を売却することにより、 民間資本を活用して鹿島地域を代表するホテルを残すとと もに、鹿島都市開発㈱の経営改善を図る。 【今後の予定】 ・公募型プロポーザル方式での入札を実施し、優先交渉権

【別紙3-1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

			主 ボリン・成品 しん心以		
N	Э.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
		大洗マリ ンタワー	①大洗マリンタワーは、県民が港と海に親しみながら、その理解を深めるという理念を踏まえ、展望室から眺望を楽しめるよう環境を整備し、県や町の観光振興に寄与した施設としての役割を担ってきた。 ②鉄筋コンクリート造で高さ59.9m。1階はエントランスホール(売店、事務室等)、2階は展望レストラン(高さ約50m)、3階は展望室(高さ約55m)となっている。 ③昭和63年開業 ④大洗町が指定管理者として管理をしている。	【観光拠点施設としての魅力向上】 ・大洗地域における観光拠点施設の一つとして、3階の展望フロアのほか1階には売店や観光案内等を設置しているが、観光拠点施設として機能を十分に発揮し、誘客を図るためには、売店の充実や観光案内設備等のリニューアルが必要である。 ・今後は、集客力を高めるため、タワーの機能強化・見直しや隣接する港中央公園との一体的活用など効果的な施策を実施し、観光拠点施設としての魅力向上を図る必要がある。 【更なる経営悪化の懸念】 ・管理運営費を賄うためには、試算では現状の2倍の入館者数(14~15万人)が必要であるとともに、今後老朽化した設備(エレベーター等)の大規模修繕等の費用増加が見込まれることから、早急に施設の運営方針を検討する必要がある。	【今後の方針】 ・当該エリアにおけるマリンタワーの在り方や役割等について、隣接する港中央公園との一体的活用等も視野に入れ検証するとともに、入館者の減少や今後控える大規模修繕等による経営悪化への対応など抜本的な改善に向け、民間活力の導入などによる運営手法を検討していく。 【今後の予定】 ・現在の指定管理期間が令和5年度末をもって満了することから、令和6年度からの指定管理者の指定を行う議案を令和5年第4回定例会に上程予定である。・県議会や地元関係者等の意見も踏まえ、民間活力の導入などによる運営手法を検討し、対応方針を整理していく。
	4 4 2 1 4	国 「親」 国 所 国 所 国 所 国 所 国 に リ カ ー 「 カ ー 「 カ ー 「 ラ の ー ト ラ の ー ト ラ の ー ト ラ の ー ト ラ の ー ト ラ の ー ト ラ の ー ト ラ の の ー の ー の ー の ー の ー の ー の ー の ー の ー	①国民宿舎「鵜の岬」及びカントリープラザ「鵜の岬」は、 県民に宿泊と休憩、教養と催事の場を供与し、もってその保 養と健康の増進に資するために設置し、県北地域の観光拠点 としての役割を担っている。 ②国民宿舎「鵜の岬」は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上8 階建。カントリープラザ「鵜の岬」は、鉄筋コンクリート 造、平屋建。 ③国民宿舎「鵜の岬」は平成9年に、カントリープラザ「鵜 の岬」は平成元年に開業した。 ④県出資団体である(公財)茨城県開発公社が指定管理者と して管理している。	【利用面】 (1)旅行形態の変化による売上収入の減 ・ 直近10年間の宿泊利用者は平成27年度の約6万5千人をピークに年々減少し、令和4年度は約5万7千人と約8千人の減となっている。 ・ さらに、令和4年度の客室稼働率が99.9%と年間を通じほぼ満室状態になっているが、団体客が減少し個人客が増加したことで客室の定員充足率が低くなっていることも、売上収入の減少につながっている。 (2)宿泊利用者の周遊性の促進 ・ ターゲットとなっている客層は主にシニア層であるが、アンケート結果によると、鵜の岬への宿泊・滞在自体が利用目的となっている傾向にあるため、周辺観光施設等への周遊性を促進していく必要がある。 (3)新しい顧客獲得とリピーターの確保(若年層、ファミリー層及びインバウンド需要の取り込み) ・ アナログ媒体(電話や往復はがき)による受付手法は、シニア層に対するきめ細やかなサービス(宿泊前の予約確認も電話にて対応)につがっているが、人口減少社会を迎え、幅広い客層の取り込みが重要であることから、予約の利便性や施設の認知度向上、予約業務の省力化や顧客管理にも有効なネット予約システムの導入を検討していく必要がある。	【今後の方針】 ・サウンディング調査結果や有識者の意見等を踏まえ、収益構造の改善や今後控える大規模修繕への対応に向け、現行の運営手法のほか、経営ノウハウを持つ民間活力の導入など、現在の社会情勢や多様化する利用者ニーズにあった施設として、安定的・持続的に発展していくことができる運営手法について検討していく。 【今後の予定】 ・料金改定も含めた収益構造の改善策やターゲット層の拡大策などを検討し、県議会や地元関係者等としっかり議論を進め、最適な施設運営の在り方を期限にこだわることなく整理していく。

【別紙3−1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

		主 ボルガー 成品 しん 心心	執行部の説明	
No	. 施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
			【運営面】 (1)収益構造の改善、見直し ・これまで、鵜の岬が宿泊利用率日本一を続けている人気の理由は、公営ならではの低廉な室料を背景に独自に質の高いホスピタリティや料理を確立したことで、風光明媚な景観や良好な周辺環境(伊師浜国民休養地内)とともに高いコストパフォーマンスを発揮し、これが県内や近都県の主にシニア層の支持を得てきたためと推測している。 ・この高いコストパフォーマンスを維持していくため、これまでは客室稼働率が高くても利益率が低い収益構造となっていたが、現在では、旅行形態が団体客から個人客にシフトし、売上収入が減少していることから、収支改善等収益構造を見直す必要がある。 (2)今後控える大規模修繕等への対応 ・今後20~30年後を見据えた施設の長寿命化に向け、大規模修繕等(今後10年間で約9億3千万円)への対応が必要である。	
34	大洗公園	①大洗公園は、緑の松林と、本県の代表的な景勝地の一つである大洗海岸を有する美しい公園であり、県立自然公園にも指定されている風致公園(※)である。 ※風致公園とは、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園(都市公園法施行令第2条) ②敷地面積は40.4haで、そのうち指定管理区域は34.9haとなっている。主な施設は、アクアワールド茨城県大洗水族館(管理許可施設)、駐車場(1,853台)、トイレ(4基)。 ③昭和32年開園 ④茨城県造園業協同組合が指定管理者として管理している。	【将来を見据えた適切な管理運営】 ・多くの県営公園は建設から年数が経過しており、施設の老朽化が進行するとともに(特に、大洗公園は海岸部のため、急速に進持管理費は年々増加している。また、社会経済情勢の変化や利用者ニーズの多様化などにより、県営公園に求められる役割が変化している。・さらに、大洗公園では、風致公園としての景観を構成する松林を保全するため、地元大洗岸の利用が多い夏で円滑な交通では、大洗公園では、大洗公園では、大洗公園では、大洗公園では、大洗公園では、大洗公園では、大洗公園では、大洗の裏としてがずら、、大洗公園では、大洗中の利用が多いでは、地方にない、地元大洗岸の利用が多いでで、連びでは、地方には、地方では、地方には、地方には、地方には、地方には、地方には、地方には、地方には、地方に	【今後の方針】 (1)指定管理者による効果的・効率的な管理運営・民間事業者のノウハウを活かした経営効率化、包括的な管理運営によるコストの縮減、利用料金制度の活用等により、県の財政負担軽減を図る。・専門的な知識を有する民間事業者が松林等の樹木の維持管理を行うことにより、良好な景観の保全を図る。・利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間等者が入れること(魅力的上を図えたの開催等)により、利用者に対するサービス同上を図えたの開催等)により、大洗リゾート構想のコンセプトを踏まえた、大洗公園の再整備やその後の管理運営を民間事業者が行うことにより、県の財政負担の軽減のみならず、大洗公園の活用を中心とした地域の活性化を図る。・こどもの城跡地等についても、地元大洗町と利活用の検討を進めていく。 【今後の予定】・大洗公園の管理については、指定管理者による効果的・効率的な管理運営を基本としつつ、「ひたちなか大洗リゾート構想」を踏まえた、パークPFI事業や未利用地の利活用等を進めていく。

【別紙3-1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

			主 ボルガン 成品 ひ / こ心 及	執行部の説明	
Nc).	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
4	沙中の境影块	中央港區地震 地震 地震 地震 地震 地震 電影 电影	①港中央公園は、港湾における休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。 ②敷地面積は10,000㎡であり、ステージや駐車場がある。 ③昭和63年度開業 ④県直営で管理している。 ①県民の森等は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関	・経年劣化による設備の老朽化対策・維持管理費の確保【施設の老朽化】	【今後の方針】 ・港中央公園は大洗マリンタワーに隣接しており、大洗マリンタワーの所管課である営業戦略部と連携を図りながら、今後の在り方について検討を行う。 【今後の予定】 ・大洗マリンタワーと一体的な活用方法について、引き続き検討する。 【今後の方針】
	4 2 3 1 4 4 4 4	等 り に に に に 物のヤタの館 の 園カーー こ	して学習する場として設置した自然観察施設であり、「県民 の森」のほか、有料施設である「植物園」、県民の森内の大	・整備後40年以上経過している施設が多く、今後も施設の機能を維持していくためには、空調機の更新等の大規模工事や、機能が低下した電気設備、給排水設備等の更新を計画的に行う必要があり、維持管理費の増大が見込まれる。これら施設・設備の更新、修繕に係る費用は指定管理料とは別に県が措置する必要がある。 ・なお、平成30年以降の大規模修繕(1千万円以上)は、県民の森への木製遊具の設置(平成30年度)と熱帯植物館のエアコン更新(令和2年度)の2件。また、今後、熱帯植物館のエレベータ更新(約5千万円)等の大規模工事を行う必要がある。 【利用者数の低迷】 ・県民の森については、近年、利用者が微増しているものの、中核的な施設である植物園の利用者が微増している・を施設のおり、のの表別を担から約8割減少するなど低迷しているや施設のが必要との主がしている。 ・植物園では、これまで多かった学校の遠足利用や校外学習利用が減少しており、人口減少及び少と化が進む中、本は物園では、これまで多かった学校の遠足利用や核外を習利用が減少しており、人口減少及び少と化が進む中で大は、今後さらにもであるであるのと想定される。・このように、時代の変化に伴う県民ニーズの変化により、自然観察施設としての需要や、集客施設としての魅力が減少傾向にある中で、指定管理者による企業努力のみで、今後増大が見込まれる運営経費を賄う収入をが必要と考えられる。	・施設の現状や利用状況、議会からの提案を踏まえ、自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、魅力溢れる施設への一新を図っていく。 ・具体的には、民間の創意工夫や経営力を最大限に取り入れ、県内外からの集客を実現できる魅力的な施設に再生することを目指し、魅力向上のためのリニューアルを検討していく。 【今後の予定】 ・現在、民間資本を活用した県民の森等のリニューアルに向けて、コロナ禍の影響による民間の投資環境や旅行者のニーズの変化を捉えながら検討を進めているところ。 ・民間事業者の意見やノウハウも参考にしつつ、コンセプトや整備スキーム、導入コンテンツ、運営方法などについて検討を進め、事業者の投資動向や実現可能性を見極めた上で、基本計画の策定など、必要な手続きに着手することとしたい。

【別紙3-1】第3章4 各施設の概要、課題及び今後の対応方針 重点的に議論した施設

			執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
		④県民の森、植物園及びきのこ博士館は互いに隣接しており、また、森のカルチャーセンターは県民の森内に位置することから、一体の施設として管理することが合理的であるため、これら4施設を一括して「茨城県民の森等」として指定管理者に管理を委託している。指定管理者は県出資団体の(公社)茨城県農林振興公社である。		

			(ひ) 心、 心がりの心弦		
]	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	1	ッ ツタジア ス ム	①県内におけるスポーツの普及を通じ、文化の発展に資するため。 ②県内におけるスポーツの普及を通じ、文化の発展に資することを目的として設置。プロフットボールクラブ「鹿島アントラーズ」のホームスタジアム。 ③平成5年3月設置(平成13年5月増築) ④指定管理者制度を導入し、(株鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定管理者として指定。指定管理者は、スタジアムや駐車場などの施設管理のほか、ウェルネスプラザ(スポーツクラブ)の運営をはじめとした自主事業の実施など主体的な運営を実施。 令和2年度から、指定管理者の裁量を拡大し民間の創意工夫を発揮することでコストの低廉化を図るため、修繕エ事について、県から予算の範囲内で(株鹿島アントラーズ・エフ・シーに委託。これにより圧縮された工事費について、指定管理者の裁量で収益力改善に資する工事等の実施を認めるとともに、指定管理料を0円とし県負担の軽減を図っている。	を計画的に行うとともに、財源確保や負担の平準化を検討する 必要がある。	での施設運営の合理化に努めつつ、民間主導による新スタジアムの建設を進める。 ・現スタジアムの渋滞対策については、県や㈱鹿島アントラーズ・エフ・シー、関係機関などをメンバーとした協議会などで出された渋滞対策案に基づき、㈱鹿島アントラーズ・エフ・シーが主体となって検討を進めるものであり、新スタジアムの建設に向けても、広域課題である渋滞対策などについて、課題解決に向けた検証を進めていく方針が示されていることから、
	_	りんりん スクエア 土浦	①サイクリングの振興による地域の活性化及び自転車を利用する者の利便の増進に資するため。 ②サイクリングの振興による地域の活性化及び自転車を利用する者の利便の増進に資するため、つくば霞ヶ浦りんりんロード等におけるサイクリングの拠点として設置する施設である。 ③平成30年3月開業 ④県がJR東日本から土浦駅ビルの一部を賃借している。施設は、平成30年度から指定管理者制度による運営を実施している。	・つくば霞ヶ浦りんりんロードの中核となるサイクリング拠点施設として、今後もサイクリストのニーズに応えながら、地域の誘客に寄与していくことが求められる。	・現行での施設運営により合理化を図る。
	6	波崎漁港 海岸休憩 施設	①海水浴客、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として整備された。 ②波崎漁港海岸休憩施設は、海水浴、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として設置したものである。 ③平成7年8月設置 ④平成7年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。	・施設の長寿命化のために必要な修繕等について神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。	・現行の施設運営により管理する。

				執行部の説明	
N	0.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	7	①堀原運 動公園	①県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に設置した。 ②両運動公園は、県民のスポーツレクリエーション活動及び体力の向上とスポーツ文化の振興を目的に、社会体育施設としての役割を担っている。 ③堀原運動公園:昭和32年6月設置	・ポストコロナにより、大会等での会場利用は戻りつつあるが、更なる利用者増を図るため、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。 ・各施設とも、開設から約50年が経過していることから、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。	・現行の管理手法を継続し、新たな大会や用途での利用誘致により更なる利用者増に取り組むとともに、施設や設備の経年劣化に対応するため、修繕等を適切に実施していく。
		②笠松運 動公園	笠松運動公園:昭和49年12月設置 ④両施設とも平成18年度から指定管理者制度を導入している。		
		ライフル 射撃場	①ライフル射撃の普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため。 ②県営ライフル射撃場は、ライフル射撃の普及振興を図り、 県民の心身の健全な発達に寄与することを目的に設置された、社会体育施設である。 ③昭和47年9月設置 ④平成18年度から指定管理者制度を導入している。	・当施設の利用者数は、平成29年度のリニューアルオープンに伴い増加したが、その後は横ばいで推移しており、コロナ禍での利用者数の大幅減は回復傾向にあるものの、更なる利用者増に向け、新たな大会や用途での利用誘致を図る必要がある。・平成28年度に大規模な改修工事を実施したところであるが、今後も経年劣化等の状況に合わせ、計画的な修繕・改修を実施していく必要がある。	射撃場としての優位性を活かし、新たな大会や用途での利用誘
1	0	県立産業 技術短期 大学校	①産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成するため。 ② 県立産業技術短期大学校は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、労働者の職業の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として、産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成する職業能力開発施設としての役割を担っている。平成17年4月に開校し、令和元年度に1学年の定員を40人から60人へ増員、令和8年度に向けて大学校化を進めている。 ③平成17年4月設置 ④管理運営は、直営で実施し、25人体制(常勤12人、非常勤13人)となっている。	・近年の急速なデジタル化の進展により、IT人材の需要が増加し、県内企業でも「質」と「量」の両面から人材育成の強化を求める声が上がっている。 ・開設から約20年が経過し、今後、大規模な修繕の発生が予想される。	・令和8年度に向けて大学校への移行を進め、IT技術に関する 高度な教育訓練を受ける機会の充実を図るとともに、本県産業 を担う高度IT人材の育成強化及び定着を目指す。 ・長期保全計画を踏まえ、計画的に修繕を進める。 ・当該施設は、水戸市をはじめ、茨城県産業技術イノベーショ ンセンターなどとも連携し、地域に根差した技術者の育成に力 を入れており、地域の企業や団体などからも、人材有成機関と しての期待を寄せられている。今後、大学校化により更なる機 能強化を図り、引き続き関係各所の期待に応えられるよう努め ていく。

		と○○に、個別○○施設	執行部の説明	
No	. 施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
1	県立産業 技術専門 学院 1 ①水戸	①地域の実情に応じた職業能力開発を推進し、雇用の安定と地域経済の発展に向けた取組を実施するため。 ② 産業技術専門学院は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、労働者の職業の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として、職業に必要な能力の開発・向上の支援等を行い、実践的な技術者を養成する職業能力開発施設としての役割を担っている。昭和21年から県内各地に設置、施設移転や再編等を行いながら、現在5学院体制で運営している。	おり、定員の充足が困難な状況となっている。その結果、産業界から求められている人材を十分に輩出できていない。 ・建物の老朽化が進行しており、今後、大規模修繕の増加が予想される。	・平成9年度の行財政改革調査特別委員会の提言を踏まえ、実践的な技術者を養成する職業訓練機関として、求められる人材を輩出できるよう、新規学卒者のみならず、より離職者等に利用しやすい職業訓練を提供していく。 ・長期保全計画を踏まえ、計画的に修繕を進める。 ・本委員会(第7回)における審議結果を踏まえ、学院が産業界から求められている人材の輩出を図るため、定員充足率の向上に向け、「カリキュラムの見直し」及び「在り方の検討」を
	2 ②日立 3 ③鹿島	③水戸:昭和21年4月設置 日立:昭和29年4月設置 鹿島:昭和39年4月設置 土浦:昭和25年7月設置 筑西:昭和21年10月設置		行う。 ① カリキュラムの見直し ・先端分野の技術(注)を習得できるよう、充足率が低調な学 科(機械、金属、電気分野)を中心に、令和7年度からのカリ キュラム拡充に向け検討を進め、内容等が決まり次第、募集手 続きを開始。
	4 ④土浦 5 ⑤筑西	④ 管理運営は、5学院全て直営で実施している。他都道府県の類似施設において、指定管理者制度を導入しているところはない。		(注)機械:メカトロニクス、金属:ロボット溶接、電気:シーケンス制御など ② 産業技術専門学院のあり方検討 ・産業技術専門学院が、将来にわたり産業界が求める人材の輩 出拠点となるよう、将来的な人口動態や産業構造等についても 十分に分析の上、再編統合を含めたあらゆる選択肢の検討を行 うため、産業界・教育機関・学識経験者を構成員とした「あり 方検討会」を設置し、年内(令和6年)を目途に結論を得る。
10	う つくば創業プラザ	①創業のための活動、創業後の事業活動及び新たな事業分野の開拓のための事業活動を支援することにより、本県の産業の振興に資する。 ②創業を目指す起業家や新たな事業展開を目指す中小企業に対して、創業の準備や事業活動に必要なオフィスを廉価な価格で提供するとともに、支援員による相談や情報提供などを実施している施設である。 ③令和元年12月設置 ④設置した令和元年度から、指定管理者制度を導入している。	・高い入居率を維持していくため、適切な施設の維持管理を行うとともに、入居企業の成長に向けて、丁寧な支援を行っていく必要がある。	・現行での施設運営により合理化を図る。

				執行部の説明	
N	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	17	県立笠間 陶芸大学 校		・全国各地(外国籍を含む)から幅広い年代の生徒が学ぶ場となっているため、在学中に学ぶ一般教養、社会人としての生活知識に加え、卒業後の活動に活かせるよう、経営や税制面での知識を得る機会などが必要といった課題がある。	・現行の管理手法により、引き続き人材育成に取り組み、笠間 産地の振興・認知度向上を図る。 ・大学校単独では対応しきれない経営・税制面などの課題は、 笠間焼業界や笠間市と連携を図りながら取り組んでいく。
	18	いばらき 量子ビー ム研究セ ンター	能の研究施設「大強度陽子加速器施設(J-PARC)」の開設に合わせ、同施設の利用を促進するため、近接地に量子ビームに関連する研究開発支援及び研究者・産業界の相互交流等の目的をもって設置し、産学官連携の研究拠点施設の役割を		・現行での施設運営により合理化を図る。

		てり他、他かりが心故	劫行がの説明	
			執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
		③1号棟:平成20年12月開設2号棟:平成25年4月開設2号棟:平成25年4月開設 2号棟:平成25年4月開設 4 管理運営は全て直営で実施し、施設管理については駐在職員2人(常勤1人、非常勤1人)を配置している。また、電気設備や空調設備、給排水設備、消防防災設備など庁舎全般の管理・監視のほか、設備の日常点検や軽微な修繕作業などの維持管理業務は委託しており、これらに対応するため、委託業者の技術者1人が施設に常駐している。なお、いばらき量子ビーム研究センター2号棟は、BNCTの研究主体として入居している筑波大学が、施設内に放射線管理区域を設定するなど特殊な施設となっており、原子力規制庁との調整で、筑波大学が放射線管理を行い、県は施設管理者としてこれを監督する、という条件で放射線利用について承認されている(平成26年2月28日)ことから、指定管理者制度の導入は行っていない。		
19	茨城空港 公園	①茨城空港の開港に併せ、全国から訪れる航空旅客に対して空の玄関口を印象づけるシンボリックなエントランスエリアとなり、小美玉市やその周辺市町村住民が憩う交流空間を創造するため。 ②茨城空港公園は、茨城空港の開港に併せ、平成22年3月に空港ターミナル周辺に整備した総合公園である。 ③平成22年3月設置 ④管理運営は直営で実施しており、現地における主たる業務を(公財)茨城県開発公社に委託(常勤2人体制)している。 退役自衛隊機が設置されている航空広場については、都市公園法に基づく管理許可制度により、小美玉市が管理している。 茨城空港は国管理空港であり、かつ航空自衛隊百里基地との共用空港であるため、空港公園の管理にあたり、国(国土交通省航空港であるため、空港公園の管理との密接な連携のもとで、適切な管理が求められていることから、指定管理者制度の導入は行っていない。	・茨城空港公園は、設置当初と変わらず、空港に隣接する特性を活かし個性のある公園として、また地元の小美玉市民や都市住民の憩いの場としての役割・機能が求められている。 ・一方、小美玉市では、茨城空港周辺地区において産業立地の促進による地域振興等を推進しているところであり、茨城空港公園についても産業振興に寄与することが求められている。	譲渡する。 ・なお、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民

		() () () () () () () () () ()	執行部の説明	
No	. 施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
2	公 ③ 術園 ④ 域 ⑤ 海 ⑥ 合 ⑦ 域 ⑥ な の 大公 鹿浜 県公 砂公 乳 の 大公 鹿浜 県公 砂公 乳 の の 大公 鹿浜 県公 砂公 乳 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	①・都市公園は、都市公園法(昭和31 年法律第79 号)及び茨城県都市公園条例(昭和32年県条例第26 号)に基づき、県民のレクリエーション活動や良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災性の向上等に資する都市の根幹的な施設としての役割を担っている。・地域防災計画に広域避難地等として位置づけられている公園については、広場や遊具、トイレ等の一般的な施設のほか、耐震性貯水槽や非常用照明灯等の防災施設を整備し、防災機能としての対応能力を強化している。・偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値を高めながら、県民の憩いの場、また、通年型の観光拠、門底とな導のための駐車場整備などの新たな取り組みを行いながら、魅力向上に努めている。 ②・土木部では、広域的な利用に対応する広域公園をおじめとする以下の17公園の整備・管理運営を行っている。 佐楽園、弘道館公園、大洗公園、管理運営を行っての森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、赤塚公園、港公園、大子広域公園、鹿の津総合公園、大塚地、県西総方の開入、地が開入、地域に関大の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪、東西総方の大阪、東西総方の大阪、東西総方の大阪、東西総方の大阪、東西総方の大阪、東西に対域公園、大阪公園、大塚公園、大塚公園、大塚公園、大塚、東西総方の大阪、東西に対域が開入が、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、	は、建設から年数が経過しており、施設や設備の老朽化への対応が必要である。 ・労務費や原材料価格、電気料金等の上昇により、維持管理に要する経費が年々増加している。また、今後、人口減少が進む中で適切に管理運営し、利用者の利便性向上を図るためには、コスト縮減とともに民間活力を適切に活用することが必要である。 ・偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値の維持・向上に努めていくことが必要であるともに、通年型の観光地を目指し、有料化で得られた財源を活用した魅力向上への	【今後の方針】 ・都市公園は、良好な都市景観の形成、防災性の向上等に資すする施設であることから、国補事業を有効に活用しながら公園施設の園路のパリアフリー化を図るなど、公園施設の利便性を向上させるとともに、各公園の長寿命化計画に基づき、またなり、直にといる。またなら、画にともに、各公園の長寿の他に実施している。またなられて、本地では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次のでは、一次でで、一次では、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で、一次で
2	総合公園	総合公園他3公園でネーミングライツを導入している。 ③偕楽園や大洗公園が昭和32年で最も早く開園し、鹿島灘海 浜公園は平成12年で最も遅く開園した。 ④偕楽園等の9公園は直営で実施し、笠間芸術の森公園等の 8公園は指定管理者制度を導入している。(令和6年4月1 日現在)		老朽化に伴い令和3年3月廃止))について、大洗町から「(当該跡地は)本町が目指す観光地づくりの一大拠点として極めて有望。町の都市公園としてひたちなか大洗リゾート構想の実現に寄与する事業を企画したい。」との意向が示されており、今後、大洗町と協議を行いながら、大洗町への移管を進める。
3	3 ①港公園	口死仁		
4 2	深 一			

	ての他、個別の地設		執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
26	⑮芸大緑 地			
48	16県庁東 公園			
35	茨城空港 駐車場	①茨城空港における自動車の駐車の利便を図り、茨城空港の利便性向上及び利用促進に寄与するため。 ②茨城空港駐車場は、茨城空港の開港に併せ、平成22年3月に空港ターミナル前に整備した駐車場である。 ③平成22年3月設置 ④管理運営は直営で実施しており、現地における主たる業務を(公財)茨城県開発公社に委託(常勤3人体制)している。 なお、茨城空港は国管理空港であり、かつ航空自衛隊百里基地との共用空港であるため、空港駐車場の管理にあたり、国(国土交通省航空局、防衛省航空自衛隊百里基地)との密接な連携のもとで、適切な管理が求められていることから、指定管理者制度の導入は行っていない。		・当面、現行での施設運営により合理化を図る。 ・なお、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく必要がある。
36	漁港施設 (那珂湊漁 港駐車場)	①那珂湊漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図る。 ② 那珂湊漁港駐車場は、漁港来場者の駐車スペースを確保することにより、漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図ることを目的としている。 ③平成6年10月設置 ④指定管理者制度 ・平成6年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入	・那珂湊漁港駐車場は、漁港内での無秩序な駐車を抑制するため駐車場の稼働率を向上させる必要がある。	・那珂湊漁港駐車場は、令和6年4月に導入したキャッシュレス決済による精算方法の周知を行い、円滑な入出庫を促すなど、駐車場稼働率の向上に努めていく。
37	漁港施設 (那珂湊漁 港水門)	①那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止と航路機能の維持を図る。 ②那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止、航路機能の維持を目的としている。 ③平成3年4月設置 ④指定管理者制度 ・平成3年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入	・那珂湊漁港水門は、漁港内への土砂流入に伴い水門付近に土砂が堆積したことから、水門開閉の支障となっている堆積土砂を除去する必要がある。	・那珂湊漁港水門及び波崎漁港浄化施設は、老朽化等に対応するための工事や修繕を適切に実施し、長寿命化を目指していく。

			執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
38	漁港施設 (波崎漁港 浄化施設)	①近隣市街地に散在する水産加工業者(19社)を本加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに漁港内の衛生管理・環境保全を図る。 ②近隣市街地に散在する水産加工業者を漁港内の加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに水産加工場からの排水を処理し、波崎漁港及び周辺水域の衛生管理・環境保全に資することを目的としている。 ③平成13年4月設置 ④直営・平成18年度から指定管理者制度を導入していたが、東日本大震災による復旧工事や老朽化対策工事のため、平成24年度から管理運営は、全て委託で実施している。	・波崎漁港浄化施設は、施設供用開始から23年経過しており、 施設の老朽化や設備の経年劣化が生じていることから、今後も 計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。	
39 40	茨洗港整 大の境設 大の境設 大の境設 本 大の境設 海 大の東 大の東 大の東			【今後の方針】 ・現行での施設運営の合理化を図り、施設の老朽化への対策を実施していく。 ・港中央公園については、営業戦略部所管の大洗マリンタワーとも連携を図りながら、地元の意向を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。 ・港湾緑地は港湾利用者や地域住民の休息のための施設であり、今後も維持管理を着実に行い、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策を計画的に実施していくとともに、地元の意向を踏まえながら、現状維持も含め、今後の施設の在り方について検討を行う。 【今後の予定】 ・国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくとともに、大洗海浜公園は、維持管理の負担軽減や利便性向上を図るため、今後のあり方について、指定管理者である大洗町と協議を進める。なお、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、令和6年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。・港中央公園は、営業戦略のいて、引き続き検討する。

				執行部の説明	
N	0.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
2	411 (412 (413) (414)	、(珂日区港び公並浦 ①の設 ②常港埠 ③公常港立、区鹿共び港 土港 茨陸区頭 鹿共陸区港大)島埠に 浦湾 城那公 島埠」那、 洗及港頭土 港施 港珂共 港頭	①茨城港及び鹿島港公共埠頭は、港湾法(昭和25 年法律第218号)に基づき、輸入・輸出・移入・移出を行うにあたり、不特定多数の荷主企業や船会社等の港湾荷役に必要な施設として整備された。 土浦港は、同じく港湾法に基づき整備された施設であり、砂利採取及び浚渫土砂の搬出のために整備された新港地区と、リコー地区から構成されている。 ②茨城港は、常陸那珂港区、日立港区、大洗港区の3つの港区で構成されており、施設敷地は合計で151.4haになる。鹿島港の施設敷地は90.4ha、土浦港は32.6haである。 ③日立港区は昭和34年、鹿島港は昭和44年、大洗港区は昭和45年、土浦港はしている。常陸野の利用調整や航路のパトオーソリー・大大・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	・国内外の物流拠点として、港湾利用者のニーズを踏まえるとともに、災害発生時の緊急物資の輸送拠点として、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。・施設の老朽化や設備の経年劣化により、今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。	・現行での施設運営により合理化を図る。 ・茨城港、鹿島港及び土浦港は港湾法に定められた港湾であることから、その役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、引き続き県において適切な運営を継続していく必要がある。 ・現在の施設を効率的に活用していくとともに、国補事業を有効に活用しながら、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策にも取り組んでいく。 ・地元市町村の意向等を勘案の上、必要に応じて港湾施設のあり方を検討していく。 ※第11回 取組状況報告 【土浦港】 【今後の方針】 ・新たなにぎわい創出を求める地元市の意向も踏まえ、土浦港の在り方、後背地を含めた活性化策等について検討する。 【今後の予定】 ・検討を始めるに当たり、まずは、施設の利用促進のための事業アイディア等を把握することを目的に、土浦市と連携してサウンディング調査を実施する。 ・スケジュール 公募期間:令和6年9月~11月 調査期間:令和6年11月~12月
2	19	及び共同 施設	②県営住宅は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び条例	・本県の人口は減少傾向となっており、増加傾向にあった世帯数も減少傾向に転じると予想されているが、一方で、高齢単身者等の住宅の確保に配慮を要する世帯は増加傾向にあり、民間賃貸住宅への入居制限がみられるなど、県営住宅の役割において、住宅セーフティネットとしての対応が求められている。・県営住宅は、築40年を超えるものが約4割を占め、老朽化が進行している。	・現行での施設運営により合理化を図る。

			執行部の説明	
No	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
50	つくば国際会議場	小18の会議室、多目的ホール、特別会議室、屋上庭園などを 備え、本格的な国際会議や学会、展示会など幅広い用途に対	・開館から24年が経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じており、今後、特定天井、屋上防水、空調機器、電気設備など、大規模修繕を計画的に行えるよう、財源確保や負担の平準化を検討する必要がある。 ・令和4年度以降、利用者数や会議件数は回復傾向にあるが、依然としてコロナ禍以前の水準までに回復できていない。 ・エネルギー価格高騰に伴う光熱水費の更なる負担増が懸念されるが、維持管理費の大幅な削減が難しい。	・現行の指定管理者制度による管理運営を継続し、更なる利用促進を図るとともに、適正かつ効率的に維持管理を行う。
5]	県民文化センター	①芸術文化の振興と県民教養の高揚を図り、本県の文化水準の向上に寄与する。 ②芸術文化の振興と県民教養の高揚を図り、本県の文化水準の向上に寄与することを目的に設置し、本県における文化振興の拠点としての役割を担っている。 ③昭和41年4月開業 ④管理手法 施設は、(公財)いばらき文化振興財団を指定管理者として選定し、施設を管理運営している。令和元年度から、㈱廣澤精機製作所とネーミングライツ契約を締結し、名称を「ザ・ヒロサワ・シティ会館」としている。	・利用者数は、コロナ禍の影響により減少した後、回復基調にあるが、今後、更なる利用者数・利用率の増加を図る必要がある。 ・施設本体や設備の更新時期を踏まえつつ、大規模修繕等を行う必要がある。今後の大規模修繕等は、計画的に実施する必要がある。	
52	鳥獣センター	①傷病鳥獣の保護・飼養施設としての役割を担うとともに、野生鳥獣の観察の場として県民の利用に供するため。 ②傷病鳥獣の保護・飼養施設としての役割を担うとともに、野生鳥獣の観察の場として県民の利用に供している。 ③昭和44年5月開業 ④管理手法 施設は、平成17年度から指定管理者制度を導入している。指定管理者は、(公社) 茨城県農林振興公社。	・施設の設置から50年以上が経過しているため、施設の長寿命 化のために必要な修繕を計画的に行っていく必要がある。	・現行での管理手法により、引き続き、効率的に運営していくとともに、計画的な修繕を行う。

			執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
58	奥久慈憩 いの森	民の利用に供する施設である。 ②森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として設置した自然観察施設である。昭和51年に開催された第27回全国植樹祭では、昭和天皇皇后両陛下が施設内に樹木をお手植えされた。平成元年に開催された第13回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を皇太子殿下(現天皇陛下)がお手入れされた。 ③昭和51年6月設置 ④ 奥久慈憩いの森及び水郷県民の森は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者による日常管理のほか、県による修繕も行い、施設の維持管理を実施している。 両施設とも、令和5年度に指定管理者更新の手続きを行い、奥久慈憩いの森は、指定管理者が大子町から茨城県造園業協同組合に変更となり、水郷県民の森は、(公社)茨城県農林振興公社が引き続き指定管理者となった。	・いずれの施設も開業から年数が経過し、老朽化が進んでいるため、設備の更新や建築物の修繕等を計画的に実施する必要がある。	・現行での施設運営及び管理手法を継続し、合理化を図る。
59	水郷県民の森	【水郷県民の森】 ①森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として、県民の利用に供する施設である。 ②森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として設置した自然観察施設である。平成17年に開催された第56回全国植樹祭では、当時の天皇皇后両陛下(現在の上皇上皇后両陛下)が施設内は樹木をお手植えされた。令和5年に開催された第46回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお手入れされた。 ③平成18年4月設置 ④ 奥久慈憩いの森及び水郷県民の森は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者による日常管理のほか、県による修繕も行い、施設の維持管理を実施している。 両施設とも、令和5年度に指定管理者更新の手続きを行い、奥久慈憩いの森は、北郷県民の森は、公益社団法人茨城県農林振興公社が引き続き指定管理者となった。		

				執行部の説明	
N	0.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
,		お手まき 記念の森	【お手まき記念の森】 ①緑化思想の普及、地域住民の福祉向上の場として、県民の利用に供する施設である。 ②昭和51年に開催された第27回全国植樹祭の会場の一つであり、昭和天皇皇后両陛下が樹木の種をお手まきされた場所である。昭和57年4月、高萩市がお手まき記念の森を含む周辺一帯を森林公園として整備するため、県は土地・建物を無償で貸付けした。現在、高萩市森林公園として市民に親しまれ、園内には同市出身の彫刻家が製作した彫刻が展示されており、芸術公園の趣も有している。 ③昭和51年4月設置 ④お手まき記念の森は、昭和57年4月1日から高萩市への無償貸付けを行い、「高萩市森林公園」として市が管理運営を行っている。		
		МH		・読書環境の変化等、時代に即した図書館の在り方を検討する必要がある。 ・本館は建物の竣工から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化に伴う改修工事等に向け、維持管理費を確保する必要がある。	・現行の管理手法を継続しつつ、県民のニーズを的確に把握し、個人の学習活動や地域の課題解決への支援の充実、さらにはカフェを活かした県民の交流機会の提供を進めていくことで、さらなる機能充実に努め、利用促進につなげていく。・これまで図書館において集積してきた知識や教養などを、外部に向かって積極的に発信するとともに、知の発信拠点としての役割を一層高めていくため、令和5年度開始した「知の探究セミナー」の内容充実を図る。・県有建築物長期保全計画に沿って、長期的かつ安全に使用ができるよう、適切な維持管理に努める。
	64 65 66 67		②生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供、調	・令和3年度から、現代的・地域課題に特化した事業を展開しており、引き続き、現在の事業を深化させつつ、生涯学習センターが地域の活動拠点として社会教育人材と地域社会の担い手の育成に大きな役割を果たすことが求められる。 ・施設により維持管理コストに差があることから、各地域での生涯学習提供機能は維持しつつ、効率的・適正な運営により、コスト縮減を図る必要がある。	・現行の管理手法を継続し、引き続き、地域の活動拠点として 社会教育人材と地域社会の担い手の育成に取り組んでいくとと もに、更なる利活用促進に向けて情報発信を行っていく。併せ て、効率的・適正な運営によりコスト縮減を図る。

			との他、個別の地設	執行部の説明	
N	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
(館	①②茨城県立歴史館は、歴史に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。 ③昭和49年9月開業(築49年) ④昭和56年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理制度を導入している。(歴史館は、(公財)茨城県教育財団が建設し、昭和49年9月茨城県歴史館として開館。昭和56年に施設・設備等財産が茨城県に寄付されたため、県は茨城県立歴史館を設置し、(公財)茨城県教育財団へ管理を委託)	討していく必要がある。 ・公文書館機能については、歴史公文書のデジタル化を進めるとともに、今後の在り方について検討していく必要がある。 ・開館から約50年が経過し、施設・設備の老朽化等により、修	・現行の管理手法を継続するとともに、知見を持った外部人材の活用や、歴史館の指定管理者である(公財)茨城県教育財団に研究機能に係る役割を一部分担させることにより、歴史館が展示・普及事業により注力できる体制を構築し、歴史館への誘客促進や近接する偕楽園など周辺エリアの回遊性向上に繋がるよう、魅力向上を図っていく。 ・歴史公文書について、時間や場所に関わらず誰でも閲覧が可能となるようデジタル化を進めるとともに、その進捗に即して、公文書館機能の在り方を検討していく。・施設・設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長期保全計画に基づき、計画的に施設改修及び設備更新を行っていく。
,	770	所 ①術 ②術 ③物 で で で の の の に は き き は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	【近代美術館】 ①②美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、必要な施設を設け、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。 ③近代美術館:昭和63 年10月設置(築35年)つくば分館:平成2年6月設置(築33年)天心記念五浦分館:平成9年11月設置(築26年) 【陶芸美術館】 ①②陶芸に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究等に資する役割を担っている。 ③平成12年4月設置(築23年) 【ミュージアムパーク茨城県自然博物館】 ①②自然科学に関する資料の収集、保管及び展示を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションとに関する資料の収集、保管及び展示を行い、次第する役割を担っている。 ③平成6年11月設置(築29年) 【各施設共通】 ④ 管理運営は、全て直営で実施し、施設管理及び博物館業務についるも毎11月設置(築29年) 【各施設共通】 ④ 管理運営は、全で直営で実施し、施設管理及び博物館が、第五のでは、分館26合わせて、99人体制(常勤26人・非常動27人)、高統博物館は、37人体制(常勤10人・非常動42人)でそれぞれ行っている。 美術館・調査7人とれている。自然に係る高専門的・経続的な調査研究とその蓄積の受入・借用・企面展など育成がを基礎とした寄贈品・寄託品の受入・借用・企産保と育成が	復傾向にあることから、引き続き一層の誘客に向けて、県民ニーズを踏まえた展覧会開催など活動のさらなる充実を図る必要がある。 ・各施設とも開館から20年以上が経過し、施設の老朽化や設備の更新時期を控えており、修繕箇所が年々増加している。今後	・現行の管理手法を継続しつつ、多様な県民ニーズを踏まえた 魅力的な企画展の開催や、学校・地域と連携した教育普及活動・広報活動の強化、企業パートナー制度※等の導入による外部資金の活用などにより、各施設の特色を活かした取組を行っていく。 ・施設設備の老朽化等の対策については、茨城県県有建築物長

				執行部の説明	
N	0.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
7	773		するため。 ②教育研修センターは、「教育公務員特例法」及び「地方教	ル化や情報化の進展等に伴う今日的教育課題に対して先進的に取り組んでいく必要がある。 ・施設面においては、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な研修環境を維持するためにも、計画的に改修を	の管理手法を継続し、多様化する教育課題に対応できる教員の 育成を図るため、初任者研修等の法定研修を含めて研修内容の
	76		【総合福祉会館】 ①福祉ニーズの多様化等に対応した生きがいのある福祉社会づくりを推進するため、県民が気軽に利用し、交流し、福祉に触れ、そして理解し、福祉活動への参加意欲を醸成発展させる拠点として整備された。 ②生きがいのある福祉社会づくりの推進を目的として設置し、県民のコミュニティ活動やボランティア活動など地域福祉の推進拠点としての役割を担っている。 ③平成3年11月開業 ④平成3年度の設置当初から施設の管理運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。	【総合福祉会館】 ・設置から30年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化(耐用年数超過)が生じており、今後も、外壁や空調設備等の施設設備の修工事等に多額の費用が必要になってくる。・最近のエネルギー価格の高騰により、光熱水費の更なる負担増が懸念されるため、維持管理費の大幅な削減は難しい。・新型コロナウイルス感染症の影響により低減している利用団体数(利用件数)の回復を図るため、利便性を向上していく必要がある。	【総合福祉会館】 ・現行の指定管理制度による管理運営を継続し、令和3年度の指定管理者切換えの際に大幅に見直して減額した指定管理料を維持できるよう、引き続き、効率的に運営していく。 ・計画的に大規模修繕を実施して、会館の長寿命化を図るとともに、夜間利用の優先予約やフリーWi-Fi の運用などにより、利便性の向上を図る。

			ての他、個別の他設	 執行部の説明	
1	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
		点字図書 館	【点字図書館及び視覚障害者福祉センター】 ①身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。 ②身体障害者福祉法に基づき、視覚障害者の自立と社会参加を促進するために設置し、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。 ③昭和48年4月設置	・今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要が	
	78			【視覚障害者福祉センター】 ・新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。 ・今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。 ・施設の老朽化に伴う修繕が必要である。	【視覚障害者福祉センター】 ・当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。 ・オンライン会議の開催による旅費等の削減や光熱水費の削減等を通じて、現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。
	79	聴覚障害 者福祉セ ンターや すらぎ	【聴覚障害者福祉センターやすらぎ】 ①身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働施用令で定める便宜を強要する。 ②身体障害者福祉法に基づき、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを総合的に支援するために設置し、聴覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。 ③昭和57年11月設置 ④昭和57年度の開業時から施設の運営を一般社団法人茨城県聴覚障害者協会に管理委託しており、令和3年度から指定管理者として委託を継続している。	【聴覚障害者福祉センターやすらぎ】 ・新型コロナウイルスの影響により、低減傾向にある利用件数の回復。 ・今後の更なる情報化社会に伴い、IT端末を用いた意思疎通に係る情報提供など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組	【聴覚障害者福祉センターやすらぎ】 ・当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。 ・タブレットを活用した遠隔手話による旅費等の削減や光熱水費の削減を通じて現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

				執行部の説明	
N	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
8		ラーク・ ハイツ	①母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設として、ひとり親家庭の自立促進の支援を行うため。 ②母子生活支援施設として、児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、就労、家庭生活及び児童に関する相談、助言等を行い、自立に向けた様々な支援を行う。母子・父子福祉センターとして、母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下「母子家庭等」という。)に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得指導、施設の使用許可等、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する。 ③昭和55年4月設置 ④昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している(指定管理者:(社福)茨城県母子寡婦福祉連合会)。	・昭和55年の設立から40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を行い、施設の長寿命化を進める必要がある。 ・母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設として、引き続き、施設の支援機能の充実を図る必要がある。	
8	82	若葉寮	①売春防止法に基づき支援女性の自立支援を担う。 ②売春防止法第36条に基づく婦人保護施設。DV被害や生活困窮などで一時保護を受けた女子のうち、退所後も継続して支援を求める女子を対象とする。入所女性へ食事の提供をはじめとする生活支援や就労支援を行う。 ③昭和33年5月設置(※現施設は昭和57年建築) ④管理運営は県直営で、女性相談センター等の兼務職員を中心に運営している。	・バリアフリー化への対応が不十分なため高齢者の受け入れが難しい。 ・施設は昭和57年に増改築されたもので、老朽化が進んでおり、今後計画的に修繕を行っていく必要がある。	・現行での施設運営により合理化を図る。
}	83	茨城学園	①家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うため。 ②児童福祉法第44条に基づき、県が設置する施設であり、家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うことを目的とする児童自立支援施設としての役割を担っている。 ③昭和11年8月開業 ④管理運営は県直営で実施している。	・設立当初は、入所する児童の主な傾向として「非行」があったが、昨今の入所児童においては、問題行動の背景として知的障害や発達障害が要因であることが判明してきており、職員側にも、児童の抱える特性や養育環境に応じた支援技能が求められるようになっている。 ・茨城学園は、寮、炊事棟などの生活施設や、校舎、体育館、プール等の学校教育施設を擁しているが、老朽化している建物が多く、継続的な修繕・改修が必要であり、修繕・改修に当たっては、優先順位を付けて対応する必要がある。また、工事等の優先順位をつけることができるだけの技術的・専門的知識が求められる。 ・入所児童数については年度別に幅はあるが、定員数に対して少ない傾向にある。中長期的には規模の適正化を含めた施設の在り方の検討が必要である。	・現行の施設運営体制により合理化を図る。

			(ひ) 心、 心が ひがむ	執行部の説明	
1	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	84	矢田部 サッカー 湯	①サッカー合宿のまちとして多くの観光客が訪れる神栖市(建設当時は波崎町)において、同地域の活性化を目指し、平成2年度に策定した「新しい鹿島の都市づくり構想」の一環として、県が地域の中核となるレクリエーション拠点施設を整備した。 ②矢田部サッカー場は、県の波崎レクリエーション拠点計画推進事業のための拠点として、鹿行地域のスポーツを中心としたまちづくりの推進に寄与している。 ③平成18年6月設置 ④矢田部サッカー場の効率的・効果的な運営を図る観点から、神栖市が有する既存の天然芝グラウンドと連携して管理・運営することが望ましいとの考えの下、平成18年度に神栖市と締結した協定書等に基づき神栖市へ無償貸付けを実施。神栖市では、平成18年に「神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例」を制定するとともに、運営について	・施設の長寿命化のために必要な修繕等について、施設管理主体である神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。	・指定管理者である神栖市と協議・検討を行い、現行の管理手 法を維持しつつ、コストの見直しなど施設運営の合理化を図 る。
	85	アクア ワールド 茨城県大 先水族館	は、神栖市観光協会へ指定管理により実施している。 ①子どもから大人まで多くの人々が生物の多様性や自然環境・地球環境について楽しみながら学ぶため。 ②「茨城の海と自然・世界の海と地球環境」をテーマに、子どもから大人まで多くの人々が生物の多様性や自然環境・地球環境について楽しみながら学ぶことを目的に、教養施設としての役割を担っている。 ③平成14年3月開業 ④平成14年の開館から、都市公園法の管理許可により、(公財)いばらき文化振興財団が施設を管理運営している。	・ファミリー層が多く、8月の来館者数は他の月の2倍程度となるなど、利用状況に差がみられるため、あらゆる世代に、一年を通じて来館していただくための誘客策を講じる必要がある。 ・施設の長寿命化と魅力の維持・向上のために、施設本体や機器・設備の更新時期に、大規模修繕が必要となることから、その財源を確保する必要がある。 ・開館から20年に渡り、年間100万人を超える来館があるため、引き続き安定的な経営を行い、利益を確保するとともに、地域の観光拠点としての役割を継続する必要がある。	・現行の管理手法により、引き続き、計画的な修繕とその財源となる利益の確保を行う。
	86	花貫ふる さと自然 公園	①自然公園の利用促進を図り、あわせて県北地域の振興に寄与する。 ②自然公園の利用促進を図り、あわせて県北地域の振興に寄与する目的で設置された。高萩市が、施設管理者として運営し、主にキャンプ場として活用している。 ③平成2年9月開業 ④国が提唱した「ふるさと自然公園国民休養地整備事業」として、県が施設整備を行い、茨城県立自然公園条例第7条第2項に基づき、高萩市が県からの管理承認を受けて、施設の維持管理を行っている。底地は国有地・民有地となっており、高萩市が借り受けている。	・施設の設置から30年以上が経過しているため、施設の長寿命化のために必要な修繕等について高萩市と協議していく必要がある。	・現行での施設運営により合理化を図る。

		てり他、個別の心臓	劫 存がの説明	
			執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
87	狩猟者研修センター	①有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の技術及びモラルの向上、狩猟事故及び違反の防止を図るための実射訓練、各種講習会の開催など、鳥獣保護・管理、鳥獣被害防止に資する公益的事業に使用する。 ②有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の技術及びモラルの向上を図るための実射訓練、各種講習会、県の行う鳥獣保護・管理、鳥獣被害防止に資する公益的な事業を実施している。 ③昭和56年8月開業 ④茨城県猟友会は公共的団体であることなどから、茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付としている。	めとする要修繕箇所が放置されることを防ぎ、施設を健全な状態に保つよう努める必要がある。	
88	茨城県健 康管理セ ンター	①地域保健予防制度の充実を目指すため。 ②茨城県健康管理センターは、地域保健予防制度の充実を目指すため、県下の市町村を対象として集団健診を実施する公共性の高い健診機関である(公財)茨城県総合健診協会に運営させることを前提に、県が建設した施設である。(公財)茨城県総合健診協会は、検診車を有し、県内37 市町村から委託を受け、各地に出向いて結核健診、特定健診、がん検診等の健康診断(公共の集団健診)等の事業を実施している。 ③昭和57年2月設置 ④(公財)茨城県総合健診協会に有償で貸付けており、当該団体が主体的な運営を行っている。	・施設の設置から40年以上が経過しており、今後、施設の老朽 化も進んでいくことから、県は、将来的な施設の在り方につい て、貸付先である(公財)茨城県総合健診協会の意向も踏まえ て、協議を進めていく必要がある。	・当面は、貸付先である(公財)茨城県総合健診協会が、主体的に、施設の長寿命化のために必要な修繕を含めた施設管理を行っていく。 ・県は、将来的な施設の在り方について、当該団体の意向も踏まえて、協議を進めていく。
89	竜神大吊 橋	①常陸太田市の観光事業の推進及び産業の振興を図るため。 ②竜神大吊橋は、常陸太田市の観光事業の推進及び産業の振興を図る目的をもって設置し、地域住民及び一般観光客のための観光レクリエーション施設としての役割を担っているとともに、本県における重要な観光拠点の一つとなっている。 ③平成6年4月設置 ④平成17年度より茨城県から常陸太田市へ無償で貸付けを行い、市が指定管理者制度により施設を運営している。	・利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、回復基調にあるが、更なる利用者数の増加を図るため、新たなアクティビティの導入を検討するなど、魅力向上に努める必要がある。 ・施設は、設置後29年が経過しており、橋の塗装などに経年劣化がみられることから、長寿命化に向け計画的に修繕等を実施していく必要がある。	・現行の運営手法を継続し、施設の長寿命化も見据え、市や周辺地域との連携を図りながら効率的な施設運営に努めていく。また、多言語化やコンテンツの充実など、回復基調にあるインバウンド需要も見据えた魅力向上による誘客促進に取り組んでいく。
90	袋田の滝 観瀑施設	①観光客の安全の確保と利便を図り、大子町への観光客の誘致を促進するため。 ②袋田の滝観瀑施設は、観光客の安全の確保と利便性を図り、大子町への観光客の誘致を促進する目的をもって設置し、大子町の観光施設としての役割を担っており、本県における重要な観光拠点の一つとなっている。	・利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した後、回復基調にあるが、更なる利用者数の増加を図るため、魅力向上と認知度向上に努める必要がある。 ・施設は、設置後44年が経過しており、長寿命化に向け計画的に修繕等を実施していく必要がある。	・現行の運営手法を継続し、施設の長寿命化も見据え、町や周辺地域との連携を図りながら効率的な施設運営に努めていく。また、多言語化やコンテンツの充実など、回復基調にあるインバウンド需要も見据えた魅力向上による誘客促進に取り組んでいく。

			執行部の説明	
No	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
		③昭和54年12月設置 ④開業の昭和54年度より茨城県から大子町へ無償で貸付けを		
		行い、町が指定管理者制度により施設を運営している。		
		①歴史への理解を深め世界の恒久的平和の実現に役立てると ともに地域の教育及び文化の向上並びに地域振興を図るた め。	・施設を保存・維持していくために、地域交流センターなどの 近隣施設、大山湖畔公園や予科練平和記念館(阿見町)などの 類似施設と連携を図り、利用者の増加に努めていく必要があ	
91	筑波海軍		・旧司令部庁舎は建築から85年が経過しており、文化財として保存・活用していくためには定期的な修繕など、適切な維持管理に努めていく必要がある。	
	心心以口	③平成30年6月設置		
		④平成30年度より茨城県から笠間市へ無償で貸付けを行い、 歴史的な遺構として将来にわたって活用を図るため、市が指 定管理者制度により施設を運営している。		
		①つくば万博の開催を記念し、県の花き農業振興の拠点施設として整備した。	・リニューアル後、入園者数は増加傾向ではあるが、リニュー アル計画時の目標人数には至っていないことから、今以上の集 客向上を図る必要がある。	
	茨城県フ	②花き文化向上と観光レクリエーション機能を併せもつ施設として広く県民の利用に供することを目的として設置した。	・特に、屋外施設のため、夏や冬など気候条件が厳しい季節や、雨天といった悪天候時の集客が弱いという傾向がみられることから、天候に左右されにくい誘客策を講じる必要がある。	
92	ラワーパーク	③昭和60年6月設置	ここかり、人族に圧力されにくい誘各束を講しる必安がめる。	
	. /	④開園した昭和60年度から石岡市に無償貸与及び使用許可 し、市が指定管理制度等を活用して維持管理している。		

			執行部の説明	
No	. 施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
9	園芸リサ インター	問題となっていた。 そのため、県・市町村・農業者(農業者団体等)による廃プラの適正処理に係る協会を設置し、県が処理事業者の誘致と	・廃プラについては、排出者である農業者自身が自ら適切に処分すべき産業廃棄物であるが、一般に農業者は零細であるため、個々の廃プラの排出量は少なく、また、土が付着していること等により、民間の事業者には処理を敬遠されやすいという特性がある。 ・農ビについては近隣に民間の再生処理事業者が無いため、農家負担の増加を抑えるためには、当施設を中心とした集団回収と処理の枠組みを維持していく必要がある。 ・施設設置から29年が経過しており、継続的な運営のためには施設や設備の老朽化への対応が必要である。	・現行施設の継続的な運営により、農業県として資源循環型農業を推進していく。
9	米平公共 育成牧場	①県内雌牛の繁殖成績向上を目的とした放牧事業、高品質常陸牛生産のための肥育技術や飼料の給与実証行うための施設である。 ②県北地域のモデル牧場として、放牧を活用した優良繁殖雌牛の飼育と肥育技術の実証展示を行うために昭和56年に設置し、雌牛の放牧管理と和牛の肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会に貸付け、同連合会が主体的に運営を行っている。 ③昭和56年4月設置 ④運営コストの削減を図るため、開設当初の昭和56年度から雌牛の放牧管理技術と肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会への貸付により行っており、同連合会が主体的に運営を行っている。	・施設設置から43年経過しており、放牧地や施設、設備の老朽 化への対応が必要である。	・現行での施設運営により合理化を図る。

		ての他、個別の他設	*1 /= *p ~ = V pp	
			執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
96	ホテルレ イク ビュー水 戸	①教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るため。 ②ホテルレイクビュー水戸は、教職員とその家族の福祉の向上と健康の増進を図るために設置し、宿泊、会議、研修等に利用されている。 ③平成13年5月設置 ④建物所有者である県が公立学校共済組合と施設の使用貸借契約を交わし、公立学校共済組合が独立採算で管理運営している。	・コロナ禍により利用者が減少しているため、利用者の増に努める必要がある。 ・建設から22年が経過し、施設や設備の老朽化への対応が必要である。	・現行の管理手法を継続しつつ、県において公立学校共済組合 に対し運営方法を適切に指導することで、施設の利用促進が図 られるよう支援していく。
	鹿島臨海 都市計画 下水道及 び流域下 水道	例に基づき、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与 し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的に、県	・鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。 ・人口減少に伴う収入減や施設の老朽化による支出増が見込まれるため、これまで以上に経営基盤の強化への取組が必要となっている。	・広域化・共同化計画による市町村管理の汚水処理施設の統廃合や新たな工場立地など将来の需要増に対応していくことにより、経営基盤の強化を図っていく。 ・現行での施設運営により維持管理の合理化を図るとともに、さらに効果的な運営方式について検討を行っていく。・当施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、
97		②現在、次の8つの下水処理場を運営している。 鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道、霞ケ浦湖北 流域下水道、霞ケ浦常南流域下水道、霞ケ浦水郷流域下水 道、利根左岸さしま流域下水道、鬼怒小貝流域下水道、小貝		引き続き施設を存続させる必要がある。 ・なお、これまでもユーザー企業や市町村との協議等を通じて その効果を上げており、民間事業者による運営には課題がある などの観点から、引き続き県において運営を継続し、国補事業
98	②那珂久 慈流域下 水道	川東部流域下水道 ③最も早く開業したのは鹿島臨海都市計画下水道の昭和45年		を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくなど、合理化に取り組んでいく。
99	③霞ケ浦 湖北流域 下水道	で、最も遅く開業したのは小貝川東部流域下水道の平成15年 である。 ④		
100	④霞ケ浦 常南流域 下水道	・管理運営は、8つの下水処理場全てで指定管理者制度のもと実施している。 ・鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道については平成28年度から、その他の流域下水道については平成29年度		
101	⑤霞ケ浦 水郷流域 下水道	から指定管理者制度を導入している。		
102	⑥利根左 岸さしま 流域下水 道			

			この一個、個かのの他文	執行部の説明	
1	No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	103	⑦鬼怒域 見流道 小月道 小月流道 小月域 下水道			
	105	広 ① 広 ② 域 ③ 広 本 本 本 本 で で で で で で で で で で で で で で で	①県民福祉の増進に資する安全で安心な水道水の供給を行うため。 ②広域水道は、安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給することを目的に設置し、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。 ③昭和35年度~平成7年度に設置した。 ④ 浄水場の管理運営業務は直営で実施し、県南西においては県職員46人体制(常勤27人、非常勤19人)、鹿行においては県職員15人体制(常勤10人、非常勤5人)、県中央においては県職員15人体制(常勤9人、非常勤5人)の計75人体制で行っている。また、浄水場の管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡視点検業務などについては、(公財)茨城県企業公社の水道事業を承継した(公財)茨城県開発公社に委託している。	・水道事業は、今後、急速な人口減少による料金収入の減少が見込まれる一方で、老朽化施設の計画的更新や近年頻発する大規模な自然災害への対策のための経費の増加が想定されるため、本県の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、これまで以上に経営基盤の強化に取り組む必要がある。・浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の40歳代の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、更なる計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。	・現行での施設運営により合理化を図る。
	108	立道	①工業の健全な発達及び県民の福祉増進に資する工業用水の供給を行うため。 ② 工業用水道は、工業の健全な発達及び県民の福祉増進の目的をもって設置し、工業用水の供給としての役割を担っており、現在、那珂川、鹿島、県南西広域及び県央広域の4事業を実施している。 総水区域及び給水先は、30市町村の計画に対し、令和5年度末で22市町村において246事業所と需給契約を締結している。 ③昭和41年度~平成13年度に設置した。 ④浄水場の管理運営業務は直営で実施し、県職員29人体制(常勤16人、非常勤13人)で行っている。また、浄水場の管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡視点検業務などについては、(公財)交城県企業公社の水道事業を承継した(公財)茨城県開発公社に委託している。なお、那珂川浄水場についてはモデルケースとして同業務を民間企業に委託し、AI技術を活用した中央監視業務の省力化などについて実証試験等を行っている。	・浄水場や配水管路等の老朽化が進んでいるため、計画的に浄水場及び管路を更新する必要がある。 ・経営の健全化を図り、安定的に事業を継続するため、これまでの投資により確保してきた供給施設等を最大限活用するとともに、工業団地造成等に伴う新たな水需要に対応した配水管等の整備を迅速に進めることが重要である。 ・浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況の再任用を終えている歳代の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、更なる計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。	・現行での施設運営により合理化を図る。

		と○○一に、個別○○加改	執行部の説明	
No.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
109	病院 ①中央病院	【中央病院】 ①県民の健康保持に必要な医療を提供するため。 ②中央病院は、茨城県病院事業の設置等に関する条例に基づき、県民の健康保持に必要な医療を提供するために設置されている施設であり、茨城県の中核的な総合病院として、がん医療、救急医療などをはじめとする高度・専門医療を提供している。 ③昭和31年1月設置 ④管理運営は全て直営で実施し、1,319人体制(常勤934人、非常勤385人)で行っている。 平成24年度、平成25年度に県立病院の経営形態を検討した結果、地方独立行政法人化など経営形態の変更は十分な優位性を見いだせず、現状でも県議会の十分な理解を得ながら、効果的な取組が可能との結論に至った。中央病院の職員数は約1,300人と、病院の規模が大きく、受け皿となる指定管理者の確保が非常に困難であるため、指定管理者制度の導入に至っていない。なお、既に地方独立行政法人に移行した事例の聞き取りなどを引き続き行っている。	【中央病院】・中央病院の本館は築35年が経過して施設の狭隘化・老朽化が進んでいるため、将来の医療需要や県立病院の役割等を踏まえ、病院の建替え等を含めた最適な整備の在り方を検討する必要がある。・不採算であっても必要な政策医療を提供している一方で、公営企業会計による独立採算制を導入しているため、必要な一般会計からの繰入れを受けつつ、地方公営企業として効率的な経営に努める必要がある。・限られた医療資源の中で地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、地域の医療機関との機能分化・連携を図る必要がある。	【中央病院】 ・現行の管理手法により施設運営の合理化を図る。 ・建替えに当たっては、地域医療構想調整会議における水戸保健医療圏の拠点化・集約化等の方向性に係る協議の結果を踏まえる必要があるため、地域医療構想調整会議に積極的に参画し、目指すべき方向性を協議する。 ・建替えなどの整備方針が決まるまでの間は、計画的に更新・修繕工事を行い、診療機能の維持・確保を図る。 ・建替えなどの整備方針が決まるまでの間は、計画的に更新・修繕工事を行い、国の基準に基づく受け入れを基本として、医業人金については、国の基準に基づく受け入れを基本として、医業業を進進していく。 ・地域医療支援病院として、紹介患者に対し、高度・専門医療を提供する役割を果たすため、高度・専門医療を必要とする患者を紹介してもらえるよう、副病院長や各診療科医師、看護局長等が病院や診療所を訪問し、働きかけを行うなど、病診連携、病病連携を推進していく。
110	② こころ の 医療 セ ンター	る条例に基づき、県民の健康保持に必要な医療を提供するために設置されている施設であり、茨城県の精神医療の基幹病	会計からの繰入れを受けつつ、地方公営企業として効率的な経	・本館、医療観察法病棟については、計画的な施設の修繕を行い、施設の長寿命化を図っていく。 ・繰入金については、国の基準に基づく受け入れを基本とし

				執行部の説明	
]	lo.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
	11	③こども 病院	れている施設であり、茨城県の小児医療の中核的な専門病院	【こども病院】・施設設置から39年が経過して施設の狭隘化・老朽化が進んでいるため、将来の医療需要や県立病院の役割等を踏まえ、病院の建替え等を含めた最適な整備の在り方を検討する必要がある。・不採算であっても必要な政策医療を提供している一方で、公営企業会計による独立採算制を導入しているため、必要な一般会計からの繰入れを受けつつ、地方公営企業として効率的な経営に努める必要がある。・茨城県では、小児科を標榜する医療機関は年々減少していることから、小児医療体制を確保するため、小児科医の確保・養成に努める必要がある。	・繰入金については、国の基準に基づく受け入れを基本とし
		大洗駅ほ か13駅	として旅客営業を開始した。 大洗駅ほか13駅は、大洗鹿島線の水戸駅から鹿島サッカースタジアム駅間の53.0kmの旅客営業のために必要な駅設備であり、地域の公共交通機関として、沿線住民の通勤・通学や、観光客などの移動手段として利用されている。 ②13駅:水戸駅(JRと共同使用)、東水戸駅、常澄駅、涸沼駅、鹿島旭駅、徳宿駅、新鉾田駅、北浦湖畔駅、大洋駅、	【旅客事業】 ・大洗鹿島線については、開業当初から、採算性の低い路線を引き受けたことに加え、沿線の人口減少が進行していることから、利用者が逓減傾向にあるとともに、先行き不透明な世界経済の影響などにより諸物価が高騰しており、営業費用の増加が見込まれ、今後も厳しい経営環境が続く見通しである。・開業から間もなく40年が経過することから、高架橋など鉄道施設の老朽化が進んでおり、施設の維持・修繕に多額の費用が見込まれる。・車両については、計画的に新型車両の導入を進めてきたものの、部材高騰により製造会社から急激な値上げを要請されたことから、当初予定よりも更新費用の増加が見込まれる。安全輸送を継続していく必要がある。 【貨物事業】 ・貨物事業については、ドライバー不足によるトラック輸送の運賃上昇やカーボンニュートラルへの対応など、荷主企業におけるモーダルシフトが一層進むと見込まれることから、収益拡大に向けた取組が必要である。	臨時列車の運行を行うなど、利用者の確保をり、収支改善を進めていく。 ・車両や鉄道施設の維持・修繕については、国、県、沿線市町の補助金などを活用し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画などに基づき進めていく。 ・更新予定であった車両の修繕を行い、継続して使用するとともに、新型車両の導入については、第三セクター鉄道等協議会及びその会員と連携して、車両の共同購入を前提に複数の車両製造会社に働きかけ、更新費用の低減を図っていく。 ・大洗鹿島線については、安全・安心な運行に配慮しながら、鉄道サービスの提供を通じて、地域の発展に貢献し、地域住民
	14	いこいの 村涸沼	①当時の雇用促進事業団が勤労者福祉施設として設置。 ② いこいの村涸沼は、昭和52年、当時の雇用促進事業団 (以下「事業団」という。) が勤労者福祉施設として設置 し、平成17年に(公財) 茨城県開発公社(以下「開発公社」	・いこいの村涸沼は、涸沼周辺に立地する唯一の宿泊施設として、ラムサール条約登録による観光客の受入れや、茨城空港利用客等への宿泊施設の提供などの役割も期待されており、引き続き、サービスの向上を図り、利用者の満足度を高めて、収益の確保に努める必要がある。	・集客力を向上させるため、新館の増築・改修やスポーツレク リエーションの実施など宿泊以外についても取り組んできた結 果、大規模な改修を行った平成27年度以外は黒字基調を維持し てきた。新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2 年度以降は落ち込んでいるものの、回復傾向となっていること

N	[o.	施設名	施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針		
			という。)が施設を取得した。 涸沼周辺に立地する唯一の宿泊施設として、開発公社では 地元市町と連携しながら集客を図り、公益的な地域活性化を 推進している。 また、施設周辺の涸沼園地において、開発公社の公益目的 事業として、自然環境の保護及び整備を図り、教育、スポー ツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与することを目的 とした、園地整備・管理事業を実施している。	・一方で、施設がオープンしてから築40年以上が経過しており 平成27年度に大規模な改修を実施したものの、今後も老朽化に よる施設設備等の修繕等を行う必要がある。 ・コロナ禍や物価高騰など、社会経済状況の変化を踏まえなが ら、安定的、継続的な経営に取り組む必要がある。	から、引き続き、様々な売上向上策の検討・導入等により収益 の確保に努める。 ・施設を適切に維持管理するため、計画的に施設修繕を行っていく。 ・当面は、現在の管理手法を継続するが、収益性や社会経済状況など、様々な状況を勘案しながら、適切な経営の在り方を検討していく。		
			③昭和52年4月20日開業 ④昭和52年に事業団が設置し、平成16年3月30日までは県が施設の管理・運営に係る業務委託を受け、(公財)茨城県開発公社への再委託により運営。 平成16年3月に、県が雇用・能力開発機構(旧事業団)から施設の譲渡を受け、開発公社へ管理運営業務を委託。 平成17年3月に(公財)茨城県開発公社が県から譲渡を受け、(公財)茨城県開発公社の自主運営となる。				
1	15		①茨城空港の旅客ターミナルビルとして設置した。 ②茨城空港旅客ターミナルビルは、平成22年3月の茨城空港の開港に伴い設置された施設である。 ③平成22年3月11日設置 ④ 茨城空港開港時の国土交通省東京航空局による旅客ターミナルビルの管理及び運営を行う事業者の公募により、(公財)茨城県開発公社が選定され、管理運営は(公財)茨城県開発公社が遺産で実施している。	がある。 ・今後、新たな路線の誘致等により、旅客数の増加が見込まれる場合、将来的な旅客ターミナルビルの在り方について検討する必要がある。	・令和4年度の旅客数は596,536人と、過去最高を記録した令和元年度の約8割の水準まで回復したほか、来場者数も、3年ぶりに100万人を超え、収支は改善傾向にあることから、現在の管理手法を継続し、適切な施設運営を行う。 ・茨城空港の民航機の乗り入れについては、令和5年10月29日から、弾力的な運用が開始されたことから、新たな路線の誘致等により、利用者の増加に取り組むとともに、今後の旅客ターミナルビルの在り方について検討していく。施設の運営については、今後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動向を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。		
1	16 17 (17) (18) (18) (18) (18)	の の の の に 記 大 部 駅 に に に に に に に に に に に に に	車場の経営転換を図り、かつ、筑波山観光関連施設の維持管	・みらい平駅前駐車場及び友部駅北口駐車場においては、駅周辺の民間駐車場は収容台数が少なく、また、筑波山つつじヶ丘駐車場及び水戸北スマートIC駐車場においては、周辺に民間駐車場がない状況であり、いずれの駐車場においても多数の県民に利用されていることから、県民の駐車場需要に応える必要がある。	・現時点では全ての駐車場が多数の県民に利用されていることから、当面は有料駐車場事業を継続していく。 ・いずれの駐車場もほぼ毎年度黒字となっており、引き続き経 費節減と収入の確保に努め、経営基盤の強化に取り組んでい く。		

	о.	施設名	執行部の説明		
N			施設概要 ①設置目的、②施設の概要、 ③設置時期若しくは築年数、④管理手法	運営上の課題	今後の運営方針
1	19	I C駐車 場	②敷地面積は、みらい平駅前駐車場が2,767m2、筑波山つつじヶ丘駐車場が12,660m2、友部駅北口駐車場が3,730m2、水戸北スマートIC駐車場が2,129m2。 ③みらい平駅前駐車場は平成17年に、筑波山つつじヶ丘駐車場は平成18年に、友部駅北口駐車場は平成20年に、水戸北スマートIC駐車場は平成20年に設置。 ④4施設とも県出資団体の茨城県道路公社が所有及び管理を行っている。		
1	20	大洗港 フェリー ターミナ	①大洗港区のフェリーターミナルとして設置した。 ②大洗港フェリーターミナルビルは、定期フェリー運航に必要なサービス提供をするため設置した施設である。 ③平成6年開業 ④㈱茨城ポートオーソリティが直営で実施し、従業員数は6人(プロパー社員3人、嘱託社員3人)で管理運営を行っている。	・大洗港区は北海道へのフェリーの玄関港であり、観光拠点としての機能強化に取り組む必要がある。 ・施設設置から30年が経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化への対応が必要である。	・現行での施設運営を継続し、効率的な維持管理を行う。

				執行部の運営方針に対する審議	に対する審議		
N	No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言	
			【判断】妥当 【判断の理由】以下のとお	_	_	_	
	32		り。 ・無償譲渡については既につくば市とも十分協議の上、調整が進んでおり、市への影響なども考慮する必要があるため。		【第2回一説明聴取】 ・つくば市の対応としては、市議会に対し、令和5年2月に市長が、洞峰公園の譲渡を受ける方向で県と協議していく旨を表明し、6月には、移管を受けた場合の維持管理費及び修繕費などを市の執行部が説明し、おおむね了解をいただいたところである。・市民に対しては7月に説明会を開催し、市の、現在の良好な公園環境を継続していくという意向が市民にも共有され、公園の移管においておおむね合意形成が図られたものと認識している。	_	
				- 【第2回-星田副委員長】 ・つくば市が現在の公園環境を維持していくためには、県のノウハウを継承していかなければならないと思う。市は、今後どのような管理をしていく方向で調整しているのか。 ・移管に向けて、利用者に不便、不安がないよう、しっかりと準備をしていただきたい。	【第3回一説明聴取】 ・先日の現地調査においても、市から説明があったように、市は洞峰公園の良好な環境を引き継ぐこと判断し、地域にとっても市全体にとっても望ましいとを希望している。 ・市は利用者サービスの低下とならないよう十分配慮している方針であり、利害者サービスが維持、継続していまでと同様、利までと同様、利っていまでと同様、利っている。と考えている。 ・つくば市からは、公園の管理運営方法を検討するための協議会を立ち上げると聞いており、と思われる。一方、現在の利用者・一ビスを継続していくとうの意向も示されている。市が公園の管理運営を検討していくに当たっては、県としても協力していきたい。	_	

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
		・無償譲渡に当たり、市と修繕箇所について合同点検を行うとともに、ノウハウ等をしっかり継承していく県の考えがあり、また、県・市いずれにおいても、無償譲後のサービスの質を落とさないという考えであるため。	_	【第3回一説明聴取】 ・市からは、公園の管理運営方法を検討するための協議会を立ち上げると伺っており、その中で県立もももしていくほか、現在の利用者サービスについれる必にでの管理・運営のイウルでいるので、これなでの管理・運営のイウルでいる。の管理・運営のイウルがり引き継ぐで、市と連携して取り組人でいく。・施設修繕については、県が移管に先立ち、現時点で故障等により公園の利用に不具合が生じて下、協設にないてはしっかり修繕するという考を依頼についてはしるかり修繕が独自に点検を第一ので、した専門業者による合同点検を実施し、要修繕箇所の確定を活力であるところであり、修繕を行った上で市に移管していく。	・ 今後の維持管理に関して、今後もよりよい公 園であり続けるよう、県は市に協力していくこ とが求められる。
			【第2回-江尻委員】 ・不具合が生じている施設は県が修繕するとのことだが、譲渡後に予期せぬ不具合が発生することも想定しているのか。また、現時点で県はどれくらいの費用をかけて修繕を行っているのか。	て綿密な点検を行ったうえで、修繕箇所を決定して	
			・4~5千万円の規模の修繕で県の瑕疵が後で問われないのか。そのことをつくば市に説明し、了解を得ているのか。		
			・今後の公園の維持管理費の縮減が重要。自然公園のように管理する方法もある。県がつくば市に維持管理のアドバイスを行うなど、県は市にどのように関わっていくのか。	いくとしており、検討にあたっては県としても協力	
			【第2回-星田副委員長】 ・3月の知事答弁で大規模修繕は実施しないと発言があったが、現在、修繕工事が行われている経緯を説明してほしい。 ・必要最低限の修繕をしているとのことだが、来年度	をすることでつくば市と協議が整い、修繕工事を実施している。	
			以降も、市は年平均8千万円の修繕が必要となるのか。 ・つくば市が現在の公園環境を維持していくために	し、工事を行っているため、大きな修繕は出てこないものと認識している。 ・つくば市からは、公園の管理運営方法を検討する	
			は、県のノウハウを継承していかなければならないと 思う。市は、今後どのような管理をしていく方向で調 整しているのか。		

No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			・移管に向けて、利用者に不便、不安がないよう、しっかりと準備をしていただきたい。 【第3回-下路委員】 ・洞峰公園は、つくば市が地元の資産として活用したいという考えがある。このように地元の市町村と話し合い、良い形でまとめていくことを議論や政策の念頭に置いていただきたい。 【第3回-田山委員長】 ・住民の声を十分に聞きながら、住民に親しまれる公園として、守るべきものはしっかりと守っていってい	_ _ _	
		・地元での説明会、アンケートの 実施など、住民等との話し合いや 説明も行われているため。		【第2回-常井委員外議員への答弁】 ・様々な市民説明会やアンケート調査の中でいろいろな声をいただいた。そういった中で市と協議を重ねて、結果としてパークPFIから移管の方に方針を変えたという、結果としてそういう形になっていると認識している。 【第3回-江尻委員への答弁】 ・アンケートや説明会の中で、これからも良好な環境を次世代につないでいきたい、この環境を自分たちで維持していきたいといった声もいただいて、市が管理してもいいのではないかといった声も一部にあった。	_
		・公園を移管することによる市の 財政面の影響についても大きな問 題はなく、市側の理解も得られて いることを考慮すべきであるた め。	_	【第3回一説明聴取】 ・市は様々な方法で公園を活用していくことを検討しているほか、協議会を設置し、地域住民や利用者、専門家の意見を踏まえながら公園管理の在り方を検討していくなど、市自らが主体となって洞峰公園の管理・運営を行っていく意向である。 【第3回一森田委員への答弁】 ・市が自ら管理をしていきたいとの意向を示していることを前提に、これからそういった自由度を持たせることが、管理者としては市が求めていることであると考えている。	_
			【第2回-森田委員】 ・市に対し、利用料金の値上げも協議会の設置も行わないとの回答と併せて、県から無償譲渡の提案をしたということでよいか。 ・他にも県営の総合公園(千波公園、霞ケ浦総合公園、空港公園など)がある中で、洞峰公園だけ移管を進めていくということは唐突に感じる。	としての性格や、利用者の中心がつくば市民である ということも考えると、市が自ら管理する方策もあ るのではないかということで提案した。 ・時代が変化していく中での公園の役割や利用形	

No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
		・洞峰公園は筑波研究学園都市開発に併せて、県が設置・管理を行ってきた経緯があるものの、公園の本来の位置づけが主として一つの市町村の区域内の利用者を見込んだ総合公園であることを考慮すべきであるため。	_	【第3回-説明聴取】 ・洞峰公園は、筑波研究学園都市の開発に併せて県が整備した総合公園である。総合公園とは、主として、一つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とした公園である。 ・このような総合公園の性格に鑑み、その効果を最も享受しているつくば市自らが現在の公園環境と同様に管理する意向があれば、公園全ての無償譲渡について協議することも選択肢の一つとして市に提案し、市も応じる意向を示したことから、移管に向けた協議を進めてきたところである。	・【同種施設等共通の提言】全ての県有施設 (公の施設等)に対して一律に運営方針を示す ことは困難とも考えられるが、重要な視点や考 え方が類似する同種施設等については、基本的 な運営方針を共有することなどについて検討し ていくべきである。
		・無償譲渡は将来の維持管理費用 の負担を県から市に変えるという 性格を持ち、経費の前払いとも考 えられるため。	【第3回-森田委員】 ・今後、公園の在り方を検討する際には、選択肢を広 げて幅広く検討していただきたいと考えるが、いかが か。	・そのように考えている。公園を建設した当時から の社会情勢の変化、公園の規模、利用状況、市町村 の意向を踏まえながら、市町村に移管することが望 ましいと判断された場合には、議会等の様々な意見 をいただきながら進めていきたい。	きている場合もあることから、それぞれの設置 目的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理す
			【第10回-二川委員】 ・都市公園の位置付けについて、設置当初の市町村の区分などが時代の変化によって変わってきている中で、県が管理すべきものなのか、市町村が管理すべきものなのかという観点からの検討が必要だと考えている。	_	
		・議会への事前の説明など、不十 分な点はあるものの、現行制度に のっとり手続は適正に行われてい ることを考慮すべきであるため。	【第2回-森田委員】 ・茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に合致しているのか。	が認められていると認識している。洞峰公園についても公園という用途を変えないことから、譲与がふさわしいと思っている。	・【全体共通の提言】執行部は、議会がこの車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設(公の施設等)の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。
			・「普通財産の譲与、無償貸付け等に関する取扱基準」に公園は明記されておらず、総務部長と協議のうえ特例扱いとしている。議会の関与も極めて少ない。 それだけに慎重に進めてほしかったが、いかがか。	・過去の東町運動公園の事例を参考に、規則に則って進めてきたことをご理解いただきたい。	
			【第3回-田山委員長】 ・本来、方針を変えることに慎重な議論や説明が求められるところを、パークPFI事業のみが先行し、県民や市民、議会への説明が置き去りにされてきたと言わざるを得ない。	_	

No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第4回-田山委員長】 ・無償譲渡の方針を出す前に、地元の意見をしっかり聞き、議会に丁寧に説明すべきであったことを改めて認識していただきたい。 ・改めて執行部には、地元の意見を傾聴する姿勢や、 拙速に事を進めないこと、そして、議会に対する丁寧な説明を強く求めたい。	_	
			の要件を見直していくべきではないか。	・県庁全体に関わる問題なので、議会に対する丁寧 な説明といった観点も含めて、検討させていただき たい。	
			【第2回-森田委員】 ・ (条例で議決が必要な基準に)7,000万円以上というものがあるが、今後は資産価値にするか、あるいは金額・面積の見直しをするか、しっかりと議会が関わるかたちの見直しをすべきと思うがどうか。	・県庁全体に関わるものなので、議会への丁寧な説明という観点も含めて検討させていただきたい。	
			【第2回-田山委員長】 ・常任委員会では、このような調特を作らなくてもいいような議論をしっかりすること。執行部もそうである。		
			・何故にこの特別委員会ができたのか、何故にこのような議論をしなければいけなかったかという背景を考え、反省に立った上で、議会としてもしっかり関わっていくべきである。	_	
			【第3回-田山委員長】 ・公園の在り方についての方針が変わる中、議会等への事前の説明が不十分であったり、公園の無償譲渡の判断が執行部のみで行われようとするなど、これまでに至る県の意思形成過程において、議会の関与の仕方に不十分な点があったのではないかと認識している。・今後、類似の案件に対してもより丁寧な説明をして、議会が十分関与できるような仕組みを作ることは必要と考える。・例えば、譲与等に関する条例や取扱基準の見直し、議会への報告の義務づけなど、今後きちんと議会として関与していけるよう、早期に具体的な仕組みづくりの検討を進め、随時、本委員会への報告を求め、本委員会においても引き続き議論してまいりたいと思う。	_	

				大 【 一		
				執行部の運営方針に対する審議		
1	lo.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
				【第4回-田山委員長】 ・事を進めるに当たって大事なことは、まず地元に行き、関係者の意見や考えを聴くこと、そして、地元から吸い上げたものを事業の方針に反映させること、最後にこの方針を地元や議会に丁寧に説明し、理解を得ることといったように、しっかりとした段階を踏むこと。これが県民に寄り添う政治ではないかと考える。	_	
				【第2回-常井委員外議員】 ・進め方が粗い。パークPFI 事業導入の基本方針や理 念が見えない。特にグランピングについては思い付き のように感じている。	ものではなく、維持管理費の縮減や利便性の向上等 を目的としたものである。事業実施に向けた説明会 やアンケート調査で様々な声をいただきながら、つ	や経営の損益だけで判断するのではなく、当該 施設を利用してきた地域住民に対する十分な説
				【第3回-森田委員】 ・今後、公有財産を処分する際には、地元市町村や県 民の意見、議会の意向をよく確認して、時間をかけて 進めていただきたいと考えるが、いかがか。		
				【第4回一田山委員長】 ・新聞報道だけを見ると、力を入れていたグランピングが否定されたことで、あまり深く考えずに無償譲渡に方針を転換したのではないか、短絡的な対応だったように見受けられる。他の選択肢について議論の余地があったにもかかわらず、突然表明された無償譲渡の方針こそ、唐突であったと言わざるを得ない。・検討の進め方についても、現在の公園環境の保存を望む利用者、市民の声を、本来もっと早い段階で聞いたり、アンケートを取るべきであったことは否めない。	_	
				【第2回一飯塚委員】 ・68億円という県有財産をつくば市に無償で譲渡する ことを疑問に思う県民もいると思う。いろいろな手法 を議論する余地はあるのではないか。財政力のある市 に無償で渡すのはいかがかと思う。県民の財産を真剣 に考えてほしい。	_	

				執行部の運営方針に対する審議		
1	No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
				【第2回-江尻委員】 ・公園というのは収益を生むような位置づけではなくて、県民の税金を使って、憩いの場所、いろいろな自然環境に触れ合う場所、余暇を楽しむ場所なので、単に維持経費がかかっているから、赤字だからということで、県は手放す、市に無償譲渡という流れは違うのではないか。	_	・【都市公園共通の提言】都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえ、バランスの取れた管理運営を行うべきである。
				が、豊かな自然を保全する公園において全く異質の開発を誘発したり、公園が持つ公共的な役割と両立できず、利用者の利便性とかけ離れたものにしてしまうなどの問題が起きている。この洞峰公園も、パークPFIのマイナスの面が問題を大きくしてしまったのでは	理費をどう確保していくのかが非常に大きな課題となっている。それには、コスト縮減のほか、収入源を確保していくことも必要であることから、今回一定の収入が見込めるパークPFIを洞峰公園で進めようとした。また、パークPFIの他の目的としては、利用者からのカフェがあったらいいといった要望に対して未活用の広場にカフェを設置するなど、	
				【第3回-田山委員長】 ・全部民間に任せればいいとの考えは行き過ぎており、その施設の意義を再確認する。例えば、この施設は収益を求めるものだから民間に任せる。一方、この施設は県民の生活や福祉に欠かせないものだから県が予算を投じ運営していくという、県としての基本的な考えを持っておくことが大切である。	_	

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
		【判断】妥当			
		【判断の理由】以下のとおり。	_	_	_
53	青少年会 館	・一般客の利用がほとんどを占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいるため。	_	で、宿泊が年間約5,700人、研修室が8万9,000人 だったが、利用者数は減少傾向となっている。 ・青少年会館は青少年等の利用を原則としている	・【全体共通の提言】時代や社会情勢の変化に 伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中 で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変 えていくべきものは変えていくという姿勢も大 切であり、利用者等のニーズを的確に把握した 上で、県有施設(公の施設)等が提供するサー ビスを改善していくことが求められる。
			【第2回-森田委員】 ・元々ユースホステルとして造ったものではなく、青少年の利用率も25%程度まで落ち込んでしまったとのことだが、現在、県内にユースホステルはいくつあるのか。 ・1日あたりの利用者約3人では限界と思った。 【第2回-田山委員長】	・県内でユースホステルはここだけである。	
			・事業を進めるに当たり、決まったことをやり続けるのではなくて、今後とも時代の変化や周りの状況を常に捉え、変えるべきものは変えていくとの姿勢を大切にしていただきたいと思う。	_	
		・宿泊事業の終了については、入 居団体や関係団体から理解を得て いるため。	_	【第2回-説明聴取】 ・ユースホステルの終了については、県ユースホステル協会、青少年育成協会などの関係団体に丁寧に説明を行わせていただいた。団体からは、昨今の利用状況に鑑みれば終了はやむを得ないということで理解を得ている。	_
		・施設の特色が現在の旅行ニーズ に合わず、長年にわたり利用率が 低迷しているため。	-	【第2回一説明聴取】 ・和室の大部屋であること、風呂・トイレが共同であること、ユースホステルに一般的に設置されている調理スペースや十分な広さの交流スペースがないといった現状がある。このような特色が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率の低迷を招いており、ユースホステルとしての継続が困難である。	-

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
		・経営努力のみで収支を改善する ことは困難であると想定されるた め。	<u>~</u>	【第2回-説明聴取】 ・ユースホステルについては、低廉な価格設定により運営を継続してきた結果、受託者は過去9年間で約600万円の赤字額を負担している。受託者の経営努力のみで状況を改善することが困難であるため、施設整備等の状況も踏まえ、運営を終了したいと考えている。	_
	青少年教育施設	【判断】妥当 【判断の理由】以下のとお り。	-	_	_
60	①中央青 年の家	・少子化が進む中、施設利用者は さらに減少が見込まれるため。	_	【第2回一説明聴取】 ・4施設の宿泊利用者数は、コロナ禍前の平成30年度において約7万人であり、ピーク時である昭和60年度の約12万人から4割以上減少している。・稼働率は、宿泊定員に対する宿泊利用者数の割合を示したものだが、各施設の年間の稼働率は、中央が37.5%、白浜が19%、さしまが33.7%、里美が6.3%と、いずれも4割以下となっている。・年少人口の減少に伴い、施設利用者が減少している状況である。	_
61	②白浜少 年自然の 家	・今後も老朽化の進行による工事 費の増加が想定されるため。	_	【第2回-説明聴取】 ・4施設は、年間の運営経費に約3億8,000万円を 要しているほか、各施設とも設置後40年から50年以 上が経過し、経年劣化により機能が低下した建物の 改修や電気設備等の更新など、今後も老朽化の進行 による工事費の増加が想定されている。	_
62	③さしま 少年自然 の家	・県内に多様な宿泊環境が整備さ れているため。	_	【第2回-説明聴取】 ・市町村立の施設や廃校を活用した宿泊施設の設置、さらには民泊による宿泊体験など、県内における多様な宿泊環境が整備されている状況である。	_
	④里美野 外活動セ ンター		【第2回-村本委員】 ・【青少年教育施設共通】今回の見直しの目的は、少子化による施設利用者の減少や施設の老朽化、さらには、他の民間宿泊施設が多くあることなどから、県有施設の規模の縮小化を目指して集約し、民間譲渡とする認識で間違いないか。 【第2回-田山委員長】 ・人口減少社会において施設の維持管理費用の確保が	験活動の多様化などの社会環境の変化を踏まえ、時代に応じた施設の適正規模とするために行うものである。	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設)等の在り方を検討するに当たっては、少子化等による利用者の減少などの状況の変化を見据え、利用実態に見合った最適な規模や機能について検討した上で見直しを行い、役割を終えた施設の廃止に向けて検討する視点がある一方で、新たに必要となる施設等について検討する視点も大切である。
			課題となる中で、利用実態に見合った見直しは大切であると考える。		

No. 施設名 執行部の今後の方針案に対する委員会の判断とその理由 委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 提言 今後の運営方針を導いた理由)
・人口減少社会において本県が活力ある発展を遂げるには、未来を支える子どもたちの教育が重要で、安易に利用者数や費用のみで評価してよいのかとの考えを持つべきであるが、民間へ譲渡されても、教育施設の有用性を理解した企業・団体により、地域のにぎわいや野外活動の場の確保が期待できる見込みがあるため。	「第2回一説明聴取」・【音少年教育施設共通の提言】青少年教育施 でえる子 を性を念 にて、中央、さしまの2施設において、それぞれコロナ禍前の平成30年度の稼働状況を踏まえて受入れ可能が試算したところ、受入れは十分に可能であると見込まれている。・【里美】現在の利用者については、民間譲渡後の里美の受入れを想定している。なお、譲渡先には施設の有用性を理解した企業や団体等を想定しており、さらなる地域の活性化に期待するところである。・【里美】県としては、県北振興の観点も含めて、譲渡後の施設が地域のにぎわいに寄与できるよう、環境整備に努めていく。
た 2 施設をいかに充実させていくのか。経費 える学校や自治体への支援も考えなくてはな 思うが、いかがか。	残され 縮減となる。また、学校活動への直接支援は難しい るよう、努めるべきである。 負担が増 が、再編後の施設での子どもたちの活動が引き続き っないと 充実したものとなるよう努めてまいりたい。
のであれば、できる限り地域振興につながる しいと考えている。当然、鹿行地域の理解が ような譲渡が望ましいと思うが、今回の民間 針には、地元は賛成しているのか。	・今回、再編方針を策定するにあたり、地元である が望ま 行方市にも説明したところ、市は将来的に近隣の観 書られる 護渡の方 大でおり、今回の民間譲渡の方針には賛成の意向を 示していただいている。
【第2回-小松崎委員 ・【白浜】地域振興の観点を踏まえ、どのよ を行う予定か。	・地域のにぎわいに寄与できるような施設が望ましいと考えている。このため、譲渡にあたっては、地 元市と十分に協議しながら条件等を整理し、公募型のプロポーザル方式で事業者から活用方法などをご提案いただき、審査を行うなどのプロセスを経て、譲渡先を決定したいと考えている。
今回質問した内容はもとより、青少年育成に る形でも今後の施設の在り方を考えて行って たい。	いただき
【第2回-村本委員】 ・【白浜、里美】見直しの目的・方針につい 民に分かりやすく説明していくことが重要で	・【白浜、里美の提言】民間譲渡に当たって には、県 は、設置目的と見直しの方針を明確にして、県 ある。 民に分かりやすく説明することが求められる。

/ 主示けで成品 じた他以上が11中からグラックを大きっていた。					
			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第2回-村本委員】 ・【中央、さしま】施設については、県内各地に分散 配置されていたと思われるが、再編により遠くなるな ど、利用しづらくなると思われるが、これに対する配 慮は考えているのか。	は十分可能と考えている。また、移動時間が若干長	・【中央、さしまの提言】施設の再編により、 移動時間が長くなることへの配慮をするべきで ある。
			【第2回-村本委員】 ・【青少年教育施設共通】再編の際も、各施設の特色 を生かしてほしい。	_	・【青少年教育施設共通の提言】施設の再編に ついて検討するに当たっては、地域の良さや特 徴を念頭に置いて、各施設の特色を消さないよ うに工夫すべきである。
			【第2回-村本委員】 ・【里美】民間に譲渡するとのことだが、里美は自然の中、大人数に対応できる施設である。仮に民間譲渡がうまくいかなかった場合、空白期間が生じてしまうと思う。そうならないように、しっかり譲渡方針を検討いただきたい。	業者に関心を持っていただいている。しっかり譲渡 方針を検討し、空白期間が生じないよう、円滑な民	かり検討することが必要である。
			【第2回-豊田委員】 ・【里美】譲渡するにあたり、施設へのアクセス道路の整備が必要との意見を伺っているが、どのようにお考えか。	・道路整備については、これまで同様、関係部局と 連携して対応してまいりたい。	を図りながら検討を進めるべきである。
			•	を進める中で、検討してまいりたい。	う、公募の条件に反映するなど、配慮する必要 がある。
			【第2回-飯塚委員】 ・これからは他県とお互いの利点を補完し合う必要があると思う。他県との広域連携を模索してはどうか。	れを含めて、残る2施設で対応可能とし、再編方針 をお示ししたところである。	設(公の施設等)だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。
			【第4回-森田委員】 ・【さしま】教育財団が指定管理を受けているさしま 少年自然の家で、ナラ・ブナが枯れているようだが、 把握しているか。		・【さしまの提言】豊かな自然環境やプラネタ リウムなどは、施設の長所や利用者が求めるも のであることを念頭に置いて、適切な管理に努 めていく必要がある。
			・施設の魅力の一つであるプラネタリウムも老朽化が進んでいると思うが、どのような状況か。 【第4回-森田委員】 ・【さしま】利用者の増加に向けて、大学生や社会人を対象とした取組は良いと思うが、実績はどうか。	繕には多額の費用が必要だと聞いている。	・【さしまの提言】利用者の要望をよく聞き、 利用者の増加に向けて取り組むことが求められ る。
			・魅力となっている自然環境や施設を維持・活用して、利用者の増加に向けて引き続き努めていただきたい。		

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第6回-村本委員】 ・【里美】プロポーザルでは、選定にあたってこれまでの教育的価値については、どのように考えるか。	的とする機会・環境の提供は継続していただきたい	・【里美の提言】民間譲渡後も、従前の設置目的である青少年に対する野外活動の教育施設に寄与する施設として、地域の交流人口拡大のための核となる施設になるよう、今後も引き続き関わっていくことが重要である。
			・選定にあたっては、県の思いをしっかり示し、県として引き続き青少年教育に取り組んでほしい。 ・譲渡後、施設利用促進等で県が関与していく予定はあるのか。	・施設の紹介をすることに加え、事業者の開催する イベント等の内容を確認したうえで周知するなど、 協力していく。	
			・もう一歩踏み込んで、何か協力できないか検討してもらいたい。借地関係は、これまでの「県と市」から「民間と市」になるので、県が間に入って市と調整にあたってもらいたい。 【第9回-村本委員】		
			【 用9回─村本安員】 ・【 里美】 (譲渡先管理者による) 施設のオープン時はいつか周知を徹底して、スムーズな業務開始となることを要望する。また、小中学校が利用する等教育関連事業の活用の仕方について、県の関与が継続されることを要望する。	・令和5年10月以降を予定している。	・【里美の提言】民間譲渡先の事業者が運営を開始する際には、近隣の小中学校を含め、多くの方に利用していただくよう周知するなど、幅広い活用に向けて支援していくべきである。
		【判断】妥当			
		【判断の理由】以下のとお り。	_	_	_
75	健康プラザ	可能であるため。	【第2回-田山委員長】 ・民間を活用すれば全てうまくいくと安易に考えるのではなく、最善の手法を考えることが重要であることから、今後とも管理手法の見直しを定期的に行うことなどを意識して取り組んでいただきたいと考える。	【第2回-説明聴取】 ・消耗品の購入や日常的な清掃、軽微な修繕などは健康プラザが中央保健所とは別に実施するなど、一部の業務が二重になっている。 ・指定管理を終了して施設を県直営とし、中央保健所が施設管理を一括して行うことにより、効率的な運営を行っていく。	よる維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や 民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法 の見直しなどを含め、最善の運営手法について
			【第2回-森田委員】 ・これまで健康プラザは廃止と聞いていたが、今回プ・これまで健康プラザは廃止と聞いていたが、今回プラザは廃止せず、県直営で残ることになった。しかし、指定管理から県直営に変更することは、県直営から委託や指定管理を進めてきた通常の流れとは逆の対応のように思うが、いかがか。	については、専門的で多様な内容が求められている ことから、効果的・継続的に人材育成できる体制を 整備するため、外部機関に個別に委託することとし た。	
				・一方で、施設管理については、健康プラザは予防 医学プラザという施設の一部に入居しており、予防 医学プラザ全体の管理については中央保健所が実施 していることから、健康プラザを含めた施設全体を 一体的に管理することで効率化を図ることとした。	

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
		・情報システムの変更により、事 務の効率化や経費の削減等を図る ことができるため。	-	【第2回-説明聴取】 ・会議室がWi-Fiで無線接続できる環境になっていないことから、ウェブ対応設備の整備が必要となっている。 ・会議室の稼働率向上に向け、ウェブ対応設備を整備したうえで、有料での利用と併せ、県主催の研修や会議の開催等により利用促進を図るなど、会議室の有効活用に努めていく。	_
		・研修事業等の外部機関への業務 委託により、効果的かつ効率的に 人材育成が期待できることを考慮 するべきであるため。	_	【第2回一説明聴取】 ・施設管理以外の研修事業等については、今後、専 門職等対象の研修を実施している外部機関に業務委 託することにより、効果的かつ継続的に人材育成が できる体制を整備していく。 ・研修事業等の業務を外部機関に個別に委託するこ とにより、各受託団体としても効果的かつ効率的に 人材育成を行うことが期待できると考えている。	_
		・県直営後も、施設の利用はこれ までどおり変わらないことが見込 まれるため。	【第2回-森田委員】 ・研修事業やシルバーリハビリ事業は外部機関に委託すると聞いているが、質は落ちないと考えてよいか。 ・ぜひ今後も質を落とさず進めていただきたい。	【第2回】 ・委託先について現時点では申し上げられないが、 今後も質は落とさずにしっかり健康づくりの事業は 進めていきたい。	・県民の健康に関わる事業であることから、 サービスの質を落とさず、県民が安心感を持て るような事業継続に努めることが重要である。
		【判断】執行部の今後の方針案は 妥当とした。	_	_	_
80		【判断の理由】以下のとおり。 ・(社福) 茨城県社会福祉事業団の自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営や人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要があることを考慮するべきであるため。	_	度から、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者	にも配慮しながら、事業の継続に努めるべきで

【別紙2-2】第5章1(3) 個別施設に係る提言

ア 重点的に議論した施設【執行部から方針の変更が示されたもの】

				執行部の運営方針に対する審議		
1	No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			・事業団の自主事業における今後 の経営計画によると、おおむね安 定した事業収支が見込めるため。		【第2回-説明聴取】 ・事業団において、自主事業における今後の経営シミュレーションを行っている。その結果は、令和7年度の自主事業開始から5年後の令和12年度の経営計画は、セーフティネット棟の入所対象とならない方全員を受け入れた上で、おおむね安定した事業収支が見込まれることを確認している。	_
			・事業団の自立化後も、県民に提供されるサービス、支援員の就労環境は変わらないと見込まれるため。		【第2回一説明聴取】 ・事業団の自立化については、再編整備計画を踏まえ、県立施設から事業団の自主事業へ運営体制のみを変えるものであるので、入所者等へのサービスの提供はもとより、直接サービスを提供する支援員の就労環境にも大きな変化はない。また、民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないものと考えている。	る公的役割を担っていることを踏まえ、常日頃からサービスの質を落とさないことを最優先に考えて、適切な賃金や人員配置など職員の処遇にも配慮しながら、事業の継続に努めるべきで
				立化はそぐわないのではないか。 ・自立化によって処遇が改善されると言うが、国の運営基準では(社福)茨城県社会福祉事業団の職員の給与は県職員に準じることになっており、民間より低いとは考えられないがどういうことか。 ・処遇改善加算制度を活用できないなら、県が独自に	め処遇改善加算制度を設けており、民間施設ではこの制度を活用しているが、事業団では県の基準に準拠しており、特に非正規職員の給与水準が民間より低くなっている。	
					業団において時間をかけて議論してきた結果である と聞いている。県では民間事業者で処遇が困難な最	

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第2回-田山委員長】 ・社会事業を担う団体は、県民の生活に直結する公共サービスを提供する団体であることから、今後ともサービスの質を落とさないことを常日頃から最優先に考え、事業を進めてほしいと思う。	_	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)の運営は、県民生活に直結する公共サービスを提供する重要な事業であり、長期にわたって持続的・安定的に運営されるべきものであることから、社会情勢の変化や利用者ニーズについて中長期的な展望を持ちつつ、地域住民や利用者にとって不便や不安が生じないよう、利用者のことを最優先に考えていくことが求められる。
			【第2回-江尻委員】 ・自立化により事業団に対する財政的関与はなくなっても、最重度の障害者の受入れ先となるセーフティネット棟の運営に対しては、県として責任をもって、財政的にも手厚く支援していく考えはあるか。 ・事業団の自立化は、県の福祉分野における責任の後	は、しっかりと指定管理で対応していく。	・【福祉施設共通の提言】福祉施設は、県民生活に不可欠かつ直結する福祉サービスを提供する公的役割を担っていることを踏まえ、常日頃からサービスの質を落とさないことを最優先に考えて、適切な賃金や人員配置など職員の処遇にも配慮しながら、事業の継続に努めるべきである。
			退につながることから、賛成できない。		
		【判断】妥当 【判断の理由】以下のとお り。	_	_	_
112	鹿島セン トラルビ ル(ホテ ル、テナ	・譲渡時期の見直しは、企業の買受け需要の減退、鹿島都市開発㈱の財務状況のさらなる悪化、ホテル従業員にとって不安定な状況が続いてしまうなどのリスクがあり、現段階での売却が適当・妥当であることを考慮すべきであるた		【第3回-説明聴取】 ・譲渡時期を見直した場合には、企業の買受け需要 の減退等を招き、入札参加者が減少するリスクや、 現在の経営状況ではホテル事業の赤字が増加し、鹿 島都市開発㈱の財務をより悪化させるリスク、さら に、ホテル従業員にとっては不安定な状況が長引く というリスクがある。	
	ントス ペース、 温浴施設 等)	80.	【第3回-村田委員】 ・ホテル事業を譲渡せず、今の状態で経営を続けた場合どうなるのか。	・今の状態で経営を続けた場合、今後見込まれる新館大規模修繕費用や、将来的には従業員に対する退職金の支払等が運転資金の確保も困難になることが予想されており、ホテル事業を譲渡しなければ、将来的には会社の存続自体が危ぶまれるおそれもある。	_

	•		執行部の運営方針に対する審議	- · · -	
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第3回-村田委員】 ・譲渡に関する決定が遅れることでのリスクは、どのように考えているのか。	・優良な提案や応募総数の減少を招くリスク、ホテル従業員にとっても不安定な状況が継続することから、大量離職を招くリスク、さらに鹿島都市開発㈱の経営状況を悪化させるリスク等がある。このため、県としてはこの見直し後のスケジュールに基づき、令和6年9月末の譲渡完了を目指し、速やかに公募を開始し、事業譲渡が円滑に進むようしっかりと取り組んでいく。	
		・移籍を希望する従業員の雇用について、譲渡先に対し公募入札時の条件を設けるなど、県の考えが確認できたため。 ・地元説明会、従業員説明会、取引先説明会など、県民に対しての説明は一定程度行われていることを考慮するべきであるため。	_	【第3回一説明聴取】 ・優先交渉権者決定後には、ホテル事業譲渡後の従業員の雇用条件や取引先等との取引条件について綿密な調整を行うとともに、地元に対しても譲渡後のホテルの運営方針等について理解を得られるよう努めるなど、移行作業が円滑に進むように取り組んでいく。 ・特に影響の大きい従業員や取引先に対して、従業員説明会を15回、取引先への説明会を7回行ったほか、メールでの質問や要望にも対応しており、事業譲渡に当たっての従業員や取引先の不安や懸念の払拭に向けて最大限取り組んでいるところである。	・移籍希望の従業員の雇用など、譲渡先に対し 公募入札時の条件を遵守させるよう確認を怠ら ないことが必要である。
			【第3回-星田副委員長】 ・従業員に対する雇用相談窓口や救済措置等の支援措置が必要と考えるが、県ではどのように考えているのか。		
			【第7回-村田委員】 ・優先交渉権者決定後、従業員の雇用や地元事業者との契約継続などといった交渉に入っていくことになると思うが、鹿島都市開発㈱任せにせず、県としても主体的に関わって欲しいがどうか。	がより良い環境で雇用されるよう交渉していくこと	

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			・地元ではホテルの名称に愛着があるため、検討していただきたい。当初、地元では大きな衝撃を受けたが、その後の地元説明会を通して県も鹿島都市開発㈱も十分な説明をしていると思う。スムーズな契約・交渉、その後のホテル運営につながるよう引き続きお願いしたい。		
			【第11回-村田委員】 ・議会における議決日の関係もあり、譲渡日が令和6 年10月1日よりも遅れることで、退職金や有給休暇な どについて、従業員から不安の声があると聞いてい る。県では、これまで雇用は維持すると説明してきた が、原因は分からないが退職する従業員もいると聞 く。こうした状況について、県はどの程度把握してい	手続きをするため、譲渡日は10月2日以降となるが、これにより、従業員の給与や退職手当の算定等に悪影響が出ないよう、鹿島都市開発㈱とともに対応する。 ・譲渡先での処遇は、現在、譲渡先から従業員への	
			<u>るのか。</u>	個別ヒアリングを実施している最中であることから、現時点での退職希望者等の状況についてはこの場での報告を差し控える。 ・今回の譲渡に当たっては、「移籍を希望する社員については、全て雇用すること」、「雇用条件は、転籍時の労働条件と実質的に同等以上の条件すること」と決められていることから、これに基づく提示	
			・詳細な雇用条件について、県としてもしっかりと把 握し、鹿島都市開発㈱任せでなく、交渉が速やかに進	がなされているものと思料する。従業員から不安がある場合には、鹿島都市開発㈱がヒアリングし、県にも速やかに情報共有してもらい、譲渡先に対して、適時適切に対応していく。	
			<u>むよう、従業員から不満の声が出ないようしっかりと</u> 見守ってほしい。		

	<u> </u>		大人中の字学士(1)とはよる文文の かくかい		
			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第11回 - 田山委員長】 ・今日の執行部の説明では、相手方が3社(優先交渉権者、運営管理会社、譲渡先)出てきているが、これらの資本関係や役員構成もわからない。資料にあるフロー図では、譲渡先がどのような法人なのか分かりづらいため、丁寧な説明が必要である。 ・また、従業員は運営管理会社に移籍するとあるが、この点が従業員の不安を招いているのではないか。もう少し詳しく県がどのように関わっていくのか、委員会に対して丁寧に説明してもらいたい。また、現時点で何人退職希望者がいるのか、不安を覚えている方が何人いるかも非常に重要である。県としてどこまで関わっているのか。	・退職希望者の人数等については、現在個別に従業 員へのヒアリングを行っている最中であり、現時点 で退職希望者数等の状況をこの場で報告すること は、他の従業員の判断にも影響を及ぼす懸念がある	
			・資産の譲渡先と、従業員の移籍先(運営管理会社) が異なる点について、不安があると思う。不安があれ ば対応するとのことだが、不安がないよう、県として も従業員の身分保証等に関与していただきたい。	・今回の譲渡スキームについては分かりづらいところがあり、また、給与面も、鹿島都市開発㈱と優先交渉権者の給与体系や退職金の取扱いが異なるなど分かりづらい点があることから、県と鹿島都市開発㈱が連携して従業員に説明するなど、従業員の雇用継続に向けて県としても積極的に関わっていく。	
			・3社の資本(ファンド)構成、役員構成について、本委員会に示してほしい。 【第2回ー村田委員】 ・この施設の在り方については、過去にも提言されていて、それを基に県の方針が決定されてきた。しかしながら、その決定を県民の理解を求めずに進めてよいということではなくて、その提言内容を基に、県民や地域住民と丁寧に協議を重ねながら、十分な理解が得られた上で将来の施設の在り方を決定していくことが重要である。 【第2回一江尻委員】 ・時代や状況も変わってきている中、過去の議会との約束事だけで、それは県の改革方針に沿ってやっているということでは理解されないということは、改めて認識していただきたい。	「ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。」、 「将来的には県関与を廃止し自立化を図るべき。」、「設計管理事業について民間と競合せず、	・【全体共通の提言】時代や社会情勢の変化に 伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設(公の施設)等が提供するサービスを改善していくことが求められる。

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
		・民間譲渡後、譲渡先のホテル事業が公募条件の5年経過以降も継続されるよう、県が関わっていくとの考えが一定程度示されたため。	_	【第2回-説明聴取】 ・公募時の条件として、従業員の雇用継続に加え、ホテル業等の用途に使用すること、5年間は所有権 移転等の譲渡を禁止すること、高速バスターミナル としての機能維持などを盛り込んだ上で、選定審査 においても地域貢献の方針を評価項目の一つとして 加える。	・民間譲渡後、譲渡先のホテル事業が公募条件の5年経過以降も継続されるよう、県がしつかり注視していくとともに、継続的な関わりを持つことが重要である。
			【第2回-村田委員】 ・今後ホテル譲渡に向けて、優先交渉権者と交渉する にあたり、現地説明会においては、様々な公募条件に ついての意見が出たが、見直す考えはあるのか。	・今回の民間譲渡はホテルに対して資金力のある企業の投資が行われ、設備等のリニューアルにより長期的にホテルが継続していく状況を作り出すことが目標であることから、公募条件の設定や優先交渉権者との交渉に最善の努力をしていく。	
			【第3回-村田委員】 ・レストランや宴会部門の従業員からの不安の声を多く聞く。レストラン宴会部門もホテル譲渡後もそのまま譲渡先に引き継いでもらいたい。		
			【第2回-村田委員】 ・新館の規模は適切だったのか。鹿島都市開発㈱の判 断には、県の意向も大きく関わっていることから、県 にも一定の責任があるのではないかと考える。	・新館建設にあたっては、平成2年度の「鹿島地域・楽しい街づくり懇談会」の提言や、当時の住民意向調査等の結果や不足する商業機能を充実させる等の住民ニーズに配慮して建設されたものと認識である。	・引き続き、地域の発展に貢献できるよう、今 後も努力し続けることが求められる。
			【第2回-江尻委員】 ・地域の方の声を聞くと、単にホテルだけでなく、鹿島地域の様々な課題解決に向けて、県にも役割を果たしてほしいとの意見がある。だからこそ民間譲渡に消極的な意見が出ているのではないか。鹿島都市開発㈱が今後行っていく鹿島地域における街づくりについて、株式会社ではあるが、県の役割も含め、どう果たされていくのか。	備・維持管理業務を担っていることから、今後も引き続き地域に貢献する必要がある。全体の振興につ	

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第3回-田山委員長】 ・今回の民間売却がやむを得ない部分はあるかと思うが、その後景には、長年ホテルを支え、地域を支えてきた従業員の方々がいることを忘れないでほしい。 ・新館建設を進めた県にも一定の責任があると考える。	_	
				審査を行うが、地元説明会等での地元からの意見を	
		・利用者の減少、周辺の民間ホテルの増加など、鹿島・神栖地域を取り巻く環境の変化、民間シフトという流れの中で、民間譲渡の判断はやむを得ない部分があるため。	_	【第2回一説明聴取】 ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、ホテル事業の客室稼働率低下や婚礼、宴会の大幅な減少は継続しており、令和5年5月の5類移行後においても、コロナ禍前の水準には回復していない状況にある。 ・現在の経営状況では、今後見込まれる新館の大規模改修費用の捻出が困難であるほか、将来的には従業員への給与や退職金の支払いといった経営に必要な運転資金の確保が困難となる恐れがあることなどから、抜本的な改革が求められているところである。	_
		・現在の経営状況では、今後見込まれる新館の大規模修繕費用の捻出や従業員への給与、退職金の支払いなど、経営に必要な運転資金の確保が困難になるおそれがあり、抜本的な改革が求められていることを考慮するべきであるため。	・今回の方針は、過去の調特の提言を踏まえたもので あることは承知しているが、なぜこのタイミングで売	・調特の提言後、経営改善に取り組んできたが、コロナ禍による経営悪化等の影響を受け、経営状況が厳しく、抜本的な改革が必要となり、売却方針決定に至った。ホテルの評判への影響やホテル従業員に不安を与えないようにする観点から、早い段階での公表はするべきではない、と考えていたことについてご理解をいただきたい。	
		・民間売却が参考人意見聴取を踏 まえた内容でもあるため。	(令和5年9月13日実施の現地調査において、参考人 意見聴取を実施した。)	_	_

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第2回-田山委員長】 ・急遽、調査特別委員会ができた背景、流れなどもしっかり踏まえて対処していただきたい。 ・情報交換をしっかりしながらいい形で議会にも県民にも心配をかけないような手法をとりながら慎重にやってほしい。 【第3回-委員長総括】 ・今回の民間売却については、地元や従業員への説明よりも新聞報道が先になり、議会への事前説明も不十分であったという問題がある。 ・二元代表制において議会と知事は車の両輪であることから、施設の売却等の案件を進めるに当たっては、適時適切に議会への説明を行うようお願いしたい。	_	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等) の運営方針の変更等について、経済的な合理性 や経営の損益だけで判断するのではなく、当該 施設を利用してきた地域住民に対する十分な説 明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生 活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法 について議論を重ねるべきである。
			【第4回一田山委員長】 ・地元や従業員が置き去りにされ、また、議会にも説明がないまま、民間譲渡の方針が公表され、は、薬門がないまま、民間譲渡の方針が公表さらには、従業員は、ある日突然民間譲渡を新聞報道で切りであった。これは、地元や従業員の立場になって考えると、どんな事情があるにせよ、唐空で出速であったと言わざるを得ない。 ・事を進めるに当たって大事なことは、まず地元に行き、吸い上げたものを事業会にした、きず地元に行いら吸い上げたものを事業会に丁寧に説明し、理解を得ることといった、しっかりとした映階を踏むことといった、しっかりとしたいかと考える。・改めて執行部には、地元の意見を傾聴する姿勢や、出速に事を進めないこと、そして、議会に対する丁寧な説明を強く求めたい。	_	・【全体共通の提言】執行部は、議会がこの車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設(公の施設等)の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。
			【第10回-村田委員】 ・議会制民主主義においては、執行部が重要事案の意思決定するに当たっての議会への説明、すなわち適正な事前手続は必要不可欠であるにもかかわらず、今回の鹿島セントラルビルの案件については民や地元住民、が不十分であった。改めて、県には県民や地元住民、また、その決定において最も影響を受ける当事者に対しては十分な説明を行い、その決定についての理解を求める手続をきちんと踏んでいただきたい。		

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			・鹿島セントラルビルについての審議等も踏まえ、毎年2定で、調特の対象とした全ての県有施設等の運営 状況報告がなされることとなり、運営方針の転換など の動きがあった場合に、議会への説明と報告がなされ ることになったが、この点についての執行部の担うべ き役割と認識について確認したい。	あった。このため、毎年第2回定例会に定期報告することとし、報告にあたっては、施設設置の経緯や利用状況等、説明内容の充実を図ることとした。ま	
			・鹿島セントラルビルの民間譲渡の事案を、今後の議 会と県との関係と役割を考える上での教訓としていた だきたい。		
			【第2回-飯塚委員】 ・安易に経営が悪化したから、施設の本来の目的を 失ってしまって譲渡というのはいかがなものかなと感 じている。	_	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等) の運営については、経営状況の悪化や老朽化に よる維持・修繕の発生だけを理由に民間譲渡や 民間活用を考えるのではなく、管理・運営手法 の見直しなどを含め、最善の運営手法について 検討すべきである。
			【第3回-下路委員】 ・県と第三セクターだけではなく、地元がどのような 関与をしていくのか、ある程度の役割を担うよう神栖 市にも求めていくことが県からできないか。	・神栖市の関与について、神栖市への譲渡は市としても困難。ホテルは今後にぎわいとしての施設として残すこと、鹿島都市開発㈱は地域に貢献する企業として今後とも、地元市と協議していい形で進めていきたい。	の地元市町村が、自身に求められる役割を再認 識した上で、施設運営等に主体的に関与しても
			・神栖主体ではなく、応援体制として地元にも参加してもらい、県も関与しながら鹿島セントラルビルをいい形で残せるよう進めてほしい。 【第7回-下路委員】		
			【第7回一下路安員】 ・地元の要望があったうえで、今の形に至っていると 思う。その中で鹿島地域をどのようにしていくか、市 町村の取組・考えが必要である。この件で契約に進ん でいく間に、地元市町村から今後どうするのかといっ た意見が出ているのか、どのように関わろうとしてい るのか、現状が分かれば教えていただきたい。	ら具体的な意見は出ていない。ホテル継続について の方針については理解をいただいているが、そのう えで具体的な提案はいただいていない。今後契約交	
			・県はこれまで鹿島開発を通して多額の投資をしてきた。その結果として莫大な固定資産税が神栖市に入っている。売却後も固定資産税は神栖市に入るのだから、県だけに頼らず県と市町村が一緒に対処していくべきであり、特に神栖市には、その点を理解してもらわないといけない。		

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針案に対 する委員会の判断とその理 由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の運営方針を導いた理由)	提言
			【第3回-下路委員】 ・民間にするのか、県がこのままやっていくのかという重要な問題を真剣に議論をして、一つの方向性を、この何十年も超えられなかったものを超えていこうという、大変意義のある、重大な、委員長にとっても大変苦渋の選択があるということも重々承知している。	_	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等) の運営方針の変更等について、経済的な合理性 や経営の損益だけで判断するのではなく、当該 施設を利用してきた地域住民に対する十分な説 明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生 活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法 について議論を重ねるべきである。
			【第11回-村田委員】 ・当初から投資法人へ売却し、別な法人が運用するスキームは同っていたが、今回初出のまた別の会社への譲渡については、唐突感がある。先日の鹿島都市開発㈱の取締役会でも議論があったと聞いている。業界では一般的なスキームなのは分かるが、なぜこのようなことになっているのか、この委員会の場で改めて説明願いたい。	で、「同社が組成する特別目的会社が、取得後速やかに10億円を超える投資を行い、新館の客室、レス	
				・譲渡先となるこの特別目的会社は、資産の流動化 に関する法律に基づき、企業が特定の資産を切り離 し、特定の事業をその資産だけを利用して運用する ために設立するものである。これにより、金融機関 だけでなく投資家からも資金調達が可能となる、不動産証券化により投資単位が小口化し、少額から投資を募ることが可能となるなど資金調達が容易になるほか、優先交渉権者が所有する他の資産と分けて 管理することで他の資産のリスクから分離をすることが可能となるなどの効果があり、不動産事業や不動産投資では、一般的に活用されている手法でもある。	_
				・譲渡先の会社は、優先交渉権者が運用するファンドの資金で組成されたものであるため、譲渡先の会社が優先交渉権者の意向に反し、単独で当該不動産の処分や運営方針を決定することはできず、その運営は実質的に優先交渉権者が行っているとい言って差し支えないものである。・今回の優先交渉権者は、県内の複数のホテルについても同じスキームで取得・運営しているが、現在に至るまでそれらのホテルは同社グループにより継続的に運営されている実績もある。	

			ノー・エルドリーの表面(執行部の運営方針に対する審議		
No	o.	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
3		大洗マリ ノタワー	妥当	_		・【観光施設等共通の提言】
		国民宿舎 「鵜の 甲」	妥当	【第3回-村本委員】 ・34年間宿泊利用率が日本一を達成できた要因と、周辺観光とのコラボレーションによるシナジー効果を出すためにこれまでに取り組んできたことは何か教えてほしい。	・長い年月をかけて築いてきた、きめ細やかなサービスが評判を呼び、シニア層を中心に支持を得ているのではないかと推測している。 鵜の岬への宿泊滞在自体を目的としている利用者も多いため、周辺施設と連携して相互の利用促進を図ることも大切だと考えている。 新たな周遊ルートの提案や体験メニューの組み合わせなどについても充実を図ってまいりたい。	・鵜の岬を核にした周遊観光を促すため、新たな周遊ルートの提案や体験メニューの組合せなど、観光コンテンツの充実を図っていくべきである。
4	1 4	D国民宿 舎「鵜の 押」		売り上げを伸ばすとなると1室当たりの宿泊数を増やすしかない。コロナもあり宿泊が減っている中での検討とのことで、県としてどのような施設にしたいのか。	・団体客の減少等により売上収入が減少している現況から、人件費や食材費等がかかる中でサービスを維持していくためには、収益構造についても検討をしていく必要があると考えている。また、人口減少社会を迎え、このサービスレベルを下げることなく、インバウンドなど他の客層の取り込みや、周辺地域との連携促進なども含め、引き続き本県のフラッグシップとなる宿泊施設として、成長・発展させていくことが重要ではないかと考えている。	
Ę	5 J	②カント リープラ げ「鵜の 甲」		【第3回-村本委員】 ・収益施設に関しては、収支がプラスなのかマイナスなのか、マイナスであれば、それが県民の福祉と天秤にかけたときに許容されるのかされないのかというところが、我々が一番知っていかなければいけない点である。	_	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)の収益と今後の大規模修繕にかかる費用等を含めた支出を算出し、収支がマイナスの見通しとなる場合、県が所有の継続の適否を判断するに当たっては、その財政的負担の程度と施設の公的な役割・設置意義を比較し、その負担の程度が県として受け入れられるものかどうかということも一つの判断基準となる。
				【第5回-森田委員】 ・議会の関与、あるいは地域の市町村や団体の理解を 得ながら、いい方向を見つけていくことが、この調特 の意義でもある。	_	・【観光施設等共通の提言】観光施設 等の関係地域の魅力を理解している地 元市町村との連携や協力を図りなが ら、より良い施設運営に努めるべきで ある。
				【第11回-小泉委員】 ・地元の意見はどのように把握、確認しているのか。	・地元にとって鵜の岬がどのような施設なのか、今後魅力ある施設 としていくためにはどういうことが必要なのか、地元から意見やア ドバイスをいただいている。	<i>w</i> ∞ ∘
				・地元のどういった方から意見を聞いているのか。	・市の消防団長を担い、十王地区の交流センターに勤務している地 元の意見をまとめる立場にある方にヒアリングをしたところであ る。	
				・今後もしっかり地元の声を聞いていただきたい。		
				【第5回-村本委員】 ・サウンディング調査の結果は知的財産保護の観点から参加事業者の承諾を得た内容にのみ限られているとのことだが、最終的には内容は開示されるのか。	・提案いただいたアイデアのうち、採用したものは公開していく。	・【全体共通の提言】 県有施設 (公の施設等) のマーケットサウンディング調査については、民間譲渡や売却等処分の方針を前提として実施すべきものではなく、例えば、収益構造の改善な

			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
				・公表は差し控えたい。 - ・提案事業者だけしかできないというものではない。行政側が提案 内容を取り入れて、事業化していくこともできるものとなってい る。	ど、個別の施設が抱える課題やその対応方針等について、議会に事前説明をしながら実施することが、議会と執行部相互の信頼関係の構築にとって重要である。
			【第5回-村本委員】 ・県の問題解決は単純だと思うので、事業スキームの見直しという文言については、速やかに明らかにしてほしい。また、鵜の岬の口コミの中に厳しい意見もある。真摯に受け止め、(公財)茨城県開発公社と一緒になって改善してほしい。	_	・課題を整理したうえで、速やかに事業スキームについて検討し、方針を明らかにしていく必要がある。
			けて、タイムスケジュールをきちんととって、収益構	・まずは収益構造改善に向けて、現時点でできることは何か、また、中長期的には何が必要かについて課題を整理し、色々な方の意見も聞きながら、方向性を整理する必要があると考えている。	・指定管理者から現場の意見を聞いた 上で、人件費率や原価率が高いことが 要因である低い収益率の改善や室料を 改定した場合の試算を行うなど、大き な課題である収益構造の改善に向け て、早急に対応策を検討することが必 要である。
			につながる。「民間譲渡ありきではない」ということを、ありとあらゆる場面で枕詞にしないと責任の所在が曖昧になる。この点についてしっかりと認識してほしい。問題を整理し、一つ一つ解決して、まずは収益を改善していくということを全面に出していかないとおかしくなると思う。	・ 鵜の岬について、今後の方針はまだ何も決まっていない。収益構造の改善について、あらゆる可能性を排除せずに検討していく。	
			【第5回-飯塚委員】 ・第3回調特資料での記載は、なぜ全てが民間導入となっているのか。まずは、指定管理者である(公財)茨城県開発公社にやってもらうことはできないのか。あくまでも民間にやらせるものなのか。	・検討にあたっては、県ばかりだけでなく、指定管理者である(公財) 茨城県開発公社ともよく現状課題を整理して考えていきたい。	・これまで施設のプランドを築き上げてきた指定管理者と議論を重ねることこそがまず行うべきであることを認識し、引き続き指定管理者と協力し改善に取り組むべきである。

		ノー主がドリーは開い	執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
			入をすべきではないか。	・民間活力導入は手法の一つであって、必須とは考えていない。 色々なアドバイスをいただきながら、より良い施設にするために検 討していく。	
			【第3回-田山委員長】 ・鵜の岬は日本一の施設である。手をつけてはいけない。民間に任せれば良いなどと言うが、どう知恵を絞って、さらに効率化し、長寿命化を図って存在感を出していくかという観点で県がやっていけば良い。		・施設の在り方の検討に当たっては、 当該施設が県北振興の柱として、また 本県の魅力の一つとして有効に活用さ れるよう考慮すべきである。また、地 元の方々からも深く親しまれている施 設であることや県の大きな財産である という意見も十分に酌んで取り組むこ
			【第5回一田山委員長】 ・国民宿舎「鵜の岬」は、茨城県を代表する観光資源、宿泊施設である。取り巻く環境範であるとと言いる国民宿舎の中でも、全国的な模範である本県のをはなく、大きな存在価値を有する本県の観光振興、特にするとともに、本中県のの魅力である。・本県の観光振興、特にするとともに、本中県のの魅力であるとともに、本に、ののをはであるとともに、本に、ののをであるという方々からも深くあるというの方々からも深くあるというの大きな財産されて意見などのをといたでは利用率が34年連続日本とする現代の管理手法できたが、いる検討会の実施についてはというのが、おおむねの委員の総意である。・従前からい、おおむねの委員の総意である。というのが、おおむねの委員の総意である。		とが重要である。
			【第7回-田山委員長】 ・当初は、期限がある程度定められていたが、期限に こだわらないという方向になった。なぜ今サウンディ ング調査をやるのかという疑問は依然として残り、執 行部の説明も分かりづらく、苦しさがにじみ出ている という感想を持った。	_	
				・コロナ禍の影響も含めて社会経済情勢の大きな変化により、当時から団体客が減り収入減少は続いていた。収益性についても構造的な課題があった。34年連続一位としてブランドを築き上げている一方で利用者は年々減少、県としては施設としての魅力を強化して、将来にわたって国内外から選ばれる魅力ある施設、本県を代表し、地域経済の発展に寄与するような施設として維持発展させていきたい。そのために専門的な知見を持つ民間事業者の意見を得たいとのことで実施した。	

		ノ 主ホリンの成品・			
			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
			結果をどう見るか。 ・平成26年の調特から10年以上何もしていない状況で、なぜ今サウンディング調査を行ったのか。また、期待している効果は何か教えてほしい。	・鵜の岬、大洗マリンタワーについて約2千万円。客層の変化を踏まえた外部事業者から幅広く意見を調査したものである。 ・旅行形態の変化に伴う利用者数の減少があったためである。収益力強化の課題解決、多様化する宿泊ニーズへの対応など、今後も国内外から選ばれる施設としてその価値を高めていく効果を期待したものである。	
			宿舎ポータルサイト内49施設のうち42施設はインター	・(公財)茨城県開発公社(指定管理者)では、2年前からインターネット予約について、システム事業者との勉強会を行っており、予約の間口を広げるため、早期導入に向け検討を進めている。	・収益施設にとって、予約システムは 集客の根幹に関わる重要な課題であ る。インバウンド客に対しては多言語 化を念頭に置き、利用者の間口を広げ る策としてインターネット予約も構築 していくことが求められる。
			・鵜の岬の宿泊予約システムについて、令和6年12月 導入とのことだが、どのような仕組みで運営されるの か。また、これは本格稼働なのか、試験的運用なの か。	・鵜の岬の公式ホームページ内に「Web予約用ページ」機能を追加し、利用者に予約フォームから各種情報を入力してもらうことで部屋を確保することができるというものである。まずは試験的運用として、令和6年12月から翌年3月の予約分について、予約受付を開始する。	
				・令和6年12月~2月分は、先行して実施する電話予約で埋まらなかった客室の一部を予約対象とし、3月分は、和室と洋室の2割程度をインターネット予約用の客室として確保する予定。4月以降は、今回の試験導入の結果を基に課題等を整理し、例えば繁忙期と関散期とで電話とインターネット予約の比重を変更するなど、電話予約と併用しながら、インターネット予約の拡大を図っていく。	
			・インターネット予約は間口を広げることになるが、 今後の利用客層をどのように見込んでいるのか。	・これまで利用の多かったシニア層に加え、若年層やファミリー層など新たな客層が確保できることを期待している。今後の料金改定やインターネット予約の導入による施設の利用動向を分析しつつ、幅広い客層に利用しやすい施設となるよう、(公財)茨城県開発公社とも連携してサービスの向上に努めていく。	
			・鵜の岬は県を代表する観光資源、宿泊施設であるため、今後も県北地域の観光振興における中核的存在として魅力ある施設運営をお願いする。		
			【第7回-豊田委員】 ・鵜の岬のサイトが古いため、県の他の施設のような 美しい作りを目指してほしい。	_	・誘客促進の一つの策として、ぜひ 行ってみたいという気持ちにさせてく れるようなホームページの改良に工夫 して取り組むべきである。
			法で検討していくのか。	・民間のコンサルタント会社による意見や、県内外の公的宿泊施設 の状況等、現場や地元の意見などを鑑みながら、(公財)茨城県開発 公社と共に妥当な料金設定を検討していく。	・将来の大規模修繕等に備えた料金改定を中心に、最優先で取り組むべき課題に対して速やかに検討を進め、方針を決めていくべきである。
			率向上についての考えはあるか。	・利用料金の改定と合わせ、(公財)茨城県開発公社とも連携し、利用率向上に向け、具体的にどのようなことができるのか、検討しているところである。	

		ノーエボロリーの表面(
			執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
			・カントリープラザの利用料金を下げることでも利用 率向上につながると考える。鵜の岬については、持続 的な経営に向けて検討をお願いしたい。		
34	大洗公園	妥当	【第3回-江尻委員】 ・大洗公園のパークPFI の公募の結果を教えてほしい。 ・今後、県は再公募を行うのか。	・令和5年6月から9月まで公募した結果、応募はなかった。 ・現地調査に参加した18 社にヒアリングを行い、今後、再公募を含	・前回の公募結果をしっかりと分析するとともに、パークPFIを再度実施する際には、利用者や地元の方から意見を丁寧に聞く必要がある。
			・県は応募が無かった理由をどのように分析しているのか。	め、営業戦略部と検討していきたい。 ・その分析をこれから行う予定である。	ETTICAL VERY OF SO
			・地元の声を丁寧に聞いて事業を進めていただきたい。 【第3回-田山委員長】 ・地元への十分な説明や議会での議論を行ったうえ		・【都市公園共通の提言】
			・地元への十分な説明や議会での議論を行ったすえ で、事業の方針を決定していただきたい。	_	
40	茨洗神の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	妥当	_	_	_
	県民の森 等	× -1	化も進んでおり改修も必要。リニューアルに当たって は、地元の意向も踏まえるとともに、木材利用などの	・ご指摘のとおり施設老朽化が利用者減少の大きな要因だと思う。 リニューアルについては、地元の声やコロナ禍による社会情勢の変 化、那珂市道の駅との相乗効果も考慮しながら検討を進めたい。ま た、県産材利用の視点も取り入れたい。	・リニューアルに当たり、地元の要望 や周辺住民の意見、利用者の声などを 聞き、これらをリニューアルに反映す るように取り組むことが求められる。
54	①県民の 森		・植物園のリニューアルは地元が期待していても、なかなか進まなかった。コロナの影響もあったと思うが、今般の議論を踏まえた上で、できるだけ速やかに進めてもらいたいと思うがいかがか。	・本委員会のご議論を踏まえ、基本計画の策定や予算措置等、スピード感をもって取り組んでいきたい。	
55	②植物園		を聞きながら進めていってほしい。	・令和6年1月には、周辺住民の皆様を対象として説明会を開催 し、リニューアルについてご説明するとともに、施設に対するご意 見等をお伺いしたいと考えている。こうした地元の要望や周辺住民 の意見、利用者の声などもよく聞きながら進めてまいりたい。	
56	③森のカ ルチャー センター		【第5回-小泉委員】 ・道の駅構想を進めている那珂市など、地元とも連携 して、よりよい施設になるよう期待している。スピー ド感をもって取り組んでいただいていることは評価す る。引き続き地元と連携しながら進めていただきた い。	_	・整備が予定されている那珂市道の駅との相乗効果を生み出せるよう、物産コーナーに那珂市のものを扱うなど、市と連携して取り組むことが重要である。

			/ 主がロリーは別門(執行部の運営方針に対する審議		
						I
No).	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
5	7 H	Dきのこ 専物館		い。那珂市からも要望が出ていると思う。道の駅の供 用開始はまだ先。それまでの間も市と協議して前向き に進めてほしい。	・地元のPRの観点からも、那珂市の特産物などをエントランス棟で扱いたい考え。那珂市道の駅との相乗効果も期待できることから、市と連携していく。	
				【第5回-星田副委員長】 ・きのこ博士館についてもリニューアルに合わせて作業を進めていくことが望ましい。きのこ博士館だけが取り残されることのないよう、管理運営も含めて、しっかりと責任を持って取り組んでいただきたい。	-	・植物園等のリニューアルに当たり、 施設の入口付近に位置するきのこ博士 館だけが取り残されないよう、同時進 行でリニューアルを検討していく必要 がある。
				【第6回-小泉委員】 ・きのこ博士館も、植物園のリニューアルオープンに合わせて対応するということでよいか。 【第6回-星田副委員長】	ご指摘のとおり植物園リニューアルオープンの時期に合わせて、 きのこ博士館の修繕や展示の見直しを進めていきたい。	
				・魅力あふれるリニューアルをきのこ博士館について もしっかりと踏襲して、同じ時期に、全体的な素晴ら しい施設としてリニューアルされることを期待した い。	_	
				と感じた。小さな意見にも耳を傾けなければならない と思うが、その一つとして、植物園本来の機能をどの ように強化、拡充するのか。また、県民の森の散策路 の整備についてはどう考えているか。県民の森の散策	・植物園本来の機能の強化や魅力向上にもしっかり取り組む。例えば、現在のメイン花壇をシンボルガーデン、ハーブガーデンとしてリニューアルする。また、既存樹木は基本的に残すが、施設配置に合わせた植え替えなど、植物にこだわった整備に努める。このほか、植物解説など、植物に関する学びや体験のコンテンツも充実させたい。県民の森の散策路の損壊箇所については、来年度、改修を行う予定としている。	・リニューアルに当たり課題となる、 植物園本来の機能強化・魅力向上や散 策路を含めた県民の森の整備、駐車場 の拡充について取り組んでいくことが 求められる。
				に計画されているのか。	・駐車場については、各施設の想定利用者数から十分に足りる計算。さらに駐車場の区割りを見直せばもっと増やせる見込み。想定を超える利用があった場合は、市とも協力し速やかに駐車場を確保することも想定している。過剰投資とならないよう、利用状況を踏まえながら対応していく。	
				・近隣には那珂総合公園がある。駐車場の確保については、那珂市とも協議をお願いしたい。		
				【第6回-田山委員長】 ・非常に難しい施設だという気概で、本気で取り組まないと、あっという間に廃れてしまうという心配をしている。いろいろと議論があったが、日本初にふさわしい施設にもう一歩踏み込んだらどうかという印象である。	_	
				【第9回-小泉委員】 ・指定期間は3年から5年程度が一般的かと思うが、 20年の長期間とした理由を教えてほしい。	・指定期間を長期とすることで、指定管理者のノウハウの蓄積や従業員のスキルアップが期待できると考える一方、施設の耐用年数を超える期間とした場合、指定管理者に不利益が生じる可能性もあることから、施設の耐用年数等を考慮し20年間とした。	・指定管理者と20年という長期に渡る協定を締結するに当たっては、指定管理者が途中で撤退するなどリスクに対応するため、防止策を協定内容に盛り込むとともに、業務改善の指導を行う

_			ノーニーグロントの次回し			
				執行部の運営方針に対する審議		
N	o.	施設名	執行部の今後の方針 案に対する 委員会の判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
				運営まで一括して契約を結ぶことで、設計には運営者の意向が反映できることもメリットだと思う。一方で、指定期間が長期に渡るため、途中で撤退されるようなことがあってはならないとも考えるが、その対策はどう考えているのか。 【第9回一小泉委員】 ・現在、植物園等の指定管理は茨城県農林振興公社が	・業務引継ぎの際、十分に時間をかけて詳しく引き継ぎを行うよう 指導していく。また、新たな指定管理者の裁量となるが、公社ス	など、指定管理者に対する監督を行っていく必要がある。 ・現在の指定管理者がこれまで培ってきた貴重なノウハウや技術を、新たな指定管理者に確実に継承させるため、引継ぎの際には県が間に入り、時間をかけて丁寧に行うよう努めるべきである。

		執行		
No	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
1	カシマサッカースタジアム	【第5回-小松崎委員】 ・【全体共通】各資料に記載の「収支の推移」の見方を教えてほしい。管理上、 必要な経費を計上しているのか。例えばカシマサッカースタジアムなどではどう か。	・指定管理者である鹿島アントラーズの収支の推移を(資料に)記載している。	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)には、指定管理料、委託料や補助金等の財源や、将来にわたる維持管理のために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正確な実態把握に資す
		・【全体共通】指定管理者の収支を記載しているこの資料は、施設の維持管理に必要な支出や財源を示したものではないということか。なぜ運営主体の収支の推移を示したのか、考え方をお聞きしたい。	るか、あるいは収入があるのか、ということで、あくまで全体的なものを見るためという趣旨である。	る「公共的な経営感覚」に基づく運営・
		・【全体共通】なぜ運営主体(指定管理者)の収支を載せたのかわからない。矢田部サッカー場は神栖市が県から無償で借り受け、市が観光協会に指定管理しているが、掲載しているのは、神栖市観光協会の収支の推移のため施設管理の全体像がわからない。こういう整理をした理由を教えてほしい。	とに歳入、歳出など施設全体に関する費用を掲載している。	
			・維持管理費は、指定管理者のアントラーズが負担しているものだが、大規模修繕に係る工事については県施工と指定管理者施工のものがあることから、必ずしも指定管理者収支が施設の維持管理費の全てではない。	
		・【全体共通】施設の在り方を検討するに当たっては、単純に施設管理にどの程度コストがかかっていて、その財源が何かというのを出してもらえれば良いと思われるので、資料の作り方を工夫してもらいたい。		
		・指定管理料がゼロ円となり、維持管理費用が大幅に上がっているようだが、カシマサッカースタジアムは今後も指定管理料ゼロ円でいくのか。	・指定管理科はゼロ円ではあるか、光熱質の補填など指定管理科とは別名目での県補助は行ってきた。指定管理料ゼロ円を基本としつつ、社会情勢の変化に応じて、今後も、指定管理者の支援を講じることはあり得る。	
		【第5回-田山委員長】 ・カシマサッカースタジアムは老朽化による大規模修繕の負担を懸念し、民間主導でのスタジアム建設という動きに繋がったと思われるが、現スタジアム建設当時は、県主導で鹿島特会を活用して作ったという経緯がある。民間主導での建設となると県とアントラーズとの関係が薄れてしまうのではないか、という懸念がある。今後、新スタジアムの建設に向けて県はどう関わっていくのか。	主導では進められているが、サッカー試合開催日以外の誘客や広域的な鹿行地域全体の振興に繋げていくなどの点で、県としてもアン	うつなげていくのかなど、広域的な課題
		・もし鹿島アントラーズが他県にスタジアムを建設する、などの動きが出てしまったら、大きな損失。新スタジアムの建設に当たり県として、関心をもってアントラーズに協力してほしい。		
2	りんりん スクエア 土浦	_	_	・【観光施設等共通の提言】
6	波崎漁港 海岸休憩 施設	_	_	_

		執行部の運営方針に対する審議			
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
	運動公園	【第6回-小泉委員】 ・【堀原運動公園】堀原運動公園の大道場と笠松運動公園の体育館の冷暖房費に大きな乖離があるが、どのように算出しているのか。 ・状況は理解したが、方策を考えて、考慮してほしい。	・料金は使用電力量により決定している。設備が異なることから使 用電力料金が異なる。	・【堀原運動公園の提言】運動公園の施設ごとの冷暖房設備の使用料金について、大きな差が出すぎないよう配慮することが求められる。	
7	①堀原運 動公園	【第6回-村田委員】 ・堀原野球場について、耐震等は問題ないのか。	・長寿命化計画を基に、施設の維持管理を行っている。	・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために新なれるなが、また。	
		・堀原野球場の建替えについて、必要性も含め、検討しているのか。・長寿命化が80年と考えているということであったが、この施設は何年経っているのか、築年数を教えていただきたい。	・軟式野球等で一定の需要があることから、適切な修繕を行いながら維持管理に努めたい。 ・51年になる。	に重要な教育施設であるため、中・長期 的又は総合的な計画に基づく施設運営に 努めるべきである。	
8	②笠松運 動公園	・今51年であるということは、あと約30年は使えるということ。だから、それを、修繕しながら使っていこうということ。このため、更新の予定もない。茨城県公共施設等総合管理計画や個別施設計画の中で、この施設は30年後には廃止をすることになっているのか。			
		・需要があるとのことだが、必要な施設をどう考えるか。検討が必要なラインの考えはあるのか。 ・必要な予算が確保されていないから研修センターにしても堀原運動公園にしても手を付けられないのではないか。教育庁として予算の拡充を検討してほしい。	・一定の基準を定めることは難しい。需要の動向等を考慮しなが ら、対応してまいりたい。		
		・【全体共通】昭和の大合併の後に、一部事務組合等が広域的な視点で、多くの施設を作ったものの、その後、各市町村が力を付け、スポーツ施設を独自で作った。一方で、作りすぎてしまった施設が、まもなく更新のピークを迎え、頭を抱えている自治体も多い。例えば、野球場の更新であれば、各自治体と協力するなどして、シンボルとなるような施設を整備するという考えもあるのではないか。県の施設も更新の時代を迎えているので、それぞれの自治体の事情も汲み取りながら、施設の整備・更新をすることが必要だと思うがどうか。 ・人口減少時代の新しい時代の公共施設の在り方として、県がリーダーシップをとって、市町村とも協議しながら、県民にとって適正な施設の配置を考える体制整備が重要ではないか。	していない。 ・県以外の団体と連携して施設を整備することについては、今後、 方法を研究してまいりたい。 ・市町村と協力ということであれば、例えば市町村から無償で土地 を提供していただき、その上に県が施設を建てるということも考え られる。また、最近では民間の企業と公的な団体が資金を出し合う といったものや、民間に資金を出してもらうといったやり方も行わ	して、県有施設(公の施設等)だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。	
		【第6回-田山委員長】 ・【教育庁所管施設共通】教育庁所管の施設の管理費や、総体的な計画を、長期 計画や中期計画を作るなどしっかり予算化をする必要があると思う。県立という 名の下にある施設として適切なのかという心配が委員の大方の考え方だろうと思 う。		・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁 所管施設は、将来を担う人材育成のため に重要な教育施設であるため、中・長期 的又は総合的な計画に基づく施設運営に 努めるべきである。	

		するのでは、個別の心を致	「部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
9	ライフル 射撃場	_	_	_
10	県立産業 技術短期 大学校	_	_	_
	県立産業 技術専門 学院	【第7回-小松﨑委員】 ・【産業技術専門学院共通】定員充足率が低調とのことだが、どのように受け止め、分析しているのか。	・新規学卒者、在職者、離職者ともに厳しい状況であるが、特に新規学卒者については、高校生の数が減少していることに加え、大学進学率の向上や高校等の卒業後の就職が増加していることから、厳しい状況にあると認識している。ニーズに合わせたカリキュラムとなるよう不断の見直しを図る必要があると考えている。	少する一方、大学進学率の上昇や企業に おける高等学校等の卒業生の採用増加な どの理由により、新規入学者が年々減少 している現状を踏まえ、地元の工業系の 高等学校等との連携強化や新たな入学者
11	①水戸		・長期保全計画に基づき計画的に修繕を進めているところであり、 産業技術専門学院として、人材育成に対する産業界のニーズに応え らえるよう、適切に修繕を進めてまいりたい。	の掘り起こしなど、変化していく学生や 企業のニーズを的確に捉えた学院運営を 検討していくべきである。
12	②日立	・県では、リスキリングに取り組んでいると思うが、産業技術専門学院の在り方を考える際には、リスキリングの観点や、工業系の県立高校の空きスペースの活用といった観点も重要だと思うが、どのように考えるか。	・この観点は大変重要だと認識している。対応方針に記載したとお り、新規学卒者に限定せずに、より離職者や外国人、女性に利用し やすい職業訓練を提供してまいりたい。	
13	③鹿島	【第7回-下路委員】 ・【産業技術専門学院共通】入学者が減っているとのことだが、産業界のニーズという出口と子どもたちの進路という入口を意識し、それらを繋ぐルートを示しながらカリキュラムを作っていくことが重要である。原子力の話でいうと、研究者ではなく、プラントの維持ということが課題となっていて、そのような人員は		・【産業技術専門学院共通の提言】産業 技術専門学院は、地元企業側からは企業 ニーズを的確に捉えた人材を輩出してい くことが求められる一方で、利用者側か らは企業ニーズに対応した教育カリキュ
	④土浦	需要があると聞く。また、企業誘致が成功する一方で、中小企業の人材不足を招いているといった面もあり、IT系でも情報セキュリティの分野で常に人材が不足している中で、各分野の人材をどのように供給するか考えてほしい。	_	ラム修了後の進路や就職先が明示される ことが求められていることを認識して、 地域の産業界が求める知識や技能を身に つけた人材輩出の拠点としての役割を 担っていくことが重要である。
15	⑤筑西	【第9回-村本委員】 ・【産業技術専門学院共通】DX化を取り入れた基本的な加工産業が重要と考えるが、今後、このような産業の人材育成に対して、どのようなカリキュラムの見直しを行うのか。	・これまで企業訪問を行い、企業の人材ニーズを調査している状況である。その中で、デジタル関係のニーズが強いことを把握したため、例えば、CADやメカトロニクス、電子制御などの分野における拡充が必要であり、そのような観点から、カリキュラムの見直しを検討している。	再認識した上で、地域産業の牽引につな がる最先端の技術を習得できるカリキュ
		・AIの専門技術者育成に係るカリキュラムの見直しは行うのか。	・産業技術専門学院において、ものづくり人材の育成を行っている一方、県立産業技術短期大学校 (IT短大)においては、デジタル関係の人材育成に取り組んでおり、役割分担を図りながら、産業界のニーズに応えてまいりたい。	
		・AIなどの専門技術者が地域にいるということが産業振興に資するものであるため、最先端の技術を習得できるようなカリキュラムにしていただきたい。		

		執行	行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
16	つくば創 業プラザ	【第7回-飯塚委員】 ・つくば創業プラザについて、令和元年の設置以来、入居していた企業のうち、 顕著な成果が出ている企業はあるか。	・過去に入居していた企業のうち、創薬系のベンチャー企業が大型 の資金調達を行うなどの成果が出てきている。	・施設を活用し創業した企業に対して、 最終的には県内に事業所等を構えて地元 に根付いた企業となっていただくよう、 段階に応じた支援を行っていくことが求 められる。	
		・その企業は、次のステップとして、県内に事業所や工場を設置する予定はあるのか。 ・成長した企業が、引き続き県内で事業活動を展開できるよう、今後も、県で	・現在は、つくば創業プラザを退去しており、新たに、つくば市内に事業所を設けている。今後、必要があれば、県内で製造ラインを設置する可能性もある。		
		バックアップしてほしい。			
17	県立笠間 陶芸大学 校	_	_	_	
18	いばらき 量子ビー ム研究セ ンター	-	_	_	
19	茨城空港 公園	_	_	【都市公園共通の提言】	
	都市公園		利用特性などを勘案してトイレの整備を行っている。県営都市公園 のトイレの洋式化率は、令和5年度末で73.6%である。	管理に必要な維持管理予算を確保すると ともに、併せて、老朽化したトイレの改	
20	①偕楽園		・笠間芸術の森公園は、令和6年度7基の洋式化を行い、77%になる予定である。また、重点的に整備を行ってきた偕楽園本園のトイレや多目的トイレは100%となっている。限られた予算の中で優先順位を付け、国の補助金を活用しながら施設の改修時にトイレの洋式化を行うなど、計画的に整備を行っていく。	設の改修等を進めるべきである。	
21	②弘道館 公園	・県が所有する都市公園全体の中で、快適な公園利用の要はトイレの施設だと思っており、利用者から、「公園のトイレが古い、汚い、壊れていて使えない」という意見を聞くたびに、せっかく樹木や植物の手入れの管理が行き届いていても、トイレが良くないと残念な公園になってしまうと思っている。洋式化を含め、早めに壊れたトイレを直さなくてはいけないことを重要視して、予算措置していただきたい。			

		執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
27	③笠間芸 術の森公 園	【第9回-江尻委員】 ・【偕楽園】偕楽園の有料化により、年間1億3千万円の収入を活かし、公園の 魅力向上や施設の整備に取り組んでいくと過去に伺っているが、現状はいかが か。	んでいたが、令和5年度の実績は、来園者が約39万人、収入が約8 千4百万円である。	活用により収益を上げていく取組を推進 する必要がある一方で、県民に憩いの場
28	④大子広 域公園		整備、梅林の樹勢回復に向けた調査など歴史的風景の維持・保全に係る取組を実施してきた。また、令和6年の梅まつりにおいては、表門誘導のための社会実験も実施した。	や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえバランスの取れた管理運営を行うべきである。
31	⑤鹿島灘 海浜公園		ら、まずは検証を進めることが重要と考えている。その中で新たに 検討すべきことがでてきた際には、協議会の設置など検討していき たい。	
30	⑥県西総 合公園		・県内の小中学生は梅まつり期間以外は無料、県外の小中学生も春・夏・冬休みなどの長期休暇を除く土曜日は無料としており、子どもたちに偕楽園の歴史を楽しんでもらえるよう、イベントなどの開催などに取り組んでいるところである。	
29		・偕楽園の有料化に反対したときに、せめて小中学生を含めた子どもは無料にすべきと意見をした。国営ひたち海浜公園は、子どもが無料であり、一つの大きな魅力である。偕楽園についても本当に子どもの入園料まで有料化を継続する必要があるのかということも議論していただきたい。		
22	⑧千波公園		協定を締結している。当時、全国初の取組であり、調印式では100	・【偕楽園の提言】これまでの歴史的背景を再認識した上で、文化交流等を通じた情報発信に取り組み、施設の魅力を知っていただくよう努めるべきである。
23	⑨霞ヶ浦 総合公園		・ご意見は参考にしていきたい。当時、公園を通じた文化交流が念頭にあったと記録されている。今後の交流について、水戸市や営業戦略部などとも検討していきたい。	
24	⑩赤塚公 園	・歴史的な財産であるので、しっかりと取り組んでいただきたい。 		
33	①港公園	【第9回-飯塚委員】 ・【砂沼広域公園】平成31年に廃止となった砂沼広域公園の砂沼サンビーチについて、県西地域の拠点となるような施設の誘致を行うなどとしているが、現在の状況を教えてほしい。	用については、政策企画部が様々な民間事業者に誘致活動を行って	
46	⑫沢渡川 緑地		・政策企画部が主体となって取り組んでいるが、土木部としても、パークPFIや守谷市のプロ野球球団ヤクルト2軍誘致などの公園を使ったにぎわいづくりが行われていることから、ノウハウを共有しながら、一緒に取り組んでいく。	

		執行	f部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
47	^⑬ 桜川緑 地	【第10回-二川委員】 ・都市公園の位置付けについて、設置当初の市町村の区分などが時代の変化によって変わってきている中で、県が管理すべきものなのか、市町村が管理すべきものなのかという観点からの検討が必要だと考えている。	_	・【都市公園共通の提言】社会情勢の変化により、都市公園の位置づけが設置当初と変わってきている場合もあることから、それぞれの設置目的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理すべきものか改めて検討することも必要である。
25	④北浦川 緑地		・赤塚公園はペデストリアンデッキを通じて洞峰公園と一体的な公園と認識している。今後、市で設置予定の協議会において、赤塚公園についてもどのように管理していくことが望ましいか意見を伺いながら検討していきたい。様々な選択肢について丁寧に市と協議を進めていきたい。	
26	⑮芸大緑 地	・現時点で赤塚公園の移管についてどの程度議論が進んでいるのか。	・赤塚公園については、現時点で特段話が進んでいるわけではない。今後、つくば市とよく相談しながら議論していきたい。	
48	⑯県庁東 公園			
35	茨城空港 駐車場	_	_	-
36	漁港施設 (那珂湊漁 港駐車場)	・ピークの時期については、駐車場が足りない状況だと思うので、ひたちなか市	・新たな精算機器類としてキャッシュレス決済を導入することにより、入出庫の渋滞解消を図っていく。 ・市が主催している渋滞対策連絡会にて駐車場が不足しているという意見は聞いており、休日に市が運営する臨時駐車場のため漁港中央ふ頭を開放するなど、渋滞解消に協力している。	握・分析した上で、関係者と連携し、検
		ともしっかりと連携して準備すべき広さがどのくらいなのか検討して進めていた だきたい。		
37	漁港施設 (那珂湊漁 港水門)	_	_	_
38	漁港施設 (波崎漁港 浄化施設)	_	_	_

		執行	執行部の運営方針に対する審議		
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
	茨城港大 洗港区の 港湾環境 整備施設				
39	①大洗海 浜公園 (大洗マ リーナ地 区)	_	_	_	
	②港中央 公園(中 央地区)				
	茨常港立、区鹿共び港大城陸区港大)島埠に港立、区鹿共び港	【第9回-村田委員】 ・【鹿島港公共埠頭】鹿島開発から50年経って、カーボンニュートラル社会を目指すとともに、鹿島臨海工業地帯が大きく変わらなければならない状況。その中で鹿島港は老朽化しており、安全対策のため大きな投資をしなくてはならない。しっかりと投資することが地域の経済の発展につながるのではないか。考え方を聞きたい。 ・鹿島港を中心とした周辺エリアは、道路が傷んで空洞化して、危険な箇所がある。港においても津波対策として防潮堤の工事をしているが、老朽化対策や国土強靭化の必要性を踏まえ、大きな投資を図っていくことが重要である。	壁で取り扱われているため、それら企業に寄り添い、ポートセール	が、自然災害から住民を守るための国土 強靭化が求められる中で、必要なことを	
41	①土浦港 の港湾施 設				
42	②茨城港 常陸那珂 港区公共 埠頭				
43	③鹿島港 公共埠頭				
44	④茨城港 日立港区 公共埠頭				

		執行部の運営方針に対する審議			
No	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
4	⑤茨城港 大洗港区 公共埠頭				
49	県営住宅 及び共同 施設	【第9回-飯塚委員】 ・大規模修繕の推移の表中の「エレベーター改修」とは既存のエレベーターの改修か、新規でエレベーターを設置しているのか。 ・エレベーターのないアパートに後付けする計画はないのか。	・既存のエレベーターの改修を行っており、古くなり部品供給が止まってしまう「油圧式」のものから「ロープ式」への改修を行っているものである。 ・平成13年~平成15年にはエレベーターのない既存住棟に後付けで	し、入居者の意向を丁寧に確認した上 で、解決に向けた取組を検討することが	
		The property of the party of th	設置した事例はある。県営住宅に多いタイプである階段室型の化棟に設置した事例はある。県営住宅に多いタイプである階段室型の化棟に設置したが、階段室ごとに設置するため設置台数が多くなりコストがかさむことや、踊り場に設置することになるため半階分の昇降が発生し完全なバリアフリーにならないこと、共用部分の電気代や家賃が高くなり入居者への負担が増えること、など様々な課題があることから現在は実施していない。		
			・後付けで設置した当時も、住民からの要望により、住民と意見交換をして、合意の上で設置したという経緯がある。今後住民からの 要望があれば検討することは可能かと思われる。		
			・大量供給時代の古い団地は、限られた敷地の中に建物が接近して 建てられており、駐車スペースが確保できていないところもある。 空いているスペースをなんとか工夫しながら、駐車スペースの確保 に努めている状況である。		
		・芝生は景観には良いが草刈りが大変だと声もあるので、団地の住民と意見交換 しながら、必要な駐車スペースの確保をお願いしたい。			
50	つくば国際会議場	【第5回-飯塚委員】 ・開館から24年経過して修繕費も増加しつつあり、近県に類似施設も建設されている。差別化を図るため単なる修繕ではなく、将来を見据えた大規模な改修が必要ではないか。	・令和3年から5年にかけて順次、映像や音響設備などを更新し、また、高速インターネット回線を導入するなど、利便性向上を図っており、機能面では見劣りすることはないものと考えている。競合施設はあるが、つくばは首都圏からのアクセスや研究機関の集積など多くの強みを有しており、利用者から選ばれる会議場となるよう競争力を維持していく。	生かした選ばれる会議場となるよう、さ	
		・周囲と比較して会議場の規模感はどう認識しているか。	・大ホールで比較するとつくばが約800名に対してG メッセも約800名、ライトキューブが約1,100名となっている。		
		・選ばれる施設、つくばに相応しい施設となるよう更に努力していただきたい。		Lie de Arten del 🕤 XVII res (1 X X X X X	
		【第5回-星田副委員長】 ・指定管理者の公募の際、指定管理料ゼロ円を目指すという文言があったが、コロナ禍を経て、現在はどのようになっているのか。	・経営力強化に努めるため、民間事業者にもヒアリングを重ね公募 要領に反映させたものである。応募者からも段階的に実質ゼロ円化 を目指すという提案があり、令和5年度から逓減している状況であ る。一方で光熱費やコロナによる減収補填など必要に応じて支援し ている。	う、タイミングに配慮する必要がある。	

		1 その他、個別の地設 執行	庁部の運営方針に対する審議	
No	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
		・ゼロ円化を目指す基準はコロナ禍前だと思われるが、十分に回復していないなかでゼロ円化に取り組んでいくことは酷ではないか。	・令和5年度は10月末ではコロナ禍前とほぼ同程度の収入を確保できている。また、アクセス面での強みや現在の利用料金などを踏まえ、利用料見直しも検討するなど、指定管理者の収入確保を目指す。	
		・これまで利用料は何回改定しているのか。 ・利用料は、ほぼ横ばいと理解した。光熱費は補填しているが、売上が回復途上にある状況に配慮のうえ、指定管理者に過度な負担がないよう検討してほしい。	・消費税増税に伴って2回改定している。	
		・設備は更新しているとのことだが、施設の大規模改修の考え方を教えてほしい。 ・施設のスペックは向上しているが、競合施設は北関東だけではないので、他施	・長期保全計画にのっとって、指定管理者と協議しながら必要な更新を進めていく。	
		設と戦うための武器が必要。本県にとって貴重な国際会議場であり、維持管理と収入確保にしっかり取り組んでいただきたい。 【第5回-小松崎委員】		
		・つくば国際会議場の収支について、例えば平成30年度と令和元年度の歳出額は同程度であるものの、大規模修繕額には大きな違いがあるが、この理由を教えてほしい。	・スタジアムと同様、収支の推移は指定管理者が負担している会議 場収支を記載しており、大規模修繕は、収支とは別に県が負担して 実施しているものを記載している。	
51	県民文化 センター	_	_	_
52	自能ない	【第4回-小泉委員】 ・単独であるというよりは、植物園、県民の森と一体としてある施設と捉えた方がいい。 ・今の状況だと、とても人が来て見る施設としてはまだまだ手つかずで放置されてきた部分があるのではないかと思う。		・利用者の導線上にあるこの施設は県民の森等と一体の施設であると捉え、関係部局と連携し、今後の施設の在り方を検討する必要がある。
		・鳥獣センターは設置から50 年以上経過して老朽化しているが、今後のリニューアル等についてどのような計画を考えているか。 ・植物園がリニューアルするので、見学者が増えると思うが、見せる施設とし	・これまで優先順位をつけながら毎年度計画的な修繕を実施。今後 も、老朽化を踏まえ、施設の長寿命化を図りたい。 ・本施設は、県内唯一の傷病鳥獣保護施設として必要な修繕を行っ	
		て、施設をどのように考えているか。 ・本施設は観察の場としての役割も担っているので、小さな子ども達が訪問して 見学してもらえる施設になっているかどうか、しっかり考えていただきたい。	ていく考えである。 ・本施設で保護された傷病鳥獣を見学することで、鳥獣保護思想の 普及・啓発に資すると期待しており、植物園のリニューアル計画の 状況も踏まえながら対応を検討していきたい。	
		【第5回-星田副委員長】 ・現在、植物園や県民の森等のリニューアルに向けて進む中にあって利用者の導線上にある鳥獣センターについても、一体的なリニューアルを検討すべきと考える。	_	
		【第6回-田山委員長】 ・日本初の泊まれる体験型植物園等とのことだが、物珍しさで終わってはいけないというのが直感である。今回の植物園のリニューアルについては、農林水産部だけでなく県民生活環境部(鳥獣センター)ももう一歩踏み込んではとの印象である。		

		執行	行部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
			・鳥獣センターは、県内で唯一の傷病鳥獣の保護施設と位置付けている。施設の老朽化は進んでいるが、必要な修繕を行い、しっかりと保護施設としての役割を果たしてまいりたい。具体的な修繕については、毎年度予算を確保しており、特に県民の目に触れる部分は優先的に修繕を行っていくなど、植物園のリニューアルの進み具合を見据えながら、計画的に進めたい。	アル時期に合わせた計画的な対応を行っ
			・令和7年度についても修繕費は確保しており、もともと計画していた箇所を、もう一度、再検討して、県民の皆様の目に触れるところから優先的に実施するような見直しを行った上で、令和7年の4月に間に合わせたいと考えている。予算は現状で400万円ほどである。	
		・鳥獣センターは県民の森を散策すれば目に付く導線となっている。今後のリニューアルで導線は若干変わるかもしれないが、ここから先禁止といった看板もあるのだが、その辺りの点は改善されるのか。	・県民の皆さんが通っている所から優先的に実施していきたい。	
		・計画的に進めるとは、具体的にどのように進めるのか。	は県民の目に直接触れる部分を優先的に実施していく。 ・必要な予算を毎年度、計画的に計上し、老朽化が進んでいる箇所 を柔軟に行っていく。	
		分な予算なのか。	・センターは、啓発も目的として保護した鳥獣を県民に見ていただくかたちにはなっているが、傷病鳥獣の保護が大前提のため、大々的な展示施設とはしていない。保護施設としての役割を果たしていく中では、(動物園のように)直接触れたりする一般的な施設とは性格は異なっていると認識している。	
		・大々的に見せる施設でないにしても、通行止めになっている箇所もある。今後、どのように修繕していくのか、その全容をきちんと説明できるようにすべきであり、いつまでに検討するのか。	・全体的な今後の修繕の進め方については、早急に検討していく。	
		・鳥獣センターについては、今回のリニューアルからは外れているが、同じコンセプトで県民の森の計画にしっかりと乗って、取り組みを進めてもらいたい。 【第7回-小泉委員】		
		・来年4月のオープンに合わせて、展示舎の美装化及び園路沿いの景観整備に取り組んでいくとのことだが、具体的な内容を教えていただきたい。	・植物園のリニューアルに合わせ、森のカルチャーセンターから鳥獣センターへ続く園路沿いにある禽舎に垣根を設置し、景観の改善を図っていく。また、施設を紹介する案内板を設置し、野生傷病鳥獣の保護・飼養の機能を維持する鳥獣センターの役割を植物園や県民の森の来場者にも理解いただけるよう努力していきたい。	
			・今回のリニューアルに合わせた美装化により、植物園や県民の森の来訪者に不快な思いをさせることのないように取り組む。今後とも野生傷病鳥獣の保護・飼養施設としての機能をしっかり果たしながら、植物園や県民の森を訪れる人々にも、施設の役割をご理解いただけるよう努めていく。引き続き、来園者の声を聞くとともに植物園との調和を図りながら必要な改修を進めていく。	

		執行部の運営方針に対する審議			
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
		・施設の目的が、鳥獣の保護であることは理解しているが、県民に親しんでいた だくというもう一つの役割も落とすことなく進めていただきたい。			
58	奥久慈憩 いの森	_	_	_	
59	水郷県民の森	【第8回-小松﨑委員】 ・【水郷県民の森】水郷県民の森について、利用料収入はないとのことだが、自主事業は行っていないのか。どのように管理運営を考えているのか。パークマネジメント的に検討する必要があるのではないか。 ・ボランティアを活用して管理しているが、今後、高齢化等により維持していくことが難しくなるのではないか。 ・将来的に管理経費がかかるようになるのであれば、収益を上げることも検討してもらいたい。	ているが、収入を上げる事業は行っていない。自然観察施設として、自然環境や森林の学習の場として考えているが、パークマネジメントの考え方については今後検討していきたい。	えられているため、将来的に現状の運営 体制の維持が困難になることも想定し、 施設の維持管理費を確保するための収益 を上げる取組を検討することが重要であ	
95	お手まき 記念の森	<u> </u>	<u> </u>	_	
63	県立図書館	【第6回-村本委員】 ・図書館のカフェの利用率、利用の状況について伺いたい。 ・県立図書館全体としても、「雰囲気づくり」を大切にしつつ、今後いろいろな使い方ができる県民の憩いの場となれるような図書館の改修計画を立てていただけたらと思う。		・施設の改修に当たっては、利用者の ニーズや利用形態に合わせたサービスの 提供や落ち着いた雰囲気づくりを大切に するなど、利用者の憩いの場となるよう な図書館にしていくべきである。	
		【第6回-江尻委員】 ・カフェの整備費が6,000万円で、年間の使用料が160万円ということだが、使用 料の計算方法は。また、カフェは黒字が出ているのか。	る。カフェの収支の詳細は把握していないが、黒字を計上している と伺っている。		
		・カフェについては、もう少し利用者のニーズに合わせた利活用というのがあってもいいと思うが、その点について県は検討課題として審議されているのか。	・今後、ドリップ講座に加えて、交流拠点として、例えばセミナー の開催など工夫をし、様々な利用者のニーズを踏まえて、より県民 の皆様の交流の場となるようなカフェを目指していきたい。		
		【第6回-江尻委員】 ・今後の方針にある「県民のニーズを的確に把握し、学習活動や問題解決への支援の充実に努めていく」ということが県立図書館の大きな役割だと思っている。 そのためには、専門職である図書館職員の体制と、ニーズに沿った蔵書の収集という二つのことが大事だと思う。		・図書館に求められる役割を再認識し、 利用者のニーズに沿った蔵書の収集や図 書館司書を含めた人員体制などの適切な 水準を保つよう取り組むべきである。	
		・図書館司書の配置状況を教えていただきたい。 【第6回-江尻委員】 ・1万7,000冊購入して廃棄が600冊というペースで毎年進んでいるとすると、収蔵できるキャパシティーにも限りがあると思うが、今どこまでの収蔵率に来ていて、今後必要なものが管理できるだけの余裕があるのか。	・正職員5名、会計年度任用職員8名を配置している。 ・試算上、現在の収蔵率は97%という状況であり、今後の検討課題 と認識している。	・収蔵の方針を早急に検討するなど、課題となっている資料整備の在り方を検討していく必要がある。	

		執行部の運営方針に対する審議			
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
		【第6回-江尻委員】 ・県立図書館の入館者数の推移があるが、もっと増えていいと考えている。最近なかなか増えない理由があるのか教えていただきたい。 ・県内どこに住んでいても必要な図書ニーズに応えられるよう、県内全体を県立図書館できちんとフォローできるような体制を充実させていっていただきたい。・ぜひ、県内の市町村立の図書館とも、さらにネットワークや情報共有を深めていただきたい。	できる環境にあることが一因と考える。	・市町村の図書館と県立図書館とのネットワークや情報共有を深め、県内どこに住んでいても利用者のニーズに応えられるよう、県内全体を補完する体制を充実させることが求められる。	
		【第6回-江尻委員】 ・【ホテルレイクビュー水戸、県立図書館を含む教育庁所管施設共通】教育庁の所管する施設は、ほとんど全て老朽化に対応して、これから長期的な保全計画に沿って適切な維持管理に努めなければならないとの説明があった。個別の施設ごとに、どの部分を優先的に修繕、改修していくのか考えなくてはならないのと同時に、所管する施設全体でも、どの施設を優先して予算をかけて修繕していかなければならないのかという全体の保全計画は、今の時点で整理されていて、(同時期に)集中しないよう平準化の視点と予算の確保の見通しが立てられている長期的な調整ということは、教育庁における所管施設の保全計画について確立しているのか。	該年度の予算の中でどの部分に着手していくのかということを、予 算調整して決めていくということが現状である。	・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設(公の施設等)が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。	
		・単年度で見て、何施設か修繕しなくてはならないところが出てくれば、その予算の確保に努めて、できるだけ現場からの要望に応えていこうということで教育庁内部で調整されているとの理解でよいか。 ・これだけの多くの施設がある教育庁なので、予算確保、調整も、これからより大変になってくると思うので、きちんと全体の進行管理をしてもらいたい。	という状況である。	・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁 所管施設は、将来を担う人材育成のため に重要な教育施設であるため、中・長期 的又は総合的な計画に基づく施設運営に 努めるべきである。	
	生涯学習センター		・生涯学習センターの今後の機能としては、現在取り組んでいる事業を深化させていきたいと考えている。コスト縮減は一律に行うのではなく、各施設の規模なども踏まえたうえで検討していくものであり、2つの課題は決して相反するものではなく、両立させながら取り組んでいきたいという趣旨である。	習活動の推進に欠かせない施設であることから、施設運営の現状分析や課題整理	
64	①水戸	・【生涯学習センター共通】生涯学習センターに求められる役割は大きいし、かなり工夫をしながら活性化を図っているということも見て取れるので、一律コスト削減を図るということが前面に出ると疑問を持つ方もいると思う。現状分析を行った上で明らかになる課題とその解決のための手法があると思うので、その点を分かりやすく説明していただきたい。 【第6回一村田委員】			
65	②県北	・各生涯学習センターは老朽化しているが、今後の改修の予定はあるのか。	・施設の状況を見ながら、緊急度を考慮して計画的に修繕を行い、 施設を維持してまいりたい。	_	
66	③鹿行	・鹿行生涯学習センターについて、今後、民間に売却する予定はあるのか。	・対応方針で示したとおり、現行の管理手法を継続して対応したいと考えている。		
	④県南⑤県西	_	-	・【教育庁所管施設共通の提言】	

No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言		
69	県立歴史 館	【第6回-田山委員長】 ・県立歴史館の老朽化について、現状及び改修計画に対する考えを教えてほしい。 ・建設後50年経過しており、長寿命化の域を超えていると思うが、教育長の考えを教えてほしい。 ・歴史館は水戸学や徳川の歴史を後世に残していく必要があり、ハード面の計画を持って、建替えを検討されたい。	・長寿命化計画における耐用年数を目安とした更新時期や、法定点 検結果を踏まえた短期的計画(5年間)で、施設間の平準化や緊急 性を考慮しながら、修繕を実施している。 ・法定点検結果を踏まえ、必要な修繕をしっかりやっていく考え で、今後も進めていきたい。	・歴史を後世に残すという重要な役割があることや開館から約50年が経過し老朽化が進んでいることに鑑み、施設の魅力向上に向けた施設の建替えの検討に着手する必要がある。		
		・【教育庁所管施設共通】教育庁の分野の施設については、おおむね長寿命化の域を超えているという感覚である。		・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁所管施設は、将来を担う人材育成のために重要な教育施設であるため、中・長期的又は総合的な計画に基づく施設運営に努めるべきである。 ・【教育庁所管施設共通の提言】		
	美術館・博物館 (近代美術館) ①近代美	【第6回-田山委員長】 ・【近代美術館(天心記念五浦分館)】入館者数は、近代美術館は平成26 年度に比べ増加している一方、五浦美術館が減少している背景を教えてほしい。 ・近代美術館との差は企画力の違いではないかと考える。周辺には観光地の五浦	・五浦美術館は観光客の来館が多かったが、空調設備工事による長期休館やコロナ禍の影響から、観光バスによる団体客やリピーター層が戻っていない状況にある。福島県でのテレビCM放送や広告等により誘客に努めている。	地域の魅力を分析し、地域と連携しなが		
70	% 信 ②陶芸美 術館	や鵜の岬などもあり地の利はある。専門的職員がしっかり勉強し、地域と連携しながら企画して、独力で施設を活かしていただきたい。 【第6回-村本委員】 ・【自然博物館】自然博物館の機能が十分でないと感じているが、機能が足りていない保管庫をどうするのか。	・収蔵庫内の棚増設や保管の仕方の工夫のほか、野外倉庫を収蔵庫 として利用できるよう改修し、厳密な温湿度管理を必要としないも のを一部移動させることで収蔵庫の有効活用に努めている。	による設備等の機能が不十分となること が予見される場合には、施設利用者の快 適性や効率的な運営につなげていくた		
72	③自然博 物館	・きちんと対応しており非常に安心した。毎年の寄贈・収集による増加トレンドを把握し、収蔵スペース不足がないようにしてほしい。		め、当該設備等の機能拡充を検討することも必要である。 ・【自然博物館の提言】資料の増加の傾向をよく把握した上で、収蔵庫に不足がないよう、収蔵庫の拡充を検討していくことも必要である。		
		【第6回-小松﨑委員】 ・資料収集予算についての考えを教えてほしい。	・収集予算は十分とは言えないところもあるが、大作の収集には相応の予算措置も必要となるため、寄贈にも頼りながら収集している。	_		
		・入館料値上げは検討しているか。	・近年の値上げは消費税増税に伴うもののみであったが、昨今の物 価上昇もあるため、検討しているところである。	・【教育庁所管施設共通の提言】		
73	教育研修センター	ー 【第6回-長田委員】 ・教育研修センターの稼働状況を教えてほしい。	・令和4年度の実績では、各研修室は年間を通じて6割程度稼働している状況である。中には年間を通じて9割程度稼働している研修室や研修室全体で8割程度稼働している月もある。	・【全体共通の提言】人口減少の進行に伴い、利用料収入の減少が懸念され、収		

		執行部の運営方針に対する審議			
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
		・素晴らしい取組を行っている施設だと思うが、県民に知ってもらうことも重要であり、例えば土日に県民への施設の貸出しを検討しないのか。	夜間や休日に限られるものと考えるが、立地等も含めて需要がどの		
		・素晴らしい施設であるため、施設を有効活用してもらいたい。			
		【第6回-村田委員】 ・現地視察の際には施設面では老朽化が見られ、設備の面でもICT 環境の充実が必要だと感じたので、他県に負けないような施設にするために予算確保が必要だと思うが、施設や設備の決決を教えてほしい。	・ICT環境については機器を更新しながら対応していく。施設面では屋根改修、屋上防水を中心に、必要な改修が行えるよう優先順位をつけて進めていきたい。	・施設の役割の重要性や必要性がますます高くなるため、ICT環境を含め、教育環境に求められるものに応じた設備の要新に力を入れていくことが求められ	
		・他県に負けない研修施設にしていただきたい。 【第6回-村田委員】 ・【教育庁所管施設共通】必要な予算が確保されていないから研修センターにしても堀原運動公園にしても手を付けられないのではないか。教育庁として予算の拡充を検討してほしい。	_	・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁 所管施設は、将来を担う人材育成のため に重要な教育施設であるため、中・長期 的又は総合的な計画に基づく施設運営に 努めるべきである。	
76	総合福祉 会館	【第4回-江尻委員】 ・福祉部の所管施設に共通している課題は、老朽化と考える。その都度の修繕で施設が機能を果たせるのか心配である。施設の場所の在り方等も考えて建替えが必要ではないかと思われるが、県では建替えを含めて検討しているのか。	・まずは、長寿命化計画に基づき修繕等を実施して、施設を継続利用し、その後、施設の特性を踏まえて、建替えや移転を整理する必要があると考える。	・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設(公の施設等)が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。	
77	点字図書 館	【第4回-江尻委員】 ・【視覚障害者福祉センター、聴覚障害者福祉センターやすらぎ】視覚障害者福祉センターに I T関係について相談しても、設備がない、スタッフがいないので対応できないとの回答があったとの話を聞いた。時代の変化に対応したきめ細やかな相談に対応できるよう、視覚及び聴覚障害者福祉センターの支援体制についてバージョンアップを図ってほしい。	ないという状況はなるべく避けるべきと考えている。両センターと	・【全体共通の提言】時代や社会情勢の変化に伴い、利用者や地域住民のニーズも変化する中で、過去の議会の提言等だけにとらわれず、変えていくべきものは変えていくという姿勢も大切であり、利用者等のニーズを的確に把握した上で、県有施設(公の施設)等が提供するサービスを改善していくことが求められる。	
78	視覚障害 者福祉セ ンター				
79	聴覚障害 者福祉セ ンターや すらぎ	_	_	・【福祉施設共通の提言】	
81	ラーク・ ハイツ	_	_	・【福祉施設共通の提言】	

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〒部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
82	若葉寮	【第4回-江尻委員】 ・50歳代でつきまといにあった女性が、一時保護所は外部から遮断され、スマホも利用できないということで、利用を見送った。令和6年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行も踏まえ、一時保護所の在り方をどう考えているか、民間の団体との連携はどうか。	画策定の中で、民間団体と意見交換を進めている。若葉寮は今後も	当たっては、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、民間団体との有効な連携を模索するなど、施設の新たな在り方を検討していくことが必要である。
			_	・【福祉施設共通の提言】
83	茨城学園	【第4回-長田委員】 ・茨城学園の利用者は家庭や学校での問題行動があった児童とのことだが、利用者にはどのような児童が多いのか。	・最近の傾向で言うと、例えば発達障害という特性をもった児童が、暴れるなどの問題行動に至ってしまったケースが多い。かつては反社会的な行動を行う非行少年が多かったが、近年は何らかの障害が背景にある児童が多い。	・近年、発達障害の子どもたちが増えてきているなどの背景により、職員に求められるスキルが変化しつつあることから、児童が抱える特性に応じた支援ができるよう、指導員や職員の専門的なスキルの向上に取り組むことが重要である。
		・特性に応じた研修等により職員のスキル向上を図ることは重要であると思う。 全員がスキル向上を図るのは当然として、その中でもさらに専門的なスキルを 持った職員も必要である。	・職員の専門的な技能は必要であると考える。様々な研修に参加しスキル向上を図りたい。発達障害のみならず、精神疾患併発し、服薬治療しているなど複雑な児童もいる。専門的なスキルを向上させた指導員を配置し適切に対処してまいりたい。	た上で、自治体や各種団体との連携により、早い段階から児童の抱える特性に合わせた有効な教育を行うことが重要であ
		・本来は茨城学園の利用者が減っていくのが望ましいと思う。特に発達障害は早い段階から特性に応じた教育を行うことで適応が変わってくるという。福祉部だけでなく各自治体などとも連携して対応してほしい。		వ .
			・子どもにとって茨城学園は学ぶ場であり、生活の場である。最も古いのは教室として使っている本館であり、生活する寮は比較的新しいものである。長寿命化計画に基づき、修繕を行いながら適切な環境を提供してまいりたい。	ことで、利用者の学習、生活に不備を来 すことがなく、適切な環境を提供し続け る必要がある。
		_	_	・【福祉施設共通の提言】
84	矢田部 サッカー 場	_	_	_
85	アクア ワールド 茨城県大 洗水族館	_	_	【観光施設等共通の提言】
86	花貫ふる さと自然 公園	_	_	・【観光施設等共通の提言】
87	狩猟者研 修セン ター	_	_	_

		執行	f部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
88	茨城県健 康管理セ ンター	【第5回-小松﨑委員】 ・健康管理センターの維持管理費については、(公財)茨城県総合健診協会(貸付先)が費用を支出しており、県の負担はないということでよいか。	・そのとおりで、県から運営費等は一切支出していない。「貸付先 が全て負担する」となっており、修繕費等は総合健診協会が負担し ている。	_
89	竜神大吊 橋		・常陸太田市と誘客の方策について検討を行っており、民間による バンジージャンプの設置やイベントの開催などにより、誘客促進を 図っている。今後も新たなアクティビティの導入などについて、常 陸太田市と検討していく。	善に向けた検討を行っていくことが重要
		・駐車場のキャパシティが少なく渋滞が発生することもあるが、改善策について どのように考えているか。 ・誘客促進はもちろんのこと、橋を渡った先の魅力向上や駐車場の整備など根本	・常陸太田市と課題を整理しながら検討を進めていく。	
		的な問題にも取り組んでいただきたい。 【第5回-森田委員】 ・【竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設】県の施設を市町村に無償貸与しているところがあるが、そういう施設の方が、経営内容が良く、イベントのアイデアなども良い。今後、団体とか施設を見直すときに、近隣の市町村に無償で貸与して任せてしまうという方法もあると思う。		・【観光施設等共通の提言】観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。
90	袋田の滝 観瀑施設	【第5回-豊田委員】 ・袋田の滝観瀑施設について、県から大子町へ無償で貸し付けている付帯施設6 件の内容を教えてほしい。	・トンネル、石塔、トンネル内及び周辺施設の照明装置一式、観瀑台、展望台、トンネルと対岸を繋ぐ吊り橋の6件となっている。	
			・歳入の主な内容は、大子町からの指定管理料、トンネル利用料収入となっている。歳出の主な内容は、人件費と維持管理費となっている。指定管理者が指定管理料の中で運営しているが、トンネル利用料については、指定管理者が全額を大子町へ納入している。	
		・施設運営に係る事業費について、令和元年度の支出の「その他」は、1億円と額が大きいが、この内訳を教えてほしい。	・収入欄に同額のトンネル利用料があり、収入のトンネル利用料は 全額大子町へ納めているため、支出の「その他」に計上している。	
			・お見込みのとおりである。 ・令和5年6月補正の補助事業において、多言語化に対応したデジタルサイネージの設置などを進める予定。今後も大子町と協議をしながらインバウンド受入れ体制の強化に取り組んでいく。	
		【第5回-森田委員】 ・【竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設】県の施設を市町村に無償貸与しているところがあるが、そういう施設の方が、経営内容が良く、イベントのアイデアなども良い。今後、団体とか施設を見直すときに、近隣の市町村に無償で貸与して任せてしまうという方法もあると思う。	_	・【観光施設等共通の提言】観光施設等の関係地域の魅力を理解している地元市町村との連携や協力を図りながら、より良い施設運営に努めるべきである。
91	筑波海軍 航空隊記 念館	_	_	_

		執行	 一部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
92	茨城県フ ラワー パーク	_	_	・【観光施設等共通の提言】
93	園芸リサ イクルセ ンター	_	_	_
94	米平公共 育成牧場	_	_	_
96		【第6回-江尻委員】 ・コロナ禍の影響により、収支が赤字となっているが、雇用を維持するために雇用調整助成金は活用できたのか。 ・雇用調整助成金は収入としてどれくらいあるのか。 ・経営が厳しい中において、従業員の給与改善は行っているのか。	・令和2年度から4年度に雇用調整助成金として約1億8,000万円を受け入れている。 ・正規職員の給料については、毎年アップさせている。	・収支改善が見通せない状況において も、従業員に対しては見合った処遇を維 持するよう、努めること。
		・パート職員の賃金・処遇についてはどうか。 	・パート職員については、勤務年数や経験により多少違いがあるが 基本的にひとりひとりアップさせている。	
		【第6回-村田委員】 ・県が、共済組合から資金を借りて建物の建設を行い、償還完了後、県の所有となっているが、この建設方法はスタンダードなのか。	・レイクビュー水戸は、教職員とその家族ための福利厚生施設であるとともに、会議や研修でも利用されていることから、県所有としている。なお、全国の共済施設でも本県と同様の方法で建設している所がある。	
		・他の施設(鵜の岬など)のように利用料金が県条例で定められているため、独自に料金改定ができないという状況にあるのか。	・利用料金は条例で定められておらず、経営主体である公立学校共済組合が独立採算で運営しているため、民間の状況を踏まえ共済組合が設定している。	
		・宿泊収入については戻ってきているものの、婚礼・宴会の収入は戻っていないようだが、今後の見通しは。また、偕楽園別邸開業の影響をどのように考える		
		・ホテル経営では、婚礼・宴会が重要な役割を持つ。県も一緒になって考えていただきたい。		
			・修繕費用については今後10年間に約3億円程度かかると見込んでいる。今後も公立学校共済組合の負担で計画的に実施していく。	
		【第6回-村田委員】 ・レイクビューについて、民間譲渡、サウンディング調査を行っていくのか。	・現行の経営手法を継続していく。	

		執行	〒部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
		【第6回ー村田委員】 ・【同種施設等共通】例えば鹿島セントラルホテルの民間譲渡については、経営赤字が続いて運営が難しくなったから、今しかないというところでの売却に至っている。また、鵜の岬については、民間譲渡の選択肢は残すというような状況である。一方で、いこいの村涸沼については、民間譲渡を考えない、サウンディング調査もしないとのことであり、ホテルレイクビュー水戸についてもサウンディング調査もしない、民間譲渡も考えていないとのことである。・同じようなホテル、類似の施設の中でも、一貫性、統一性がないと思うし、何を基準に民間譲渡にしようとか、今しかないということを決めているのか疑問である。	_	・【同種施設等共通の提言】全ての県有施設(公の施設等)に対して一律に運営方針を示すことは困難とも考えられるが、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、基本的な運営方針を共有することなどについて検討していくべきである。
		【第6回-二川委員】 ・組合員以外の利用が圧倒的に多く、また、独立採算制であり大規模改修も公立学校共済組合で行っている中で県が保有する意義をどこに置くのか。そのような施設であれば、全て任せるのではなく、一定程度県としても補助が必要となるのではないか。教職員のための施設というのであれば、もっと利用していただいて、有効に活用していただきたい。また、県が持っている意義として、固定資産税がかからず、料金設定も低くすることができることも勘案し、これからどういった施設にしていくべきか検討してほしい。	教職員の会議や研修の場としても、広く利用されていることから、	・現在の利用状況や運営状況を分析し、 県が所有し続ける意義についてよく整理 を行った上で、県の関わり方や今後の在 り方を検討していくべきである。
		【第6回-江尻委員】 ・【ホテルレイクビュー水戸、県立図書館を含む教育庁所管施設共通】教育庁の所管する施設は、ほとんど全て老朽化に対応して、これから長期的な保全計画に沿って適切な維持管理に努めなければならないとの説明があった。個別の施設ごとに、どの部分を優先的に修繕、改修していくのか考えなくてはならないのと同時に、所管する施設全体でも、どの施設を優先して予算をかけて修繕していかなければならないのかという全体の保全計画は、今の時点で整理されていて、(同時期に)集中しないよう平準化の視点と予算の確保の見通しが立てられている長期的な調整ということは、教育庁における所管施設の保全計画について確立しているのか。	該年度の予算の中でど部分に着手していくのかということを、予算 調整して決めていくということが現状である。	・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設(公の施設等)が、一斉に更新時期を迎えることも想定されるため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。
		・単年度で見て、何施設か修繕しなくてはならないところが出てくれば、その予算の確保に努めて、できるだけ現場からの要望に応えていこうということで教育庁内部で調整されているとの理解でよいか。 ・これだけの多くの施設がある教育庁なので、予算確保、調整も、これからより大変になってくると思うので、きちんと全体の進行管理してもらいたい。		・【教育庁所管施設共通の提言】教育庁 所管施設は、将来を担う人材育成のため に重要な教育施設であるため、中・長期 的又は総合的な計画に基づく施設運営に 努めるべきである。
	鹿島臨海 都市計画 下水道及 び流域下 水道	【第9回-江尻委員】 ・【下水道施設共通】大規模地震が発生すると、長期断水により上水道の施設や管路の耐震化は話題になるが、下水道も処理が止まってしまった場合は日常生活に大きな支障があるのは変わらない。これらの下水道施設の耐震化率はどうなっているのか。	は、令和2年度までに完了した。処理場の各施設の耐震化率は	障が生じないようにするため、下水道施

		このに、個別の地段	庁部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
97	①鹿島臨海都市計画下水道		スをとりながら耐震化を実施していく。	
98	②那珂久 慈流域下 水道		・深芝処理場については、昭和45年9月に供用開始し、50年以上が経過している。このため再構築が急務となっており、現在方向性を検討中である。処理場を稼働させながらの工事となるため、施設運用に支障のないように進めていく。	に支障が生じないよう留意しながら、更
99	③霞ケ浦 湖北流域 下水道	・施設の更新に当たっては、用地が手狭で大変な苦労や課題があると思うが、 しっかりと進めていただきたい。		
100	④霞ケ浦 常南流域 下水道			・【公共インフラ施設共通の提言】
101	⑤霞ケ浦 水郷流域 下水道			
102	⑥利根左 岸さしま 流域下水 道	_	_	
103	⑦鬼怒小 貝流域下 水道			
104	⑧小貝川 東部流域 下水道			

		執行	「部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
	広域水道	【第8回一江尻委員】 ・【県中央】県中央広域水道は、計画水量24万㎡/日に対して現在の施設能力が 7万8千㎡/日と乖離がある。2つの浄水場の計画水量と実際の施設能力を教え てほしい。	施設能力は5万4千㎡/日、涸沼川浄水場は計画水量2万4千㎡/日の全量で稼働している。	えないよう、適正な規模や配置に留意することに加え、耐震化の推進などにより
105	①県南西 広域水道	・水戸浄水場の施設能力は計画の1/4だが、当初計画策定から相当数の年月が経過し、人口減少や節水により水需要が減っており、今後24万㎡/日は不要と思うがいかがか。	・人口減少により水需要全体は減少しているが、県の水道用水事業は、市町村が自己水から県水に切り替えることにより水需要が増加する可能性もある。今後、水道広域化に伴う施設最適配置の検討が進んだ段階で、用水供給事業の水需要に必要性が出てきた場合には拡張する可能性もある。	災害に強い水道インフラを整備し、必要 水量を安定供給していくことが求められ る。
106	② 鹿 行 庁	・今後24万㎡/日は必要としない場合、計画変更に当たって国の許可等手続が必要なのか。また、霞ヶ浦導水事業が完了した場合には、施設能力を計画どおりに必ず拡張しなければならないのか。		
107	③県中央 広域水道	・過大な施設を保有していると維持管理がかかるし、当然、今後の更新費用もかかってくるということは、ひいては県民の水道料金に跳ね返ってくるわけであるから、過大な施設ではないかということについてきちんと見直していくということが必要だと思う。 ・現在、水戸浄水場は、計画給水量の1/4で稼働しているが、施設の整備状況を教えて欲しい。	・水戸浄水場の将来の計画給水量は21万6千㎡/日だが、現在は 1/4の5万4千㎡/日で運用している。浄水場の施設のうち、管理 本館や薬品注入棟など、建築物や土木構造物として、1/2や1/4で整 備できないものは完成形で整備して運用している。また、沈砂池や 浄水池、排水池など、土木構造物として1/2整備が可能なものは1/2 で整備し、さらに、急速ろ過池のように、1/2で整備した土木構造 物のなかに、機械設備を1/2だけ整備して1/4の運用を行っているも のもある。こうした形で、効率的な運転管理に努めている。	
		・今後、適正な配置という中で、市町村の持っている施設と県の施設で安定した 供給と耐震化などの災害に強い水道インフラの整備を適切に行っていただきた い。		YALL Y (15 5 5 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		一	_	・【公共インフラ施設共通の提言】
108	工業用水道		用水の供給調整を行っており、県南西広域工水の給水余力で対応可能である。新たな水需要が発生した場合には、浄水場の施設能力を拡張したうえで提供していく。	取り組み、選ばれる県として立地企業の
		・ひたちなか地区に J X 金属を誘致したところだが、工業団地の拡張が進む中で、県央広域工水の給水余力が不足した場合、上水で対応すると水道料金が高くなってしまうが、どのような対応を考えているか。	・ひたちなか地区の拡張が進む中で、新たな水需要に対応するため には浄水場の拡張も必要と考えている。	

		執行部の運営方針に対する審議				
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言		
		・企業誘致は雇用創出に大きな役割を担っていることから、立地推進部と連携しながらインフラ整備を進めていただきたい。				
	病院	【第8回-川津委員】 ・【中央病院】県立病院の施設が狭隘化・老朽化しており、地域医療構想調整会 議の議論を早く進めるべきと考えるが、意気込みを聞きたい。	・引き続き、県立病院が県央・県北地域、さらには茨城県全体の リーダーとしての役割を果たしていけるよう地域医療構想調整会議 において、積極的に意見を述べていきたい。	・【県立病院共通の提言】施設の狭隘化 や老朽化が進んでいることを踏まえ、地 域医療構想調整会議での議論を進め、県 民に進歩的な医療技術やサービスが提供		
109	①中央病 院	・議論して結論を出すのは簡単ではないと思うが、どうあるべきかを調整することは、保健医療部を中心に県庁全体の問題だと思うので、そういう意気込みで進めていくことを期待したい。	TOUR CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	できるよう、病院の整備や機能の充実に 努めるべきである。		
110	②こころ の医療セ ンター					
111	③こども 病院					
	大洗駅ほか13駅		・防音壁については、経年劣化等により崩れている箇所があることは承知している。現状ブロックの積み直しによる修繕では、再度劣化し落下のおそれがあるため、再発防止の観点や施工性やメンテナンス性を考慮して、鋼板又はFRP (繊維強化プラスチック)の取付による修繕を行っている。防音壁は、緊急時に車両が高架上で停止した際、乗客を降ろす可能性もあるため、転落防止の機能も兼ねていることから、鋭意修繕を行っている。	適切な維持管理に努めることが求められる。		
		違和感があるし、本復旧には見えない。同じような損傷箇所がどの程度あって、 修繕がどれくらい進んでいるのか。 ・鋼板による修繕方法については納得できない。現場を確認し、修繕の進捗状況 を報告してほしい。	・修繕方法は、鹿島臨海鉄道㈱が現場の状況を見ながら対策方法を検討し、決定している。 損傷箇所の個別箇所については、現在把握していない。今後、把握 については努めていきたい。			
			は、事業費約7億円に対して約1.2 億円を支援している。	管理に必要な維持管理予算を確保すると		
		・県の財政との関係もあるが、県の基金はいくらあるのか。・資金はあるので、あとは、使い方の問題である。	・一般財源基金の残高は約1,100億円である。			
114	いこいの 村涸沼	【第5回-村田委員】 ・いこいの村涸沼について、民間譲渡に向けた動きはあるのか。 ・料金設定はどうしているのか。	・当面は、現在の管理手法を継続しながら、様々な状況を勘案し、 適切な経営の在り方を検討していく。 ・所有している(公財)茨城県開発公社が設定している。	_		

		執行	丁部の運営方針に対する審議	
No.	施設名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
		・引き続き、サービス向上に努めていただき、目標としている3万6,000人の宿泊人数を維持できるようにお願いしたい。		
		【第5回-森田委員】 ・いこいの村涸沼は経営状況も良いと感じているが、(公財)茨城県開発公社と してはどう考えるか。	・継続的な営業努力と地元地域との連携によるものと考えている。	
			_	・【観光施設等共通の提言】
115	茨城空港 旅客ター ミナルビ ル		・コロナが明け旅客数は伸びていることに加え、先般、発着枠の弾力運用が始まったことから、現在、増便や路線の拡大に取り組んでいる。その先には、現状の空港施設の容量では受け入れ切れないといった事態が生じるものと認識している。県としては、そういったことを念頭に置きながら現状を分析し課題を整理したうえで、在り方を検討していきたいと考えている。	要を見据えた施設の充実や整備に取り組むべきである。
		【第5回-江尻委員】 ・空港ターミナルビルについて、貸付金の額と返済状況、今後の返済計画はどのようになっているのか。また、テナント入居率はどのような状況か。	・空港ターミナルビルの整備資金として約33億円を貸し付けているが、令和4年度までに約15億円が償還済みであり、令和15 年度までに残りの約18億円を償還予定である。また、貨物施設整備資金として、約2千万円を貸し付けているが、令和4年度までに約8百万円が償還済みであり、令和14年度までに残り約1千2百万円を償還予定。テナントの詳細な入居率は持ち合わせていないが、現在、2階の物販店舗1店と1階の国際線待合室にある免税売店が空き店舗となっている。	
116	①みらい 平駅前駐 車場			
117	②筑波山 つつじケ 丘駐車場		_	_
118	③友部駅 北口駐車場			
119	④水戸北 スマート I C駐車 場			
120	大洗港 フェリー ターミナ ルビル	-	_	・【公共インフラ施設共通の提言】

執行部の運営方針に対する審議							
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言					
に、昔は必要なかったが今は必要という新たな要望もあり、これらを セットで考えていくのも大事な視点と考える。例えば、道の駅では、当 初は想像できなかったような農産物の直売など、新たな産業や観光資源 になっている。	・例えば、県内16箇所の道の駅には、ドッグランの併設などいろいろなかたちがあり、周辺の観光地とうまく連携し周遊性を持たせることで、お互いの売り上げにつながっていく相乗効果が期待できる場合もあると考える。その時点において、新たな役割として活用していくことも考えていきたい。	況の変化を見据え、利用実態に合った最適な規模や機能について検討した上で見直しを行い、役割を終えた施設の廃止に向けて検討する視点がある一方で、新たに必要となる施設について検討する視点も大切である。					
ないと、議論しても共通理解が進まない。民間活力を導入すれば黒字化などすべて成功するわけではなく、民間活力という言葉を使いすぎると間違ってしまわないかと思う。	・民間活力の導入という言葉は古くから言われてきたことである一方、行政がどこまで関わるべきかについては時代の潮流に合わせて見直していくべきと考えている。民間と競合する分野については、行政の関与を控えても良い部分もあると思うので、民間活力の導入だけではなく、民間への譲渡や移管なども検討している。県有施設や県出資団体と民間との関わり方については、再整理させていただきたい。	るのではなく、当該施設を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ね					
	・施設ごとの取組内容、様々な課題や強みがある中で、民間活力の導入に ついて必要となる程度や範囲を施設ごとに精査していくものと考えてい る。						
【第3回一田山委員長】 ・全部民間に任せればいいという考えは行き過ぎで、各施設の意義を再確認し、例えば、収益を求めるものだから民間に任せるとか、県民の生活や福祉に欠かせないものだから県が運営していくということなど、県としての施設との関わり方や出資団体等の在り方について、基本的な考えをはっきりと持っておくことが大切であると考える。 【第5回一森田委員】		・【同種施設等共通の提言】全ての県有施設(公の施設等) に対して一律に運営方針を示すことは困難とも考えられる が、重要な視点や考え方が類似する同種施設等については、 基本的な運営方針を共有することなどについて検討していく べきである。					
	・管理運営のやり方が、施設ごとに違ったり、経緯によっても変わっているところがあるので、よく整理したい。						
【第10回-村田委員】 ・公共サービスに民間活力を導入し、運営の合理化を図っていく方向で推進されてきたものと認識しているが、それは、PFI制度の制定や、指定管理者制度の創設など、行政の足りない部分を民間活力で補おうという考え方である。こうした時代や社会情勢の変化を踏まえれば、人口減少の課題や施設等の経営収支、経済合理性を判断基準として、施設の廃止、再編を検討、決定していく必要がある。	_	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)の運営に当たっては、将来的な維持管理・更新費用の確保も課題であることから、民間の資金やノウハウを活用するPFI制度等の導入も一つの選択肢となり得るものである。					

特定の施設を対象とですに、施設主般に対して議論したもの							
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言					
・公の施設等と公共サービスの役割について、施設の廃止・再編について判断、決定する前に、設置当初の目的や意義を踏まえ、提供してきた公共サービスの内容等について検討するとともに、廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について議論を尽くす必要があるのではないか。公の施設等は、それぞれの地域における公的な役割が大きく、地域住民の生活や福祉にとって欠かせない行政サービスを提供大きる施設等あり、経済的な合理性や経営の損益に特化した運営方針の判断や決定は、必ずしも適切ではない。執行部において、公の施設等の運営方針の決定に当たっては、収支における費用対効果や効率性を重視した考え方だけでは、県民目線からは不十分になる可能性があることは十分認識していただきたい。執行部と議会の間で議論を尽くすことはもとより、県民、特に地元住民の思いや声に寄り添うことの重要性を十分に認識していただきたい。		・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)の廃止や再編を判断する際には、設置当初の目的や意義に照らして、当該施設が提供してきた公共サービスの内容等を踏まえ、その廃止や再編が県民の生活や福祉に与える影響について検討することも重要である。					
のか。	・指定管理者制度の導入当初は、結果的には民間移行が進められてきたが、果たしてそれで良いのかという議論もあり、当時から実際に図書館や美術館などは責任を持って県直営という判断をしている。そのようなメリハリを持って、民間に任せるべきところは任せるなど、しっかりと考えていきたい。	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)の運営方針の変更等について、経済的な合理性や経営の損益だけで判断するのではなく、当該施設等を利用してきた地域住民に対する十分な説明を行い、当該施設等が担ってきた地域住民の生活や福祉サービスの維持、収支の改善等の手法について議論を重ねるべきである。					
・分け方は難しいが、利益重視ではなく行政として自らがやらなくてはならないものもあると思うので、今後も重視していただきたい。 【第3回一田山委員長】 ・今回の譲渡、売却等の考え方については、経済的な合理性が主眼となっての判断となっていると思うが、損益や経済的な合理性だけでは判断できない行政的な視点や、議会の思いを執行部にはしっかり認識して事業に当たっていただきたい。実際に事業を進めるに当たっては、地元や議会に対し、十分な説明や議論を行った上で、今後の方針を決定していくことを執行部には念頭に置いて取り組んでいただきたい。		・【全体共通の提言】執行部は、議会がこの車の両輪にも例えられる二元代表制に基づく役割を担っていることを踏まえ、県有施設(公の施設等)の在り方について、検討、決定等をするに当たっては、各地域住民の意思を代表する議会に対して事前に報告を行うなど、その意思形成過程において、関与できるようにすべきである。					
も使われているが、定義は何か。 ・サウンディング調査と市場調査との違いは何か。	な提案をいただくものとして位置づけている。 ・市場調査とは、商品の差別化を図るためのアイデア出しや、市場における需要を把握するための調査のことである。一方、サウンディング調査とは、事業を効果的に進めるに当たってのアイデアをいただくといった幅広いものである。	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)のサウンディング調査については、収支が悪化し危機的な運営状態になってから実施するのではなく、当該施設の現状把握や代替運営手法の検討段階から実施することも有効であることに加え、その中で施設の在り方を検討するための必要な情報や判断材料等については、議会に報告するよう努めるべきである。					
	・サウンディング調査を実施するには一定のコストがかかることから、ある程度の方向性が決まった段階で実施していく方が望ましいと考えている。						
・県有施設のサウンディング調査には、どの程度の予算をかけているのか。 ・経営が危機的になる前の段階で運営方針を見出す目的のほか、あるいは、民間の手法や発想を取り入れることが有効な場合もあると思うので、改めてサウンディング調査の活用の考え方を検討していただきたい。	・以前実施したことのあるサウンディング調査には、約2,000万円を予算計上していたことがある。						

特定の他設を対象とはする。他設主版に対して議論したもの 執行部の運営方針に対する審議							
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言					
【第5回一森田委員】 ・これまでの委員会において、サウンディング調査を実施している例がいくつかあったが、調査実施前に議会に報告し、議会の意見も踏まえて実施してほしい。調査後に結果だけを議会に報告するというのは、議会の関与という点からいささか疑問。今後はそのようなことが無いようにしてほしい。							
直営と民間運営の中間のような捉え方をしている人も多いが、改めて伺いたい。		・【全体共通の提言】長期的に同一の指定管理者が管理している県有施設(公の施設等)もあることから、民間事業者のノウハウ活用による住民サービスの質の向上を目的とした指定管理者制度の趣旨に照らし、効果的な運営が行われているか定期的に確認を行う必要がある。					
・単純に民間のノウハウや資金を導入すればうまく行くというものでもないので、今後、指定管理者制度の在り方についても議論していく必要があると考えている。 【第10回 - 小泉委員】							
・公の施設等の管理手法から何を選択すべきか判断をするに当たり、議 論の過程を議会に見えるかたちで進められることが必要である。長期的	・指定管理者制度においては、制度運用の透明性を確保し、施設の適正かつ効率的な管理運営を図るため、管理業務の実施状況や利用状況、収支状況等について、各施設所管課で、毎年度の業務終了後に評価を行い、その結果をホームページ上で公表することとしている。さらに、定期的に現地確認を行うことで、施設の管理状況を確認するとともに、適宜、指導等の措置を行っている。						
・長期契約の途中や更新時期など定期的に当該施設の目的や目指すべき 方向性等を共有し、指定管理者が努力する部分と、県が取り組むべきことをしっかり考え、指定管理後も県が積極的に関わっていく必要がある。健康プラザは管理手法を直営に戻したが、施設や利用者のニーズ等を踏まえて適切な運営手法を採用した事例と考える。長期的に管理が同じ指定管理者は、指定管理者制度の趣旨を認識し、施設や利用者ニーズ等を敏感に感じ取りながら、各施設にとって、指定管理者制度の採用が効果的で最善な運営手法であるかについて、定期的な検討と確認を行っていただきたい。							
【第10回-二川委員】 ・茨城県公共施設等総合管理計画の基本方針のうち「長寿命化の推進」 について、施設等の目標使用年数と設定理由を確認したい。		・【全体共通の提言】「茨城県公共施設等総合管理計画」における茨城県県有建築物長寿命化実施基準に基づく目標使用年数の原則(80年)にこだわらず、県有施設(公の施設等)を利用する地域住民の安心・安全の観点から、当該施設にとっての適切な目標使用年数や、状況に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等について、個別に判断していくことも					
・他の自治体では、目標使用年数はどのように設定されているのか。 ・全施設一律でなく、各施設にとって適切な目標使用年数があり、状況 に応じた柔軟な老朽化対策や建替えの判断等を可能とする内容について 検討する必要性を感じており、今後取り組んでいただきたい。	・関東近県においても80年が多い。	必要である。					

執行部の運営方針に対する審議								
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言						
【第10回-江尻委員】 ・多額の予算が必要となる大規模改修や建替えについて、必要となる予算規模の把握や収支のシミュレーションなどについて調査するなど、長期的な見通しを立てているのか。		・【全体共通の提言】今後、同時期に建設された県有施設 (公の施設等)が、一斉に更新時期を迎えることも想定され るため、これらの施設について、更新の優先順位を付け、予 算の平準化を図るなど、計画的な予算の確保が求められる。						
・2兆円という非常に大きい金額を一般的な予算で対応可能なのか、特別な予算の枠組みを設けることなどが必要ではないのか。	・試算結果については、令和4年3月の改定時に茨城県公共施設等総合管理計画において公表している。長寿命化の実施にあたっては、財政負担の軽減、予算の平準化に努めたいと考えている。工事の財源については、県負担の軽減につながる地方交付税のある県債を積極的に活用していきたい。							
・国の社会資本整備交付金の他色々な補助金、交付金が各都道府県で取り合いになっている。国に対して、施設整備に係る更なる支援・財源を活用できるよう強く求めていただきたい。								
算し、これを公開しなければ、真の意味での収支の実態についての審議	・施設の在り方を検討するに当たり、必要経費を把握することは重要であると認識しており、第5回委員会での委員からの指摘を踏まえ、指定管理者の運営経費だけでなく、県が直接実施した修繕工事費についても記載するよう様式を修正したところである。	ために必要なトータルコストを試算した上で、施設運営の正						
・毎年第2回定例会の常任委員会において各施設等の運営状況等について定期報告が行われることとなるが、充実した意見交換や審議等が可能となるよう、これまでトータルコストが把握できる資料が提示されていない施設等についても、その把握が可能か検討し、「公共的な経営感覚」に基づき施設等の運営・管理に当たっていただくとともに、出資に関してもその妥当性を問われることに鑑み、経営状況が分かる資料を提示していただきたい。								
【第3回一下路委員】 ・施設の投資には、必要な修繕を適切に行うものと、付加価値をつける ものの2種類があるのではないかと思われる。これらの線引きをうまく 行うとともに、投資額の回収に当たっては、一つの施設だけではなく、 近隣施設の周遊性等も踏まえながら適切な償還期間を設けるなど検討し てほしい。	_							
【第10回-村本委員】 ・茨城県公共施設等総合管理計画の「資産の有効活用の推進」について、公の施設等の有効活用を目的として行ってきた取組の中で、有効活用の実績が上がっている事例を教えていただきたい。	・県有施設の空きスペース活用といった観点では、県立図書館では、令和 3年7月、本館エントランスホールにカフェを整備し、県民の交流機会を 提供している。生涯学習センターでは、空き講座室を子ども向けの学習室 として開放する等施設の有効活用事例がある。	修・維持管理費用の見通しや、多様なニーズの変化を踏まえ						

特定の他設を対象とせずに、他設主般に対して議論したもの 執行部の運営方針に対する審議							
委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言					
・人口減少が進行していくと使用料収入が落ちていく懸念があるので、 資産の有効活用を図り収益を改善していく取組は、ますます重要になっ ていくことから、多様なニーズへの対応策についてや中長期的な展望を もって議論を進めていただきたい。その上で、補修や維持管理の費用の 確保のための見通しを立て、柔軟かつ適切なサービスを提供し続けられ るよう、取り組んでいただきたい。							
度である一方で、公の施設等の公共的目的を考えた場合、収益確保という経済的な側面だけ重視した運営にならないような注意も必要であるため、県有施設等においてネーミングライツを採用する場合には、当該施設の名前として地域の住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものとなるような検討も必要である。	ことを共通条件としている。また、施設の利用者を混乱させないよう、施 設の特性に合わせて「正式名称の一部又は全部」、「地名等」、「施設の	・【全体共通の提言】県有施設(公の施設等)においてネーミングライツを導入する場合、収益確保という経済的側面だけではなく、地域の利用者の視点に立って考えられる感性を持って、その施設の名称が地域住民や利用者にも馴染みやすく、相応しいものとなるような検討が重要である。					
・ネーミングライツ制度をはじめ、施設等を有効活用する制度を導入することで、財源確保につなげていく取組は重要であるが、地域の利用者の視点で考えられる感性も持って対応していくことも重要であり、執行部においては適切な運用手法についても、常に問題意識をもって取り組んでいただきたい。 【第10回一江尻委員】 ・ネーミングライツ導入後の施設名であってもカーナビやインターネットのマップ検索に表示されるようにしてもらいたい。また、ネーミングライツ料が看板の架け替えや、資料改訂の費用でなくなってしまうのではないかとの誤解があるので、丁寧な説明をお願いしたい。							
【第10回ー中山委員】 ・人口減少が深刻化している中で、公の施設の適正規模や適正配置が強く求められるようになり、これは市町村でも深刻な問題である。県有施設の在り方検討を進める際は、所在地やその周辺に市町村や関係団体等の同種施設があれば、周辺住民ニーズを把握し調査研究することに加え、施設管理者との情報共有などをした上で、役割分担や棲み分けについて、検討していただきたい。一方で、近隣に同類施設がある場合は、公共サービスが過剰供給になる恐れや、二重行政と認識されかねない懸念もあるので、これを避けるための方策として、関係市町村との連携強	すべき行政サービス水準を検討するにあたっては、人口動態なども見据え た当該施設の利用需要の見込みを踏まえ、住民ニーズに合った施設の適正	・【全体共通の提言】公共サービスの過剰供給や二重行政を避けるための方策として、県有施設(公の施設等)だけでなく、そのサービス対象地域に所在する市町村の施設との共有・集約化や、市町村や団体等との合築や費用分担についても検討すべきである。					
・執行部においては、公共施設運営に係る市町村との二重行政を避ける ための方策として、施設の再編統合等についても検討が行われていると 認識しているが、施設の再編統合については、施設等に係る課題と対応 の方向性について明確な基準と考えを整理しながら、所在地周辺の市町 村や住民、利用者等にも時間をかけて説明し、理解を求めながら、進め ていただきたい。							

【別紙6】第4章 1 調査対象県出資団体等

NO.	団体名	所管課	R 4年度	所管常任委員会					
NO.	凹伴右	DI 目 i 木	経営評価結果※	総務企画	防災環境 産業		営業戦略 農林水産		文教警察
1	鹿島都市開発株式会社	地域振興課	D	0					
2	鹿島臨海鉄道株式会社	交通政策課	В	0					
3	公益財団法人いばらき文化振興財団	生活文化課	A		\circ				
4	一般財団法人茨城県環境保全事業団	資源循環推進課	A		0				
5	鹿島共同再資源化センター株式会社	資源循環推進課	С		0				
6	公益財団法人茨城県消防協会	消防安全課	A		0				
7	公益財団法人茨城県看護教育財団	医療人材課	В			0			
8	公益財団法人いばらき腎臓財団	薬務課	A			0			
9	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	障害福祉課	В			民営化			
10	公益財団法人茨城県国際交流協会	国際渉外チーム	A				0		
11	公益財団法人茨城県開発公社	立地整備課	A					0	
12	茨城県信用保証協会	産業政策課	A		0				
13	公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構	産業政策課	A		0				
14	株式会社ひたちなかテクノセンター	産業政策課	A		0				
15	株式会社つくば研究支援センター	技術革新課	A		0				
16	公益財団法人茨城カウンセリングセンター	労働政策課	A		0				
17	一般財団法人茨城県科学技術振興財団	科学技術振興課	A		0				
18	株式会社茨城県中央食肉公社	畜産課	В				0		
19	公益社団法人茨城県農林振興公社	農業経営課	A				0		

NO.	団体名	所管課	R 4年度	所管常任委員会					
NO.	四件右	//)目 k术	経営評価結果※	総務企画	防災環境 産業	保健福祉 医療	営業戦略 農林水産	土木企業立地推進	文教警察
20	茨城県農業信用基金協会	農業経営課	A				0		
21	公益社団法人茨城県森林·林業協会	林政課	A				0		
22	公益財団法人茨城県栽培漁業協会	水産振興課	A				0		
23	公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会	農地整備課	A				0		
24	一般財団法人茨城県建設技術公社	検査指導課	A					0	
25	一般財団法人茨城県建設技術管理センター	検査指導課	A					0	
26	茨城県道路公社	道路維持課	С					0	
27	鹿島埠頭株式会社	港湾課	A					0	
28	株式会社茨城ポートオーソリティ	港湾課	A					0	
29	茨城県土地開発公社	都市計画課	С					0	
30	公益財団法人茨城県教育財団	教育庁総務企画部総務課	В						0
31	公益財団法人茨城県スポーツ協会	保健体育課	A						0
32	公益財団法人茨城県防犯協会	生活安全総務課	A						0
33	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター	組織犯罪対策第一課	A						0
34	笠間栗ファクトリー株式会社	産地振興課	_				0		
			県出資団体等 総計	2	10	2	8	7	4
								合計	33

[%]「経営評価結果」は、 $A\sim D$ の4段階で表示。Aは「概ね良好」、Bは「改善の余地あり」、Cは「改善措置が必要」、Dは「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」

【別紙7-1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

			生成的に議論した宗山貝団体寺【秋1] 即から万町の変更がかられたもの】 執行部の説明								

N	0.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応						
	1	鹿島都市 開発㈱	①鹿島セントラルホテルの経営、住宅団地や工業団地の造成事業等を通じて、鹿島地域の計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的とする。 ②ホテル事業 (ホテル、宴会、レストラン、温泉)、施設管理事業 (公共施設の維持管理)、不動産事業 (ビル、住宅)、設計管理事業 (環境整備事業の設計、施工管理) ③693万円(46.8%) ④大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	・ホテル事業(宿泊、宴会、レストラン等の各部門)における収支改善 ・ホテル事業以外の事業(施設管理事業、設計管理事業及びその他の事業)における収益性向上	【今後の対応】 ・ホテル機能の維持や地域共生、従業員の雇用継続、高速バスターミナルとしての機能維持等を条件として、鹿島都市開発㈱のホテル事業等を事業譲渡するとともに、鹿島でカルビルとでの敷地である県有地を売却することともに、鹿島都市開発㈱の経営改善を図る。・鹿島地域を代表するホテルを残すとともに、鹿島都市開発㈱が実施したサウンディング調査の結果では、複数の会社から取得に前向きな意見が得られている。・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱が実施したサウンディング調査の結果では、複数の会社から取得に前向きな意見が得られている。・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱は、これまで蓄積したノウウを生かして、設計管理事業等を引き続きの出たが、カウを生かして、設計管理を見込んでおり、県からの生活を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を変勢を強力を変勢を強力を変勢を表していて、鹿島都市開発㈱と検討していく。 「今後の予定」・公募型プロポーザル方式での入札を実施し、優先交渉権者を決定する。・優先交渉権者決定後に、鹿島都市開発㈱と優先交渉権者との間で、従業員の雇用継続や高速がスターミナル機能維持など公募時に設定した条件等に係る調整を行う。・仮契約を締結のうえ、土地については、県議会へ売却に関する議案を上程し、審議、議決をいただく。・その後、速やかに、事業・建物に関する譲渡契約を締結する。						
	10	(社福)茨 城県社会 福祉事業 団	①県が設置するあすなろの郷の指定管理者として運営の委託を受けるとともに、自ら社会福祉施設を運営し、またこれらに必要な付帯事業を実施しており、県民の福祉の向上に寄与している。 ② ・県が設置する障害者支援施設及び医療型障害児入所施設・療養介護事業所「あすなろの郷」の指定管理業務・地域で生活する障害者のためのグループホーム、多機能型事業所、指定相談支援事業所等の運営 ③1千万円(100.0%)	(1) 自主・自立した運営・平成26年県出資団体等調査特別委員会における「自主・自立した運営を目指すべき」との提言を踏まえ、これまで「こどもの城」の指定管理業務の終了など、経営資源の選択と集中を進めるとともに、事務部門の合理化や組織のスリム化に取り組んできた。・令和7年度からは、あすなろの郷再編整備計画に基づき、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所する「県立施設(セーフティネット棟)」と、県立施設の入所対象とならなかった方が入所する「事業団の自主事業(既存施設)」に分かれ、自主事業については、事業団が一社会福祉法人として独立立採算で進していくこととなることから、より自立した運営が必要である。・入所者の心身機能の低下など高齢化・重度化が進んでおり、それらに配慮した支援の実施が必要になっている。また、強度行動障害を抱える入所者への対応には、障害特性を深く理解したうえで適切な支援を実施し、問題行動の軽減を図る必要があり、こうした支援に対する専門知識と高い支援技術を持つ職員の確保が求	(1) 自主・自立した運営・事業団は、これまでの県出資団体等調査特別委員会からの提言や、あすなろの郷再編整備計画を踏まえた施設運営を行うにあたり、自主的判断に基づく効率的・効果的な施設運営と人材の確保に向けた処遇改善等に取り組むため自立化する(県出捐金相当額1千万円を返還)。・あすなろの郷の再編に合わせた運営体制や給与体系の見直しなど、その事前準備等のため早期に県に出資金を返還し自立化する。・なお、令和7年度に新たに整備される県立施設(セーフティネット棟)の管理運営を行う場合についても、サービスの向上に努めつつ、引き続き経営の効率化を図ることにより、県費負担額の縮減に努めていく。 〈自立化後の対応〉・迅速な経営判断による効率的な施設運営、独立採算による自主事業の展開・職員の処遇改善(処遇改善加算制度※を導入し、非正規職員の						

【別紙7−1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

		THE PARTY OF THE P	<u> </u>	
No.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
			められる。 ・このような中、少子高齢化による担い手不足に伴い、福祉分野においてはより一層の人手不足が進むと予想され、入所者の障害特性等に応じた適切なサービスを提供していくためには、安定的な人材の確保と育成が必要となる。 ・こうした状況を踏まえ、事業団において自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要がある。	・入所者の障害特性等に応じた柔軟かつ迅速な人材確保 ・県からの人的・財政的関与の縮減(派遣職員(事務)の引上
			(2) 県の財政的関与の縮減 ・平成22年県出資団体等調査特別委員会における「あすなろの郷の運営費における県費負担額の抑制」として「平成23年度までに6億円まで削減」との提言を踏まえ、事業団では、業務の効率化による人員の削減、事務経費の節約などにより、平成23年度まで106億円まで削減する目標を達成(平成23年度県費負担額:330百万円)。 ・平成23年度以降、令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入所者の感染防止対策等により県費負担額が増えたものの、概ね横ばい傾向。 ・今後も、サービスの向上に努めつつ経営の効率化を図ることにより、県費負担額の削減に努めていくことが必要である。	員受け入れた上で、概ね安定した事業収支が見込めることを確認
34	笠間栗 ファクト リー(株)	①笠間市を代表する特産物「笠間の栗」のブランド化と新たな地域価値の創出を目的に、「栗生産者の所得向上」「笠間の栗の販路拡大」「笠間の栗のブランド価値向上」「笠間の栗をきっかけとした観光コンテンツづくり」に取り組む。また、地域との競争関係のもと、地域の新たな魅力づくりと魅力の発信、地域産業の発展や交流人口の創出を目指す。 ②「笠間の栗」を使用した加工品の製造、販売等 ③35百万円(31.8%)	・栗ファクトリー㈱が製造する栗ペーストについては、品質のばらつきが生じてしまうことや、工程の効率化が図れていないことなど、製造技術や工程管理に改善すべき多くの課題も顕在化してきた。 ・県としては、栗加工品の需要が非常に高まっている現状は、本県産の栗ブランド力を強化する絶好の機会であることから、この好機を逃すことなく、笠間栗ファクトリー㈱が抱える課題を解決し、その取引を早期に軌道に乗せることが急務であるとの認識。特に、品質のばらつきについては、「笠間の栗」に対する取引先の評価に直結し、ひいては県全体の栗ブランドの信用低下につながるおそれもあることから、品質の向上に向けて、主体的に対策を講じる必要がある。	・「栗産地の構造改革を促進し、笠間の栗生産者の所得向上を図る」という共通目的に向けては、笠間栗ファクトリー㈱の取組強化を図る必要があるとの両者の思惑が一致したことから、県、笠間栗ファクトリー㈱の両者合意のもと、県による出資の方向性を確認した。 ・県としては、笠間栗ファクトリー㈱への出資を通じ、まずは「笠間の栗」のさらなるブランド化と付加価値の向上を強力に推進することで、栗の生産地としての地位を一層強固なものとし、さらには、県全体の栗産地の構造改革につなげていく。

【別紙8−1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 重点的に議論した県出資団体等

			主点的に成品 した木山貝四 体寸	執行部の説明	
N	0.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
		恵島臨海 失道(株)	①鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道、茨城県及び進出企業の共同出資により、昭和44年4月1日に設立した。その後、日本鉄道建設公団が建設していた国鉄鹿島線(水戸駅〜北鹿島駅間)を、国鉄(現JR東日本)に代わって鹿島臨海鉄道㈱が経営することになり、昭和60年3月14日から、大洗鹿島線として旅客営業を開始した。 ②鉄道事業法による貨物及び旅客の運送業、JR東日本からの業務の受託 ③362百万円(29.5%) ④改善の余地あり	・車両については、計画的に新型車両の導入を進めてきたもの の、部材高騰により製造会社から急激な値上げを要請されたこと	・「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などとの連携による利用 促進策を展開するとともに、鹿島アントラーズのホームゲーム開 催日において、鹿島アントラーズやコンビナート企業と連携し、 神栖駅からパーク&ライドによるサッカー応援団体専用臨時列車 の運行を行い、貸切列車収入を確保する。 ・車両や鉄道施設の維持・修繕については、国、県、沿線市町の 補助金などを活用し、計画的に進めていく。 ・更新予定であった車両の修繕を行い、継続して使用するととも に、新型車両の導入については、第三セクター鉄道等協議会及び その会員と連携して、車両の共同購入を前提に複数の車両製造会 社に働きかけ、更新費用の低減を図っていく。 ・貨物事業については、鉄道未利用企業への営業活動の強化や大 型リフター導入による貨物取扱能力の増強により、輸送量の増加 を図っていく。
	6 F	写資源化 センター 料	熱エネルギーを電気や蒸気として回収することで地元2市と鹿島地域の立地企業が共同して廃棄物を処理するシステムを形成することにより、資源循環型の地域社会づくりを推進する。	み焼却施設を予定どおり令和6年4月に稼働開始すること、②再	・主な出資者により設置した鹿島共同再資源化センター将来構想 検討委員会において、将来の在り方検討を行い、令和5年3月、 清算すべきとの意見に集約された。 ・令和5年5月、鹿島共同再資源化センター(㈱取締役会において、令和5年11月末日での事業停止を決定した。 ・今後は、当法人において、解散・清算の法的手続等を進めていく。
	8 均	公財)茨 成県看護 致育財団	する。 ②県西地域の看護師養成確保を目的とした結城看護専門学校の運営及び地域の看護職員の資質向上のための研修を行う。	・入学者については、令和3年度までは入学定員を確保していたが、少子化や学生の大学志向等の影響により、令和5年度の入学者が大きく定員割れとなった。 ・教員については、県西地域では看護教員の資格を有する者が限られていることから、財団独自での教員の採用に苦慮しており、県、市及び病院からの派遣教員により運営しているところである。県への人的依存率を改善するため、近隣病院等への教員の派遣要請を行い、人材確保に努める必要がある。	・令和5年度は定員割れが生じ、入学者数が33名にとどまったが、今後は、公開授業・保護者向け説明会の開催や、入試の実施時期の前倒し等を行うことで、学生確保に取り組んでいく。・教員については、財団独自での採用に苦慮し、県や近隣病院からの派遣教員で運営がなされており、令和4年度の経営評価においても、常勤12名のうち、県派遣職員が5名となっており、県への人的依存度が高いとの御指摘をいただいている。この課題に対し、専任教員を確保するため、近隣病院に造して継続的に交渉を行った結果、新たな派遣元とのあどが立っている状況である・令和7年度以降も病院からの派遣を安定的に実現していくため、年度内に関係者と協議の上、教員派遣計画の作成を予定している。・引き続き、学生及び教員の確保に努めていく。

【別紙8-1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 重点的に議論した県出資団体等

		重点的に成論 した 末山 負担 体サ	執行部の説明	
No.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
18	(㈱茨城県 中央食肉 公社	①肉畜及び食肉の合理的な流通と公正明朗な取引市場の運営を図り、もって畜産の振興に寄与する。 ②肉畜のと畜解体、食肉市場の開設及び食肉の卸売業務、食肉及び副産物等の処理加工販売、食肉及び副産物等の冷凍・冷蔵保管 ③538百万円(28.3%) ④改善の余地あり	・牛肉や豚肉の消費動向は、国内人口が減少傾向にもかかわらず、横ばい又は微増傾向で推移しており、県内唯一の市場機能を有する県中央食肉公社に求められる役割は今後も大きいと考えられるが、当該施設は整備から40年以上が経過しており、品質の維持、向上を図っていくためには、計画的な施設、設備の修理や更新が必要な状況である。 ・また、公社は、現在、累積損失(令和5年3月期末236百万円)を抱えており、積極的な設備投資のためにも早期の解消が必要である。	・令和4年度に公社が新たに策定した第7次経営改善5ヵ年計画(令和5年度~令和9年度)に基づき、更なる経営改善に取り組み、累積損失の縮小に努めるとともに、集荷特任担当職員を中心に集荷促進を図り、営業利益を確保するよう指導する。・主な指導内容としては、作業不良による生産者への補償の削減、光熱費等の節約に努めることや、各種手数料の見直しなど、収益性の改善に取り組むことにより累積損失の早期解消に努めること、食肉の安全性向上、計画的な設備等の修繕、職員研修の実施による労働生産性の向上など、事業推進体制の強化による財務健全化に取り組むことを指導する。
26	茨城県道 路公社	①茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。 ②有料道路、駐車場の管理運営、県からの受託事業 ③8,309百万円(82.8%)	・令和元年度に策定した中期経営計画に基づき、収支目標に向けた増収対策を講ずることとしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって利用者が大幅に減少したため、有料道路の利用促進に努めるとともに、将来収支予測の精査、解散時期の再検証を行い、引き続き県負担が最少となる時期を見極めていく必要がある。	・交通量実績や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和6年度からの新しい中期経営計画を策定する。 ・県の道路整備プログラムに基づき周辺道路のネットワークを整備するとともに、交通量の増加に資する利用促進について検討を進め、料金収入の確保に努める。 ・将来収支予測を精査し、県負担が最少となる時期を見極めながら団体の解散時期を判断していく。
29	茨城県土 地開発公 社	①「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の 秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等 の取得及び造成その他の管理等を行い、公有地の拡大の計 画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福 祉の増進に資することを目的とする。 ②公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務 ・住宅・商業用地等の土地造成・管理・処分 ・道路・河川等の公共用地等の取得・処分等 ③30百万円(100.0%) ④改善措置が必要	・公有地取得事業等については、公社の役割を踏まえて、真に緊急性・必要性のある事業を厳選し、国直轄事業等の推進に資するよう着実に実施する必要がある。・土地造成事業として、ひたちなか地区の完成土地のうち22.3haについては、事業用定期借地権設定契約等の貸付を行っているが、未利用地7.0haについては、処分が進んでいない。土地利用についての地元市村等の要望を踏まえつつ、県関係課と連携しながら、早期の処分を図り、県無利子長期貸付金の償還に充当するなど財務の健全化を図る必要がある。	上で、公社を活用する意義は大きいことから、引き続き、積極的

【別紙8-1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 重点的に議論した県出資団体等

				執行部の説明	
1	lo.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
	30 J	(公財)茨 城県教育 財団	②埋蔵文化財発掘調査整理事業、生涯学習関連施設等管理	め、教育財団の自立化を進めていく必要がある。	・県民のニーズに応えられるよう、引き続き、中長期的な業務量 を勘案しながら県派遣職員の削減と教育財団の専門職員の採用を 一体的に進めるなど、自立化を図っていく。

			執行部の説明	
No	. 団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
3	(公財) ばらき文 化振興財 団	化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与する。平成11年からは、茨城県文化福祉事業団の文化部門を継承し、文化芸術に接する機会の提供、県民文化センターの管理運営及び大洗水族館の運営を行っている。 ②・文化芸術に接する機会の提供 ・文化芸術に関する普及、人材育成及び情報の収集、提供		・県内で活発な文化芸術活動が推進されるよう、県内各地で活動する文化活動団体等に対する支援を充実させるとともに、県内在住・出身の新人演奏家の活動・発表の場の提供のほか、公演や出前講座による児童・生徒をはじめ県民が文化芸術に触れる機会の創出を図る。
4	(公財)茨城県国際 交流協会	①平成2年に県が策定した「茨城県国際交流推進大綱」に基づき、地域レベルでの国際化を進めることを目的として設立された。また、平成24年に公益財団法人に移行し、協会においては、県民の国際交流、協力活動及び国際理解の促進とともに、多文化共生の地域づくりを推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成と多様性のある活力にあふれた地域社会の創造に寄与することを目的とする。 ②・外国人が安心して生活できる環境の整備、外国人による地域活動の推進	・各事業の実施に当たり、県補助金への依存度が高いことから、 民間助成金の獲得や賛助会員の増加など、自主財源の確保が課題 である。 ・市町村国際交流協会・民間団体等との連携や役割分担などを進 め、経費の縮減を図るとともに、事業の効果的・効率的な実施を 図る必要がある。 ・国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づ き、県と連携しながら「外国人材の受入れ」を支援する役割も期 待されている。	・外国人相談事業では、在県外国人の状況やニーズの把握に努め、対応が可能な言語の拡充やSNSでの対応を行うなど、外国人が住みやすい暮らしを支えていく。・外部資金の導入や新たな収益の確保について積極的に取り組むほか、賛助会員について、より一層PRを展開し、加入増を図るなど、あらゆる機会を捉えて収益確保に取り組む。・県域の国際化協会として、中核的・先導的な事業を実施することにより、市町村国際交流協会や民間団体等とのより効果的・効率的な連携を図っていく。・これまでの活動で築いた県内留学生とのつながりを生かし、外国人材支援センターや大学等とも連携して、留学生の県内定着支援に取り組む。
5	(一財)茨 城県環境 保全事業 団	①廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与すること。 ②・産業廃棄物及び一般廃棄物の処理	・埋立てが進んでいる現産業廃棄物最終処分場の管理運営に加え、新産業廃棄物最終処分場の整備運営主体となったことを踏まえた、廃棄物処理事業に係る計画的な事業運営が求められている。 ・設立目的に沿って環境保全に寄与し、環境汚染の防止対策などの環境保全活動に積極的に取り組む必要がある。	・現産業廃棄物最終処分場の埋立て可能な残存容量を踏まえ、新産業廃棄物最終処分場の開業目標時期まで継続的な廃棄物の受入れを確保するとともに、新産業廃棄物最終処分場の整備運営主体として、計画的に事業を進めていく。 ・今後も、公共関与の廃棄物処理施設として、県・市町村の施策や事業へ積極的に協力していく。

			このに、 個別の外田英田仲寺	執行部の説明	
N	0.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
	7 t	(公財)茨 成県消防 協会	上、地域連携の強化、消防団員・職員の士気の高揚及び消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。 ②国、県及び市町村と連携・協力し、消防防災思想の啓発普及、消防防災に関する調査・指導・講習、消防防災諸団体の	・消防協会長表彰や叙勲・報償祝賀会、殉職者慰霊祭の開催により消防職・団員の士気の高揚を図っているが、特に消防団員については、処遇改善や装備の充実強化を行うことにより、更なる士	・消防団員数の減少に歯止めをかけるため、若い方や女性を中心とした団員の入団や機能別消防団員制度の導入、消防団活動に協力的な事業所を認定する「消防団協力事業所表示制度」の活用について、連携して市町村に働きかける。・消防団債の更なる士気の高揚を図るため、団員の報酬額の引上げや直接支給への切替えを呼び掛けてきたところであり、引き続き、処遇改善に向け、連携して取り組んでいく。また、日本消防協会や関係団体の事業を活用し、連携して、消防団にAEDやトランシーバー等の装備品の充実を図っていく。・消防団活動を広く周知するため、引き続きホームページ等を活用し、広報するとともに、より充実した広報活動を行うため、消防団活動を紹介する動画の作成や大学の防災関連講座での消防団のPRなど、県や市町村が実施する若い方を対象とした広報活動について、連携しながら進めていく。
	9 1	(公財)い ばらき腎 蔵財団	①臓器移植を普及促進するとともに、慢性腎臓病予防の総合的な対策を図り、県民の健康、福祉の向上に寄与する。 ②・臓器移植推進に関する事業・慢性腎臓病予防に関する事業 ③281百万円(67.2%) ④概ね良好	・県内の脳死下・心停止後の臓器提供件数は、着実に増加しているものの、その数は移植を希望して待機している患者数に比べると大きく不足している状況であるほか、待機患者になり得る透析導入患者の増加も抑制されていない状況である。近年の金融環境により、基本財産運用益の増収が見込めないことから、自主財源の確保を図り、事業規模が縮小しないようにする必要がある。	・「いのちの学習会」など、いのちの大切さや臓器移植の意義を 普及啓発する事業について、本県における臓器提供者の更なる増 加につながる効果的な方法を模索していく。また、慢性腎臓病予 防のための講演会についても、待機患者の増加抑制につながるよ うに工夫をしていく。 ・賛助会員の拡充や寄付金の募集等により、事業に必要な自主財 源の確保を図っていく。
		(公財) いばらき 中小山 ウローバ ル推進機 構	進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって本県産業の振興に寄与するため、公益法人として茨城県の全額出資により設立。	一方、中小企業が海外展開に挑戦しにくい要因として、海外展開に係る専門知識が不足していることなどが挙げられるため、機構組織の充実強化や他の支援機関との連携をより強化するなど、機構の海外展開支援機能の更なる向上が求められている。	・県と連携しながら、食品・加工品の輸出・海外販路の拡大に向けた取組を強化していくとともに、ものづくり分野においても、県内中小企業と密接な関係を持つ機構の強みを生かし、高い技術力や魅力ある製品を持ち、海外市場に挑戦する企業を掘り起こし、海外展示会への出展支援や専門家による伴走支援などを行い、県内企業の海外展開を促進していく。これに併せて、知財相談や創業支援などの国内向け事業を他機関等へ引き継ぐ見直しなどを行い、機構の海外展開部門の充実強化や海外事業の拡充に取り組む。また、機構、県、ジェトロをはじめ、県内の産業支援機関や金融機関との連携を強化し、広範なネットワークによる支援を展開することにより、県内中小企業が海外展開に挑戦しやすい環境を整備していく。
	2 1	(公財) 茨 成県開発 公社	る地域振興事業の推進及び安全・安心な水の安定供給に資する事業の支援により、県政の健全運営及び公営企業の健全経営の確保に協力し、県土の均衡ある発展と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。	・昨今の燃料価格・物価高騰の影響や新型コロナウイルス感染症の動向により、今後の経営についても予断を許さない状況にあるが、その一方で、産業用地開発の推進など、公社事業への期待や要請は高まっているところである。事業環境の変化にも柔軟に対応しながら、引き続き公益法人として安定的かつ継続的な経営を確保する必要がある。	・今後も、県をはじめ、市町村等と連携を図りながら、工業団地整備や宿泊施設など地域の特性を生かした地域振興事業に積極的に取り組むことにより、県勢の発展、県民福祉の増進に寄与していく。 ・新たな工業団地の整備に当たっては、県及び市町村との連携による市場ニーズに応じた開発を推進する。

			執行部の説明	
No	. 団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
		・収益事業 宿泊施設事業、日帰り温泉施設事業、ビル管理事業、立 地促進事業 ③80百万円(61.5%) ④概ね良好	実施しており、プロパー工業団地の分譲等は、令和3年度をもって完了した。新たな工業団地の整備については、リスクを十分に	法を継続し、適切な施設運営を行う。 ・茨城空港の民航機の乗り入れについては、令和5年10月29日から、弾力的な運用が開始されたことから、新たな路線の誘致等により、利用者の増加に取り組むとともに、今後の旅客ターミナルビルの在り方について検討していく。施設の運営については、動でといる。 後、国が空港経営改革の中で進める国管理空港の民間委託の動を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。 を踏まえながら、将来的に適切な管理手法を検討していく。の誘致により施設の利用促進を図る。まなおいるとともに、地元中ル条約登録とて自然をを認ってきるよう、できるよりに供給でなるととを促進する。 ・今後も要とで安心な水をするに供給でなる人材育成や適正な人後も後もでなれた動とを定的に供給でなる材育成や適正な人員配置により、様々な売上向上策の検討・導入等により収益の確保に努めるとともに、計画的な施設修繕による適切な維持管理に努める。・引き続き、高い入居率を確保するため、テナントの誘致に努める。・引き続き、高い入居率を確保するため、テナントの誘致に努める。・引き続き、高い入居率を確保するため、テナントの誘致に努める。

			執行部の説明	
No.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
13	茨城県信 用保証協 会	の維持・創造・発展に取り組んでいる中小企業者に対して、 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより信用を創造し、『信用保証』を通じて金融の円滑化		・中小企業者の財務内容だけではなく、事業内容や成長可能性を 適切に評価し、現場ニーズを丁寧に把握しながら、適正保証の推 進に取り組む。また、中小企業者のニーズに応じた専門家の派遣 等による経営改善支援のほか、茨城県中小企業活性化協議会等と 連携した再生支援に取り組む。
14	(公財)茨 城カウン セリング センター	行い、その成果を広く地域に提供するとともに、勤労者等の心の悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉の向上と豊かでゆとりある職場づくりに寄与することを目的とする。 ②・カウンセリング(こころの相談) ・講師派遣、コンサルティング、カウンセリングマインド	・あらゆる機会を活用して法人契約先やサポーター(個人寄付者) の増加に努めるとともに、講師派遣やカウンセリング講座の利用 促進を図り、収益の確保や事業の拡充に努める必要がある。	・近年メンタルヘルス対策への社会的要請が高まっていることから、引き続き、企業の労務・人事担当者等に対して、より積極的な情報提供等を行い、勤労者の働きやすい職場環境づくりも含めた幅広いサポートに取り組む。 ・会員等への積極的な情報提供等を通じ、法人契約やサポーターの新規開拓による収益確保を図るとともに、オンライン研修や講座のネット配信などのデジタル技術を活用し、引き続き事業の拡充に努める。

			このに、旧別の水田東田仲サ	執行部の説明	
N	0.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
	.5	射ひたち なかテク ノセン ター	産業の集積の促進に関する法律」 (通称:頭脳立地法) に基づき、電気・機械産業や、エネルギー、情報関連産業が集積		・ビジネスオフィス等賃貸事業では、営業プロジェクトチームを中心に、不動産業者や県内外の展示会等における営業活動を更に強化し、新規入居企業獲得を図るとともに、入居ニーズへの柔軟な対応や快適で高品質なビジネス空間の提供を図ることで退去防止及び入居率の向上に一層努める。 ・企業支援事業では、国・県・市町村等の動向を注視しつつ、地域産業の発展に資する創業支援などの新規事業獲得強化に努めるとともに、受託事業の効率的な運営や実施体制の見直しなどの経費削減に向けた取組を推進することで採算管理を徹底し、利益確保につなげていく。
	6 石	粉つくば 开究支援 センター	①筑波研究学園都市の科学技術の集積を最大限に活かし、産 学官連携の下で研究開発支援や新産業・新事業の創出・育成 を通して地域の活性化に貢献する。	・施設提供事業については、社会情勢の変化による利用者のニーズの変化に対応するため、施設設備の計画的な修繕や維持管理を行い、良質なオフィス環境を提供することにより、引き続き高い入居率を維持していく必要がある。 ・ベンチャー支援・産学官連携事業については、様々な機関との連携を強化し、ベンチャー企業等に対する支援機能の充実・強化を図っていく必要がある。	新や修繕工事など施設印象を高めるリニューアル工事を継続して
	7 ^均 主	(一財)茨 成県科学 技術振興 け団	①本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進 及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興 に寄与すること。 ②・つくば国際会議場の管理運営 ・科学技術振興事業 ・研究開発奨励事業 ③34.7百万円(98.0%) ④概ね良好	・つくば国際会議場の指定管理者の代表団体として、利用収入の 増加に向けた取組を実施し、つくば国際会議場管理運営等事業の 健全な運営に努めるほか、本県の科学技術の振興に寄与していく 必要がある。	・つくば国際会議場については、引き続き、経費削減に努めるとともに、利用者ニーズに対応したサービスを展開し、選ばれる施設となるよう努めていく。 ・設立目的である本県の科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化促進に取り組み、本県の科学技術の振興を図っていく。

	ての他、個別の県出貧団体寺		しい心、心がい不山貝凶冲守	14.4~	
				執行部の説明	
No	. 団体	名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
1	(公社) 城県農 振興公	沙茨林社	林等自然環境の保護を図り、もって国民生活に不可欠な安全で安心な主要農作物等園芸作物の安定供給の確保並びに県民生活の利益の増進に寄与することを目的とする。 ②・農地中間管理業務 ・野菜価格安定業務	・最近の社会情勢の変化を踏まえつつつも、当公社は公益目的事業が全体の約95%(経常費用ベース)を占める事業構成であるため、現行の事業活動の安定性と継続性を保持することを基本に、適正な組織体制や財源を確保する必要がある。 ・農地中間管理事業、経営構造対策事業、農業コンサルタント事業、農業担い手育成事業など県行政を補完しつつ安定的な経営を行ってきたが、将来にわたり健全な運営を図るため、引き続き経費節減や経営効率化等を進める必要がある。	・本県農林業の発展に貢献する公益社団法人として、県民及び会員から評価を得ることが重要であることから、自らの着実な事務執行はもとより、県、市町村、JAグループをはじめ関係団体等と適切な役割分担をし、それぞれと協力しながら各種事業の実効性を一層高めること、また、会員の利益に資する相応のサービスを提供することを念頭に、「事業活動の充実」と「健全な公社経営」の均衡のとれた運営を堅持していく。・本県農林業の発展に貢献する法人として安定的・継続的に事業を実施するため、より一層のコスト意識を持った経営の効率化による事業運営の効率化に努める。・所管課と連携して、本県農林業施策を推進する上で、効率的・効果的に事業を実施するための適正な組織体制等を見極めながら、人的・財政的関与の見直しを進めていく。・昨今の社会情勢の変化等を踏まえ策定された中期経営計画「茨城県農林振興公社運営の基本方向(2022-2025)」に基づき、効率的な事務事業の執行に努める。
2	茨城県 業信用 金協会	「	ている団体であり、農業協同組合その他の融資機関が行う農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金等の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。 ② ・農業者等が融資を受ける際に、融資機関に対して生じる債务の保証で、その債務に事故があった場合には債務者に代	・令和4年度末における保証実残高は、新規保証の増加により、前期末比で増加しているが、保証実残高及び求償権残高における住宅ローンの割合は依然として高い状態にあることから、今後も、JA等の融資機関と連携して、できる限り設立目的に沿った本県の農業近代化や生産性向上に結びつく保証の引受け等に取り組む必要がある。 ・離農や破産等による代位弁済の実行が増加していることから、融資機関と連携した適正な保証審査の実施や初期延滞管理の徹底、求償権による管理回収の強化に取り組むとともに、高い弁済能力比率(令和4年度末912.2%)の維持など、引き続き健全な事業運営に努めていく必要がある。	・本協会として、JAバンク等との連携による農業近代化資金等融資機関への制度周知及び利用促進の実施や、農業者のニーズに応じた経営支援のための保証実施などにより保証機能の充実強化を図っていく。 ・JA等融資機関との連携による初期延滞先に対する具体的対応策の提案や督促の実施などにより、保証付貸付金の期中管理を徹底するとともに、適時適切な求償権の回収を実践していく。・県所管課との連携を密にしつつ、設立目的に沿った本県農業の近代化及び生産性向上に結び付く積極的な債務保証引受けに取り組むとともに、引き続き、財政基盤の充実と高い弁済能力比率を維持し、健全な事業運営に努めていく。

21 (公社) 茨 様に関係の連携して突波県内の体業担い手の育成線を雇用したことや、新法人移行にい、素たな法人名を入れた夢 各種事業の債種的欠実態度を図ることなどにより、効率的な 機利用の推進、森づくり、緑化運動が建造、森林上本事業の 経常菌様類が耐水としたことがら、更なる収益の確保や費 機能に関する体制策の効果が表すを使用したことから、更なる収益の確保や費 教 体 本				執行部の説明	
2.1 (公社) 表 (公社) 表 (公里) 会 (公里) 表 (公里) 会 (公里)	No.	団体名	①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	, , , , , ,
の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発 機が増加していることを踏まえ、種苗生産の更なる効率化による 展に寄与することを目的とする。 (公財)茨 22 (公財)茨 22 域県栽培 漁業協会 (公財)那 1月) 1月) 11] 11	21	(公社)茨 城県森 林・林業	め、林業関係団体が連携して茨城県内の林業担い手の育成確保、林業経営体の経営改善、森林管理の推進、森林資源の循環利用の推進、森づくり・緑化運動の推進、森林土木事業の推進に関する各種施策の効果的な実行を促進し、もって県民の公共福祉への貢献、緑豊かな県土の保全、山村地域経済を支える産業の育成に寄与する。 ② ・林業労働力の確保・育成と林業事業体の雇用改善指導等・林業の衝興を図るための普及啓発及び調査研究・緑化事業・治山林道事業等の調査・測量・設計業務・林業会館の管理と事務所及び駐車場の賃貸業務・「動し、10%」、※令和4年度に県の援助法人になった。	を雇用したことや、新法人移行に伴い、新たな法人名を入れた募金関係資材の作成を行ったことによる消耗品費等の増加により、経常増減額がマイナスとなったことから、更なる収益の確保や費用の縮減を図る必要がある。	・現行では4部体制としている各部相互の連携を促進するほか、 各種事業の積極的な実施を図ることなどにより、効率的な事業運 営体制の構築と収益確保に努める。
(公財) 那 可川沿岸 土地改良 基金協会 上地改良 基金協会 上地改良 基金協会 上地改良 基金協会 上地域の用水営農推進のための講演会や現地研修会の開催 上地域の開催を変更に受けるといった。	22	(公財)茨 城県栽培 漁業協会	の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。 ② ・水産動物の種苗の生産及び放流に関する業務・水産動物の種苗の放流効果の実証に関する業務・つくり育てる漁業の普及啓発に関する業務・前記の事業を実現するために必要な技術開発及び調査研究業務 ③56百万円(44.1%)	費が増加していることを踏まえ、種苗生産の更なる効率化による経費の削減を図る必要がある。 ・県において推進している養殖業の振興に不可欠な養殖用種苗の生産を需要に応じて安定的に行うことができるよう、生産技術を向上させる必要がある。	・養殖用種苗の生産技術向上については、引き続き、これまで培ってきた種苗生産技術を活用しつつ、各種試験を通じて技術研鑽に努め、養殖事業者の養殖スケジュールに応じられる安定的な種苗生産に取り組んでいく。
④概ね良好	23	(公財)那 珂川沿岸 土地改良 基金協会	的かつ健全な発展を図り、もって国民への安定的な食料供給の確保並びに耕作放棄の防止など、国土の保全に寄与することを目的とする。 ②・国営那珂川沿岸農業水利事業等に係る農家負担金の軽減対策資金の造成及び運用・管理・那珂川沿岸地域の用水営農推進のための講演会や現地研修会の開催 ③300百万円(50.0%)	目的ではない債券は市場金利の動向に大きく影響を受けることから、引き続き安全かつ効率的な運用に努める必要がある。 ・国営土地改良事業が令和8年度に完了する予定であることから、地元負担金償還後の当協会の在り方について検討する必要がある。	・国営事業の完了年度までに、基金積立金を関係市町村や土地改 良区へ配分する必要があるので、その準備を着実に進めていく。 国営事業の地元分償還が終了した後は、当法人の設立目的が希薄 化していないか、社会的・公益的要請が薄れていないか、今後の

		しの心、個別の末山真団体サ	執行部の説明	
No.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
24	(一財) 茨城県建 設技術公 社	人(平成24年4月から一般財団法人へ移行)であり、茨城県	・令和23年度まで実施する公益目的支出計画に基づく事業を確実に実施するとともに、社会貢献事業を通じて県・市町村職員の建設行政の更なる効率化及び技術力向上の支援に、なお一層努める必要がある。	・県及び市町村の抱える建設技術に関する課題を的確に把握し、 社会貢献事業を通じて最新技術の活用を支援するとともに、研修 事業などの充実を図る。また、受託業務においては、質の高い サービスの提供に務め、県及び市町村職員の技術力向上に寄与す る。
25	(一財) 茨城県建 設技術管 理セン ター	①建設技術の向上と公共工事等の品質確保を図るとともに、 建設副産物の有効利用を促進することにより、良質な社会資本の整備と循環型社会の形成に寄与することを目的とする。 ②・建設材料の品質試験及び調査研究 ・建設発生土の利用調整及びストックヤードの設置・管理 連営 ・建設副産物の有効利用に関する調査研究及び事業 ・建設技術者等の育成と研修 ・建設技術情報等の提供 ③28百万円(25.0%) ④概ね良好	・建設業に携わる公共工事発注者及び建設業者等の技術力向上を図るため、公益目的支出計画に基づいた事業を継続して実施していく必要がある。	・IS017025認定維持に必要となる、職員の技術力向上につながる体制を確立し、技術の研鑽を図る。 ・公益目的支出計画に基づく研修・広報事業を着実に実施しており、今後もこれまでに蓄積した高い技術力を広く社会に還元するため、更に内容の充実に努める。
27		①鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理・運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、茨城県・地元公共団体(旧鹿島町・旧神栖町・旧波崎町)及び民間の共同出資により設立。 ②・曳船事業・倉庫事業・通船事業 ③150百万円(50.0%)	り、鹿島港の発展に寄与している。経費削減や収益事業の強化等	・曳船事業においては、各港の需要に見合った効率的な配船及び老朽化した船舶の計画的な更新に努めるとともに、船員の人材確保・育成に向けた取組をより一層推進し、適切な資産構成・管理に努めていく。その他の事業分野においても経営環境の変化や顧客ニーズに的確に対応した営業展開を図り、安全で質の高いサービスを安定的に提供することで顧客の信頼と確保に努めていく。・カーボンニュートラル等の社会的な要請に対応するため、クリーンエネルギーを使用する次世代船舶の検討や電気自動車の導入などに取り組み、カーボンニュートラルポート形成の実現に貢献していくとともに、引き続き第三セクターとして、公共港湾施設の管理運営はもとより、県・地元自治体・立地企業等と連携調整を図りながら定期コンテナ航路の維持・拡充と安定的な貨物誘致に向けた活動を展開し、曳船事業や物流事業の稼働率を更に高め、収益力の向上に努めていく。

【別紙9-1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

				執行部の説明	
N	о.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
4 2	28	㈱茨城 ポート オーソリ ティ	管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、更には大洗港区及び日立港区の後背地開発への参画に取り組むなど、地域社会の発展と振興を図ること	・港湾施設の整備進展等に伴う取扱貨物量の増大やカーボンニュートラルポート形成の推進、物流の2024年問題など、法人を取り巻く経営環境の変化や課題を的確に捉え、利用者のニーズに対応した的確かつ迅速なサービス提供に努め、茨城港の更なる利用促進を図り、県内産業の発展に資する港湾運営が必要である。	・引き続き、荷主企業、物流会社、船社、県及び地元自治体との連携を密にし、ニーズの把握やサービスの拡充によりコンテナ貨物をはじめとした取扱貨物量の増加に向けた取組を積極的に進めていく。 ・カーボンニュートラル等の社会的な要請に対応するため、港湾設備の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、港湾内の電動化や自動化などの取組を検討し、カーボンニュートラルポート形成の実現への貢献を目指す。 ・物流の2024年問題についてドライバーの労働時間の短縮や環境負荷低減に寄与するため定期内航RORO航路やフェリー航路の利用促進に取り組んでいく。
;)	(公財) 茨城県ス ポーツ協 会	任体制の確立及び事業の積極的な推進を図るとともに、体	行や経費の削減に取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備を推進していく必要がある。 ・茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックの開催により高まった県民のスポーツへの関心を維持するとともに、引き続き、県及び関係機関等と連携を図り、世界・全国で活躍するトップアスリートの創出に取り組んでいく必要がある。	の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行や経費の削減

【別紙9-1】第4章4 各団体の概要、課題及び今後の対応 その他、個別の県出資団体等

		このに、 個別の米山東国体サ	執行部の説明	
No.	団体名	団体概要 ①設立目的、②主たる業務、 ③出資額(出資比率)、④経営評価結果	課題	今後の対応
322	(公財)茨 城県防犯 協会	て、防犯思想の普及・高揚、善良な風俗の保持及び風俗環境 の浄化並びに少年の非行防止を図るとともに、各種の防犯団 体の円滑な連携・発展を推進し、犯罪の防止及び青少年の健 全育成に寄与する。	・防犯ボランティア構成員の高齢化の傾向にあることから、若手 構成員の獲得が必要である。	・財政基盤の強化を図るため、引き続き県内企業・団体の個別訪問や広報誌「ちいきあんぜん茨城」等への掲載を通じ、協会活動への賛同を募り、賛助会員の新規獲得に努めていく。・令和5年度に利回りの良い公債を新規購入するなど、専門家の助言を得ながら健全な資産運用に努めている。・若手構成員の獲得のため、防犯パトロール等の必要性を浸透させ、防犯ボランティア活動の活性化を図るとともに、功労のあった団体や個人に積極的な賞揚を実施する。
333	(公財)茨 城県暴力 追放推進 センター	推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的		・当センターの業務は、不当要求防止責任者講習と暴力団関係相談が中心となるが、責任者講習については、集合講習に加えてオンラインによる講習も導入しており、引き続き、受講者が受講しやすい環境の整備に努めていき、講習内容についても具体的な事例を交えた実践的な講習を実施していく。また、相談事業についても県民に寄り添った対応を心がけ、警察及び弁護士との連携を密にして問題解決を図る。・当センターの活動を知ってもらうため、各企業の研修やキャンペーンなどあらゆる機会を捉えて広報活動を実施し、認知度の拡大を図っていく。また、安定した事業を実施するため、業務活動に賛同する賛助会員を募集し財政基盤の充実を図っていく。

				執行部の対応方針に対する審議	V 131 C 1107 C 0 00 2	
N	0.	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
			【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。	_	_	_
	1 厚		・長期借入金残高のスムーズな返済に向けて、鹿島都市開発㈱に県がしっかり関与していくとの前向きな考えが確認できたため。	_	【第3回一説明聴取】 ・ホテル事業等譲渡後は、これまでホテル事業の経営改善に注力していた経営資源を残る3事業に振り向けることで、一層の業務の質の向上や効率化を図る方針である。・ホテル事業等譲渡後は1~2億円程度の当期純利益を確保できる見込みであり、借入金の償還や債務超過の縮減を進めていくこととしているが、一方で、売上規模が縮小することから、鹿島土地開発の経営の健全化・自立化に向けては、ホテル事業譲渡代金の一部を県からの無利子借入金の償還に充てた上で、現在年間3.8億円となっている償還額の圧縮や償還期間の延長など、償還計画を見直すことを検討する予定としている。	返済計画の見直しの具体的な提案 をするなど、法人と十分協力をし
				とあるが、計画的返済がまだ示せないのは危機意識がないのではないのか。今回の委員会で具体的な償還・経営計画が示されて当然と考えているが、どう考えているのか。	・償還計画の見直しは、事業譲渡代金の一部を無利子貸付金の返済に充てる予定である。現時点で譲渡代金が決定していないことから、償還計画は今後検討していく予定である。残存する事業では継続的に黒字を計上しており、売却代金決定後、具体的な償還計画を見直すことで償還可能と考えている。	
				期純利益が1~2億円の見込みとのことだが、償還計画が長期間になるのではないのか。それに対	・事業譲渡後の利益は1~2億円を予定しているが、この数字はかなり固く見積もった計算であり、多く利益がある年もある。鹿島都市開発㈱が年度当初必要となる運転資金を確保しながら経営に無理のない範囲で償還計画を見直すこととしている。	
				れまでは年3.8億円の返済ができていたにもかかわらず、事業譲渡後には、返済額を縮減し長期返済を再考しなければならないのはなぜか。	・鹿島都市開発㈱では保有する事業からの利益からの債務償還に加え、近年はキャッシュ残高を切り崩しての返済が続いている状況である。キャッシュ残高も運転資金を確保できない程度に減少することが見込まれることから事業譲渡後は償還計画の見直しが必要と考えている。	
				【第3回一田山委員長】 ・鹿行地域、鹿島、神栖の発展に寄与してきた功績を称えるとともに、これからの将来展望をするに当たっては、放棄に近い手法も事例があることも考慮し、鹿島都市開発の将来にしっかり関わっていただきたい。	_	

				執行部の対応方針に対する審議		
l	No.	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
			・ホテル事業売却後の残りの事業でも、鹿島都市開発㈱が十分経営を継続できるよう今後支援していくという県の考え方が確認できたため。	「第2回-常井委員外議員】 ・売却金額の配分は単なる配分ではなく、貸付金があることを考慮した配分にしないのか。 ・債務超過の状況は変わらないと思うが、残余の事業で経営が成り立つのか。売却代金決定したととった。でほしい。 「第3回-村田委員】 ・負債を抱えながら、今後も鹿島都市開発㈱が経営していけるのか、譲渡後の鹿島都市開発㈱の経営の見通しをどう考えているのか。また、今後、どのような支援に取り組んでいくのか。	【第2回一常井委員外議員への答弁】 ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱は、施設管理事業、設計管理事業が残るが、これらの事業については継続的に黒字を計上していることから、会社として存続が危ぶまれることにはない事業については、県あるいは地元、市からの委託・一方で、残る事業については、県あるいは地元、市からの季にいて、競争力のある企業として、人ものと認識している。 「第3回一説明聴取】・設計・強がこれまでにおもに、等等を行っている。」 「設計・投入の表別を引き続き果たしていきたい。 ・超声であることから、事業につ関するノから、事業を継続いてにおもに、今後の鹿島地域の振興における役割を引き続き果たしていたがい。 ・ 固定資産評価額の配分では、建物が8割、土地が2割である。市開発㈱への譲渡代金のう変更は想定していない。 ・ 直定資産評価額の配分では、建物が8割、土地が2割である。市開発㈱への譲渡代金の前ろ変更は想定していない。 ・ 事業譲渡後、残余する事業では継続的に黒字計上しており、満市る予定であり債務を考慮した配分変更は想定していただけるものと考えている。 ・ 事業譲渡後、残余する事業では継続的に黒字計上しており、満市発でも、第発でも、まれるとは認識して存続していただけるものと考えている。 ・ これまでの実績や経験、ことを続していただけるものと考えている。 ・ これまでの獲得に対して、経営に充てたたに、第分ので、経営に充てた生産の当時でいる。の債務の償還は可能である。なお、償還計画に見直しに当たって、関閉のに黒字を計上しており、償還計画に見直しに当たって、関連計画の見直しに当たってで、大きに必要となる運転資金を確保した形で、実施する発達員の処遇にも十分に配慮した上で、実施する予定では、残る従業員の処遇にも十分に配慮した上で、実施する予定ではある。	継続できるよう、必要に応じ支援 を行うとともに、今後の法人経営 をしっかりと注視していく必要が
				【第3回-田山委員長】 ・ホテル事業譲渡後の鹿島都市開発㈱が引き続き 地域の中で事業を継続できるよう、しっかりフォ ローしていただきたい。	_	

				執行部の対応方針に対する審議		
N	0.	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
				【第11回-村田委員】 ・優先交渉権者決定後に、新たな法人名(譲渡 先)が出てくるほか、譲渡にあたり想像以上に費 用がかかっているなど、交渉がシビアな状況に なっていると認識している。譲渡後の鹿島都市開 発㈱の経営に対する不安があるが、県はどう考え るか。また、現在の優先交渉権者との調整状況を 立教示願いたい。県には鹿島都市開発㈱任せでは なく、最後まで責任をもって対応していただきた い。	・譲渡後に残る施設管理事業・設計管理事業・土地管理事業は継続的に黒字を計上し、直近3年間でも、3~4億円の当期純利益を計上。最も売上げが大きい施設管理事業は、主に県や市等の地方公共団体が所有する下水道施設や上水道施設、給食施設、衛生施設等の生活に不可欠な都市のインフラ施設の指定管理や運営受託であるが、鹿島都市開発㈱は、施設運営の実績や経験、ノウハウを活用して競争力を高め、引き続き施設運営の受注を獲得し、地域住民の安心・安全の確保に貢献していく意向である。また、譲渡後は、ホテル事業の経営改善に注力していた経営資源を残る3事業に振り向け、業務の質の向上や効率化を図り、現在受注している案件の維持のみならず、新たな受注先の確保にもチャレンジする方針であり、今後とも純利益の維持・向上に努めていく意向である。 ・譲渡に伴い売上規模の縮小に加え、譲渡に際して様々な費用負担も生じたことなども考慮し、鹿島都市開発㈱が安定的な経営を継続しつつ、確実な債務償還をできるよう、年度償還額の圧縮や償還期間の延長なども視野に入れた償還計画の見直しを実施する予定である。 ・優先交渉権者とは、契約しているテナント等の契約の承継や予約システムの切り替え等、テナント入居者や従業員はもちろん、利用客にも不安がないよう調整を進めているところ。詳細は答えられないが、県としても鹿島都市開発㈱とも相談のうえ、不安が生じないよう交渉に関与している。現時点、交渉は順調に進んでおり、令和6年10月上旬の譲渡完了する見込みである。	
			・過去の出資団体等調査特別委員会 (平成26年) においても、ホテル事業 の民間売却等を視野に入れた検討につ いての提言を行っていることを考慮す するべきであるため。		【第3回一説明聴取】 ・過去の出資団体等調査特別委員会の提言では、「ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。」、「将来的には県関与を廃止し自立化を図るべき。」、「設計管理事業について民間と競合せず、公共性、公益性が発揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべき。」との指摘がある。	_
			・ホテル事業売却後も鹿島都市開発㈱ の従業員の雇用環境や処遇などについて、県が関与していく考えが確認できたため。		【第3回-説明聴取】 ・設計管理事業については、鹿島都市開発㈱がこれまでに蓄積した設計・施工管理に関するノウハウが地元にも信頼を得ており、加えて現状黒字であることから、事業を継続し、今後の鹿島地域の振興における役割を引き続き果たしていきたいと考えている。	・ホテル事業売却後も鹿島都市開発㈱に残る従業員の雇用環境や処遇などについて十分配慮しながら、同社の指導、助言を行う必要がある。

		2.3.22.2	執行部の対応方針に対する審議		
No.	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
			援措置が必要と考えるが、県ではどのように考えているのか。	・ホテルでの勤務を希望する者は譲渡先への勤務を公募条件とするとともに、移籍を希望しない者は鹿島都市開発㈱の残存する部門での勤務をしていただく。雇用の条件についても、譲渡先と協議し、より良い条件で雇用いただけるよう鹿島都市開発㈱と県で取り組んでいきたい。また、譲渡先への移籍、鹿島都市開発㈱への残留いずれも希望しない者には、雇用相談等を希望する場合には、県の就職支援センターとも連携し、本人の希望を聴きながら丁寧に対応する。	
			【第3回一田山委員長】 ・ホテル事業譲渡後も鹿島都市開発㈱の従業員の 雇用環境や処遇などについて十分配慮するととも に、継続的に関与していただきたい。 ・現地調査においては、民間売却後の雇用の保障 を不安視する声を多く聞いた。 ・今回の民間売却はやむを得ないが、この背後に は長年ホテルを支え、地域を支えてきた従業員が いることを忘れないでいただきたい。 ・残された鹿島都市開発㈱が引き続き地域の中で 事業を継続できるよう、しっかりフォローしてい ただきたい。	_	
			た事業主体として地域活性化のために官民共同事 業をするものだが、鹿島都市開発㈱は第三セク	・残存事業の中で特に売上の大きい施設管理事業は下水道施設や 水道施設、給食センターなど地域の生活に密着したインフラ施設 の運営管理を担っている。鹿島都市開発㈱がこれまで培ってきた 経験や知識、独自のノウハウを活かし、今後も現在の委託業務が 引き続き受託できるよう努力し、役割を果たしていく。	あることを踏まえ、地域の活性化 の一翼を担う存在となるよう、地
			ことができるのか。	・引き続き雇用を希望する従業員について、雇用継続を条件として設定したうえで、公募時に、雇用面でのモデル的な給与体系の提案を求め、従業員の処遇面も審査対象に含める。県としては、雇用条件についても審査条件に含め、適正に審査を行うなど、今後も、責任をもって関与していきたい。	
			うな関与をしていくのか、ある程度の役割を担う	・神栖市の関与について、神栖市への譲渡は市としても困難である。ホテルは今後にぎわいとしての施設として残すこと、鹿島都市開発㈱は地域に貢献する企業として今後とも、地元市と協議していい形で進めていきたい。	

			執行部の対応方針に対する審議		
No	. 団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
		【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。	_	_	_
10	(社福)茨城県社会	・ (社福) 茨城県社会福祉事業団の自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営や人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要があることを考慮するべきであるため。	_	【第2回一説明聴取】 ・再編整備計画に基づき、あすなろの郷は令和7年度から、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所するセーフティネット棟と既存施設を活用したそれ以外の方が入所する(社福)茨城県社会福祉事業団の自主事業に分かれることとなるが、自主事業については、(社福)茨城県社会福祉事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくことになるので、より自立した運営が求められている。 ・入所者の高齢化や障害の重度化が進んでいる。このため、支援を行う専門知識や高い支援技術を持った職員の確保と育成が求められているが、福祉分野の人材不足が進んでおり、こうした状況を踏まえ、(社福)茨城県社会福祉事業団では、自主判断に基づき効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材確保に向けた処遇改善等に取り組んでいく必要がある。	低下につながることがないよう、 県は責任を持って取り組む必要が
			に自立化するというのは唐突感がある。これまで どういった説明があったのか。 ・1千万円の出捐金を返還することは県から独立 するということか。	・県の出資団体から外れるということである。	
			としての5,000万円の補助金はどうなるのか。	・あすなろの郷の管理運営を行うため医師2名は継続して派遣するが、事務職員1名については、派遣しないこととしている。本部運営費については、各事業において負担をしていくこととなる。	
			・自並化について (在倫) 次城県在芸福祉事業団の職員やあすなろの郷の保護者等に説明はしているのか。	・ (社福) 茨城県社会福祉事業団において、理事会等での決定の前に職員や育成会に対し説明を行ったと聞いている。	
		• (社福) 茨城県社会福祉事業団の自主事業における今後の経営計画によると、おおむね安定した事業収支が見込めるため。	_	【第2回一説明聴取】 ・(社福) 茨城県社会福祉事業団において、自主事業における今後の経営シミュレーションを行っている。その結果は、令和7年度の自主事業開始から5年後の令和12年度の経営計画は、セーフティネット棟の入所対象とならない方全員を受け入れた上で、おおむね安定した事業収支が見込まれることを確認している。	_

【別紙7-2】第5章2(2)個別の県出資団体等に係る提言 ア 重点的に議論した県出資団体等【執行部から方針の変更が示されたもの】

			執行部の対応方針に対する審議		
No	. 団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
		・(社福) 茨城県社会福祉事業団の自立化後も、県民に提供されるサービス、支援員の就労環境は変わらないと見込まれるため。 ・民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないと見込まれるため。	_	計画を踏まえ、県立施設から事業団の自主事業へ運営体制のみを変えるものであるので、入所者等へのサービスの提供はもとより、直接サービスを提供する支援員の就労環境にも大きな変化はない。また、民間の障害者福祉サービス事業所に対しても影響はないものと考えている。	く、長期にわたって持続的・安定 的に実施されるべきものであるこ
			の運営基準では事業団の職員の給与は県職員に準じることになっており、民間より低いとは考えられないがどういうことか。 ・処遇改善加算制度を活用できないなら、県が独自に負担して、給与水準を引き上げるべきではないか。 ・理事会、評議員会で了承されたというが、議事録では十分な議論がされたとは感じられない。サービスの低下が生じないよう県として十分責任を果たしていくためには、人的にも財政的にも、	・国の通知は技術的助言となっており、縛られるものではない。 ・近年、国では介護職員の給与水準を引き上げるため処遇改善加算制度を設けており、民間施設ではこの制度を活用しているが、(社福) 茨城県社会福祉事業団では県の基準に準拠しており、特に非正規職員の給与水準が民間より低くなっている。・県の出資団体であることから、基準から外れることは難しい。 ・再編整備計画が一部変更された令和2年以降、(社福) 茨城県社会福祉事業団において時間をかけて議論してきた結果であると聞いている。県では民間事業者で処遇が困難な最重度の障害者への支援に特化し、よりよいサービスが提供できるよう県が責任を関事業者と同様に国の基準の中でサービスを提供していく。賃金等の処遇については、介護人材不足に対応するため、国の処遇改善加算制度などを活用できるよう自立化することとしている。	
			【第2回一田山委員長】 ・社会事業を担う団体は、県民の生活に直結する公共サービスを提供する団体であることから、今後ともサービスの質を落とさないことを常日頃から最優先に考え、事業を進めていただきたい。 【第2回一江尻委員】 ・自立化により(社福)茨城県社会福祉事業団に対する財政的関与はなくなっても、最重度の障害者の受入れ先となるセーフティネット棟の運営に対しては、県として責任をもって、財政的にも手厚く支援していく考えはあるか。 ・(社福)茨城県社会福祉事業団の自立化は、県の福祉分野における責任の後退につながることから、賛成できない。	- ・セーフティネット棟の部分について、必要な経費は、しっかり と指定管理で対応していく。	

			執行部の対応方針に対する審議			
No	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言	
		【判断】妥当 【判断の理由】以下のとおり。	<u>=</u>	<u>=</u>	=	
34	笠間栗 ファクト リー(株)	・執行部による説明において、地域を 代表する特産物のブランド化と新たな 地域価値の創出を目的として、その販り 路拡大やブランド価値の向上等に取る	【第10回-田山委員長】 ・出資に至る経緯について確認したい。 ・これまでの効率の悪い施設を売却するという主 旨に逆行するように感じるが、財務諸表の確認は	・県から出資を申し入れた。 ・農林水産部産地振興課で確認している。	・当該団体は設立間もないことから、財務状況をよく注視する必要があり、県財政に負担がかからないよう、健全な経営に向けた支援	
		組むとともに、地域の新たな魅力づく り、地域産業の発展等を目指すという 積極的な意欲が示されたこと。	<u>行ったか。</u> ・令和5年度3期決算によると年間の9ヶ月分くらいの在庫、4期でいうと8ヶ月分くらいの在庫があることについて詳しく教えてほしい。	・在庫は、第4期末で27tである。	<u>に努めるべきである。</u>	
			・通常は2、3ヶ月分くらいの在庫だと思うが、棚卸表を持っているか。直近の棚卸表を提出願いたい。	・直近の棚卸表については、次回委員会において提示する。		
		・当該法人の経営体制、原材料確保の 見通しや販売状況、収支状況等につい て確認を行うとともに、「当該法人を 通じて実現しようとする県の行政目的	・借入金の返済がされてないが、しっかりとした 予定表がないと理解しにくい決算内容なので、是 非示してほしい。 ・今後、資金需要が生じた場合、どう対応するの			
		の効果的達成が認められること」とい う県出資団体の設置指針の観点から も、現時点においては大きな問題がな いと思料されること。	<u>办。</u>	めて売上を増やすことが重要である。一方で、新栗の時期まで在 庫がないとビジネスチャンスを失うことになるので、ある程度の 在庫は必要と考えている。		
		V.C.MARCALO C.	・社会保険加入者2名となっていて正社員2名で 健全な経営ができるか疑問である。正社員は何名 か。人的構成もしっかり確認してほしい。 ・令和7年3月以降の販売計画や原材料確保の見	・管理職 3名、担当者 2名の計 5名である。		
			数は削減してきた。笠間栗ファクトリー㈱への出	・笠間栗ファクトリー㈱については、選択と集中の観点からの必要性や効果的な事業ができる団体として出資を決定した。本県において栗産地の構造改革を推進するために、栗の原料供給だけでなく加工まで行う高付加価値化を図る笠間栗ファクトリー㈱が重要な役割を果たすという観点から県担当課で考え、議会へ提案・決定となった。	・当該団体は新たな県出資団体であり、特に経営の安定が重要な課題である。執行部は、定期報告以外にも時機を捉えた議会に対する報告など丁寧な説明に努め、議会も運営状況を把握できるようにするべきである。	
				・本県の栗をブランド化していく上で、県民の皆様の心配に及ばないよう、笠間栗ファクトリー㈱を支援してまいりたい。 ・出資団体改革については、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例制定や、経営評価の実施、改革工程表の作成など、議会の関与を強くする方向で進めてきたものである。一方で、令和3年度の調特においては、「時代の変化に合わせて、県の政策展開を加速させるためにも、県出資団体を戦略的		
				でし、原の収束展開を加速させるためにも、原田資団体を戦略的 に活用していく必要がある」との提言をいただいている。笠間栗 ファクトリー㈱の経営が県財政への過大な負担にならないよう指 導していく。		

				執行部の対応方針に対する審議		
No).	団体名	執行部の今後の対応に対する 委員会の判断とその理由	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁や 今後の方針案を導いた理由)	提言
				・出資団体改革は財政健全化の柱である。令和3年度調特の「時代に合わせて出資団体を活用していく」というのは、議会に対する説明をして、議会と執行部がコンセンサスを得た上で、個別に対応していく前提だと思っている。		
				【第11回-田山委員長】 ・笠間栗ファクトリー㈱への出資はすでに議決され、執行されていることだが、健全経営やブランドの保持などについては執行部で今後、しっかり対応してほしい。		・これまで築き上げてきた県産栗 のブランドを守りながら、さらな る付加価値の向上を図り、産地の 振興や新たな魅力づくりにつなげ ていく役割が求められる。
				日本の出資額が大きい。 J R東日本は、どのよう な取組を行っているのか。	・現在、笠間栗ファクトリー㈱に出資している3者が、それぞれ の強みを活かして取組を進めている。JR東日本は加工品の販路 開拓や地域振興等に強みを持っている。	=
				・JR東日本独自の栗ブランド加工品はあるのか。・県外の業者にも、製品の販売を行うのか。	・ J R 東日本と笠間市内の菓子業者がコラボして作った「おちぼ 栗」等の商品がある。加工品の出口戦略については、重要である ので、今後も連携して取り組んでいく。 ・県内の業者を基本としていくが、県外の業者に対してもしっか りと販売していく。	

【別紙8-2】第5章2(2)個別の県出資団体等に係る提言 ア 重点的に議論した県出資団体等

				執行部の対応方針に対する審議		
No).	団体名	執行部の今後の対応 に対する判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
2		恵島臨海 鉄道㈱	妥当	だけである。運賃改定により何らかサービス向上を望む声があると思う。特にSuicaが利用できない状況が改善されていない。	・今回の改定は、物価高騰などに対応するために実施するものと 聞いている。Suica導入は初期投資が非常に大きいため、運賃改定 後の収益の動向を見ながら、設備投資について会社と検討してい きたい。	改善に向けた取組の検討を進めると ともに、その周知についても早めの
				【第8回-小松崎委員】 ・神栖駅からパーク&ライドによるアントラーズの応援列車については、どのような状況か。 ・運賃改定によって、サービスの向上が期待されるが、現状、	実施したところ。現時点で具体に決まっている企画はないが、関係者に働きかけるなど、継続して実施してまいりたい。	対応を心掛けるべきである。
				通学定期券を購入できる場所が限られていたり、窓口の時間が	駅であり、沿線の各市町で1箇所は購入できる体制をとっている。定期券の更新は自動券売機で可能だが、新規購入については通学証明書での確認が必要となるため、職員の対応が必要となる。今後、利用者の利便性をどう高められるのか、会社とも考えていきたい。	
				【第8回-田山委員長】 ・大洗鹿島線については、沿線市町、県が応援体制をつくっていかなければならない。物価等が高騰している中で、大洗鹿島線を育てる沿線市町会議は、湊線と比べるとあまり機能していないようにも思う。自治体がより積極的に関与していくことをお願いしたい。	_	・全国的な課題となっている地方鉄 道の運営継続に対しては、県や沿線 市町村の協力体制こそが要であるこ とを認識し、団体と連携して努力し ていく必要がある。
6	F	恵島共同 再資源化 センター	妥当	止するとあるが、今後の清算手続きについて県としてどのよう に関わっていくのか。	算手続きを進めていくと伺っている。土地の売却先等の相談に応 じるなど、清算がスムーズに行われるよう関わってまいりたい。	・県の主導により設立されたことを 鑑み、解体や清算に関しても県が関 わることが求められる。
		朱)		・当該法人の設立にあたって県の役割は大きかったと認識している。清算を終えるまでしっかり関わっていただきたい。		
8	力	(公財)茨 成県看護 教育財団	妥当	【第4回一森田委員】 ・今後どのような取組により看護職員を増やしていくのか、また、どこに重点を置いていくのか。	・看護職員の確保対策については、養成・定着・再就業の促進と 質の向上を4つの柱とし、総合的に取り組んでいる。離職を防止 する定着促進と離職した看護職員の再就業促進に力を入れている ところである。	・職業に対する喜びや夢を持つこと につながる将来の夢やビジョンを大 きく掲げて看護職員の確保に取り組 むことが重要である。
				・結城看護専門学校の国家試験合格率は100%であり、入学者数が定員割れしているが、県内就業率は9割とのこと。今後、さらに力を入れていく部分についてはどう考えているのか。	・令和5年6月に(公財) 茨城県看護教育財団の理事長に副知事が就任しており、今後、法人や学校の運営について、県はこれまで以上に主体的に取り組むこととしている。主に、学生や教員の確保に力を入れて取り組んでいく。	
				・学生確保の方策について、意気込みを伺いたい。	・従来の学生確保の取組である高校訪問を見直し、学生や保護者 に学校の魅力を直接訴求できる公開授業・保護者向け説明会等を 実施するとともに、オープンキャンパスや入試時期の前倒しを行 うことにより、受験者数の増加を図っている。	
				・看護に対する夢やビジョンを大きく掲げて看護職員を確保していただくとともに、全国順位下位からの脱却を期待している。		

【別紙8-2】第5章2(2)個別の県出資団体等に係る提言 ア 重点的に議論した県出資団体等

			執行部の対応方針に対する審議		
No.	団体名	執行部の今後の対応 に対する判断	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
18	㈱茨城県 中央食肉 公社		次経営改善5カ年計画を策定するなど、経営は今後も良い方向 に向かうと期待している。一方、施設は整備後40年が経過して	・(㈱茨城県中央食肉公社の施設は築40年が経過し、老朽化が著しいため、計画的に修繕を行いながら運営している状況である。収支については、令和5年度、と畜手数料等を値上げするなどにより、大幅に改善が図られる見込みであり、累積損失を早期に解消し、将来に向けた施設整備を行う経営体力を蓄えられると考えている。茨城の畜産を担う最新の食肉処理施設や加工施設の整備ができるよう、県も一体となって進めていきたい。	・老朽化により施設の更新時期を迎えているため、時代やニーズに合った新しい施設の整備に向けた検討を 進める必要がある。
26	茨城県道 路公社	ΧI	効果が無いとの声もある。県としてどのような利用促進策をとっているのか。 ・千葉県側の道路も整備されていないと、結局橋を渡ってもまた渋滞になってしまうとの声もあるが、こちらから働きかけは行っているのか。 ・料金徴収期間は令和18年までとなっているが、現在の通行量ではそれまでに建設費を回収できないので、料金の徴収期間が延期になるのではと危惧する声もある。思い切って早期に無料	ため有料道路へ誘導する案内看板の設置を行っているなど、有効に利用してもらうための利用促進策を実施している。 ・千葉県側の道路については、橋を渡った先で国道356 号への接続部が丁字路であることから、千葉から茨城へアクセス性が悪く、利用されにくい状況にある。令和5年8月に(仮称)若草大橋延伸線協議会が設置されたところであるため、今後の千葉県の動向について注視しつつ、利用促進策も進めていきたい。	・施設の具体的な有効利用策を検討するに当たっては、実際に施設を利用し、その実情に詳しい地元地域の方の声を拾い上げ、参考とすることが求められる。
29	茨城県土 地開発公 社	妥当	化するのも一つの手段ではないか。千葉県側で(仮称)若草大橋延伸線協議会が開催されたとあったが、利用促進策も含め、地元への適切な情報提供を行っていただきたい。	_	_
30	(公財)茨城県教育財団	妥当	_	_	_

【別紙9-2】第5章2 (2) 個別の県出資団体等に係る提言 イ その他、個別の県出資団体等

	執行部の対応方針に対する審議			
Nc	. 団体名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
3	(公財)い ばらき文 化振興財 団	_		_
4	(公財)茨城県国際交流協会	_	_	_
5	(一財)茨 城県環境 保全事業 団	-	_	_
7	(公財)茨 城県消防 協会	_	_	_
9	(公財)いばらき腎臓財団	_	_	_
1	(公財) (公財) (公財) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では	_	_	_

【別紙9-2】第5章2 (2) 個別の県出資団体等に係る提言 イ その他、個別の県出資団体等

		1 (0)他、個別の未出員団体寺	執行部の対応方針に対する審議	
No.	団体名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
12	(公財)茨 城県開発 公社		・コロナが明け旅客数は伸びていることに加え、先般、発着枠の弾力運用が 始まったことから、現在、増便や路線の拡大に取り組んでいる。その先に は、現状の空港施設の容量では受け入れ切れないといった事態が生じるもの と認識している。県としては、そういったことを念頭に置きながら現状を分 析し課題を整理したうえで、在り方を検討していきたいと考えている。	の需要を見据えた施設の充実や整備に
		状況か。 ・茨城空港旅客ターミナルビルに、必要なテナントがないとか免税店もない現状は、収益の向上が見込めない状況にもつながりかねず、県からの貸付金の返済にも支障が出るのではないかと考える。現在の取組を進める上でも、県の貸付の財源は県民から徴取した税金であることを認識して、きちんと回収できるように取り組んでいただきたい。	・空港ターミナルビルの整備資金として約33億円を貸し付けているが、令和4年度までに約15億円が償還済みであり、令和15年度までに残りの約18億円を償還予定としている。 ・また、貨物施設整備資金として、約2千万円を貸し付けているが、令和4年度までに約8百万円が償還済みであり、令和14年度までに残り約1千2百万円を償還予定。テナントの詳細な入居率は持ち合わせていないが、現在、2階の物販店舗1店と1階の国際線待合室にある免税売店が空き店舗となっている。	
		【第5回-村田委員】 ・いこいの村涸沼について、民間譲渡に向けた動きはあるのか。 ・料金設定はどうしているのか。 ・引き続き、サービス向上に努めていただき、目標としている3万6,000人の宿泊人数を維持できるようにお願いしたい。	・当面は、現在の管理手法を継続しながら、様々な状況を勘案し、適切な経営の在り方を検討していく。 ・所有している(公財)茨城県開発公社所有の施設なので、開発公社でが設定している。	_
		【第5回-森田委員】 ・いこいの村涸沼は経営状況も良いと感じているが、(公財)茨城県開発 公社としてはどう考えるか。	・継続的な営業努力と地元地域との連携によるものと考えている。	_
13	茨城県信 用保証協 会	_	_	_
14	(公財)茨 城カウング センター	【第7回-江尻委員】 ・当該団体が公益財団法人として運営している意義は何か。 ・カウンセラーは、安定した処遇で対応できているのか。 ・茨城県のようにカウンセリングを行っている団体に出捐している県はあるのか。 ・県が関与することにより信頼性が高まるとともに、安心してカウンセリングを受けることができる。通常、どこのカウンセリングに行けばいいのか、探すところから迷うのが一般的である。また、いくら料金がかかるのか分からないことが要因となり、カウンセリングを足踏みすることもあるが、きちんと定額で決まっていて、予約して面談できる、継続的にカウンセリングを受けられるということは、非常に重要だと思うので、今後も拡充を進めていただきたい。	・勤労者や家族の様々な悩みに応じており、どなたでも、低廉な価格で利用できるということが重要と認識している。 ・カウンセラーは8名在籍しているが、常勤職員の給料は月額29万円程度となっている。また、令和6年度は増員を予定している。相談者のニーズに対応しつつ、カウンセラーの確保に努めていきたい。 ・関東では、出捐している県はない。	・利用者が安心してカウンセリング等を受けられる <u>ためには、県の関与による信頼性の向上や分かりやすい料金設定が重要であり、継続してカウンセリング等が受けられるよう</u> に努めること。

【別紙9-2】第5章2(2)個別の県出資団体等に係る提言 イ その他、個別の県出資団体等

執行部の対応方針に対する審議			執行部の対応方針に対する審議		
Nc	. 団体名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言	
1	(株)ひたち なかテク ノセン ター	_	_	_	
10	(株)つくば 研究支援 センター	_	_	_	
1	(一財)茨 城県科学 技術振興 財団	_	_	_	
19	(公社)茨 城県農林 振興公社	_	_	_	
20	茨城県農 業信用基 金協会	_	_	_	
2		ほしい。 ・合併前の3団体が風通しよく、うまく機能する取組を進めていただきたい。	・林業関係3団体が合併したことにより、森林・林業関係の様々な施策に対し一体的なアプローチが可能となったことなどにより、経営基盤の強化につながっている。なお、経営評価でも「概ね良好」との評価を得ている。 ・県では、市町村の森林整備を進めるため、森林環境譲与税を活用し、「市町村森林整備等バックアップ事業」によりセンターに補助を行っている。これにより、令和元年度に16%だった市町村の税執行率が、令和4年度には54%に向上した。なお、令和5年度は、市町村職員を対象として森林・林業に関する研修会を5回開催し、延べ132人に参加いただいたほか、地域林政アドバイザー養成研修や市町村に出向いた巡回指導を132回実施している。	組織や財政基盤の強化を進め、森林・ 林業に関する業務を一体的に取り組む ことができる体制の構築に努めるべき	
		・県では、森林環境譲与税を活用し、「茨城県市町村森林管理サポートセンター」に支援を行っていると聞いているが、センターではどのような業務を実施しているのか。 【第8回一豊田委員】 ・県には、森林環境譲与税をうまく活用できない市町村について、引き続き、「茨城県市町村森林管理サポートセンター」と連携し、指導に当たっていただきたい。		・森林環境譲与税の活用促進に向け て、茨城県市町村森林管理サポートセ ンターと連携した上で、市町村の指導 に当たっていくことが重要である。	

【別紙9-2】第5章2(2)個別の県出資団体等に係る提言 イ その他、個別の県出資団体等

	執行部の対応方針に対する審議				
N	0.	団体名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
4	22 块	公財)茨 成県栽培 魚業協会	_	_	_
4	23 ±	(公財)那 可川沿岸 土地改良 基金協会	が、現時点の事業費や工期はどうなっているのか。	・国営事業を進める途中で、受益地の編入要望があり、用水系統の再編に伴う老朽施設の改修工事の追加や御前山ダム造成費の増大等により、国は平成22年度に計画変更を行った。その後は、計画変更は行われていないが、消費税率の引上げや物価高騰の影響等により総事業費が増大し、現在921億円となっている。工期は令和8年度までの予定である。	ど、農業環境は水利事業開始時とは変化している。このような状況下、当該事業の社会的必要性、水利施設等の維持管理費や事業完成後の負担金などについて、県として真摯に向き合いなが
			・当初計画から事業費が約2倍に増大している中、農業環境は、米価の下落、電気代や資材費の高騰等により大きく変化しており、地元負担への影響が懸念されるが、事業費の負担に見合うだけの効果はあるのか。	・国営事業は、農業者1.7万人の同意に基づき実施されている。御前山ダムの水を利用して有機農業団地の形成やブランド作物の生産拡大が進んでおり、国営事業なくしてこの様な成果はなかったと認識している。なお、基金協会による市町村積立金の運用益は、すべて農家負担金に充当され、実質的な農家負担は発生しない。	ら、将来をしっかり見据え、農業従事者への過度な負担が発生しないよう、 責任を持って取り組むべきである。
				・国営事業は、那珂川沿岸地域における儲かる農業の実現のため、大切な事業と認識しているので、引き続き、国や関係8市町村、土地改良区と連携して、事業を進めてまいりたい。	
			・市町村や農家への負担については、農家負担は発生しないと県は説明しているが、将来的にそれが成り立つのかどうかについても、県は責任を持って取り組むべきだと思う。		
4	24 沙	(一財) 茨城県建 设技術公 土		_	_

【別紙9-2】第5章2(2)個別の県出資団体等に係る提言 イ その他、個別の県出資団体等

		執行部の対応方針に対する審議		
No	. 団体名	委員の主な発言	執行部の説明 (委員の質疑に対する答弁)	提言
	(一財) 茨城県建 設技術管 理セン ター	_		_
2	た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た	-	_	-
2	㈱茨城	_	_	_
3	(公財) 茨城県ス ポーツ協 会	_	_	_
3	(公財)茨2城県防犯協会	_	_	_
3	(公財)茨 城県暴力 追放推進 センター	_	_	_